

# 国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画

平成26年3月

福津市教育委員会



国指定史跡 つやざきこふんぐん 津屋崎古墳群 保存管理計画

平成26年3月

福津市教育委員会



## 序 文

福津市は、福岡県北部の玄界灘に面し、古代において対外交流の一要衝であったことから数多くの貴重な遺跡が残されています。なかでも市北部に分布する津屋崎古墳群は、沖ノ島祭祀に関わりを持つ地方豪族胸形君一族が、約200年に亘り連綿と築いた首長墓群である可能性が高く、北部九州を代表する古墳群であると言えます。

本市ではこの貴重な史跡津屋崎古墳群を後世へ確実に伝えていくため保存管理計画を策定し、適切な保存活用の実現に向けて積極的に取り組んでいるところです。また、津屋崎古墳群は平成21年1月に沖ノ島や宗像神社境内とともに「宗像・沖ノ島と関連遺産群」としてユネスコの世界遺産暫定リストに掲載され、より一層の普及活用が図れるものと期待されます。

本計画により津屋崎古墳群の適切な保存活用が推進、継承されますことを祈念いたしますとともに、策定にあたりご指導、ご協力を賜りました文化庁、福岡県教育庁をはじめ、策定委員会各委員ほか関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成26年3月

福津市教育委員会  
教育長 金子 孝信



## 例 言

1. 本書は、福岡県福津市に所在する国指定史跡津屋崎古墳群<sup>つやざきこふんぐん</sup>の保存管理計画である。
2. 本計画策定事業は、国庫補助を受け平成 24 年度から 25 年度にかけて実施した。
3. 本計画書は、平成 24 年度から 25 年度にかけて設置した国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画策定委員会の検討によりまとめられたものである。
4. 本計画策定は、文化庁文化財部記念物課並びに福岡県教育庁総務部文化財保護課の指導・助言を得て行い、文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき』を作業指針とした。
5. 本計画書作成は、福津市教育委員会が行い、関連業務を株式会社アーバンデザインコンサルタンツに委託した。
6. 本計画書の執筆は福津市教育委員会教育部教育総務課井浦一が主に担当した。
7. 「Ⅱ－1－(1)－⑥希少生物」については、福津市地域生活部うみがめ課品田裕輔氏に執筆願った。希少生物等掲載写真は同氏の提供による。
8. 「Ⅳ－4－(5) 現状変更等の取扱い基準」については、福岡県教育庁総務部文化財保護課入佐友一郎氏の指導、助言を得た。



# 目次

I	沿革と目的	
1	計画策定の沿革	1
2	計画の目的と範囲	2
3	委員会の設置と審議の経過	4
II	位置と環境	
1	福津市の概要	9
2	福津市の歴史概要と指定文化財	39
III	国指定史跡津屋崎古墳群の概要	
1	指定に至る経緯	43
2	指定地の範囲	45
3	指定の内容	46
4	津屋崎古墳群の歴史的評価	48
5	津屋崎古墳群の現状	68
IV	保存管理	
1	保存管理の基本方針	88
2	構成要素	89
3	保存管理の方針と方法	95
4	現状変更等の取扱い	100
5	周辺環境の保全	114
6	災害発生時の対応と予防措置	115
V	整備活用	
1	『整備基本計画』（平成23年3月策定）の概要	116
2	市の関連計画での位置付け	118
3	整備活用の方針	119
4	公開・活用の進め方	120
5	史跡追加指定	122
6	公有地化	122
7	発掘調査	122
VI	管理・運営及び体制整備	
1	管理・運営	123
2	体制整備	123
VII	今後の課題	124

## 資料編

- ・ 調査カード
- ・ 関係法令等



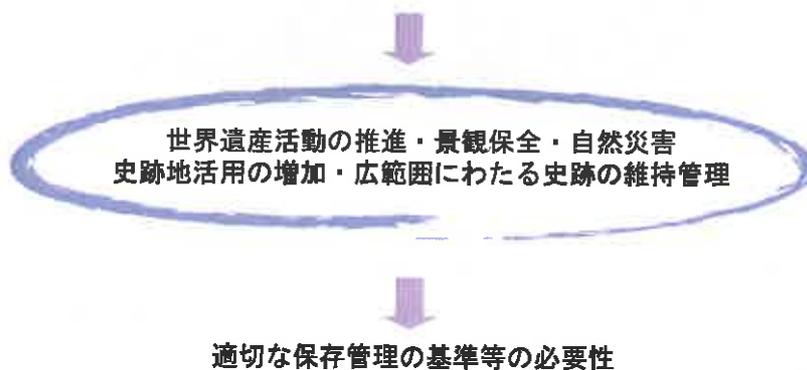
1 計画策定の沿革

津屋崎古墳群は、平成17年3月に国指定史跡となり、平成21年1月には「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産として世界遺産暫定リストに記載された。福津市は、福岡県・宗像市と共同で、県民、経済団体、文化・教育団体、行政等で組織する「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議を設置して、世界遺産登録に向けた官民一体の取り組みを行っている。福津市教育委員会は、平成20年3月に『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本構想』、平成23年3月に『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本計画（以下、『整備基本計画』という。）』を策定した。『整備基本計画』には、維持管理や景観保全といった今後取り組むべき課題を挙げ、引き続き策定する保存管理計画において検討するものと位置付けた。

また近年、史跡地活用の機運が高まりを見せていることから、史跡の価値を損なうことなく円滑にその活用を進めるためには、市民、地域住民、所有者との協議・共働で『保存管理計画』を策定し、保存管理方法を具体化し共有していくことが急務となっている。

[保存管理計画策定の沿革]

平成16（2004）年7月	国史跡指定に係る意見具申（津屋崎町）
平成17（2005）年1月	福津市誕生（津屋崎町と福間町の合併）
平成17（2005）年3月	国史跡指定
平成20（2008）年3月	『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本構想』策定
平成21（2009）年1月	世界遺産暫定リストに記載（世界遺産候補構成資産）
平成23（2011）年3月	『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本計画』策定



平成24（2012）年度 ～平成25（2013）年度	『国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画』策定
-------------------------------	-----------------------

## 2 計画の目的と範囲

### (1) 保存管理計画の構造

保存管理計画の構造について、『史跡等整備のてびき』（文化庁文化財部記念物課監修）から引用し、以下に確認する。

保存管理計画においては、歴史的・自然的・社会的側面から行う各種の調査結果に基づき、当該史跡等の本質的価値を明確化し、それらを次世代へと確実に伝達するために必要とされる保存管理の方針・方法等を示すのみならず、保存管理に直接的又は間接的に関係することとして、当該史跡等の将来像に関する整備活用の骨子と、それらを適切に運営するための方法を示すことが必要である。したがって、保存管理計画は次の①～③の分野から構成されるといってよい。

- ①**保存管理** 史跡等の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための「保存管理」に関する分野（保存管理計画に必須の分野）
- ②**整備活用** その延長線上にあることとして、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上で必要となる当該史跡等の将来像の概要を示した「整備活用」に関する分野（間接的に関連する分野）
- ③**運営及び体制** ①及び②を一体として確実に進めていく上で必要となる「運営方法」や、それを円滑に進めるための「体制整備」に関する分野（保存管理計画に必須の分野）

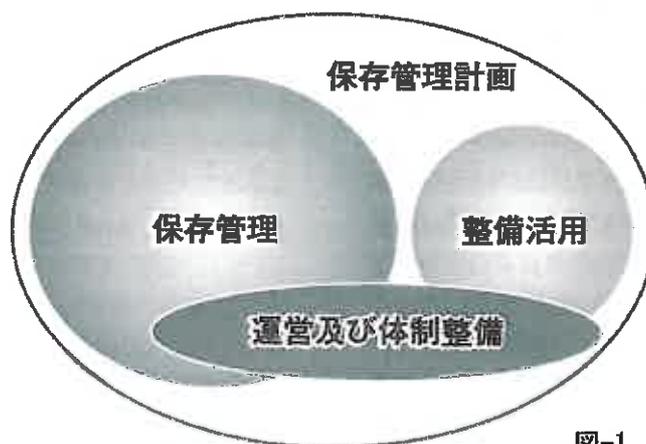


図-1 保存管理計画の構造

### (2) 計画の目的

津屋崎古墳群を適切に保全し、次世代へと確実に伝達していくために、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準の策定等を目的として保存管理計画を策定する。

津屋崎古墳群は、南北 8km、東西 2km の広範囲に分布し、指定対象面積は約 23.1ha と広大であるため、環境や取扱いが一樣でない。また、約 2ha の社寺所有地を含む史跡であり全てが公有化対象地ではない。現状では公有化は長期にわたる見込みである。このような史跡地の状況において、史跡を適切に保存管理するためには、そのあり方を地権者・周辺住民・関係諸機関・市民等の関係者間で共通認識し、統一した考え方の下に取り組みを推進・継承していくことが望ましく、保存管理計画はその指針となるものである。

なお、津屋崎古墳群は平成 21 年 1 月に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」として世界遺産暫定リストに記載され、この時点で津屋崎古墳群全域を構成資産としていた。平成 23 年 3 月に策定した『整備基本計画』で古墳群の分布状況や特性を踏まえた望ましい整備の在り方を位置付けたが、その後平成 24 年 7 月に、津屋崎古墳群のうち新原・奴山古墳群のみを構成資産に絞り込み、他の古墳は緩衝地帯（バッファゾーン）に含めるなどして共に保護を図ることとなった。特に構成資産に関しては世界遺産として相応しい整備の在り方の具体的な検討が新たな展開を見せた。

本計画は『整備基本計画』策定後に時を置かずして策定するが、以上の経緯から整備活用に関わる分野等において必要を生じた内容について新たに加えることとなった。また、本計画は「宗像・沖ノ島と関連遺産群」包括的保存管理計画と整合を図り策定する。

### （3）計画の範囲

計画の対象とする範囲は、史跡地及び周辺地域とする。史跡地に係るものとしては、既指定地と追加指定対象地がある。次に、周辺地域とする範囲は、明確な線引きができるものではないが、少なくとも隣接地や地形的に密接な近隣の土地が史跡地の保存管理に関わると考えられる。また、史跡地に接する道路、水路、ため池等についても、利用状況や維持管理によっては史跡を損なう行為を生ずるおそれがある。さらに、津屋崎古墳群は自然豊かな景観の中に広域にわたり史跡地が点在する。その築造の歴史的背景は、地理的条件や海に関わりが深い。史跡地を取り巻く周辺環境の保全は、史跡の適切な保存管理と深く関連しており、周辺環境を視野に入れた検討を進めていく必要がある。



津屋崎古墳群全景航空写真（南西上空から）

### 3 委員会の設置と審議の経過

#### (1) 委員会の設置

本事業においては、平成24年度・25年度の2ヵ年度に亘り「国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）」を設置し、指導・助言を求めた。福津市では、津屋崎古墳群の国史跡指定の後、その適正な整備活用を図るため「国指定史跡津屋崎古墳群整備指導委員会（以下、「整備指導委員会」という。）」を設置し、指導・助言を受けている。策定委員会委員については、この整備指導委員会委員を中心とした考古学、土木工学、造園学の専門家、並びに史跡地関係者から構成される。策定委員会委員及び事務局等は下記のとおりである。

#### 〈国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画策定委員会委員〉

	氏名	専門等	所属等
委員長	西谷 正	考古学	九州歴史資料館館長（平成24年度）
			九州歴史資料館名誉館長（平成25年度）
副委員長	林 重徳	土木工学	佐賀大学名誉教授
委員	岡本 均	造園学	元西日本短期大学教授
	重藤 輝行	考古学	佐賀大学准教授
	浄見 譲	史跡地関係	宮地嶽神社宮司 代理出席：宮地嶽神社権禰宜 吉良 義男
	寺嶋 輝次	史跡地関係	天降天神社氏子代表

助言	浅野 啓介	文化庁文化財部記念物課史跡部門文化財調査官
	吉田 東明	福岡県教育庁総務部文化財保護課企画係長
	岸本 圭	福岡県教育庁総務部文化財保護課技術主査（平成24年度）
	坂元 雄紀	福岡県教育庁総務部文化財保護課主任技師（平成25年度）
	磯村 幸男	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室参事（平成24年度）
		福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室参与（平成25年度）
	岡寺 未幾	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室技術主査
	大高 広和	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室主任技師
	松本 将一郎	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室主任技師
野木 雄大	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室主任技師	

事務局	金子 孝信	福津市教育委員会教育長
	下り松 英次	福津市教育委員会教育部長（平成24年度）
	遠藤 光紀	福津市教育委員会教育部長（平成25年度）
	溝辺 秀成	福津市教育委員会教育部教育総務課長
	青木 正吾	福津市教育委員会教育部教育総務課主幹兼古墳公園建設係長（平成24年度）
	安藤 公司	福津市教育委員会教育部教育総務課古墳公園建設係長（平成25年度）
	青木 正吾	福津市総合政策部世界遺産登録推進室長（平成25年度）
	池ノ上 宏	福津市総合政策部行政経営企画課世界遺産登録推進係長（平成24年度）
		福津市総合政策部世界遺産登録推進室世界遺産登録推進係長（平成25年度）
	松尾 信人	福津市教育委員会教育部教育総務課古墳公園建設係主査
井浦 一	福津市教育委員会教育部教育総務課古墳公園建設係主任	

製作協力	棚町 修一	㈱アーバンデザインコンサルタント 主任技術者
	本村 嘉邦	㈱アーバンデザインコンサルタント 担当技術者（平成24年度）
	小峯 裕	㈱アーバンデザインコンサルタント 担当技術者（平成25年度）

## (2) 審議の経過

	開催日	内 容
第1回	平成24年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地視察（現状と史跡地範囲等確認）</li> <li>・文化庁担当官講話</li> <li>・策定スケジュールと方針説明</li> </ul>
第2回	平成24年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営事項（会議録等について）</li> <li>・前回指摘事項と加筆修正案</li> <li>・保存管理計画（Ⅰ～Ⅲ章）の検討</li> </ul>
第3回	平成24年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅰ～Ⅲ章の加筆修正案の検討</li> <li>・Ⅳ章保存管理（方針、構成要素）の検討</li> <li>・調査カードの作成状況説明</li> </ul>
第4回	平成25年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅰ～Ⅳ章-1、2までの加筆修正案の検討</li> <li>・新原・奴山古墳群の史跡追加指定について</li> <li>・保存管理計画Ⅳ章-3～5の検討</li> </ul>
第5回	平成25年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産専門家会議議事概要報告</li> <li>・保存管理計画Ⅲ章-4加筆の提案</li> <li>・Ⅳ章-1～5の検討</li> </ul>
第6回	平成25年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回～第5回委員会の指摘事項に係る対応</li> <li>・Ⅰ～Ⅳ章加筆修正案</li> <li>・Ⅴ～Ⅶ章の提案</li> </ul>
第7回	平成25年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回委員会以降の経過</li> <li>・市民意見公募手続きの結果について</li> <li>・包括的保存管理計画策定の動向について</li> </ul>



現地視察



策定委員会

### (3) 福津市古墳公園建設推進協議会

#### 協議会設置の沿革とその位置付け

福津市古墳公園建設推進協議会は、津屋崎古墳群が史跡指定を受けるまでの津屋崎町の取り組みにおいて設置した。第1回は平成15年2月に開催。所掌事務は、国史跡指定と古墳公園建設の促進に関する事項、その他教育委員会が必要と認める事項について必要な調査及び協議を行うこと。組織は市教育委員会が委嘱する17名以内の史跡地関係自治会(区)長と学識経験者からなる。協議会委員は以下のとおりである。

#### 〈福津市古墳公園建設推進協議会委員〉

	所属等	役職名	氏名	備考
委員長	福津市文化財保護審議会	副会長(中世史)	桑田 和明	前宗像市立城山中学校教諭
副委員長	福津市文化財保護審議会	会長(民俗学)	石井 忠	前福岡県立光陵高校教諭
委員	在自自治会	自治会(区)長	花田 清幸(平成24年度)	在自剣塚古墳
			谷口 三郎(平成25年度)	
	須多田自治会	自治会(区)長	寺嶋 輝次(平成24年度)	須多田古墳群
			山脇 芳邦(平成25年度)	
	大石自治会	自治会(区)長	広渡 繁喜(平成24年度)	大石岡ノ谷古墳群
			吉田 勝也(平成25年度)	
	生家自治会	自治会(区)長	花田 喜治(平成24年度)	生家大塚古墳
			花田 寛道(平成25年度)	
	奴山自治会	自治会(区)長	小澤 邦弘(平成24年度)	新原・奴山古墳群
			乙藤 純一(平成25年度)	
	桂区自治会	自治会(区)長	谷口 傳(平成24年度)	新原・奴山古墳群
			谷口 安幸(平成25年度)	
	西東自治会	自治会(区)長	御厨 浩(平成24年度)	勝浦井ノ浦古墳 勝浦峯ノ畑古墳
			田中 功(平成25年度)	
勝浦浜自治会	自治会(区)長	永島 徹(平成24年度)	勝浦高原古墳群	
		天野 太市(平成25年度)		
塩浜自治会	自治会(区)長	松尾 治喜(平成24年度)	新原・奴山古墳群	
		花田 勝幸(平成25年度)		

	所属等	役職名	氏名	備考
委員	宮司1自治会	自治会(区)長	荻原 勇雄	宮地嶽古墳 宮司井手ノ上古墳
	手光自治会	自治会(区)長	秦 利喜(平成24年度)	手光湯ノ浦古墳群 手光波切不動古墳
			大庭 茂信(平成25年度)	
	光陽台4自治会	自治会(区)長	杉本 建次(平成24年度)	手光波切不動古墳
			下村 靖彦(平成25年度)	

### 〈検討内容等〉

開催日	内容
平成24年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定史跡津屋崎古墳群と『整備基本計画』の概要</li> <li>・保存管理計画策定の取り組み</li> <li>・公有地化と追加指定</li> <li>・里道、市道における追加指定の方針</li> <li>・世界文化遺産への登録事業の進捗状況</li> </ul>
平成25年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定史跡津屋崎古墳群と『整備基本計画』の概要</li> <li>・国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画の策定</li> <li>・公有地化と追加指定の状況</li> <li>・世界文化遺産への登録事業の進捗状況</li> <li>・普及啓発活動の現状と今後の在り方</li> </ul>



平成24年度福津市古墳公園建設推進協議会



平成25年度福津市古墳公園建設推進協議会

(4) 国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画策定庁内検討会議（平成 25 年度）

検討会議設置の目的

津屋崎古墳群保護の指針となる『国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画』を策定するにあたり、上位及び分野別計画との整合を図り、庁内関係各課室からの専門的な意見の反映を図るため設置した。

〈国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画策定庁内検討会議〉

部	課 室	職	氏 名
総合政策部	行政経営企画課	主幹兼行政経営係長	小田 幸暢
	世界遺産登録推進室	世界遺産登録推進係長	池ノ上 宏
健康福祉部	いきいき健康課	健康づくり係長	大賀 公子
地域生活部	郷育推進課	郷育係長	香田 知樹
	郷づくり支援課	主幹兼郷づくり支援係長	辻 優子
	農林水産課	施設係長	志賀 孝俊
	商工観光課	観光推進係長	藤井 雄一
	うみがめ課	主幹兼環境づくり係長	伊藤 博
都市整備部	都市計画課	計画係長	迫田 和則
	建設課	主幹兼河川公園係長	松尾 耕太郎
	維持管理課	維持管理係長	乙藤 正治

〈検討内容等〉

開催日	内 容
平成 25 年 6 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存管理計画策定の取り組み</li> <li>・ 市総合計画及び分野別計画との整合と連携</li> <li>・ 関係法令、統計資料等の検討</li> <li>・ 保存管理と現状変更等の取扱い方針及び基準</li> <li>・ 整備と活用の方向性</li> </ul>
平成 25 年 7 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回指摘事項に係る加筆修正内容</li> <li>・ 災害発生時の対応について</li> <li>・ V～VII章の検討</li> <li>・ 素案全体の検討</li> </ul>

### 1 福津市の概要

#### (1) 自然環境

##### ①地形、地質

福津市は、福岡県の北西部で福岡市と北九州市のほぼ中間に位置し、北東は宗像市、南東は宮若市、南は古賀市に隣接している。市域は東西 10.0km、南北 13.0km あり、面積は 52.70km<sup>2</sup>である。

東部は許斐山・本木山・飯盛山などの標高 100～300m 前後の山々に、西部は玄界灘（日本海）に囲まれ、特に海岸一帯と宮地嶽神社周辺の山林は、昭和 31 年に玄海国定公園に指定され、風光明媚な自然景観を形成している。

また、市の海岸線 22km のうち砂浜が 10km あり、そのほぼ全域が松林となっている。

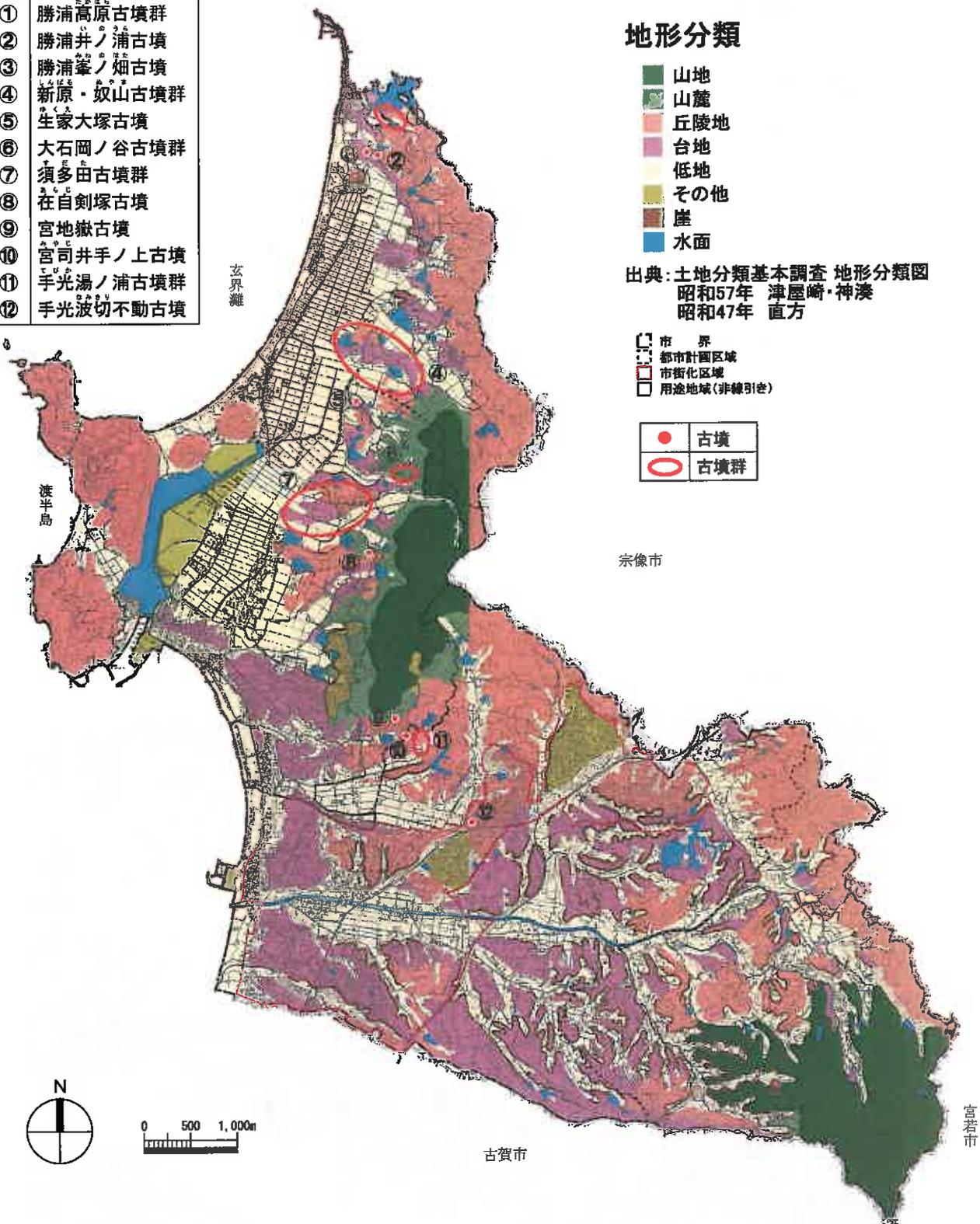
福津市の地形は、筑紫山地の分離丘陵の一つ宗像丘陵部に属している。海岸部は細長く砂質裸地の小丘陵が発達し、これに並行する形で砂礫台地が形成されている。津屋崎地域は江戸時代に干拓が行われるまで、入海が奥深く入り込んでおり、この入海に並行する形で東側は砂礫台地、丘陵地（大起伏丘陵地、標高 200m 以下）の緩傾斜の山地が続いている。津屋崎古墳群の大部分は、この丘陵地付け根から砂礫台地の先端部にかけて造られている（図-2）。

本市の地質分布は、低平地や河川沿いを未固結堆積物が占め、丘陵地に続く斜面を深成岩が、丘陵地及び台地を固結堆積物、変成岩、火山性岩石が占めている（図-3）。



渡半島の付け根から北に伸びる白石浜・勝浦海岸

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦峯ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多由古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳



**地形分類**

- 山地
- 山麓
- 丘陵地
- 台地
- 低地
- その他
- 崖
- 水面

出典：土地分類基本調査 地形分類図  
 昭和57年 津屋崎・神湊  
 昭和47年 直方

- 市界
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 用途地域(非線引き)

- 古墳
- 古墳群

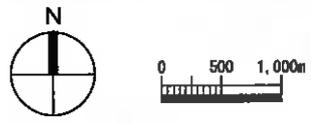


図-2 地形分類

(福津市まちづくり構想図 国土利用計画資料集「地形分類」に加筆)

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦峯ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多田古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

凡 例	
未固結堆積物	
固結堆積物	
火山性岩石	
深成岩	
変成岩	
断層	

市街化区域界	
用途地域界	
都市計画区域界	
準都市計画区域界	
市域界	

	古墳
	古墳群

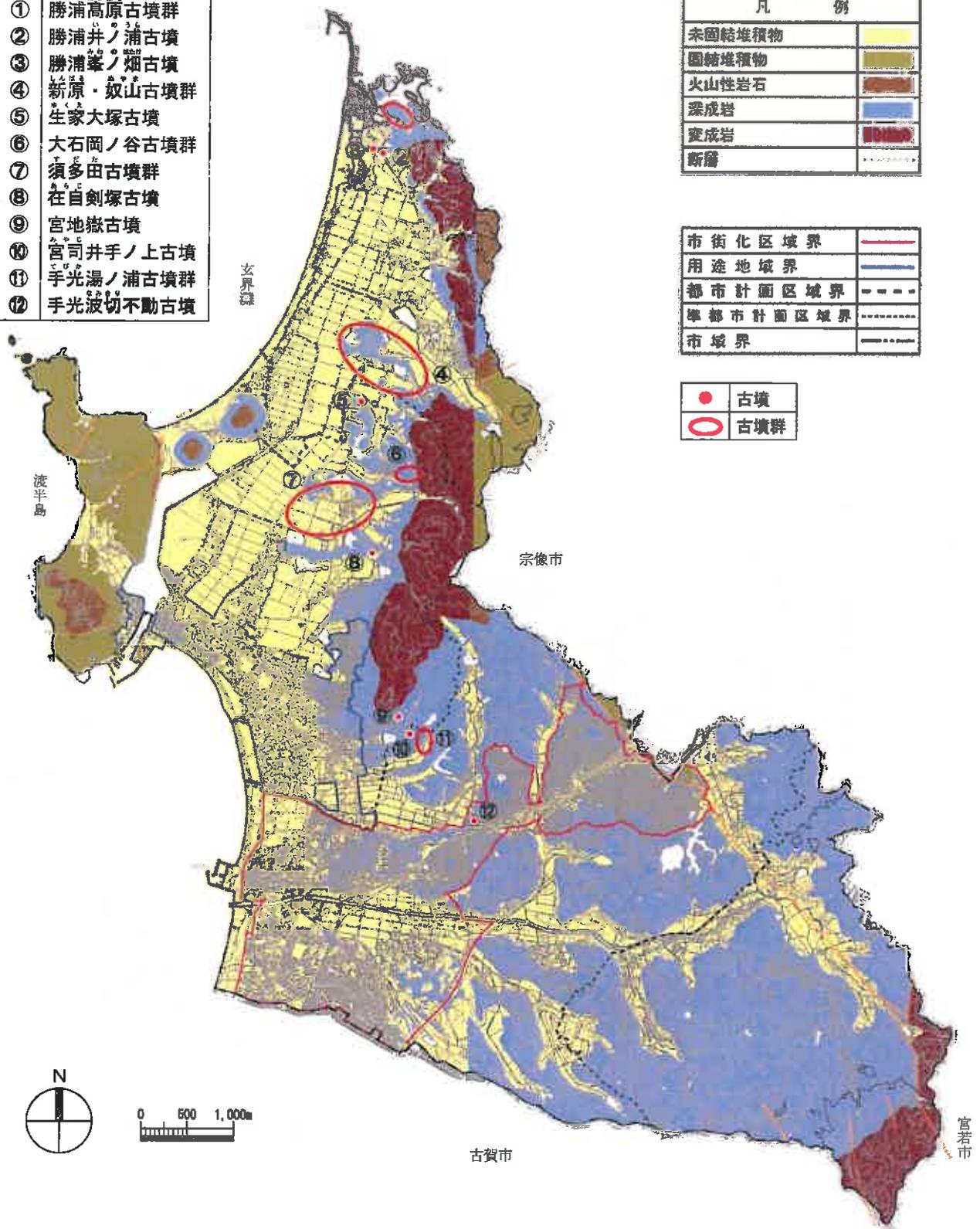


図-3 表層地質

(平成 24 年度 福岡・津屋崎都市計画基礎調査資料「表層地質」に加筆)

## ②気候

### 1) 概況

本市は日本海型の気候区分に属し、年平均気温は 15～16℃、対馬海流の影響を受け冬季でも比較的温暖で準無霜地帯であり、野菜の促成栽培など施設園芸農業も盛んである。年間降水量はおよそ 1,700 ミリ前後を観測する。

### 2) 四季の気候

【春】昼夜の気温差が大きくなることが多い。

【夏】6月上旬に梅雨に入り、7月中旬に梅雨が明けて本格的な夏となる。

【秋】9月中旬から10月初めまでは前線が停滞して秋雨と呼ばれる長雨となる。

9月は勢力の強い台風が襲来することが多く、大きな災害を起こすことがある。

【冬】北西の季節風が強く、曇りや雨の日が多い。

(平成 22 年度『福岡県地域防災計画』風水害対策編より抜粋一部加筆)



図-4 九州・山口の気候分布



図-5 福岡県の降水量の分布

(出典：福岡の気象百年 (福岡管区気象台))

(福岡市まちづくり構想図 国土利用計画資料集より)

### ③自然災害

本市における自然災害については、『福津市地域防災計画』（平成25年3月策定）において調査検討している。この『福津市地域防災計画』及び『福岡県地域防災計画地震・津波対策編』（平成24年5月30日）を引用し、以下に風水害、地震、津波の過去発生事例と今後の危険性について概要を記す。

**風水害**：台風の強風は建造物や樹木の倒壊を引き起こすおそれがある。また台風に伴う激しい降雨は土砂災害を発生させるおそれがある。降雨による災害は「平成24年7月九州北部豪雨」が記憶に新しい。活発な梅雨前線を要因とする多量の降雨によって、土砂崩れや住宅倒壊、河川氾濫、堤防決壊などを引き起こした。なお、福岡県内における豪雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどである。

本市の近年の災害発生状況を見ると土砂災害が比較的多い（表-1）。発生した土砂災害の種類は、崖崩れや地滑りによる災害である。土砂災害は山麓部や台地周辺部に多く、道路付近斜面の崩壊が多く発生している。本市の風水害は昭和時代以降で見ると、昭和28年の豪雨災害が最も被災規模の大きかった災害である（表-2）。風水害の種別としては、西郷川の氾濫による水害、崖崩れ等の土砂災害が発生している。本市における風水害を受けるおそれのある箇所は、図-6、7及び表-3に示すとおりである。

表-1 福津市の災害発生状況（平成19年～24年）

発生年月日	発生箇所	被害	規模	備考
平成19年7月2日	花見の里1付近、上西郷	住宅浸水、河川護岸破損、路肩崩壊	床下浸水5棟、西郷川護岸破損ガードレール部分20m、桜川護岸破損右岸80m、西郷橋津丸線路肩崩壊アスファルト部分15m	大雨
平成19年8月2日	花見ヶ丘1丁目	カーブミラー転倒	—	台風5号
平成19年9月15日	花見の里1付近	住宅浸水	床下浸水8	台風11号
平成20年8月9日	花見の里1付近	住宅浸水	床上浸水8	大雨
平成21年7月24日	市内	住宅浸水、道路冠水、河川溢水、地滑り	床上浸水2、床下浸水11、道路冠水9、河川溢水2、地滑り4	大雨
平成22年7月13日	内殿ほか	土砂崩れ	土砂崩れ7（県道町川原赤間線5×5m土砂崩れほか小規模被害）	大雨
平成22年7月14日	福間南2、光陽台2、小竹ほか	土砂崩れ、地滑り	牟田池擁壁30m崩壊など中大規模な土砂災害等2含む災害42	大雨
平成24年9月10日	宮地浜、花見の里1、福間南4、津屋崎1、手光、上西郷、本木ほか	床下浸水、道路冠水、ため池損壊、土砂崩れ	床下浸水9、道路冠水4（国道495号福岡県消防学校付近、県道玄海田島福間線津屋崎中学校前ほか）、ため池堤体崩壊1（辰ヶ鼻池）、土砂崩れ6（道路法面崩壊、路肩崩壊）	大雨

（福津市市民部生活安全課提供資料を基に作成）

表-2 福津市の風水害

時代	西 暦	年 号	月 日	種 別	出来事
江戸時代	1705	宝永 2年	8月25日	台風	勝浦浜、大風にて石垣60間あまり崩れ百姓屋敷破損し修復を願い出る。
	1796	寛政 8年	8月中旬	その他	8月両度の大風にて、田畠損亡。
	1828	文政 11年	5月29日	その他	樹木、家屋等各所に倒れ潰す。
	1828	文政 11年	6月3日	豪雨	洪水。
	1828	文政 11年	6月17日	豪雨	杉馬場門前小路は満水、水は膝の上に立つ程に上がる。
	1828	文政 11年	7月2日	豪雨	大雨にて長谷山は所々損し、野鳥川は洪水。
	1828	文政 11年	8月	台風	北部九州は2度の大きな台風に襲われた。本木村では、家が30間、神社の杉の木が数十本、山の木も8割くらい倒れた。久末触(19か村)では、倒れたり壊れた家がおよそ300軒、死者4人。福間浦では漁船や商船10艘が被害を受け、家も25軒が倒れた。
	1828	文政 11年	8月9日	台風	空前絶後の大風にて歩行出来ない。勝浦・津屋崎の両塩田も高潮のために崩壊する。
	1828	文政 11年	8月24日	台風	所々家が潰かる。
	1836 ~1838	天保 7~9年	—	豪雨	農作物は大凶作のため、食料が不足し、草や木の根などを食べて、飢えをしのいだ。
	1840	天保 11年	6月	豪雨	福間では特に西郷川や久末川に沿った地域がひどく破損した。
	1841	天保 12年	5月	豪雨	土手が切れたり、破損したため、不作となり、年貢が免除された。
	1845	弘化 2年	6月、8月	その他	家が倒れたり壊れたところが多く、畑の作物にも被害が出た。
	1850	嘉永 3年	6月	豪雨	農作物は凶作となり、翌年はこのために大飢饉となる。
	1852	嘉永 5年	7月2日	その他	大風にて塩浜大被害。
	1853	嘉永 6年	8月	豪雨	2度も大洪水に見舞われた。
1854	安政 元年	—	豪雨	津屋崎村水損。	
明治・大正時代	—	—	—	—	—
昭和時代	1953	昭和 28年	6月	豪雨	水は旧上西郷村役場付近の県道直方津屋崎線の路面上30cmに達し、未曾有の大惨害を被った。被害は田・畑・山林86町、土木施設221か所、林道2路線、家屋76戸、村営造物6棟、その他農作物であった。

出典：『福間町史』福間町史編纂委員会編集 平成12年6月・平成10年3月・平成9年3月  
『津屋崎町史』津屋崎町史編纂委員会編集 平成11年3月・平成8年3月  
『やさしい福間町の歴史』福間町史編纂委員会編集 平成11年3月

(『福津市地域防災計画』資料編 1-1 福津市の風水害を改編)



図-6 福津市（旧津屋崎町）の土砂災害警戒区域等の指定に係る箇所  
「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」（県土整備部砂防課）



図-7 福津市（旧福岡町）の土砂災害警戒区域等の指定に係る箇所  
「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書」（県土整備部砂防課）

表-3 福津市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・面積
水 害	重要水防箇所（手光今川）	2 箇所
	＃ （西郷川）	3 箇所
	＃ （本木川）	2 箇所
	重要水防箇所（津屋崎海岸）	樋門 1 箇所、130m
	災害危険河川区域（手光今川）	630m
	＃ （西郷川）	655m
	＃ （大内川）	30m
	＃ （本木川）	100m
	浸水危険区域（西郷川）（※）	0.92km <sup>2</sup>
＃ （八並川）（※）	0.05km <sup>2</sup>	
土砂災害	砂防指定地	4 箇所
	土砂災害警戒区域（土石流）	27 箇所
	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）	222 箇所
	土砂災害警戒区域（地すべり）	2 箇所
	土砂災害特別警戒区域（土石流）	27 箇所
土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	193 箇所	
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	- 箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	13 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	13 箇所
	地すべり危険地区（民有林）	- 箇所
水害・土砂災害等	道路危険箇所	18 箇所
	ため池及び頭首工改修箇所	4 箇所

平成 25 年 3 月現在

（※）平成 20 年八並川・西郷川浸水想定区域図（平成 20 年福岡県）  
（『福津市地域防災計画』より）

地震災害：これまで福岡県及び周辺地域において発生した地震は、679年の筑紫地震、1700年の壱岐・対馬地震、1898年の糸島地震などの大規模地震が知られる（表-5）。また、2005年に発生した福岡県西方沖地震は、本市においても震度5弱を観測し、被害は負傷者1人（重症）、家屋の半壊2棟、一部破損33棟であった。筑紫地震は、日本書紀に記述されており、マグニチュード7クラスの地震が筑紫の国を襲ったことが読み取れる（福津市における震度は推定5弱）。この地震は、福岡県が行った活断層調査（1996年「福岡県活断層調査報告書」）によって、うきは市から久留米市北部を東西にのびる「水縄断層系（長さ約26km）」で発生したことが確認された。本市に影響を及ぼしたその他の地震として、1707年「宝永南海地震」、1723年「九州北部地震」、1854年「伊予西部地震」等がある。

福岡県では「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）において、県内の代表的活断層（水縄断層系、小倉東断層系、西山断層系、警固断層系の4つの断層系）が活動した場合と、震度5強程度となるようなマグニチュードで深さ10kmを想定した場合の被害想定をしている。この中で、本市の被害が大きくなるのは、基盤に一定の振動を与えたケース（震度5強）、ほぼ同程度の被害状況には西山断層系で地震が発生したケース（震度5強）、次いで福智山断層（震度5弱）、警固断層（震度5弱）の順である。小倉東断層、水縄断層、既往地震（糸島地震）のケースでは、福津市の震度は4以下であり影響は少ないという結果となっている。

本市には西山断層系が分布する（図-8）。西山断層系は本市北部の勝浦浜から飯塚市の南西にかけて平行する多くの小断層群の総称である。九州大学の下山正一氏（地質学）の研究によれば、宗像地域での西山断層系の最近の活動時期を約5,000年前以降現在までの間と推定している。西山断層系は10数万年～数万年間に1回の割合で地震を発生する活断層とみられており、この周期が正しいとすると、津屋崎～宗像間の西山断層系が約1万年前から現在の間に動いた形跡があるので、宗像地域での西山断層系の次回の活動まではまだ間がある計算になる。本市の古墳は山麓や丘陵、台地上に築造されており、沖積地と比較すると地震波の増幅が少なく揺れにくい立地にある。なお、本市の遺跡で地震痕跡を検出したものとして、勝浦乗越古墳の墳丘において地割れ跡が調査報告されている。

津波災害：2011年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方の太平洋岸を中心に大規模な津波災害が発生した。日本及びその周辺で発生した津波の頻度は戦後50年の間に1mを超える津波は15件発生しており、3～4年に1回程度大きな津波が発生している。日本海溝や相模トラフがあるプレート間型の大きな地震が発生する太平洋岸に多く、日本海岸は新潟県沖や北海道南西沖で数件発生しているが、太平洋岸と比較して少ない。日本海では、1983年日本海中部地震や1993年北海道南西沖地震に伴い津波が発生しているが、九州北部海岸で10数回の潮位変動が観測されたのみである。一方、周防灘では南海地震等に伴って大分県で数十回の津波が記録されているものの、福岡県沿岸の津波の記録はない。

本県における近年の津波の観測例としては、2011年3月11日東北地方太平洋沖地震により、福岡市博多で32cm、北九州市門司で34cm、北九州港青浜で25cm、北九州港

日明で 20 cm、荇田港で 18 cm、大牟田市三池で 5 cm の津波を観測したが、被害は発生していない。なお、2005 年福岡県西方沖地震で津波は観測されていない。地震以外では 1792 年の雲仙火山に伴う島原半島の眉山崩壊により数 m の津波が有明海で発生している。

近年の津波発生域で、津波が本市に到達する可能性があるものとしては、日本海東縁部、日向灘、南海トラフ等が考えられるが、本市沿岸には高い津波は到達しにくいと考えられる。本県の周辺にあり地震発生に伴い津波が到達する可能性があるものとしては、対馬海峡東断層、周防灘断層群、雲仙断層帯などがあげられる。玄界灘・響灘沖で最高潮位 3.51m、周防灘で 3.59m、有明海で 3.34m 程度の津波が到達することが予想され、海岸沿いの標高 3～4m の低地に浸水被害を及ぼすおそれがある。

表-4 福津市手光における震度別地震回数表

震 度	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	合 計
1926～1995 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1996 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1997 年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
1998 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1999 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2000 年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
2001 年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
2002 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2003 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2004 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2005 年	43 (108)	10 (19)	1 (4)	3 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	57 (135)
2006 年	4 (4)	0 (2)	0 (0)	4 (6)						
2007 年	0 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
2008 年	1 (3)	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)
2009 年	3 (2)	0 (1)	0 (0)	3 (3)						
2010 年	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
2011 年	0 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (3)						

資料：気象庁震度データベース（1926 年～2011 年）  
注）2005 年～2011 年の（ ）内は福津市津屋崎観測点  
（『福津市地域防災計画』より）

表-5 福津市の地震状況 (1925 年以前) 【福津市に震度 4 以上の揺れをもたらした可能性が推測される歴史地震】

年	月	日	時間	東経 (°)	北緯 (°)	マグニチュード	震源深度 (km)	震源域	被害等の概要	推定最大震度※
679 (天武 7)	12	-	夜	130.8 ?	33.1?	7±0.5	-	筑紫の国	筑紫の国で家屋破壊多く、幅 2 丈、長さ 3000 余丈の地割れ発生。	-
1498 (明応 7)	7	9	未～申	132.3	33.0	7.0～ 7.5	-	日向灘	伊予で地変多し。詳細不明。	-
1596 (文祿 5 / 慶長 1)	9	1	申	131.6	33.3	7.0± 1/4	-	大分県別府湾	別府湾で大津波。瓜生島陥没。大分市 5000 戸のうち 4800 潰壊。	-
1700 (元禄 13)	4	15	-	129.6	33.9	7.0	-	老岐・対馬	老岐・対馬で被害大。潰家 89。久留米で有感。	-
1703 (元禄 16)	6	22	-	-	-	-	-	佐賀県	小城古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。久留米で有感。	-
1706 (宝永 3)	11	26	夜	-	-	-	-	筑後	久留米・柳川で強い地震。被害記録なし。	-
1707 (宝永 4)	10	28	未	135.9	33.2	8.4	-	「宝永南海地震」	潰家は東海、近畿、四国のほか、信濃、甲斐でも多く、北陸・山陽・九州でも生じた。津波は房総から九州に至る太平洋を襲った。九州では佐伯で潰家約 100、津波波高約 3m 等の被害あり。	7
1723 (享保 8)	12	19	朝五ツ時	130.6	32.9	6.5± 1/4	-	九州北部	肥後で倒家 980。筑後でも瓦落ち、潰家もあり、河畔に地割れを生じ泥を噴出。久留米で寺々の石塔倒れる。	5
1769 (明和 6)	8	29	未の半刻	132.1	33.0	7.75± 1/4	-	大分県	延岡城石垣潰壊。白杵で潰家 431 など。柳川でも被害あり。	6
1792 (寛政 4)	5	21	酉	130.3	32.8	6.4	-	長崎県島原	震害による被害は軽微。眉山(前山)崩壊し、土砂が有明海に大量に進入し、波高 9m の大津波発生。(「島原大変肥後迷惑」)	5～6
1831 (天保 2)	11	14	丑	130.3	33.2	6.1	-	佐賀県	佐賀城の石垣が崩れる。詳細不明。	-
1848 (弘化 4)	1	10	-	130.4	33.2	5.9	-	福岡県柳川	柳川で家屋崩壊あり。	-
1854 (安政 1)	12	24	申の中刻	135.0	33.0	8.4	-	「安政南海地震」	32 時間前に東海沖で発生した巨大地震に引き続いて発生。関東から九州にかけて大被害。津波襲来。全国で潰家 2 万以上。	7
1854 (安政 1)	12	26	朝四ツ時	132.0	33.3	7.3～ 7.5	-	伊予西部	中国・四国・九州で強い揺れ。	6
1872 (明治 5)	3	14	17 時頃	132.1	35.2	7.1± 0.2	-	島根沖 「浜田地震」	浜田県で潰家 4000 件以上。久留米市付近でも液状化による被害があった。	7
1889 (明治 22)	7	28	23 : 45	130.7	32.8	6.3	-	熊本	熊本市付近で大被害。計 200 以上の潰家発生。柳川方面でも潰家 60 余。	5
1894 (明治 27)	8	8	23 : 19	131.0	32.9	6.3	-	熊本県中部	阿蘇郡において石垣の崩壊多数など。	-
1895 (明治 28)	8	27	22 : 42	131.0	32.9	6.3	-	熊本	同上	-
1898 (明治 31)	8	10	21 : 57	130.2	33.6	6.0	-	福岡県西部	糸島半島に被害が集中し全壊 7。家屋破壊 58。	4
1898 (明治 31)	8	12	8 : 35	130.2	33.6	5.8	-	福岡県西部	上記の最大余震。	4
1922 (大正 11)	12	8	1 : 50	130.1	32.7	6.9	-	千々石湾	島原半島南部で被害大。約 200 件の住家が全壊。	

※1 最大震度、福津市の震度は資料より推測した。  
 (『福津市防災計画』資料編 1-3 福津市の地震状況を改編)

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦峯ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多田古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

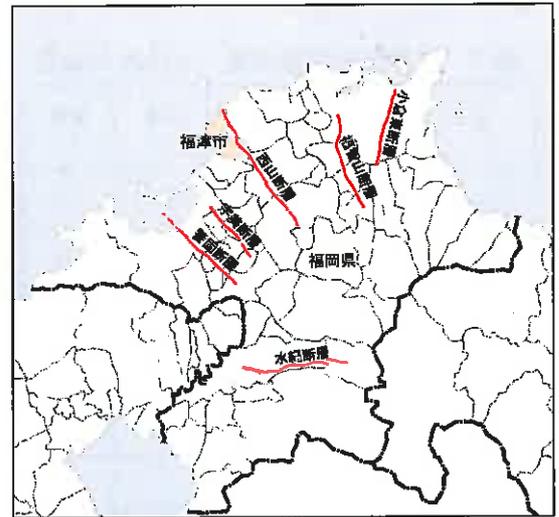
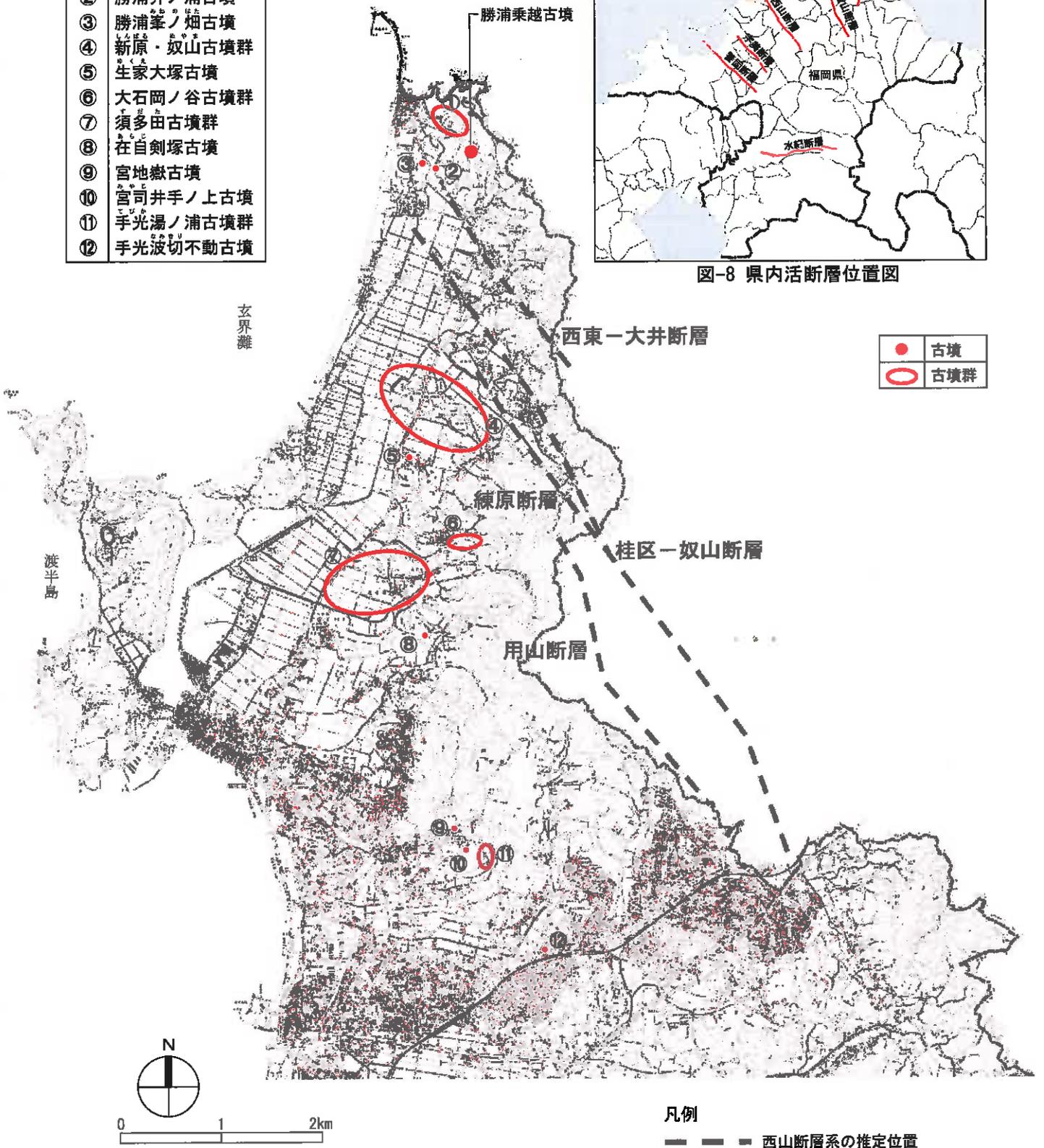


図-8 県内活断層位置図



凡例  
 - - - 西山断層系の推定位置

図-9 福津市の西山断層系推定位置

#### ④植生

福津市の植生は、東側の山地と渡半島丘陵部に見られるシイ・カシの萌芽林、スギ・ヒノキの人工林、二次林、海岸沿いのクロマツ林に特徴がある。台地部から丘陵部にかけては、スギ・ヒノキの人工林と竹林の間に二次林がわずかに存在している。

渡半島には県内で唯一といわれるカシワが自生するなど、地域的には趣が異なるものもある。なお、カシワは宗像大社の御神木でもある。

津屋崎古墳群を取り巻く植生は、ヤブニッケイ・タブノキ・モチノキ・マテバシイ・スダジイ・トベラなど常緑照葉樹が目立つ。新原・奴山古墳群については草本類が主体となっており、その他の古墳についてはスギ・ヒノキの人工林、竹林、ササ類やクズが繁茂している箇所がみられる。



二次林 (須多田天降天神社古墳)



スギ・ヒノキの人工林 (生家大塚古墳)



竹林 (須多田上ノ口古墳)



クロマツ林 (宮地浜)

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦峯ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多田古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

凡 例	
スギ・ヒノキ等の植林地	
クスギ・コナラ等の二次林	
竹林	
ススキ・ササ等の草地	
水田	
畑	
果樹林	
裸地	
公園内等の植栽地	
DID区域(H22年)	

市街化区域界	
用途地域界	
都市計画区域界	
準都市計画区域界	
市域界	

	古墳
	古墳群

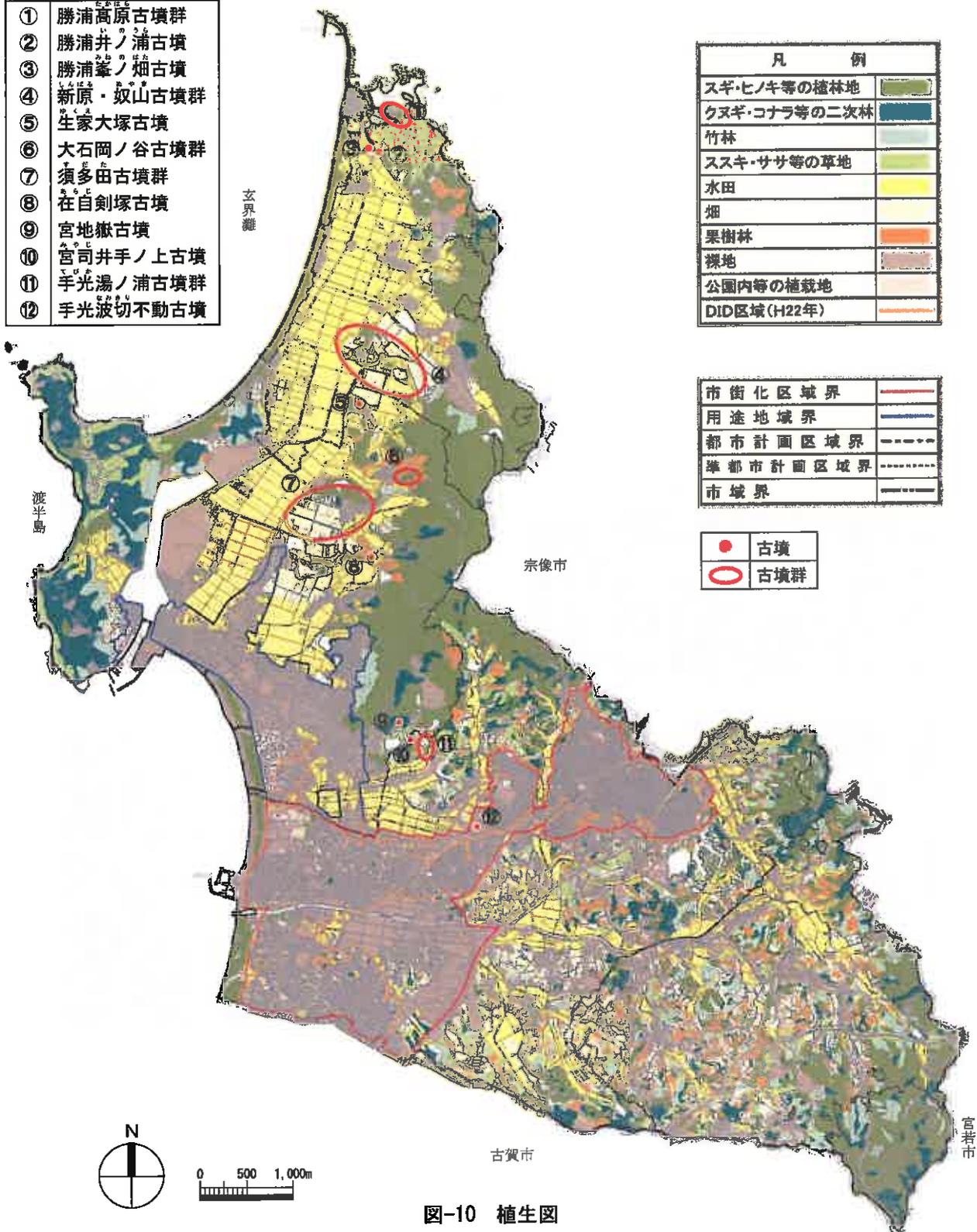


図-10 植生図

(平成 24 年度 福岡・津屋崎都市計画基礎調査「植生調査」に加筆)

## ⑤水系

市の南部を流れる二級河川の西郷川は、本木山にその源流を発し、上流部は里山、中流部は田園、下流部は市街地を流れ、玄界灘へと流れ込んでいる。また、手光から宮司に流れる二級河川の手光今川がある。市東部には市民の水がめである久末ダムがあり、上水道水源として大きな役割を果たしている。

勝浦や津屋崎地域では準用河川である在自川、須多田川、奴山川や、水田を流れる農業用水路がある。河川が小規模なため、農業用水の確保には河川の水や雨水を蓄えるため池が多く点在し、現在も利用されている。津屋崎古墳群に近接するため池を表-6に示す。

渡半島東部にはかつて入海があり、近世に干拓されるまでは勝浦潟と呼ばれていた記録が残る。現在は津屋崎漁港から長さ2kmほどの細長い入り江となっている。



農業用ため池（原田池）



津屋崎の干潟

表-6 津屋崎古墳群に近接する主なため池

溜池名	築造ないし改修した年元号	西暦	近隣古墳（群）名	文献等
牟田池	寛文 8	1668	勝浦高原古墳群	『福岡県地理全誌』
藤三ヶ浦池	不詳（明治初期には存在）	—	勝浦井ノ浦古墳	『福岡県地理全誌』
積内池	昭和 18 年	1943	新原・奴山古墳群	津屋崎町「溜池台帳」
月花池	大正 3	1914	〃	津屋崎町「溜池台帳」
新原池	文政 7	1824	〃	『福岡県地理全誌』
原田池	不詳（明治初期には存在）	—	〃	『福岡県地理全誌』
招池	明治 34 年	1901	〃	津屋崎町「溜池台帳」
伏原池	享保 10	1725	〃	『福岡県地理全誌』
導本池	不詳（明治初期には存在）	—	須多田天降天神社古墳	『福岡県地理全誌』
丸田池	享保 3	1718	在自剣塚古墳	『福岡県地理全誌』
禊池	昭和 31	1956	宮地嶽古墳	津屋崎町「溜池台帳」
御供田池	文化 10	1813	手光湯ノ浦古墳群	『福岡県地理全誌』

（『津屋崎町史』通史編「表 23A 地理全誌にみる溜池」他を改編）

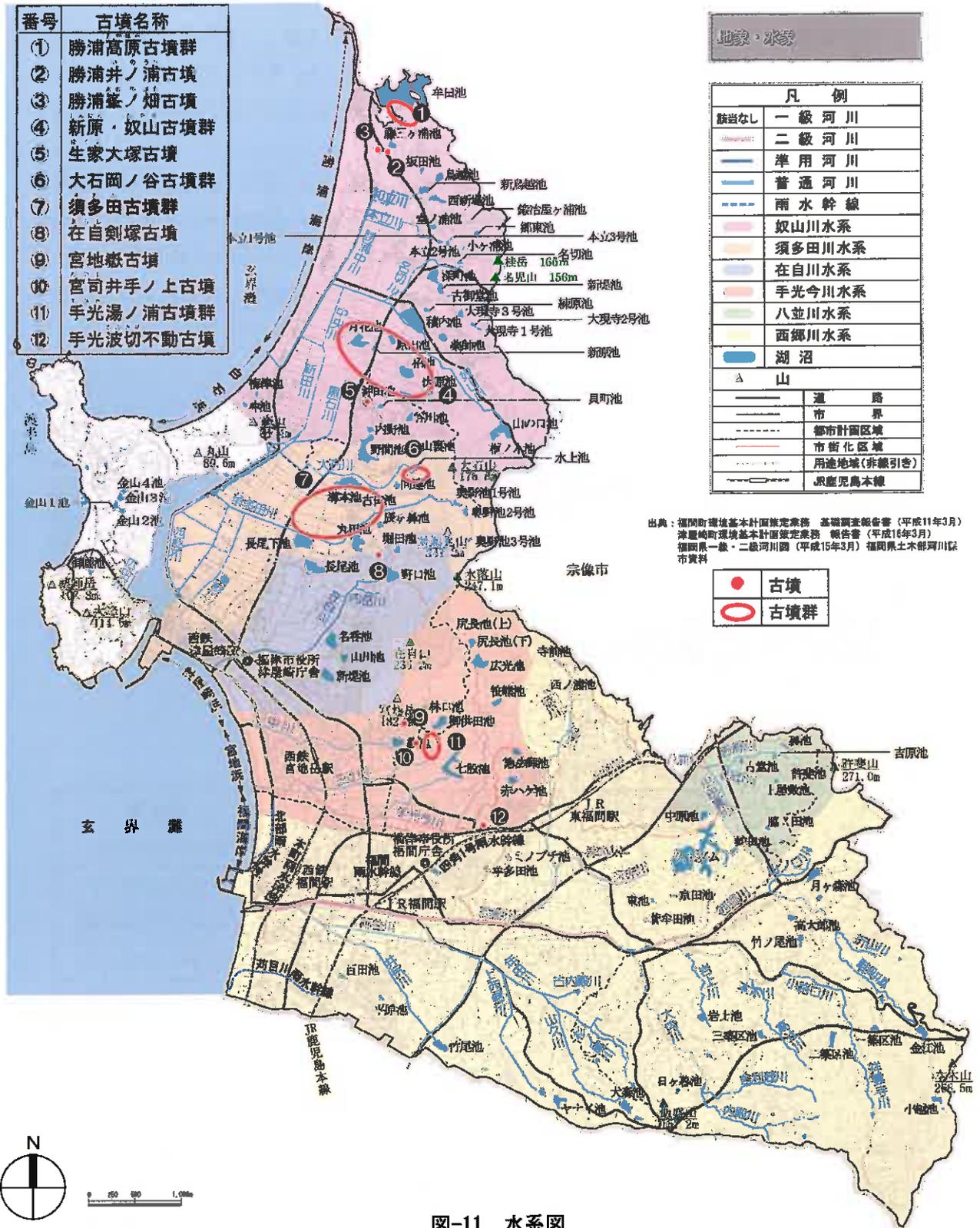


図-11 水系図

(福岡市まちづくり構想図 国土利用計画資料集「水系図」に加筆)

## ⑥希少生物

本市は福岡都市圏にあって自然環境に恵まれた地域であり、海岸や干潟、山地などの多様な自然環境を有している。また、海岸部や在自山は玄海国定公園の特別地域に指定されている。

多様な自然環境を有する本市では、様々な分類群にわたる希少生物の生育・生息が確認されている。その中で特筆されるものはニッポンバラタナゴ（後述）、カブトガニ、アカウミガメ、クロツラヘラサギ、カスミサンショウウオなどであり、これらの生物は全国的にみても絶滅が危惧されている。本市において希少生物が確認されているのは、西郷川流域や渡半島、海岸線、干潟、旧入海の農業用水路などを含む地域であり、自然環境保全の必要性が認識されている。

『福津市田園環境マスタープラン』（平成21年3月策定）によると、希少種として、「福岡県の希少生物」などに掲載されている種のうち、市内では計86種の希少生物の生育・生息が確認されている（表-7）。



カブトガニ（幼生）



アカウミガメ



クロツラヘラサギ



カスミサンショウウオ

表-7 市内の希少生物一覧

区分	種の数	種名
植物	26	アカウキクサ、ヤシャブシ、カシワ、タチハコベ、ツキヌキオトギリ、ホザキキケマ、ケンボナシ、ハマボウ、シマモクセイ、シタキソウ、スナビキソウ、ナミキソウ、イヌノフグリ、カワヂシャ、トウオオバコ、ナベナ、ダルマガク、ウラギク、シバナ、アマモ、クサスギカズラ、ハマオモト、コガマ、エビネ、キエビネ、アキザキヤツシロラン
哺乳類	2	カヤネズミ、ホンドイタチ
鳥類	19	カンムリカイツブリ、チュウサギ、クロツラヘラサギ、オシドリ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ、ヒクイナ、ケリ、ダイシャクシギ、アオバズク、ヨタカ、コマドリ、オオヨシキリ、キビタキ、オオルリ、カササギ
両生類	4	カスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル
は虫類	5	アカウミガメ、ニホンスッポン、タカチホヘビ、ジムグリ、シロマダラ
昆虫類	9	アオヤンマ、シロヘリハンミョウ、ニセマグソコガネ、クロツバメシジミ、コムラサキ、オオチャバネセセリ、オナガアゲハ、ミスジチョウ、オオミズムシ
淡水魚類	4	ウナギ、ニッポンバラタナゴ、ドジョウ、メダカ
陸産貝類	5	キュウシュウナミコギセル、ヤマタニシ、ミヤザキムシオイガイ、キセルガイモドキ、オキギセル
淡水産貝類	8	イシマキガイ、マルタニシ、モノアラガイ、コシダカヒメモノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、ミスゴマツボ、ヒメマルマメタニシ、クルマヒラマキガイ
脊索動物	1	ナメクジウオ
甲殻類	2	カブトガニ、トゲナシヌマエビ
海産貝類	1	アコヤガイ

出典：『福岡町自然環境調査報告書』（平成12年12月、福岡町自然環境調査研究会）  
『津屋崎町自然環境調査研究会調査報告書』（平成16年12月、津屋崎町自然環境調査研究会）  
『福岡県の希少野生生物』（平成13年3月、福岡県）  
『日本の希少な野生生物に関するデータブック（水産庁編）』（1998年、社団法人日本水産資源保護協会）

### ニッポンバラタナゴ ～日本人の歴史とともにある魚～

ニッポンバラタナゴとは全長約5cm程度の小型のコイ科魚類で琵琶湖以西から九州北部にかけて分布している。本種のオスはその名のとおり、バラ色の美しい婚姻色を呈し、ドブガイなどの二枚貝に産卵するという特異な繁殖生態をもっている。また、本種は流れの緩やかな場所や止水域を好み、福津市では津屋崎地区の農業用水路などで生息が確認されている。

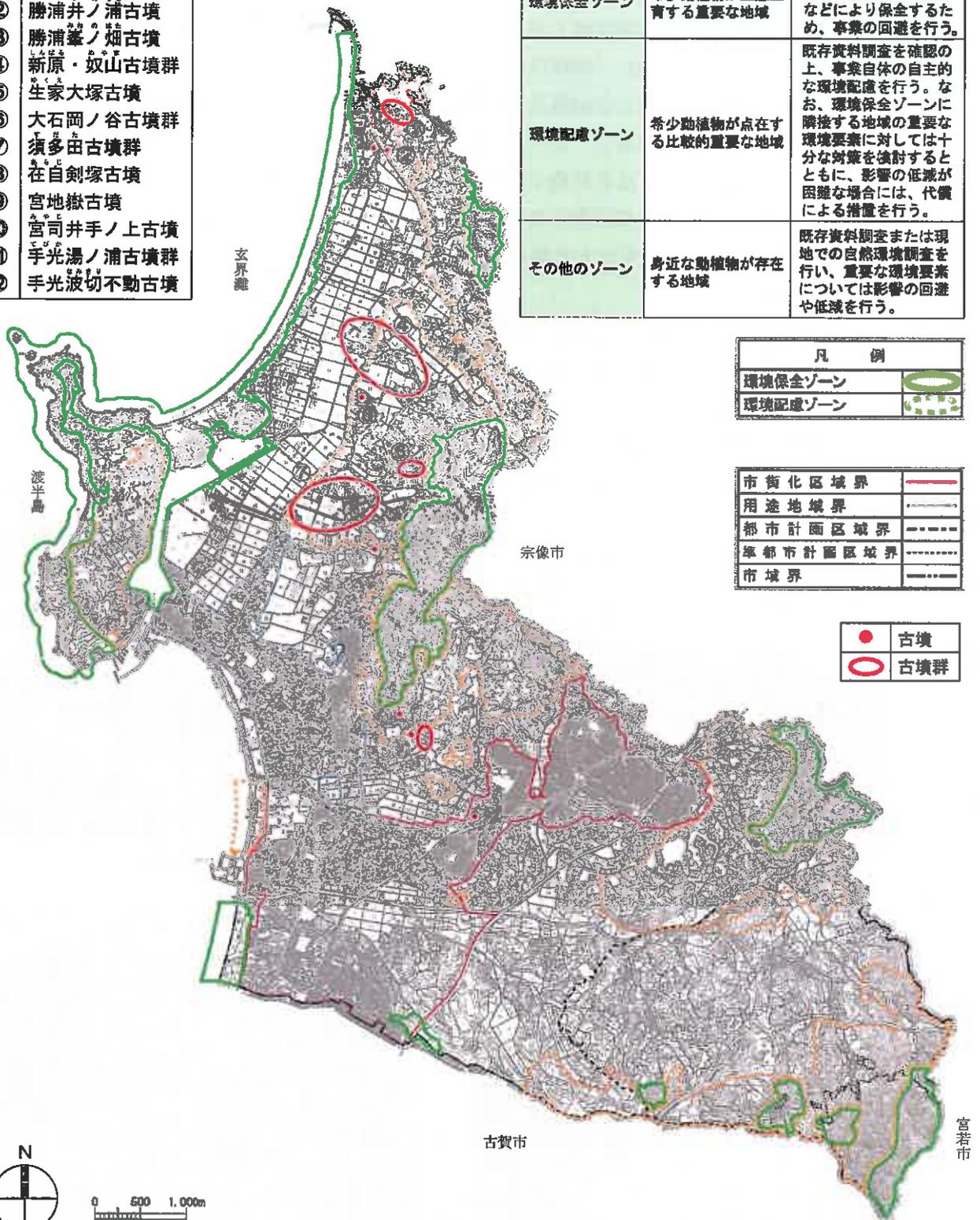
ニッポンバラタナゴは我が国のみで生息する固有亜種で、中国に近縁のタイリクバラタナゴが生息している。本種は日本列島が大陸と分かれた後、長い時間をかけて大陸の近縁種と種分化してきたと考えられており、日本列島の歴史の生き証人のような魚である。また、日本人は水田耕作を通して農業用水路などの彼らにとって好適な生息環境をつくりだしてきた。従って、本種は日本人の歴史に寄り添うことで命をつないできた生物とも言えるだろう。しかし、近年は開発や圃場整備等による生息地の消失や、我が国に移入されたタイリクバラタナゴとの交雑により純系が失われ絶滅の危機に瀕している。我が国のレッドリストにおいてもごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い「絶滅危惧ⅠA類」に指定されている。



ニッポンバラタナゴ

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦釜ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多田古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

ゾーン	環境特性	環境保全・配慮方針
環境保全ゾーン	希少動植物が生息生育する重要な地域	特に保全すべき地域として法規制や地域指定などにより保全するため、事業の回避を行う。
環境配慮ゾーン	希少動植物が点在する比較的重要な地域	既存資料調査を確認の上、事業自体の自主的な環境配慮を行う。なお、環境保全ゾーンに隣接する地域の重要な環境要素に対しては十分な対策を検討するとともに、影響の低減が困難な場合には、代償による措置を行う。
その他のゾーン	身近な動植物が存在する地域	既存資料調査または現地での自然環境調査を行い、重要な環境要素については影響の回避や低減を行う。



凡 例	
環境保全ゾーン	
環境配慮ゾーン	

市街化区域界	
用途地域界	
都市計画区域界	
準都市計画区域界	
市域界	

	古墳
	古墳群

図-12 動物保全に関連する情報

(平成24年度 福岡・津屋崎都市計画基礎調査「動物相調査図」に加筆)

## ⑦景観

市の景観構造は、大きくは市街地景観、山林景観、農業・田園景観、海岸景観、それらの混在景観に分けられる。(図-13) 景観の核になるものとしては、「玄海国定公園に指定されている海岸の松林や津屋崎干潟」、「市域北部に広がる田園風景」、「シンボリックな山々からなるまちの背景緑地」、「西郷川」、「津屋崎千軒」などがあげられる。市域は海・山からなる豊かで美しい自然と田園風景、歴史的景観に恵まれている。福間海岸から勝浦海岸までの海浜は長く雄大である。また、松林・磯・干潟など多様な景観に恵まれている。市の東部から南部にかけては自然豊かな山林が連なっている。対馬見山、在自山、宮地岳などは眺望点としても大きな役割を果たしている。勝浦地域や津屋崎地域には、良好な水田景観が広がっている。市東部や北部などの山麓には、里山やため池、農村集落と一体になった田畑が広がる。

津屋崎千軒には旧紺屋、造り酒屋をはじめ、歴史を感じさせる建物が並んでいる。畦町は唐津街道の宿場町の名残がある。津屋崎古墳群は、丘陵や台地上に分布しており、山々を背景として、樹林に覆われたものや田園風景の中で草地に覆われ墳形が認識しやすいもの、集落と一体になったものなど多様な景観を形成している。

(『福津市景観マスタープラン【2008 - 2017】』より抜粋一部加筆)



山並みを背景とした田園景観



白石浜～勝浦海岸



津屋崎千軒のまち並み



古墳群（新原・奴山古墳群）

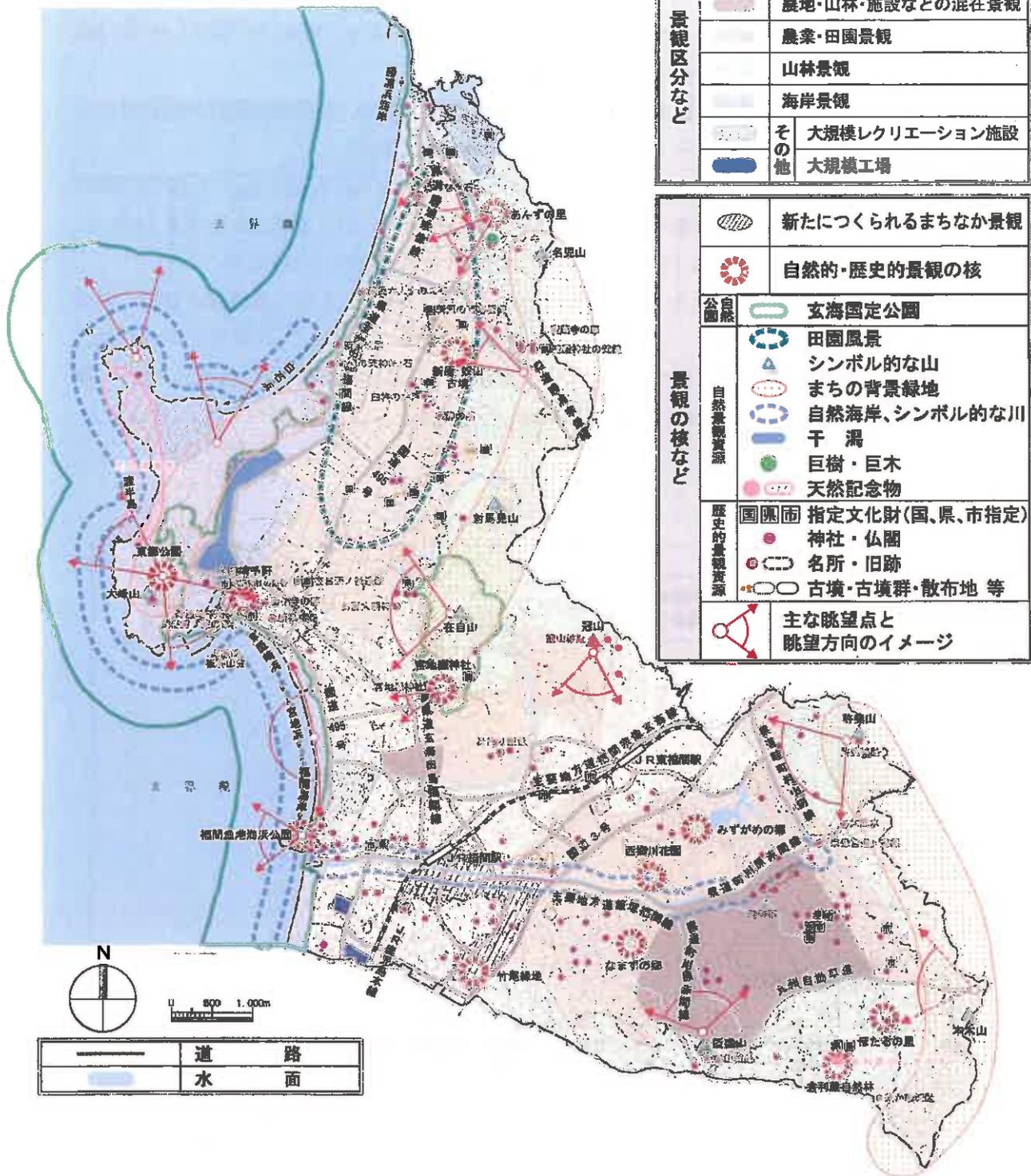


図-13 景観構造

(福津市景観マスタープラン【2008-2017】より)

## (2) 社会環境

### ①人口

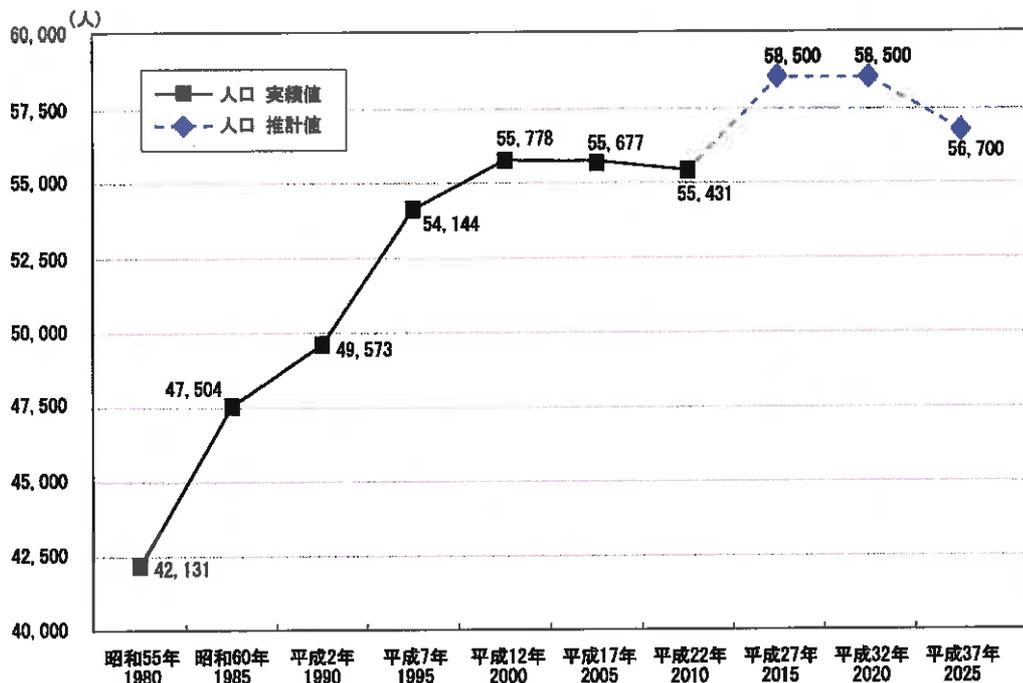
平成 22 年の国勢調査による福津市の総人口は 55,431 人で、昭和 55 年の人口 42,131 人に比べ、30 年間で 1.32 倍の伸びを示している。

現在、公共下水道事業や福岡駅周辺の都市基盤整備の進展、大型商業施設の開店等により生活利便性が向上していることから人口は増加傾向にある。

世帯数は、平成 22 年が 20,482 世帯で、昭和 55 年の 11,639 世帯に比べ 1.76 倍の伸びを示している。また、1 世帯当たりの人口（平均世帯人員）は、平成 22 年は 2.71 人で、平成 12 年の 2.98 人、平成 17 年の 2.86 人と核家族化の進行がうかがえる。

年齢 3 区分別人口の推移を見ると、65 歳以上の人口が昭和 55 年以降増加を続け、平成 22 年には 14,337 人で総人口 55,431 人の 25.9% を占めるのに対して、14 歳以下の人口は、昭和 60 年以降減少していることから、少子高齢化の進展が顕著に現れている。また、隣接する宗像市や古賀市においても同様の傾向が見られる。

表-8 市の人口推計



(『福津市総合計画』を基に作成)

表-9 人口・世帯数の推移

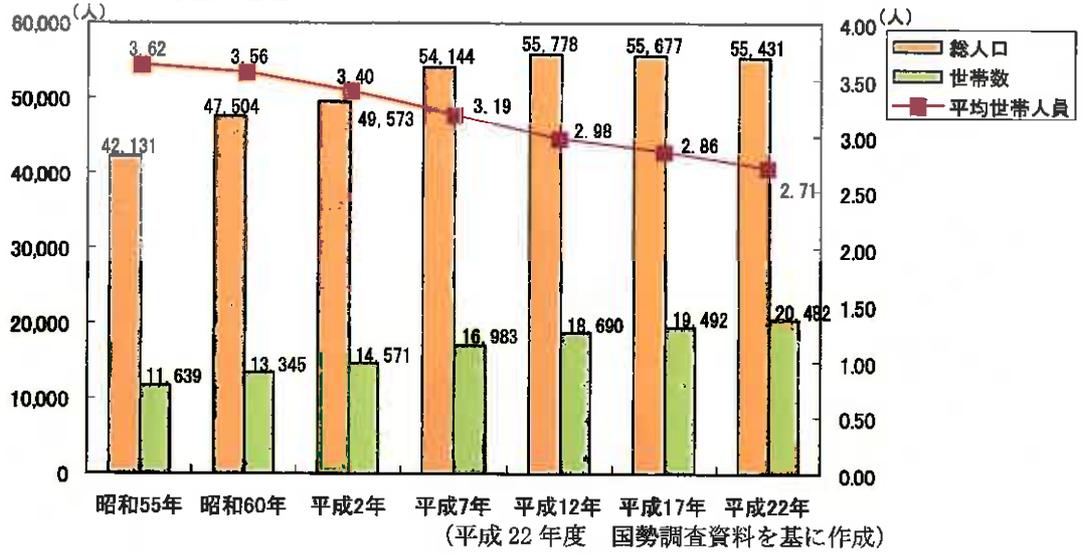


表-10 年齢3区分別人口の推移(実数)

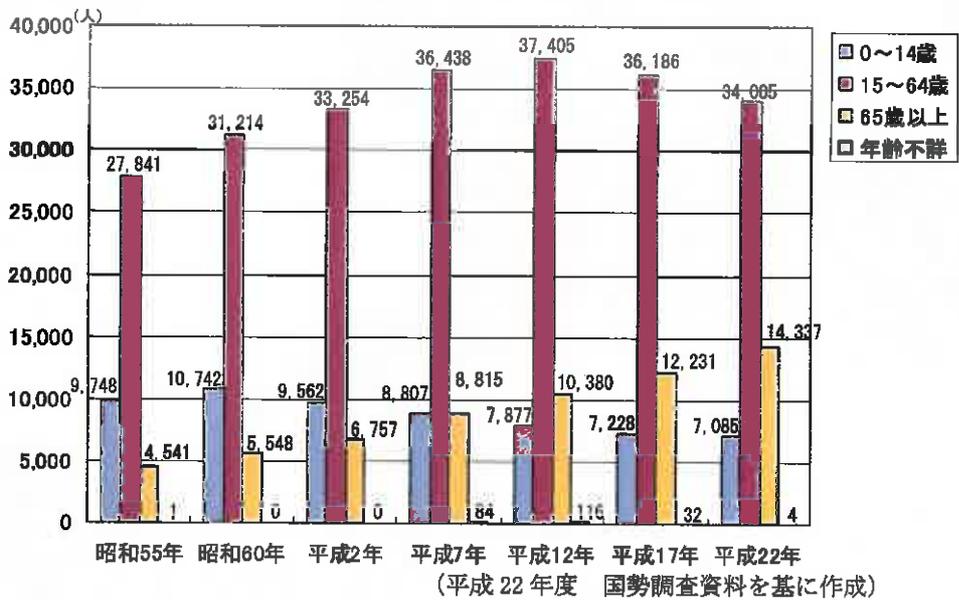
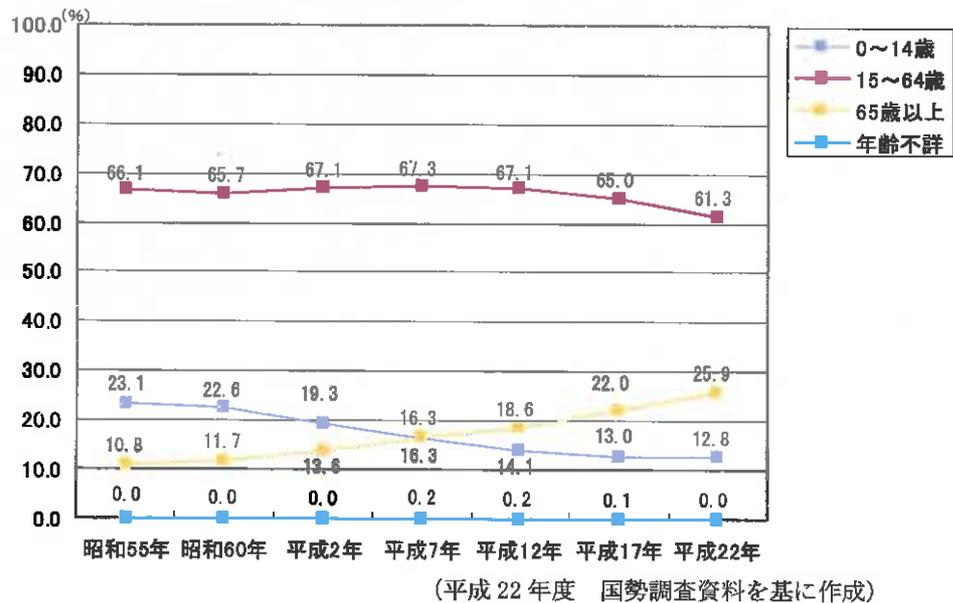


表-11 年齢3区分別人口の推移(構成比)



番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦峯ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多田古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

凡 例	
田	
畑	
山林	
水面	
その他自然地1	
その他自然地2	
住宅用地	
商業用地(小売業)	
商業用地(その他)	
工業用地	
公益施設用地	
道路用地	
交通施設用地	
公共空地1	
公共空地2	
その他の施設用地	
その他の空地	
未利用宅地	
農林漁業施設用地	
市街化区域・用途地域界	

都市計画区域界	
準都市計画区域界	
市域界	

	古墳
	古墳群

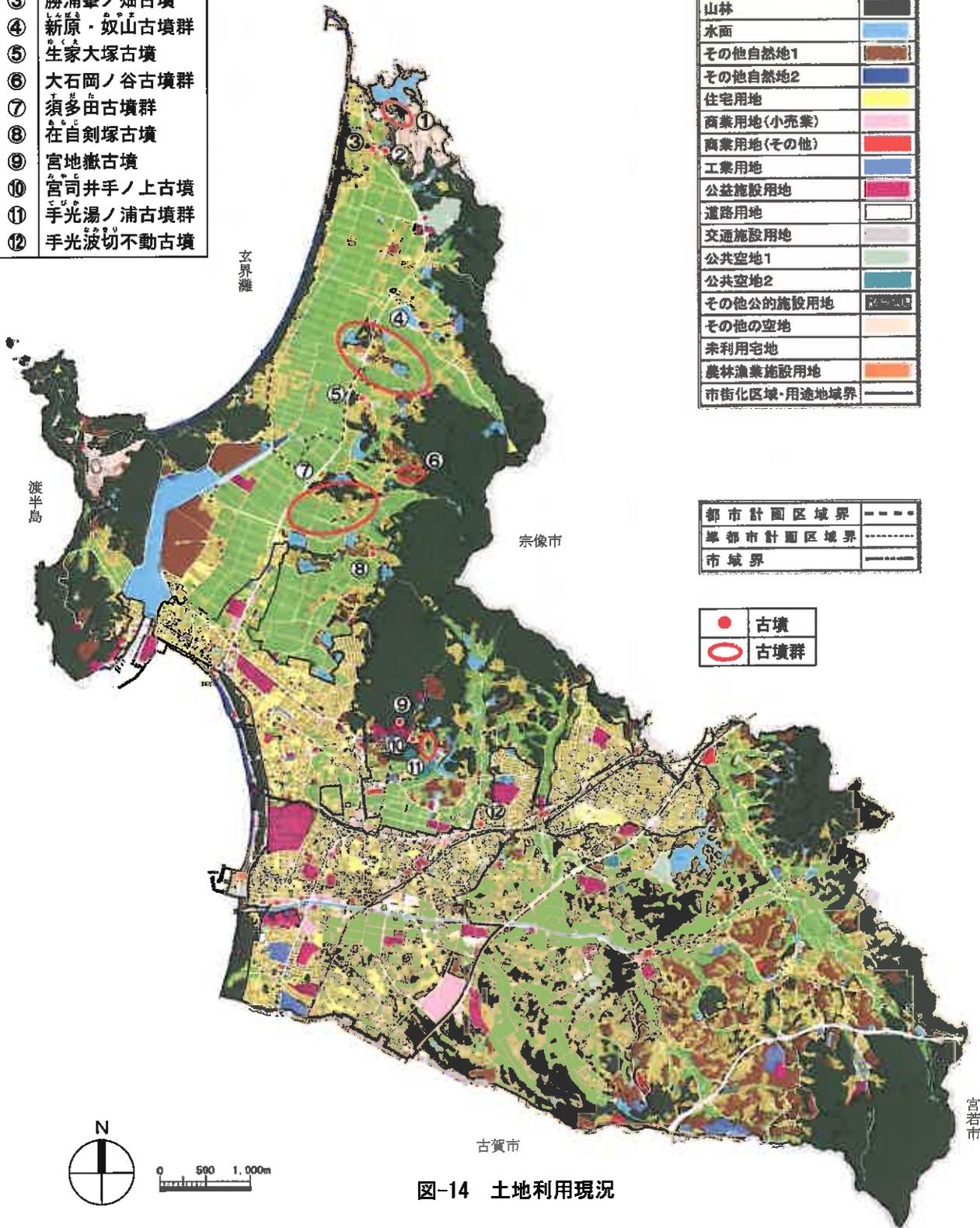


図-14 土地利用現況

(平成 24 年度 福岡・津屋崎都市計画基礎調査「土地利用現況」に加筆)

## ②土地利用

福津市は、福岡・北九州両政令指定都市に近く自然環境と交通機関に恵まれるなど、立地環境から住宅都市として発展している。特に福間地域の国道3号とJR鹿児島本線に挟まれた地域では、宅地開発が進み、海岸沿いに分布する旧来の住宅地を大きく上回る規模となっている。商業地はJR鹿児島本線福間駅前周辺にみられる。この他、福間地域は大部分が農地と山林で占められる。津屋崎地域は南西沿岸部に市街地があり、北部の勝浦へ農地が広がっている。東部は山林である（図-14）。

## ③交通

主な幹線道路としては、北九州市と福岡市を結ぶ国道3号が市の南東部を走っているほか、市の西部を縦断する国道495号や県道玄海田島福間線は、沿線に津屋崎古墳群や海岸、宮地嶽神社など観光資源を多く持ち、風景を楽しみながら通行できる。また、筑豊地域と市を結ぶ主要地方道飯塚福間線が市の南東部を横断するほか、九州自動車道へは隣接する古賀市と宮若市からアクセスできる。

公共交通では、JR鹿児島本線が国道3号の北に平行して走り、市内には福間駅と東福間駅の2つの駅がある。福間駅からは、博多駅まで約25分、小倉駅まで約45分の位置にあり広域の利便性に恵まれている（図-15・16）。



図-15 広域道路網図

(福津市まちづくり構想図 国土利用計画資料集「広域道路網」に加筆)

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦峯ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多田古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地獄古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

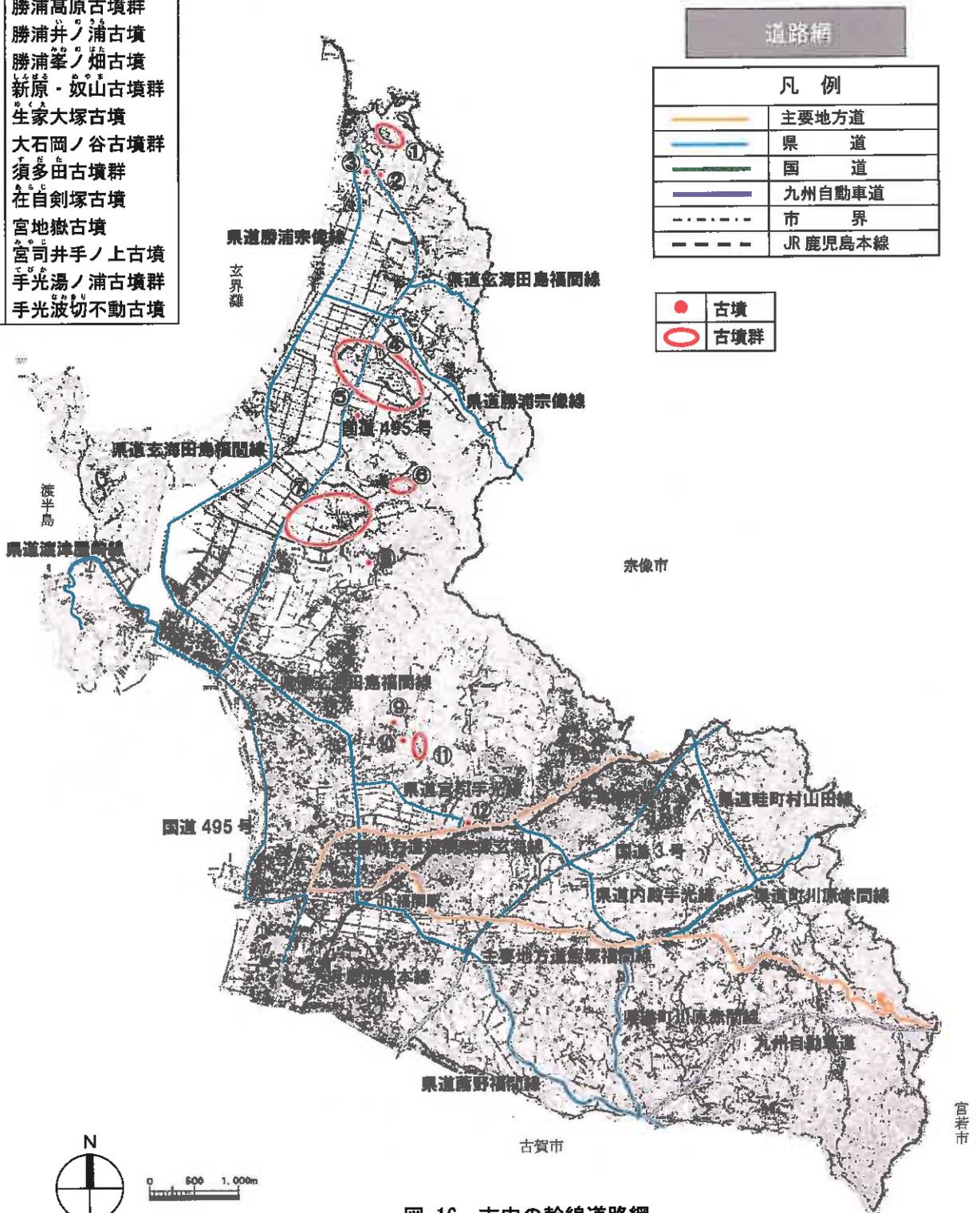


図-16 市内の幹線道路網

#### ④観光

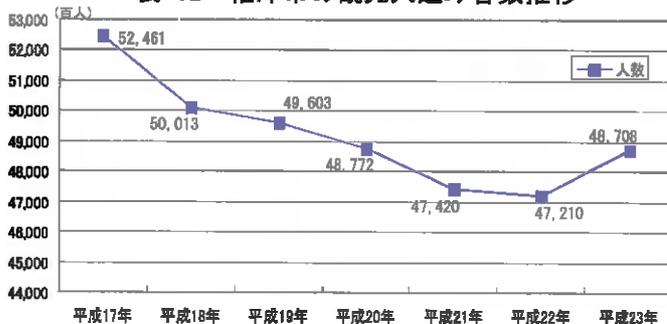
福津市の海岸線は玄海国定公園に指定されている。特に白砂青松と遠浅、良好な水質の海岸には4箇所の海水浴場が整い、海水浴客を集める。近年では海洋スポーツを楽しむ若年層も多い。夏季は福間海岸で納涼花火大会が催され、3,000発の花火が人々の目を楽しませる。同海岸は「九州の湘南」と呼ばれる西日本有数のウィンドサーフィンのメッカでもある。海岸通りにはマリンスポーツのショップやカフェなどが軒を並べ、ドライブコースとしても賑わう。福間漁港と津屋崎漁港には船舶の保管・係留施設が整備され、海洋レジャーを楽しめる。一方で渡半島北側にある恋の浦海岸、白石浜、勝浦海岸はアカウミガメの産卵地であり、自然環境が尊重された静けさのある白砂の海岸が美しい。

海岸線と平行に走る国道495号沿いの「あんずの里」には、運動公園と展望園地などがあり市民の憩いの場となっている。農産物直売所では多彩な花、イチゴやキャベツなどの農産物、多くの海産物を販売しており、地域住民はもとより遠方からも買い物客が多数立ち寄る。3月中旬に2,500本のあんずの木が花を咲かせる。

国道495号沿い津屋崎漁港近くの「津屋崎千軒」は、江戸時代から明治時代にかけて海上交易と塩田で栄えた町並みの様子を今に残す。なかでも旧紺屋（藍染めを主とする染物屋）の「旧上妻家住宅（津屋崎千軒民俗館 藍の家）」は、町屋形式を伝える代表的な建物で、伝統工芸の展示やコンサート、藍染め体験なども楽しめる。また近接して観光とまちおこしの拠点施設である「津屋崎千軒なごみ」があり、観光情報発信のほか年間を通じてコンサートやイベント、展示会、体験教室などを開催し市民に親しまれている。

津屋崎地域の南端に位置する宮地嶽神社は、市内でもっとも有名な観光地であり年間300万人の参拝者を集める。神社拝殿に架けられている大注連縄は日本一を誇り、境内には大鈴と大太鼓もある。「奥の宮不動神社」は国内最大級の古墳石室であり、出土した金銅製馬具など豪華副葬品は国宝に指定されている。宮地嶽神社の秋季大祭では王朝絵巻さながらの華やかな行列が宮司浜までの参道を美しく飾る。境内は、寒緋桜をはじめ藤、牡丹など季節の花や緑に彩られ、5月下旬になると江戸菖蒲約100種類5万株が咲き、花の名所としても来訪者が多い。

表-12 福津市の観光入込み客数推移



宮地嶽神社境内と拝殿大注連縄

この他、西郷川の中上流部には、なまずの郷（福津市総合運動公園）、ほたるの里（本木川自然公園）等の施設が整備され市民に親しまれている。なかでも西郷川花園では、夏はひまわり、春・秋は100万本の菜の花・コスモスが咲き、多くのイベントで活況を呈す。

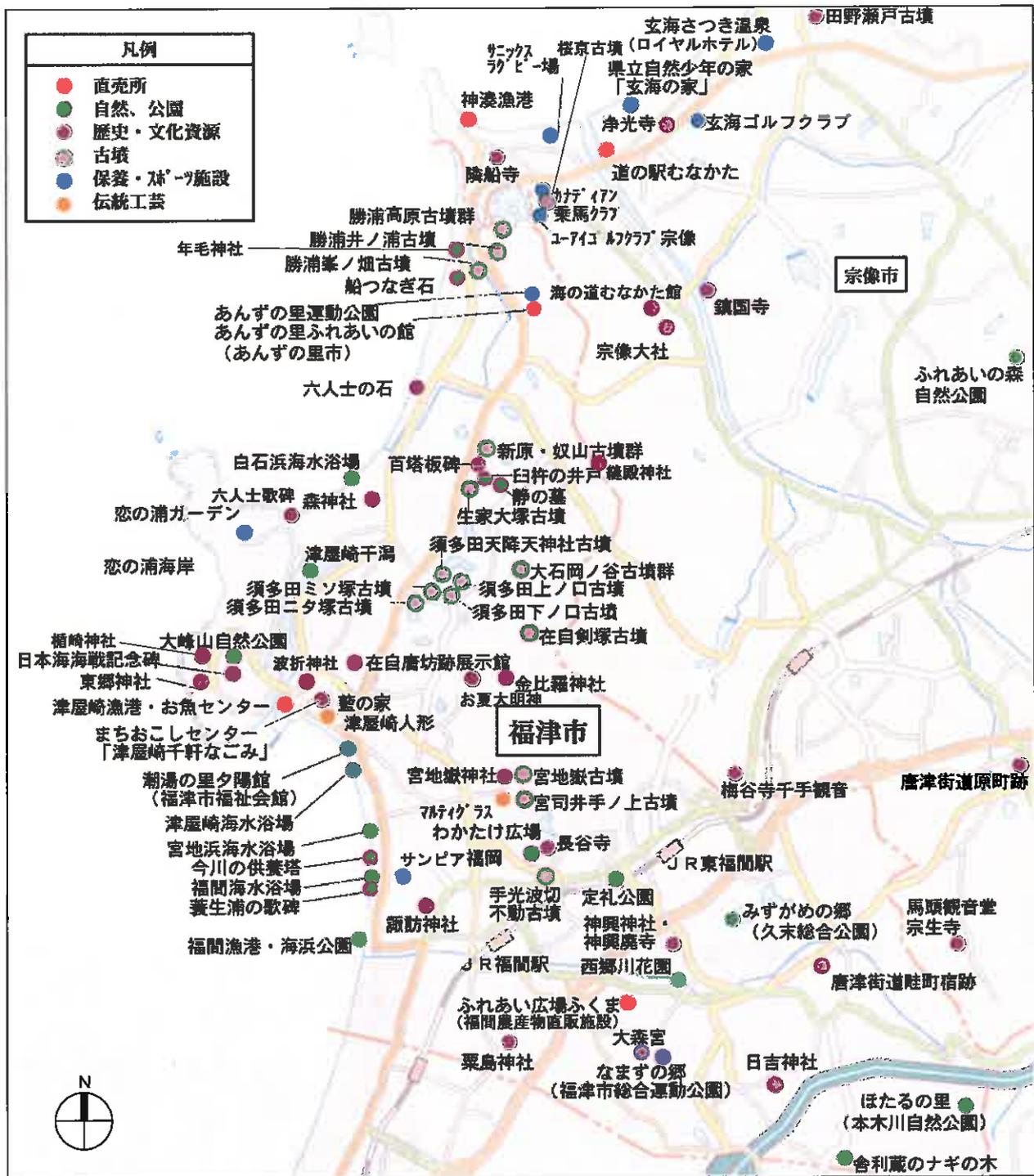


図-17 地域資源図

〔『福津市観光基本計画』「地域資源図」に加筆〕

### ⑤法令

市における土地利用規制に関する法令の適用状況は以下のとおりである。法令で定める主な土地利用規制区域のいずれにも該当しない地域もある。

表-13 土地利用規制に関する法令の適用状況

法令	指定地域	面積 (ha)
都市計画法	市街化区域	福岡都市計画区域
	市街化調整区域	【区域区分有り】
	区域区分のない用途地域	津屋崎都市計画区域
	区域区分のない用途地	【区域区分無し】
	準都市計画区域	
農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	農業振興地域	3,736
	農用地区域	1,377
森林法	保安林	253
	地域森林計画対象民有林	1,280
自然公園法	第1種特別地域	玄海国定公園区域
	第2種特別地域	
	第3種特別地域	
	普通地域	

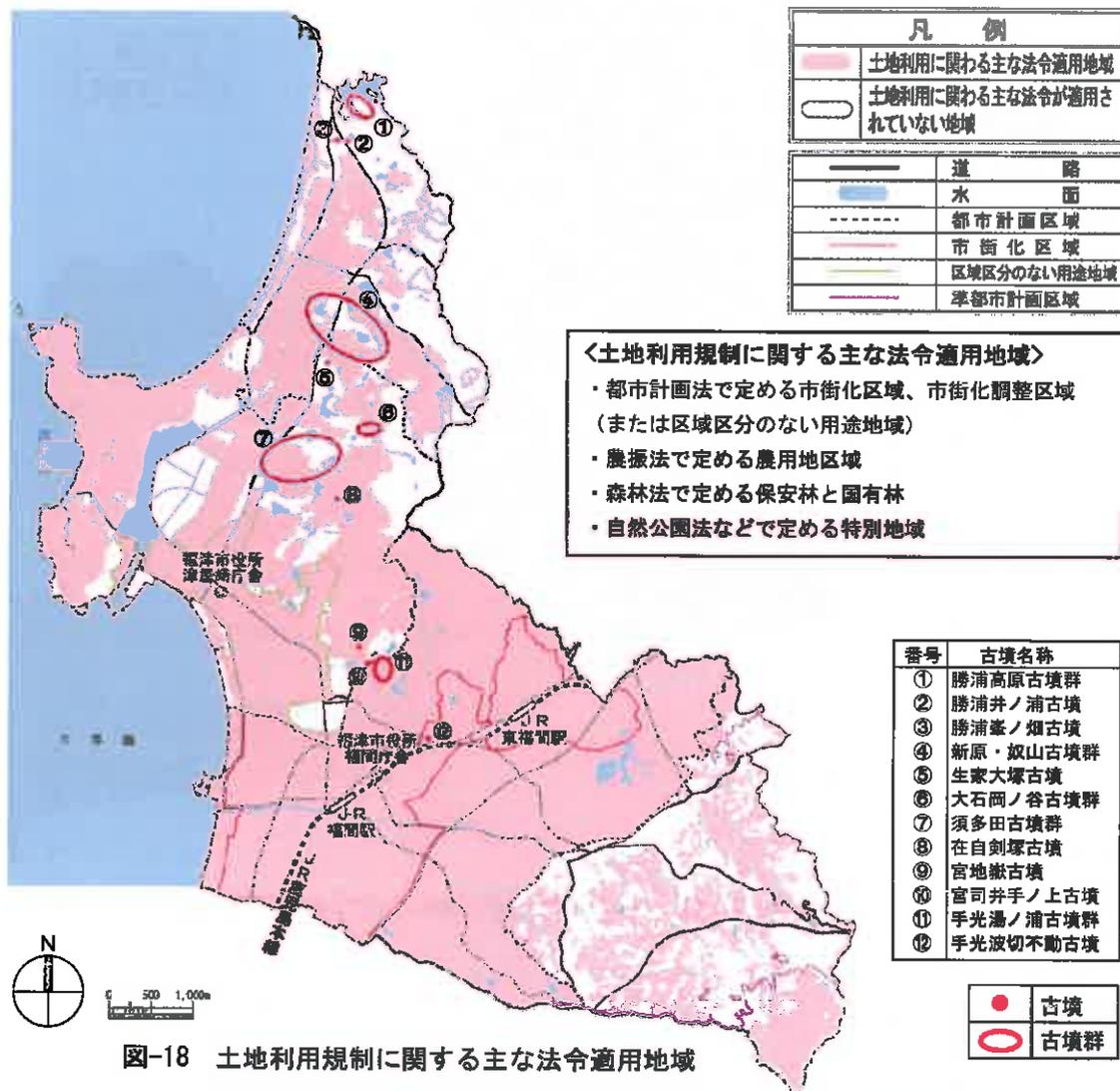


図-18 土地利用規制に関する主な法令適用地域

（『福津市田園環境マスタープラン』「土地利用規制に関する主な法令適用地域」に加筆）

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦釜ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多田古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

凡 例	
固定公園区域	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域
保安林	×××
地域森林計画対象民有林	■
1級河川	該当なし
2級河川	——
準用河川	——
普通河川	——
海岸保全区域	——
急傾斜地崩壊危険区域	——
砂防指定地	——
農業振興地域	——
農用地区域	——

市街化区域界	——
用途地域界	——
都市計画区域界	——
準都市計画区域界	——
市域界	——

●	古墳
○	古墳群

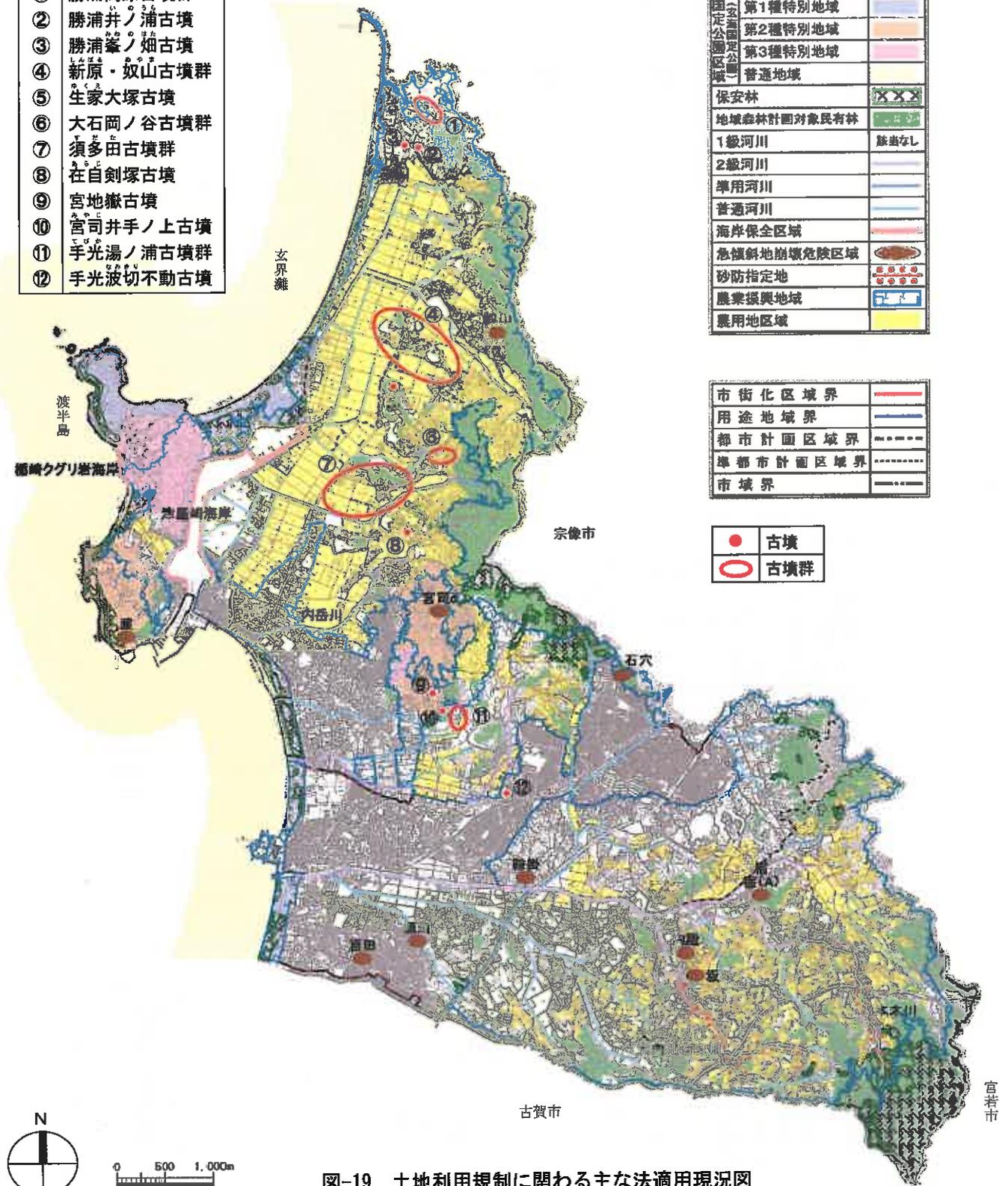


図-19 土地利用規制に関わる主な法適用現況図

(平成 24 年度 福岡・津屋崎都市計画基礎調査「法適用現況図」に加筆)

## 2 福津市の歴史概要と指定文化財

### (1) 福津市の歴史概要

津屋崎古墳群の分布する本市における歴史的環境を概観する。本市に残る人類活動の痕跡は、勝浦井ノ口遺跡出土の剥片尖頭器や手光酒屋遺跡出土のナイフ形石器により、旧石器時代まで遡る(図-20)。これに続く縄文時代の遺跡は本市において未だ知見が少なく、手光於緑遺跡で後期鐘崎式や晩期黒川式の土器が出土しているものの明確な遺構に伴うものではない。

弥生時代になると水稻耕作の開始と普及を背景に、河川中下流域の低地や海岸部に点在する丘陵地において集落が多く営まれ始める。なかでも手光今川河口付近に位置する今川遺跡では、環濠とみられるV字溝、遼寧式銅剣を再加工した銅鏃・銅鏝が出土し、弥生時代前期における朝鮮半島文物の伝来を示す全国的に著名な事例といえる(図-21)。

古墳時代、市内の丘陵や台地上に古墳約520基が確認されている。弥生時代に引き続き住居跡など集落遺跡の調査事例も多い。これらの発掘調査成果からは中国大陸・朝鮮半島の影響を窺わせるものがしばしば出土する。このことは当地域がいち早く先進文物を受容したことを示している。また5世紀から7世紀にかけて津屋崎古墳群が築造される。

古代律令制下の本市は宗像郡の一部である。市東部には古代寺院の神興廃寺が知られ、伽藍配置は不明ながら多量の瓦と塔礎石、瓦窯が確認されている(図-22)。その東に位置する畦町遺跡は、瓦の散布や礎石の伝承があることから西海道の馬家津日駅跡と推定されている。また、郡の役所である郡衙や古代の建物群の所在地に認められる「八並」の地名が畦町遺跡の北側にあり、この周辺が郡衙推定地の一候補に挙げられる。海上交通に目を転じると、渡半島を擁する津屋崎の入海は天然の津であったとみられ、在自遺跡群の大型建物跡の調査事例から郡衙に付属した郡津の存在の可能性が指摘されている。

中世に入り、津屋崎の津は朝鮮と独自の通交・対外貿易で栄えた。現在の津屋崎小学校付近の発掘調査では区画溝や井戸、多量の貿易陶磁器などが出土し、日宋貿易における中国人居留区である唐坊の一部が確認されている。

近世は筑前国藩主となった黒田長政の所領に組み込まれた。津屋崎の入海は塩田と新田開発のため干拓が進み、同時に後背の台地ではため池整備が行われた。

このように本市は海岸部と内陸部に主要な交通動線を持った一要衝であったことが遺跡から窺える。明治22年の市制町村制施行に伴い、明治30年に津屋崎町、同42年に福間町が誕生し、その後各々周辺の村を合併し、平成17年両町の合併により福津市となった。

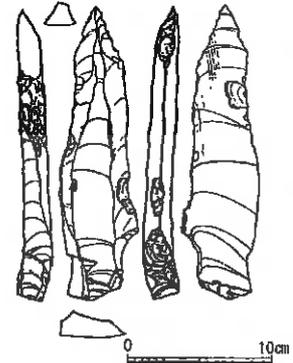


図-20 勝浦井ノ口遺跡の旧石器

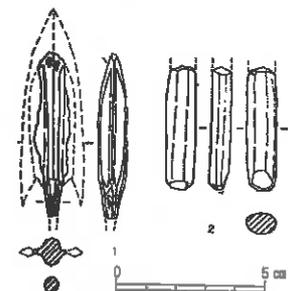


図-21 今川遺跡の青銅器

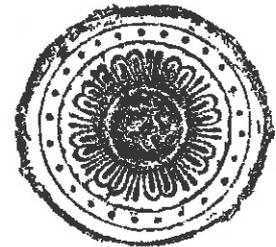


図-22 神興廃寺の瓦(拓影)

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦峯ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多由古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

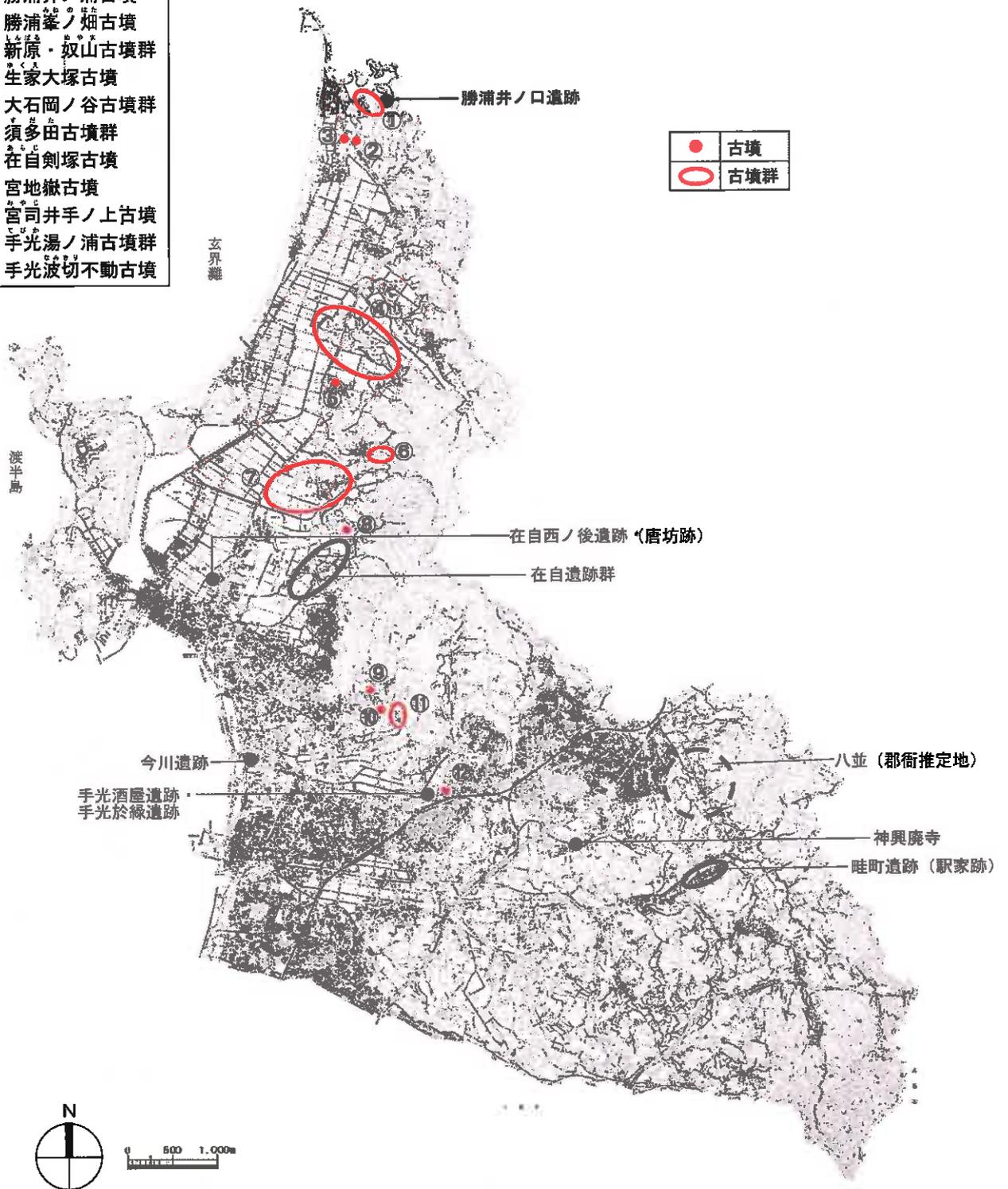


図-23 関連市内遺跡等位置図（福津市全図）

## (2) 指定文化財等

市内の指定文化財等には、国指定史跡の津屋崎古墳群、宮地嶽古墳出土の国宝等が著名であるが、県指定では新原・奴山古墳群21号墳に建立された「新原の百塔板碑」、「福間浦鯛漁絵馬」といった中世から近世にかけての考古資料及び有形民俗文化財等があるほか、動植物化石を産出する「恋の浦海岸」等の天然記念物がある。市指定では本木地区の板碑・石塔群と仏像群に特色を有する。また「在自西ノ後遺跡」は日宋貿易に関わる中国人居留地「唐坊（とうぼう）」とみられ、津屋崎小学校内に保存整備されている。

表-14 市内の指定文化財等

	名 称	分 類	種 別
1	津屋崎古墳群	国指定	史跡
2	宮地嶽古墳出土品	国宝	有形文化財考古資料
3	筑前国宮地嶽神社境内出土骨蔵器	国宝	有形文化財考古資料
4	旧上妻家住宅（津屋崎千軒民俗館藍の家）	国登録	登録有形文化財
5	新原の百塔板碑	県指定	有形文化財考古資料
6	梵鐘	県指定	有形文化財工芸
7	一楽院文書並びに法具類	県指定	有形民俗文化財
8	天正三年拾月起拾月祭座帳	県指定	有形民俗文化財
9	福間浦鯛漁絵馬 附 寛政六年銘絵馬	県指定	有形民俗文化財
10	木造釈迦如来立像	県指定	有形民俗彫刻
11	恋の浦海岸	県指定	天然記念物
12	舍利蔵のなぎの木	県指定	天然記念物
13	波折神社銀杏	市指定	天然記念物
14	手光波切不動古墳	市指定	史跡
15	赤御堂板碑	市指定	史跡
16	伝宝林寺石塔群 附 正平板碑	市指定	史跡
17	在自西ノ後遺跡	市指定	史跡
18	津丸高平遺跡経塚出土品	市指定	有形文化財考古資料
19	梵字キリク・ア石塔	市指定	有形文化財考古資料
20	梵字アーク石塔	市指定	有形文化財考古資料
21	石社	市指定	有形民俗文化財
22	福間浦方資料 福間浦漁場境定書 福間浦鯛地曳網漁図巻	市指定	有形民俗文化財
23	大日如来坐像 附 菩薩形坐像、大日如来坐像	市指定	有形文化財彫刻
24	馬頭観音坐像	市指定	有形文化財彫刻
25	津屋崎祇園山笠	市指定	無形民俗文化財

(平成 26 年 3 月現在)

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦釜ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多田古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

市内の指定文化財等  
凡例

- 国指定・国宝・国登録
- 県指定
- 市指定
- ※古墳群は丸囲い

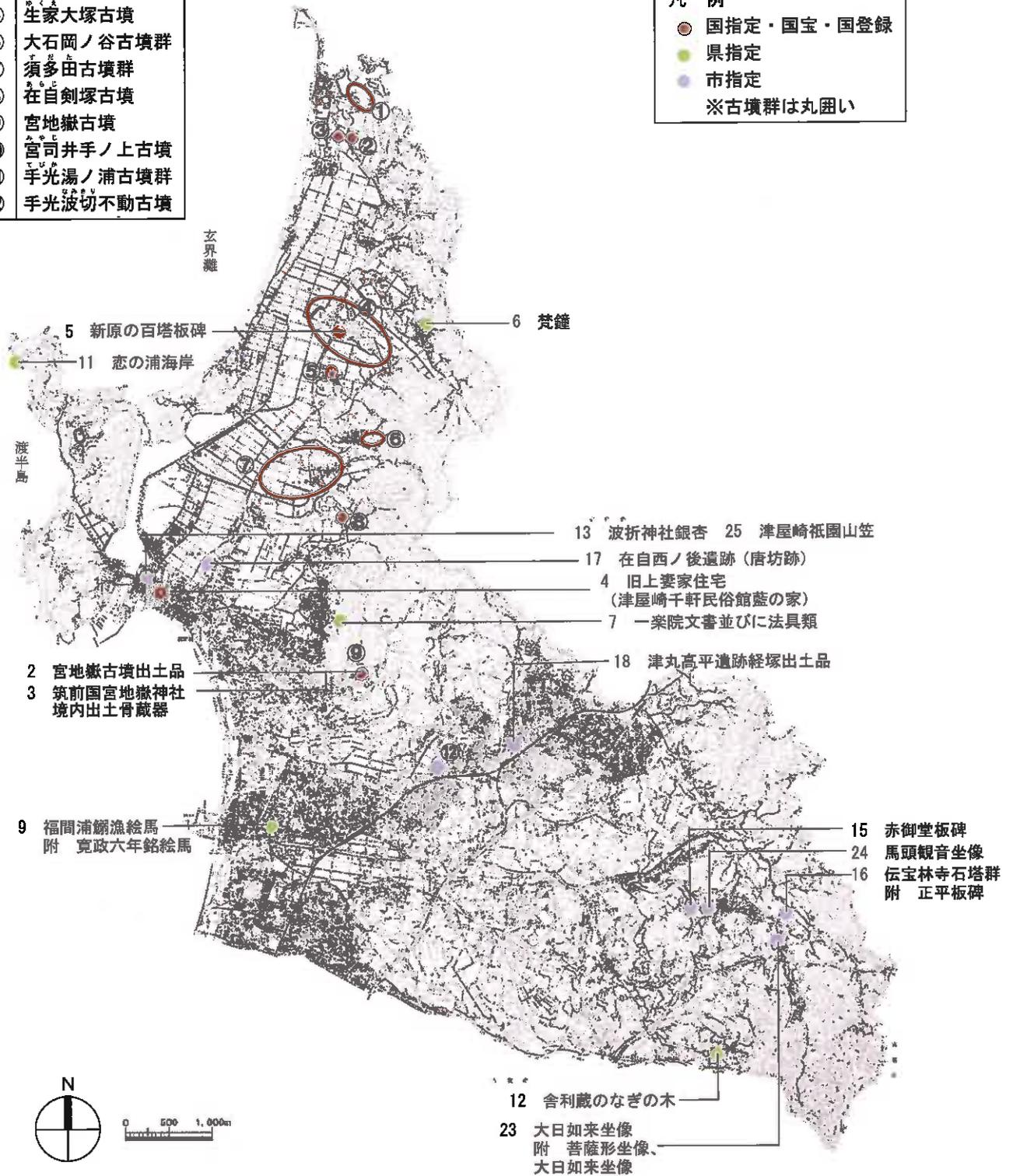


図-24 市内の指定文化財等

### Ⅲ 国指定史跡津屋崎古墳群の概要

#### 1 指定に至る経緯

津屋崎古墳群の国史跡指定については、津屋崎町の取り組みから始まり福津市誕生を経て、現在に至る。以下に史跡指定に係る事柄を記す。

表-15 史跡指定に係る事柄

年号	事柄
昭和 15 (1940) 年	○『考古学』11 巻 7 号に「筑前宗像郡新原百塚の埴輪を伴う古墳」という論文で新原・奴山古墳群が紹介される。
昭和 43 (1968) 年	○文化財保護委員会によって作成された『全国遺跡地図 (福岡県)』に古墳群が記載される。
昭和 46 (1971) 年	○県道 199 号線 (現国道 495 号) の工事に伴い破壊される古墳の調査と、残存する古墳の今後の保護について福岡県教育庁文化課と津屋崎町で協議を行う。
昭和 47 (1972) 年	○福岡県遺跡等分布地図の基礎資料として、台帳と地図を作成する。
昭和 52 (1977) 年	○福岡県教育委員会刊行の『福岡県遺跡等分布地図 (宗像郡編)』に古墳群が記載される。
昭和 59 (1984) 年	○津屋崎町のマスタープランに計上している「自然と歴史、文化の旅」観光ルートについて、新原・奴山古墳群を中心とした古墳公園及び史跡めぐりコースの検討が行われる。
昭和 60 (1985) 年	○この年から 4 ヶ年計画で、新原・奴山古墳群の測量・範囲確認調査を実施することとなる。 ○調査の結果、新原・奴山 22 号墳は大型円墳とみられていたものが前方後円墳と判明する。文化庁記念物課調査官の現地視察が行われる。
平成元 (1989) 年	○新原・奴山古墳群の調査報告書が刊行される。 ○官司井手ノ上古墳の発掘調査を行い、その内容が重要であり現状保存となる。
平成 3 (1991) 年	○文化庁記念物課主任調査官と福岡県教育庁文化課による新原・奴山古墳群と官司井手ノ上古墳の視察。調査官から、新原・奴山古墳群の史跡指定のみならず、勝浦・奴山・生家・須多田・官司の前方後円墳・大型円墳を含めた「津屋崎古墳群」としての史跡指定を検討する方向性が示される。
平成 11 (1999) 年	○文化庁記念物課調査官、福岡県教育庁文化財保護課、津屋崎町長、町教育長ほかで、勝浦古墳群、新原・奴山古墳群、須多田古墳群の視察と協議を行う。 ○福岡県教育庁文化財保護課と史跡指定範囲や地番、地権者調査について協議を行う。
平成 13 (2001) 年	○福岡県文化財保護審議会から『福岡県重要・大規模遺跡の保存活用基本計画』が福岡県教育委員会に建議され、県内重点 5 地域のひとつに津屋崎古墳群が選定され、積極的に市町と協同して保護対策を推進すべき重要遺跡と位置づけられる。 ○その後、福岡県教育庁文化財保護課より同基本計画の説明と国史跡指定に向けた協力依頼が津屋崎町長になされ、町教育委員会で検討を行う。 ○福岡県教育庁文化財保護課より、史跡指定に必要な作業に向け「津屋崎古墳群保存活用検討会」(以下「保存活用検討会」という。)を開催するよう提案がある。この「保存活用検討会」において勝浦高原 11・13 号墳を指定対象古墳に含めることを検討する。

年 号	事 柄
平成 14 (2002) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「保存活用検討会」において福岡県教育庁文化財保護課の助言の下、指定範囲について現地協議を実施する。</li> <li>○文化庁記念物課主任調査官による津屋崎古墳群の現地視察が行われる。</li> <li>○地元各区や農業委員会に史跡指定についての説明を行う。</li> </ul>
平成 15 (2003) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地元関係区長により「古墳公園建設推進協議会」を設置し、第1回を開催、状況説明を行う。史跡指定の同意取得を進める。</li> </ul>
平成 16 (2004) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化庁記念物課主任調査官と福岡県教育庁文化財保護課が来庁し協議を行う。同意取得状況について説明を行う。</li> <li>○宮地嶽神社に史跡指定の協力を要請する。</li> <li>○文化庁記念物課調査官による現地視察と指定範囲の協議を行う。</li> <li>○津屋崎町域の56基で構成する津屋崎古墳群のうち条件の整った40基を含む土地について史跡指定申請を行う。</li> </ul>
平成 17 (2005) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1月、津屋崎町と福岡市の合併により福津市誕生する。</li> <li>○3月、国史跡指定の告示がなされる。</li> <li>○5月、市長と福岡県教育庁文化財保護課が今後の古墳公園建設事業の連携について協議を行う。</li> <li>○11月、「国指定史跡津屋崎古墳群整備指導委員会」を設置し、第1回を開催する。</li> </ul>
平成 18 (2006) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津屋崎古墳群の史跡追加指定について宮司井手ノ上古墳のほか、旧福岡町域に分布する手光湯ノ浦古墳群と手光波切不動古墳について「保存活用検討会」において協議を行う。</li> <li>○「保存活用検討会」において『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本構想』素案の説明を行う。</li> <li>○市の合併後の方針は、旧福岡町域の手光湯ノ浦古墳群と手光波切不動古墳を津屋崎古墳群に関連深く重要な古墳として保護の対象に含め、史跡追加指定に向けた準備を進めることとなる。</li> </ul>
平成 19 (2007) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化庁記念物課調査官による手光湯ノ浦古墳群と手光波切不動古墳、勝浦峯ノ畑古墳調査状況の現地視察、及び勝浦峯ノ畑古墳調査の協議を行う。</li> </ul>
平成 22 (2010) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新原・奴山古墳群のうち条件の整った13基を含む土地の史跡追加指定について意見具申を行う。</li> </ul>
平成 23 (2011) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2月7日付けで史跡追加指定の告示がなされる。</li> </ul>
平成 24 (2012) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○須多田天降天神社古墳と須多田下ノ口古墳の一部、在自剣塚古墳の史跡追加指定について意見具申を行う。</li> <li>○9月19日付けで史跡追加指定の告示がなされる。</li> </ul>
平成 26 (2014) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○勝浦高原古墳群、勝浦井ノ浦古墳、勝浦峯ノ畑古墳、新原・奴山古墳群、生家大塚古墳の史跡追加指定について意見具申を行う。</li> </ul>

## 2 指定地の範囲

津屋崎古墳群は、南北 8km、東西 2km の範囲に所在し、前方後円墳 16 基、円墳 43 基、方墳 1 基の計 60 基からなる。既指定の土地を含む古墳は 54 基あるものの一部未指定の土地を含む状況であり、円墳 6 基が未指定である。

面積を見ると、既指定の面積は、148,422.91 m<sup>2</sup>である。今後は指定完了に向けて、指定地に挟まれる道路や遺構を含む道路敷及び水路敷の面積等を確定し、追加指定を進める方針である。最終的な指定面積は約 23.1ha 程度に達する見込みである。

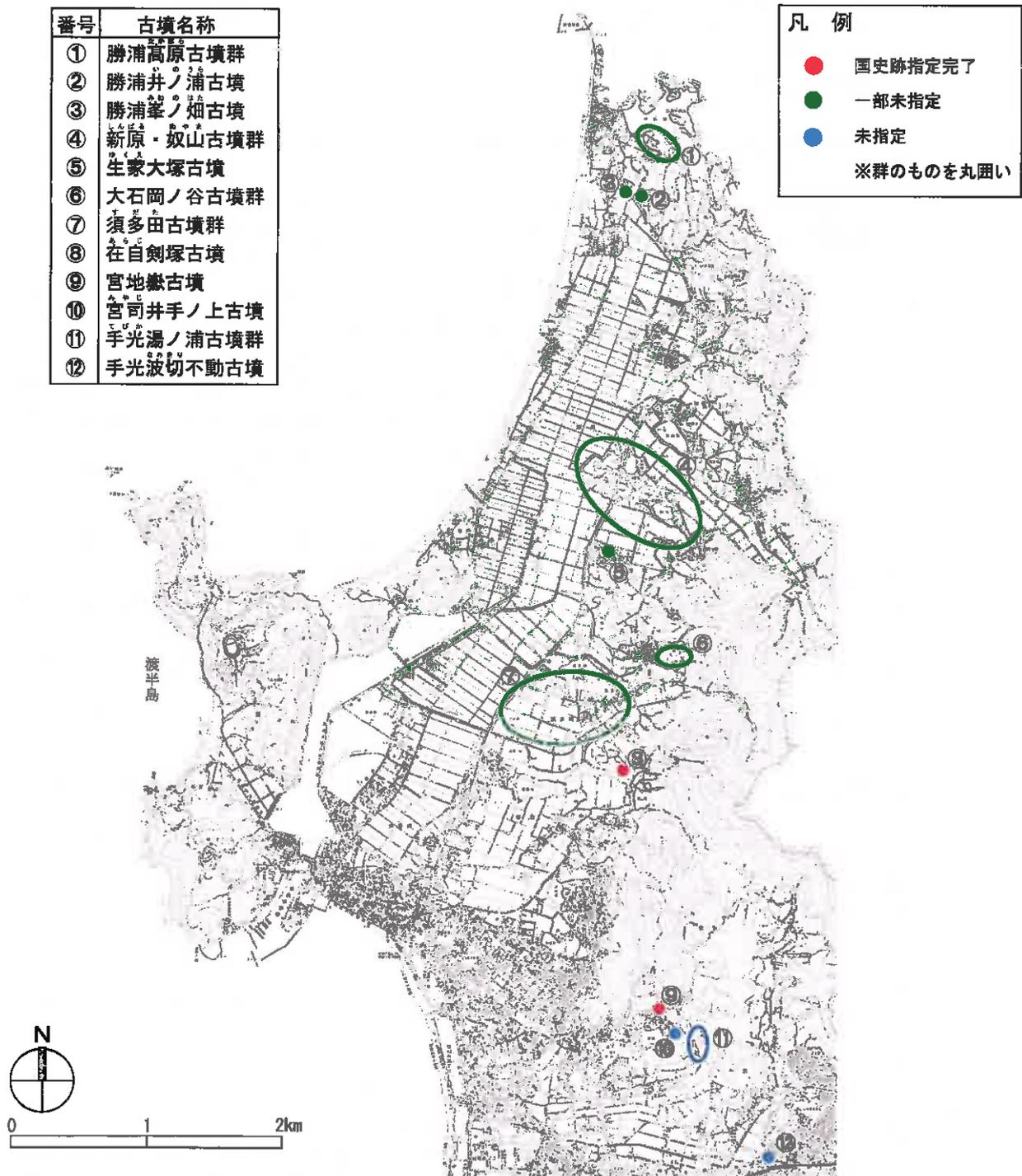


図-25 指定地の分布と指定状況（平成 26 年 3 月現在）

### 3 指定の内容

○文部科学省告示第22号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成17年3月2日

文部科学大臣 中山 成彬

名 称 津屋崎古墳群

所在地及び地域

福岡県福津市勝浦字高原	155番、181番7、183番、184番、185番、186番、187番、204番、205番
同 勝浦字北ヶ裏	767番1
同 勝浦字井ノ浦	773番、774番1、774番2、776番1、777番1、778番1、780番1、781番1、782番1
同 勝浦字峯ノ畑	799番、800番1、800番2、801番、803番1、804番、806番、807番1
同 勝浦字長崎	812番、813番1、813番2、814番1、815番1
同 勝浦字新原	3718番、3720番、3721番、3724番1、3724番2、3725番、3726番、3736番1、3737番1、3737番4、3737番11、3740番1、3741番1、3741番2、3742番、3743番、3744番、3745番、3746番、3747番、3748番、3749番、3750番、3751番、3754番1、3755番1、3755番2、3764番1、3771番1、3772番1、3773番、3774番、3775番、3776番、3777番、3778番、3779番、3780番、3782番、3783番、3784番、3787番、3788番、3789番、3790番2、3791番、3793番、3795番、3797番1、3798番1、3799番3
同 勝浦字月花	3832番、3842番2、3846番1、3846番2、3846番3、3847番、3848番、3849番、3850番、3855番、3856番1、3857番、3860番、3861番、3862番1、3862番2、3863番、3865番1、3865番2、3866番
同 奴山字上原田	1314番、1318番1
同 奴山字原	1319番1、1320番1、1324番、1325番1、1325番3、1326番、1328番1、1328番2、1329番、1331番、1332番、1333番、1336番
同 奴山字伏原	1343番1、1343番2、1346番、1347番、1348番、1350番、1351番、1374番1
同 奴山字勝負坂	1385番2
同 奴山字招	1402番
同 奴山字沖田	1432番、1434番、1449番1、1449番2、1450番、1451番、1452番、1454番1、1456番1
同 生家字裏	1919番、1923番1、1923番3、1927番
同 生家字貝町	1936番1、1938番
同 大石字岡ノ谷	57番、68番、71番1、71番2、73番
同 大石字水上	109番
同 須多田字上ノ口	442番、443番、445番
同 須多田字ニ夕塚	641番、642番、645番、660番2、661番、672番、673番、674番、675番、677番、684番
同 須多田字堀田	957番
同 在自字鋤塚	857番1、858番1、858番2、858番3、858番4
同 宮司字大塚	241番のうち実測586.27平方メートル

備考：一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び福津市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第17号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次に掲げる史跡に地域を追加して指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年2月7日

文部科学大臣 高木 義明

名 称 津屋崎古墳群

所在地及び地域

福岡県福津市奴山字原 1321番、1323番、1330番、1337番1、1337番2、1337番3、1341番  
同 奴山字伏原 1342番、1349番、1373番、1374番2  
同 奴山字沖田 1430番、1433番1、1433番2、1436番1  
同 勝浦字新原 3752番1、3762番1、3762番2、3785番、3786番、3792番、3796番1  
同 勝浦字月花 3833番1、3834番2

○文部科学省告示第151号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、史跡に地域を追加して指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年9月19日

文部科学大臣 平野 博文

名 称 津屋崎古墳群

所在地及び地域

福岡県福津市須多田字下ノ口 469番6、511番、512番2、512番3、512番5、513番1、513番2  
同 字ニタ塚 681番1、681番2、682番、683番  
福岡県福津市在自字釵塚 859番、860番  
福岡県福津市須多田字下ノ口512番2と同513番2に挟まれ同512番3と同513番1に挟まれるまでの水路敷、福岡県福津市須多田字堀田957番に南接する道路敷、福岡県福津市在自字釵塚857番1に西接する道路敷を含む。

## 4 津屋崎古墳群の歴史的評価

### (1) 調査履歴及び関連報告書等

これまでの発掘調査による経緯や詳細は報告書として刊行されており、古墳の規模や編年案等が示されている。津屋崎古墳群に関わるこれまでの調査履歴及び関連報告書等を整理し、以下に記す。

表-16 調査履歴及び関連報告書

昭和 15 (1940) 年	『考古学』11 巻 7 号に「筑前宗像郡新原百塚の埴輪を伴う古墳」という論文で新原・奴山古墳群が紹介される
昭和 44 (1969) 年	宗像大社祭祀遺跡総合調査団『福岡県宗像古代遺跡地名表 (第一版)』に古墳群が収録される
昭和 47 (1972) 年	福岡県遺跡等分布地図の基礎資料として、台帳と地図を作成する
昭和 50 (1975) 年	県道 (現在の国道 495 号) 建設工事に伴う、勝浦井ノ浦古墳・勝浦峯ノ畑古墳の発掘調査
	勝浦井ノ浦古墳：現存 (調査後、前方部一部削平) 勝浦峯ノ畑古墳：現存 (調査後、後円部一部削平)
	報告書：『新原・奴山古墳群』1977 (福岡県文化財調査報告書第 54 集)
昭和 51 (1976) 年	県道 (現在の国道 495 号) 建設工事に伴う、新原・奴山古墳群の 1 号墳から 4 号墳の発掘調査
	1 号墳：現存 (調査後、前方部削平) 2・3・4 号墳：記録保存調査後消滅
	報告書：『新原・奴山古墳群』1977 (福岡県文化財調査報告書第 54 集)
昭和 52 (1977) 年	福岡県教育委員会『福岡県遺跡等分布地図 (宗像郡編)』に古墳群が記載される
昭和 55 (1980) 年	宗像農協カントリーエレベーター建設に伴う、新原・奴山 5・6 号墳の発掘調査
	5・6 号墳：記録保存調査後消滅
	報告書：『奴山古墳群』1981 (津屋崎町文化財調査報告書第 3 集)
昭和 60 (1985) 年～ 昭和 63 (1988) 年	重要遺跡確認調査として新原・奴山古墳群において墳丘測量を中心とした基礎資料作成を 4 ヶ年かけて実施する
	報告書：『新原・奴山古墳群 (中間報告)』1987 (津屋崎町文化財調査報告書第 5 集)、『新原・奴山古墳群』1989 (津屋崎町文化財調査報告書第 6 集)

昭和 63 (1988) 年	土取り工事に伴う、宮司井手ノ上古墳の発掘調査
	宮司井手ノ上古墳：現存
	報告書：『宮司井手ノ上古墳』1991 (津屋崎町文化財調査報告書第 7 集)
平成元 (1989) 年～ 平成 7 (1995) 年	圃場整備に伴う、須多田古墳群の発掘調査
	須多田古墳群：現存
	報告書：『須多田古墳群』1996 (津屋崎町文化財調査報告書第 12 集)
平成 7 (1995) 年	圃場整備に伴う、新原・奴山古墳群 49 号墳から 59 号墳の発掘調査 圃場整備の水路工事に伴う、新原・奴山古墳群 44・45 号墳の発掘調査
	49 号墳から 59 号墳：記録保存後消滅 44・45 号墳：記録保存調査後消滅
	報告書：『新原・奴山古墳群Ⅱ』2001 (津屋崎町文化財調査報告書第 17 集)
平成 10 (1998) 年	墓地改葬に伴う、勝浦高原古墳群 11 号墳の範囲確認調査
	報告書：『津屋崎町内遺跡』2002 (津屋崎町文化財調査報告書第 19 集)
平成 14 (2002) 年	在自剣塚古墳の範囲確認調査
	報告書：『津屋崎古墳群Ⅰ』2004 (津屋崎町文化財調査報告書第 20 集)
平成 15 (2003) 年	生家大塚古墳と大石岡ノ谷古墳群の墳丘測量調査
	報告書：『津屋崎古墳群Ⅰ』2004 (津屋崎町文化財調査報告書第 20 集)
平成 17 (2005) 年～ 平成 21 (2009) 年	勝浦峯ノ畑古墳の範囲確認調査
	報告書：『津屋崎古墳群Ⅱ』2011 (福津市文化財調査報告書第 4 集)
平成 22 (2010) 年度	手光波切不動古墳の墳丘測量調査
平成 23 (2011) 年度	手光波切不動古墳の確認調査
	手光湯ノ浦古墳群の確認調査
	報告書：『津屋崎古墳群Ⅲ』2013 (福津市文化財調査報告書第 7 集)

## (2) 津屋崎古墳群の調査成果

玄界灘に面した福津市北部の丘陵及び台地上には、5世紀から7世紀にかけての古墳群が南北8km、東西2kmの範囲に分布する。これらは北から勝浦高原古墳群、勝浦井ノ浦古墳、勝浦峯ノ畑古墳、新原・奴山古墳群、生家大塚古墳、大石岡ノ谷古墳群、須多田古墳群、在自剣塚古墳、宮地嶽古墳等からなり、津屋崎古墳群と総称している。現存する古墳の総数は60基で、内訳は前方後円墳16基、円墳43基、方墳1基である。良好な保存状態であり、規模と密集度は北部九州における代表的な古墳群といえる。各古墳のこれまでの調査成果を以下に記す。

### かつうらたかはら 勝浦高原古墳群

1基の前方後円墳と12基の円墳からなる。11号墳は墳長49mの前方後円墳で、埋葬施設は未調査である。墳丘周辺から若干の須恵器が出土し、築造時期は6世紀後半と推定される。平成10年度に実施した墳丘規模確認調査中、弥生時代貯蔵穴から滑石製銅鐸鑄型未成品が出土している(図-26)。13号墳は推定径31mの円墳で、埋葬施設は未調査である。5号墳は古くから開口しており埋葬施設の横穴式石室は石棚を備える。

### かつうらいのうら 勝浦井ノ浦古墳

墳長70mの前方後円墳である。前方部、後円部ともに3段築成で、埴輪と葺石を備える。昭和50年に道路建設に伴い発掘調査が行われ、前方部には朝鮮半島加耶に起源をもつ特色ある初期横穴式石室が確認されている。玄室長4.2m、天井部を失うが玄室高さ1.3mほどである。副葬品は三環鈴、鉄地金銅張杏葉、木心鉄板被壺蓋、轡、金銅張磯金具、鞍金具、六葉形金具、鉄銚、石突、短甲片、挂甲金銅張小札、鉄鏃、鉄斧といった武器、武具、馬具、工具、装身具など豊富に副葬していた。築造時期は5世紀中頃と推定される。後円部埋葬施設は未調査である。

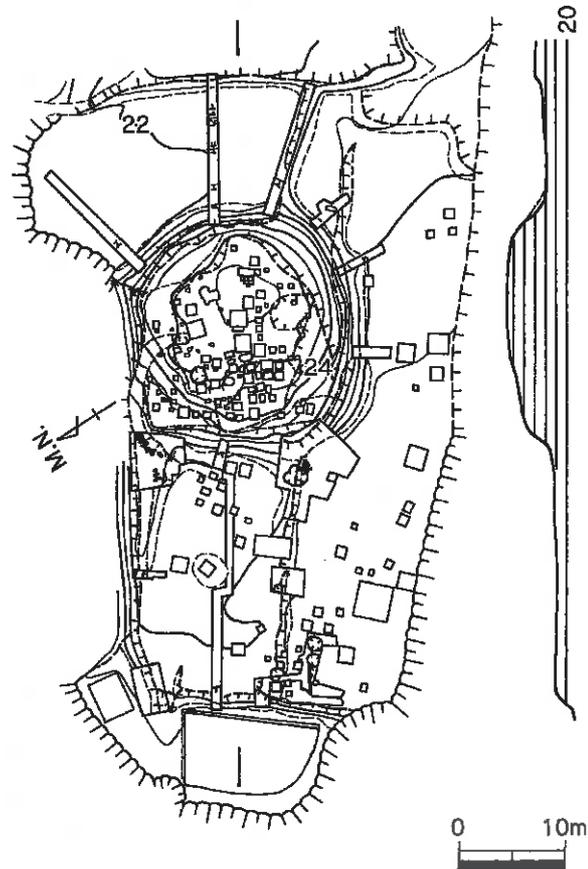


図-26 勝浦高原11号墳墳丘測量図



勝浦井ノ浦古墳前方部石室

かつらみねのはた  
**勝浦峯ノ畑古墳**

墳長 100m の前方後円墳で、埴輪と葺石を備える。昭和 50 年の道路建設に伴う発掘調査によって後円部の横穴式石室が調査された。石室中軸線上に 2 本の石柱を立てる国内に例のない構造であることが確認された。内部の壁面から天井まで赤色顔料を塗る。古墳築造時期は 5 世紀中頃と推定される (図-27)。

副葬品は細線式獣帯鏡、画文帯同向式神獣鏡、内行花文鏡、獣像鏡、乳文鏡、金銅製冠帽、金銅製歩揺、金銅製花形飾金具、円環系有刻銅釧、ガラス玉 (15, 427 点)、翡翠製勾玉、碧玉製管玉、琥珀製勾玉、琥珀製棗玉・丸玉、鹿角製装具付大刀 (40 振以上)、鹿角製装具付剣、鉄剣、銀製装具付素環頭大刀、鉄鏃 (285 点)、短甲、小札、木心鉄板張輪鏝、柄杓形木心鉄板張壺鏝、刀子など豊富に副葬していた。本古墳出土の金銅製装身具は細片となっていたが、詳細な検討によって、龍文透彫金銅製冠帽、銅釧の存在がほぼ確定し、金銅冠、垂飾付耳飾、金銅製帯金具が存在した可能性も指摘されている。このことから本古墳の副葬品は江田船山古墳に相当する構成が想定されている。金銅製冠帽は漢城期百濟からの舶載品と推定され、被葬者の対外交流を窺わせる資料と位置付けられている。

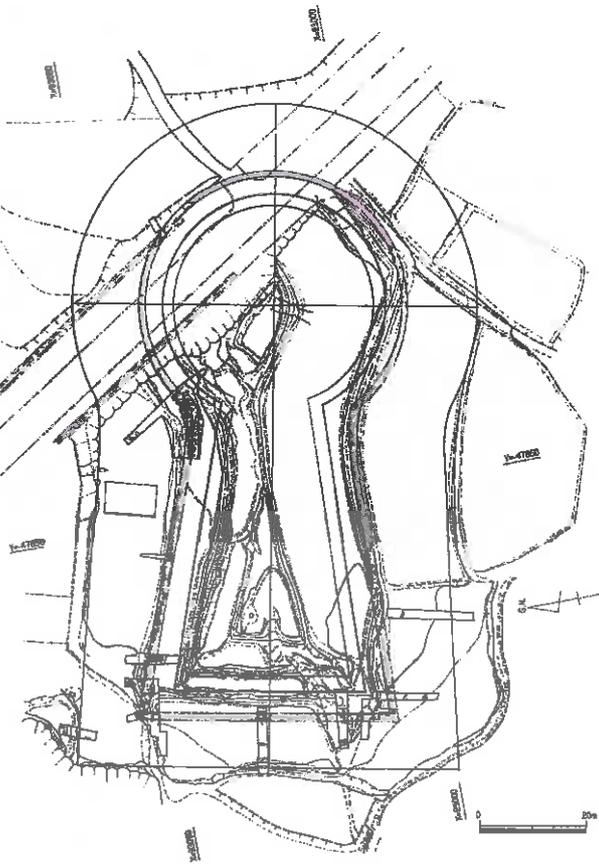


図-27 勝浦峯ノ畑古墳墳丘推定復元図



勝浦峯ノ畑古墳石室



勝浦峯ノ畑古墳出土  
 細線式獣帯鏡 (1号鏡)

しんぼる ぬやま  
**新原・奴山古墳群**

東西 800mの台地上に総数 59 基が確認されている。現状で 41 基が現存し、内訳は前方後円墳 5 基、円墳 35 基、方墳 1 基である (図-29)。1 号墳は墳長 50mの前方後円墳で、横穴式石室から武器、武具、工具、鍛冶具、須恵器などが出土した (図-28)。7 号墳は一辺 20~24mの方墳である。埋葬施設は未調査である。墳丘上に玉砂利が敷かれ初期須恵器と鉄斧、琥珀原石が出土している。祭壇を兼ねた古墳の可能性が指摘されている。12 号墳は墳長 43m、須恵器が採集されている。埋葬施設は未調査である。22 号墳は本古墳群最大の規模の墳長 75~80mと推定される前方後円墳である。埋葬施設は未調査である。



新原・奴山 1号墳石室



新原・奴山 30号墳全景

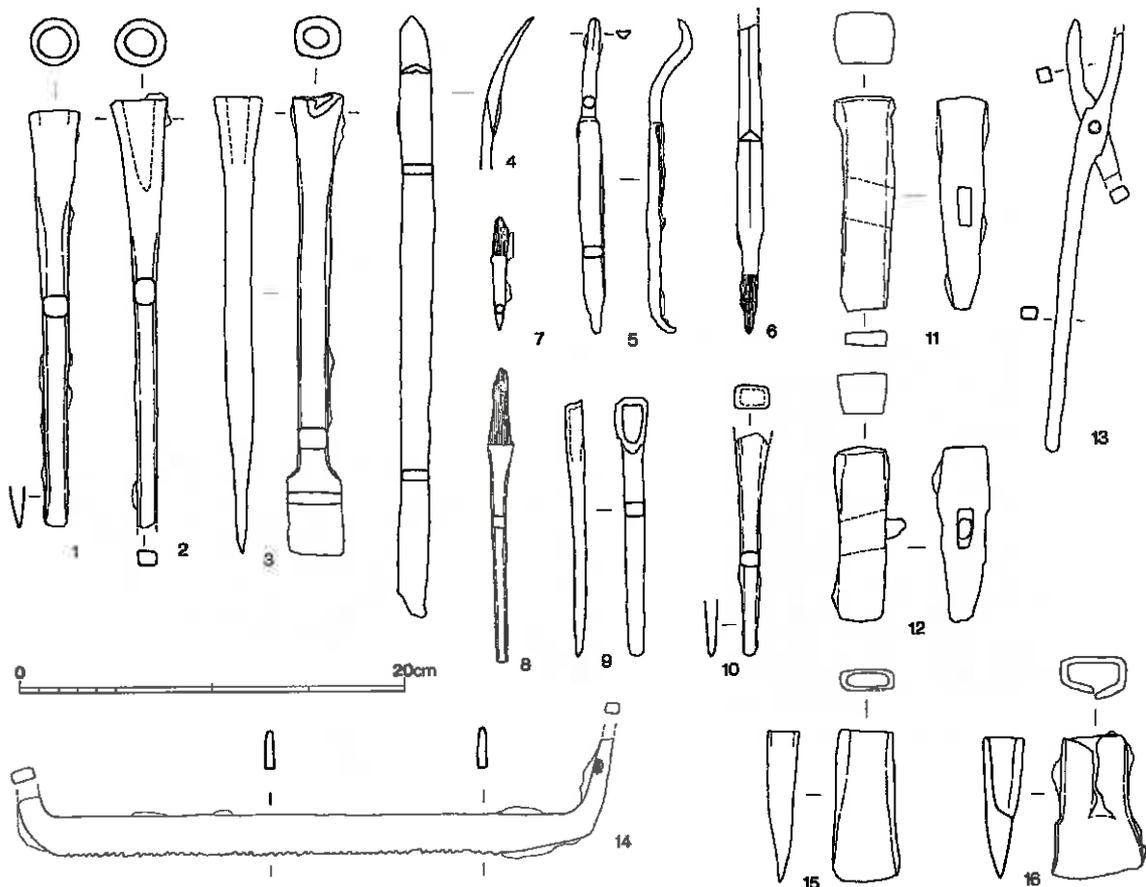


図-28 新原・奴山 1号墳出土鉄器

3 段築成で葺石と埴輪列を有す。24 号墳は墳長 53.5m、周溝・周堤を備え葺石を有す。須恵器が採集されている。埋葬施設は未調査である。30 号墳は墳長 54m の前方後円墳で須恵器が採集されている。44 号墳は直径 15m の円墳である。埋葬施設は複式の横穴式石室で奥壁に石棚を備える。玄室から大型鋸、鉋形鉄製品、ヤス、工具、馬具等が出土した。古墳群は台地東寄りの平坦面に 22 号墳を中心とした前方後円墳・大型円墳が分布し、5 世紀前半から後半の築造と推定されている。大型墳の周辺と台地東側には中・小の古墳が分布し 6 世紀中頃から後半の築造と推定されている。大型墳と中・小の古墳が混在する本古墳群は首長とその一族の墳墓が混在している様相を窺えるが、その内容や詳細な変遷等については未解明な点もある。

### 【新原・奴山古墳群における調査の沿革】

#### 第 1 次調査 (1976 年～1977 年)

県道 (現国道 495 号) の改良工事に伴う調査。1 号墳から 4 号墳を調査。

#### 第 2 次調査 (1980 年)

農協施設建設に伴う調査。5 号墳と 6 号墳を調査。5 号墳は墳丘から皮袋形土器が出土。

#### 第 3 次調査 (1985 年)

古墳公園構想の基礎資料作りのために 4 ヶ年かけ古墳群の測量調査を実施。21 号～23 号墳の雑木伐採と墳丘測量調査、21 号、22 号墳で規模確認のためトレンチ調査を行う。

#### 第 4 次調査 (1986 年)

22 号墳の墳丘測量調査と前方部を確認のためトレンチ調査、25 号～31 号墳、33 号～43 号墳の墳丘測量、25 号墳で規模確認のためトレンチ調査を行う。

#### 第 5 次調査 (1987 年)

15 号～20 号墳、24 号、32 号、46 号～48 号墳の雑木伐採と墳丘測量調査、20 号墳と 24 号墳で規模確認のためトレンチ調査を行う。

#### 第 6 次調査 (1988 年)

7 号～14 号墳の雑木伐採と墳丘測量、7 号墳で規模確認のためのトレンチ調査を行う。

#### 第 7 次調査 (1995 年)

圃場整備に伴う調査。49 号～59 号墳を発掘調査、49 号墳から須恵器の三連ハソウが出土。

#### 第 8 次調査 (1995 年)

圃場整備に伴う調査。44 号墳、45 号墳を発掘調査、44 号墳から鋸やヤス等の鉄器が出土。



図-29 新原・奴山古墳群調査位置図

※赤線は圃場整備区画

ゆくえおおつか  
生家大塚古墳

墳長 73mと推定される前方後円墳で、周溝と周堤を備える。前方部の大半は住宅等により削平を受け消失した。出土した埴輪から築造時期は5世紀後半と推定されている(図-30)。

おおいしおかのたに  
大石岡ノ谷古墳群

前方後円墳2基からなる。1号墳は墳長 55mと推定される前方後円墳である(図-31)。1970年代の果樹園造成において後円部が削平を受け石室が開口した。当時の新聞記事によれば、石室内部は朱色で彩色され、羨道は10mという。壁体の石材は大きく複室横穴式石室に見える。持ち出された遺物は、挂甲小札、長頸鏃、鋸、金銅装馬具破片等と伝わるが詳細不明である。2号墳は墳長 43mと推定される前方後円墳である。1号墳前方部に西接している。1号墳、2号墳ともに周溝、埴輪、葺石は現状で確認していない。1号墳採集の須恵器によりいずれも6世紀後半の築造と推定されている。2号墳の前方部西に円墳状の高まりがある。



大石岡ノ谷1号墳石室

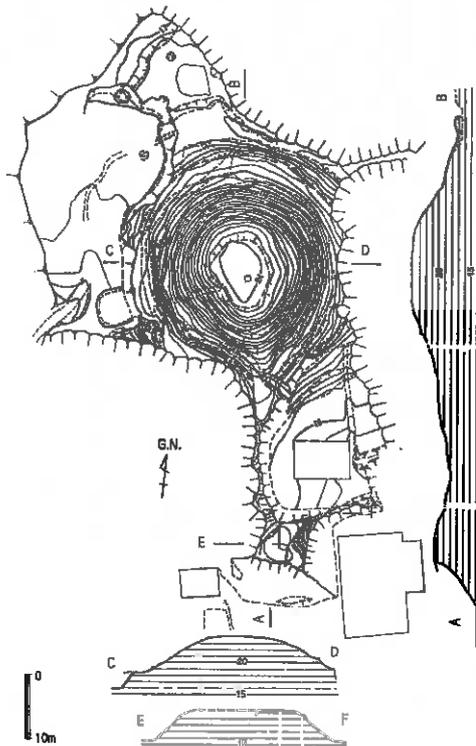


図-30 生家大塚古墳墳丘測量図

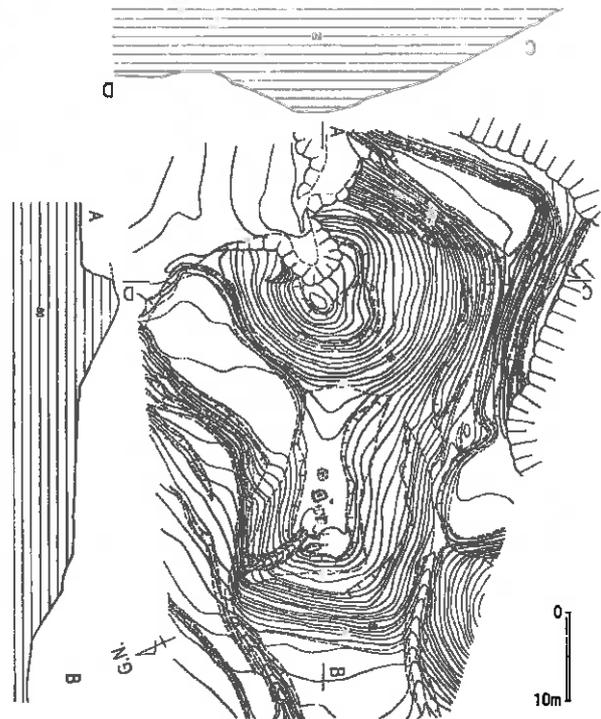


図-31 大石岡ノ谷1号墳墳丘測量図

すだた  
須多田古墳群

前方後円墳 4 基、円墳 1 基からなる (図-34)。須多田上ノ口古墳は墳長 43m の前方後円墳で、周溝、周堤、葺石を備える。6 世紀前半築造と推定される。須多田下ノ口古墳は墳長 82.8m の前方後円墳で、二重の周溝を備える。6 世紀後半築造と推定される。須多田天降天神社古墳は墳長 80m の前方後円墳である (図-32)。2 段築成で、周溝、周堤、葺石を備える。埴輪に半竹管状組み合わせ刺突文を施すものがあり、筑後川中流域の塚堂古墳や肥後・八代平野の端ノ城古墳といった他地域の大型前方後円墳に類例がある。6 世紀中頃築造と推定される。須多田ミソ塚古墳は墳長 67m の前方後円墳で、6 世紀後半築造と推定される。須多田ニタ塚古墳は直径 33.5m の円墳で、二重の周溝と葺石を備える。石室内に赤色顔料を塗布する。5 世紀中頃築造と推定される。

あらじつるぎつか  
在自剣塚古墳

宗像地域最大の墳長 101.7m の前方後円墳である (図-33)。前方部、後円部ともに 2 段築成で葺石を備える。遺物は、須恵器甕と高杯形器台が出土している。築造時期は 6 世紀末と推定される。

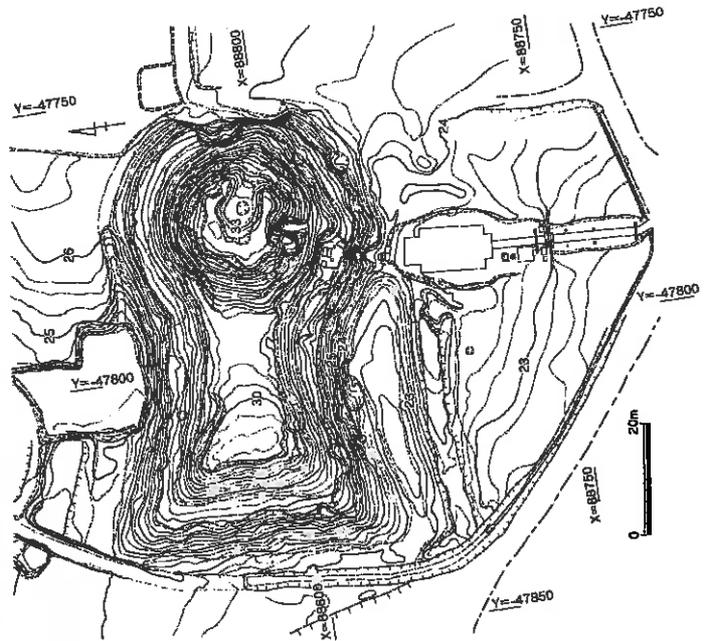


図-32 須多田天降天神社古墳墳丘測量図

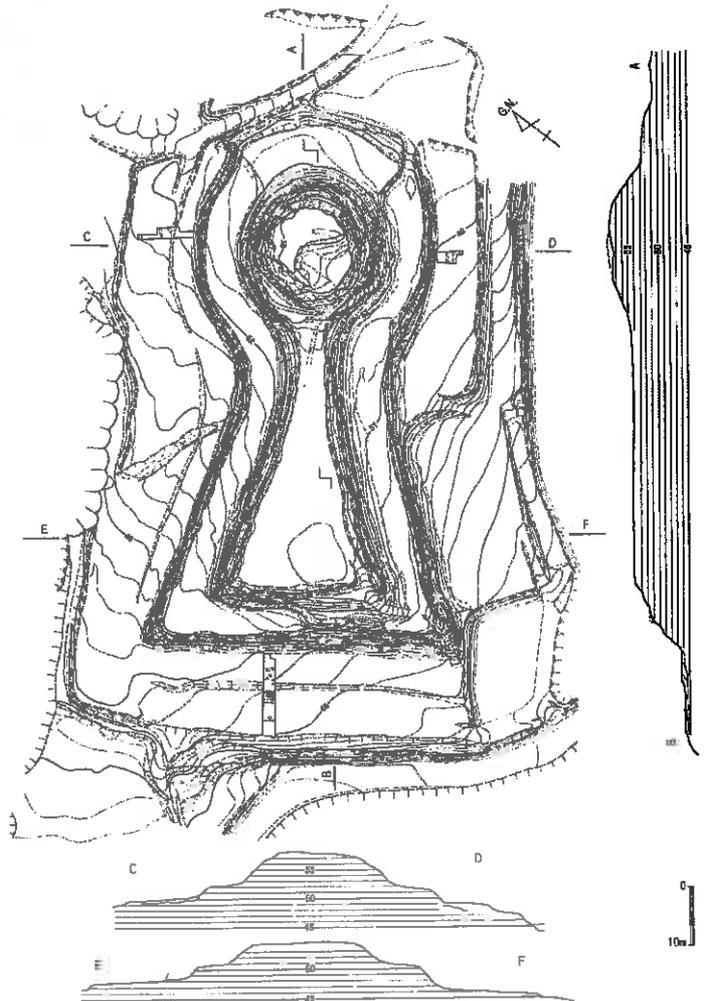


図-33 在自剣塚古墳墳丘測量図



图-34 須多田古墳群・在自剣塚古墳分布图

みやじだけ  
宮地嶽古墳

現状で南北 27m、東西 34mの楕円形を呈する（図-35）。本来は 35m前後の円墳と推定されている。埋葬施設は全長 23mの横穴式石室であり、全国第 2 位の長さである。石室奥が幅・天井高ともに狭まる構造に横口式石槨の影響が指摘されている（図-37）。金銅透彫冠、頭椎大刀、金銅鏡板付轡、金銅製杏葉、金銅製壺鏡、金銅製鞍金具、ガラス板、ガラス玉、蓋付銅鉢、銅盤等が付近から出土したと伝えられており、副葬品と考えられている（図-36）。唐草文で装飾された馬具、冠など国際色豊かな優れたものを含み国宝に指定されている。築造時期は 7 世紀前半から中頃と推定される。

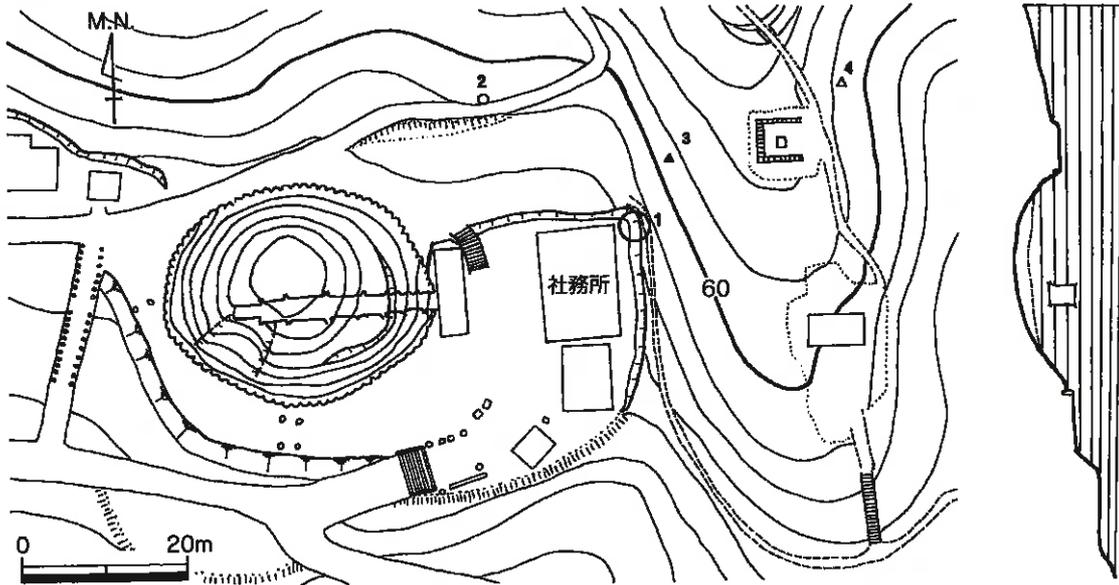


図-35 宮地嶽古墳及び周辺地形図 遺物出土：1. 馬具類 2. 冠 3. 火葬墓 4. 土器

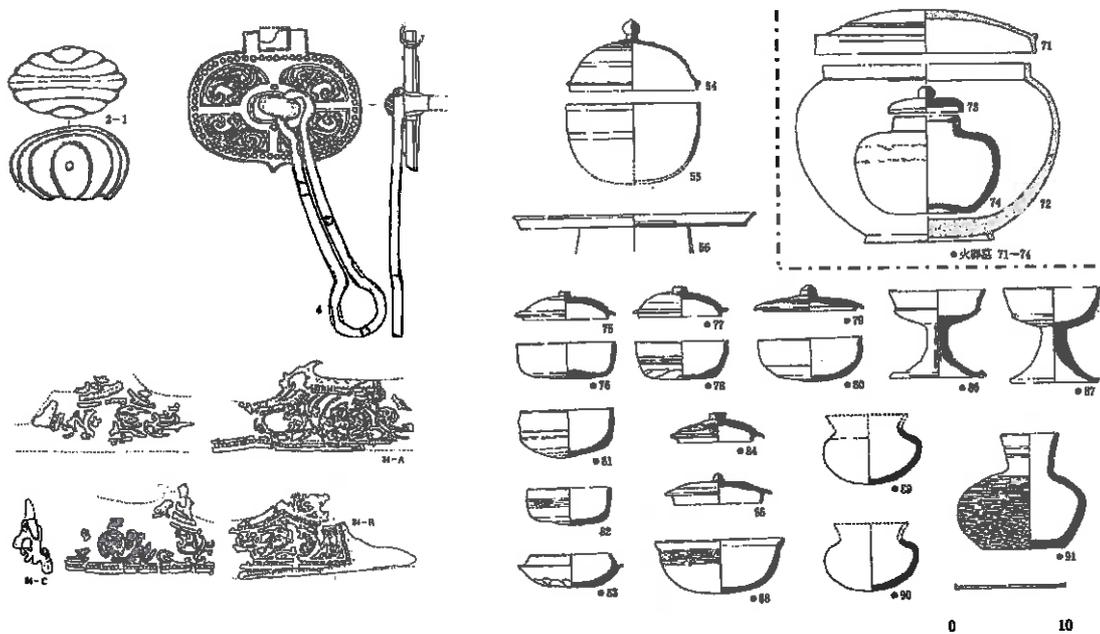


図-36 宮地嶽古墳及び周辺出土遺物

〔筑紫・宮地嶽古墳の再検討』『考古学雑誌』第 85 卷第 1 号から転載一部加筆〕

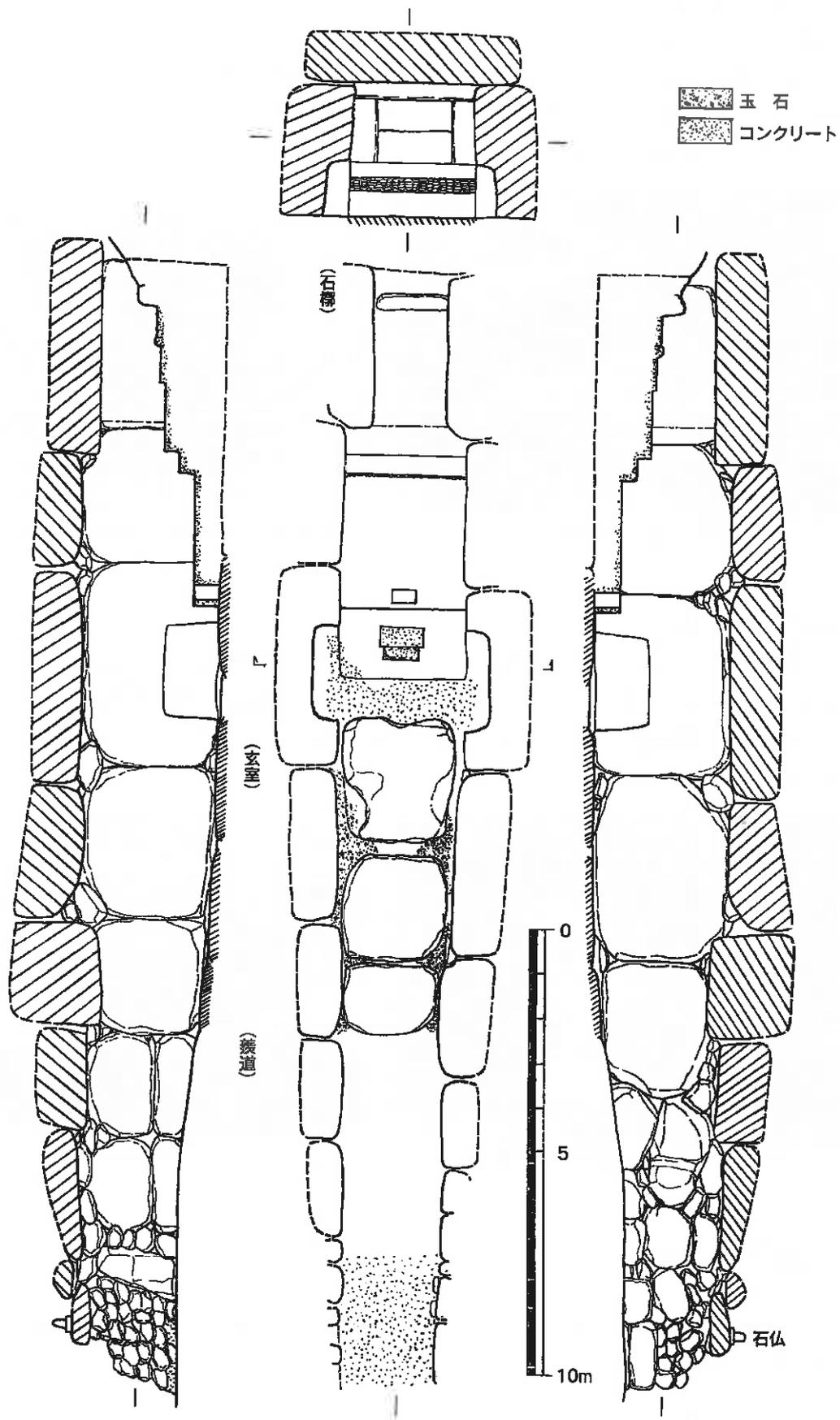


図-37 宮地嶽古墳石室

みやじい でのかみ

### 宮司井手ノ上古墳

直径 26m、2 段築成の円墳で、周溝、葺石を備える。竪穴式石室、箱式石棺、石蓋土壙墓を埋葬施設とする。昭和 63 年の土取り工事に伴う調査で、箱式石棺から人骨とともに短甲、刀剣類、鉄族、鉄製農工具が出土した。竪穴式石室から金銅製鈴などが出土した。築造時期は 5 世紀前半と推定される。



宮司井手ノ上古墳全景



宮司井手ノ上古墳 2 号主体部出土短甲

てびかゆのうら

### 手光湯ノ浦古墳群

3 基の円墳からなる。1 号墳は南北周溝内径 15m、木棺と石棺を埋葬施設とする。築造時期は 5 世紀前半と推定される。2 号墳は直径 8m、埋葬施設は竪穴系横口式石室で 5 世紀後半の築造と推定される。3 号墳は直径 10m、埋葬施設は横穴式石室で 6 世紀前半の築造と推定される。



手光湯ノ浦 1 号墳第 2 主体部石蓋



手光波切不動古墳

てびかなみきりふどう

### 手光波切不動古墳

直径 25m 前後の円墳と推定される。埋葬施設は全長 10.8m の横穴式石室である。墓道から金銅馬具類や新羅土器、沖ノ島出土品に類似する須恵器が出土した。築造時期は 7 世紀前半と推定される。

### (3) 津屋崎古墳群の変遷

#### 古墳時代前期 (3世紀中頃～4世紀)

本古墳群に前期の築造と推定される古墳はない。3世紀後半、宗像地域の釣川中流域(宗像市域)において徳重本村2号墳(前方後円墳 18.7m)が築造される。埋葬施設は木蓋土壙墓で、獣形鏡と鉄斧を副葬していた。小規模ながら北部九州最古級の前方後円墳であり、釣川中流域の首長が最初にヤマト王権と関わりをもったことを窺わせる。続いて田久瓜ヶ坂1号墳(前方後円墳 30.8m)が築造され、埋葬施設は粘土槨割竹形木棺2基と粘土槨円筒棺であった。刀子や鉄斧等を副葬していた。4世紀後半には東郷高塚古墳(前方後円墳 64.4m)が築造され、埋葬施設は粘土槨割竹形木棺で剣、刀、鉄鉾、勾玉、管玉等が副葬されていた。東郷高塚古墳築造における規模の増大に注目し、この時期を地域の勢力が集約された画期とするなどの見解が示されている。このように古墳時代前期において宗像地域の前方後円墳は釣川中流域で変遷する。

#### 古墳時代中期 (5世紀)

玄界灘と津屋崎の入海に面する地域に大型前方後円墳が築造され始める。津屋崎古墳群中最古段階の首長墳である勝浦峯ノ畑古墳(100m)は前期に釣川中流域に展開した前方後円墳と比較すると飛躍的に大型化を果たす。相前後し新原・奴山古墳群に前方後円墳と大型円墳が展開し、祭壇を兼ねた可能性のある7号墳(方墳 20～24m)が特色を有す。新原・奴山古墳群の調査報告書では大型墳の変遷を22号墳(前方後円墳 75～80m)→20号墳(円墳 29m)・24号墳(前方後円墳 53.5m)→1号墳(前方後円墳 50m)・25号墳(円墳 35～36m)→30号墳(前方後円墳 54m)→12号墳(前方後円墳 43m)の順とする5世紀代の変遷が推定されているが、埋葬施設を調査しているものが少なく詳細については未解明な点もある。新原・奴山古墳群の分布する台地からやや南の丘陵上に5世紀後半、生家大塚古墳(前方後円墳 73m)が築造される。小首長の墳墓とみられる新原・奴山21号墳、宮司井手ノ上古墳、手光湯ノ浦1号墳など中小の墳墓もこの時期に築造される。

#### 古墳時代後期 (6世紀)

大型前方後円墳群が須多田および在自に築造される。6世紀前半に須多田上ノ口古墳(前方後円墳 43m)、6世紀中頃に須多田天降天神社古墳(前方後円墳 80m)、6世紀後半に須多田ミソ塚古墳(前方後円墳 67m)・須多田下ノ口古墳(前方後円墳 82.8m)が築造される変遷が推定されている。6世紀末には宗像地域最大規模の在自剣塚古墳(101.7m)が築造される。6世紀中頃から勝浦高原古墳群と新原・奴山古墳群の中に円墳群(群集墳)が築造される。6世紀後半に宗像地域唯一の装飾古墳である桜京古墳(国史跡・宗像市)が築造され、津屋崎古墳群と密接な関係を保ちつつ独自の古墳群の形成を果たす群において盟主墳として位置づけられる。6世紀末になると全国的に前方後円墳は築造されなくなり、宗像地域においても同様である。

#### 古墳時代終末期・飛鳥時代（7世紀）

この時期、首長墓は円墳や方墳を採用する。7世紀前半、畿内の横口式石槨の影響を受けた石室をもつ手光波切不動古墳（円墳 25m）が築造される。相前後し宮地嶽古墳（円墳 35m）が築造される。埋葬施設は全長 23mの横穴式石室であり、全国第2位の長さである。これら終末期古墳の造営を最後に本古墳群の造墓は終わる。宮地嶽神社境内で火葬骨蔵器が出土し、8世紀初頭頃に比定されている。

従来から、東郷高塚古墳から津屋崎古墳群への連続性については見解が一様でない。釣川中流域では田久貴船前古墳（前方後円墳 50～60m）など近年新たに発見された前方後円墳もあり、東郷高塚古墳と津屋崎古墳群を時期的につなぐ未発見の前方後円墳も想定できる。釣川中流域から津屋崎海岸部への墓域の移動については、その社会背景の検証も含め現状では未解明の研究課題と言える。

本古墳群では埋葬施設を調査しているものが少なく、測量調査や古墳裾部確認調査の成果および表面採集遺物によって年代を推定していることが多い。古墳の時期および前後関係の決定にはさらに詳細な調査を要するが、大型前方後円墳に注目すると、5世紀に勝浦、奴山において造墓が始まり、6世紀に須多田、在自に移行する。続いて宮司、手光に7世紀の古墳が築造される。以上のことから本古墳群の築造は北から南への大勢的推移をみることができる。

#### （4）東アジア情勢と対外交流

津屋崎古墳群の築造された時代、東アジアは、中国南北朝時代と朝鮮三国時代が絡まって複雑な国際情勢にあった。まず、ヤマト王権「倭」と中国との関わりであるが、5世紀はいわゆる「倭の五王」の時代と呼ばれ、『宋書』倭国伝をはじめとする中国の史書に歴代5人の倭国王が中国南朝に遣使したと記されている。413年に始まった倭の中国への遣使は502年を最後に中断する。581年に隋が興り、600年に第1次遣隋使が派遣されるが、618年には隋が滅び、唐が興る。そして630年に第1次遣唐使が派遣される。その後遣唐使は第20回遣唐使（894年）を以って停止する。

次に朝鮮半島情勢であるが、5世紀の倭は、4世紀以来友好関係にあった百済と連合し、敵対関係にあった高句麗及び新羅と交戦を繰り返したという。ヤマト王権は朝鮮半島の政情に対し、軍事的・外交的に積極的に関与し、その目的は鉄資源及び中国大陸や朝鮮半島の新たな文物・技術の入手であったという。手光古墳群南支群2号墳（福津市）と大井三倉5号墳（宗像市）から蛇行鉄器、福岡割畑1号墳（福津市）から鉄鋌、在自小田遺跡（福津市）から陶質土器が出土するなど本古墳群を含む宗像地域の遺跡からは中国・朝鮮半島系の遺物の出土が顕著にみられその交流を裏付ける。

また、朝町山ノ口5号墳（宗像市）から鉄鉗と鉄鎚、野坂一町間遺跡（宗像市）4号住居から鑿が出土するなど鉄器生産に関連する遺物も出土し、5世紀に朝鮮半島から焼成技術が伝わった須恵器の生産についても、総数100基と推定される宗像窯跡群（宗像市）が展開し、大規模な生産地として知られる。『日本書紀』応神紀には阿知使主が呉から4人の織工女を将来して筑紫に帰国したところ、胸形大神の求めに応じてうち1人を献上したという記事もある。こうしたことから宗像地域は、活発な交流を背景として当時の中国・

朝鮮半島の技術や道具を早い時期に導入した地域であることがわかる。6世紀は百済から仏教が伝来するなど、倭と百済は密接な交流を展開するが、新羅の勢力が増し、660年に百済が滅亡する。百済救援に渡海した倭軍は663年白村江の戦いで唐・新羅連合軍に大敗し、676年には新羅が朝鮮半島を統一する。また『日本書紀』や『続日本紀』によれば、高句麗の滅亡した668年から第1次の遣新羅使が派遣され、799年の第26次まで定期的に継続している。こうした国際状況にあつて、玄界灘沿岸地域は、対朝鮮・中国ルートの拠点として重要な意味を持ち、伝統的に海上交通に通じていた在地首長はヤマト王権と関わりを強くしていったと考えられている。

本古墳群の勝浦峯ノ畑古墳石室は石室中軸線上に2本の石柱を立てる国内に例のない構造である。朝鮮民主主義人民共和国黄海南道安岳郡の安岳3号墳（4世紀後半）や平安南道南浦市龍岡郡の双楹塚古墳（5世紀末）等の石室に石柱がみられることから高句麗古墳の影響を受けた可能性が指摘されている。双楹塚古墳墓室東壁の壁画には蛇行鉄器を装着した乗馬武人像が描かれており、当地域出土蛇行鉄器との関係を窺わせる。勝浦峯ノ畑古墳の副葬品のうち金銅製冠帽は大韓民国忠清南道公州市水村里遺跡や忠清南道瑞山市富長里遺跡で出土したものに類似することから漢城期百済からの舶載品と推定され、被葬者の対外交流を窺わせる資料と位置付けられている。勝浦井ノ浦古墳前方部石室は、大韓民国慶尚北道尚州市城洞里古墳群1号墳の竪穴系横口式石室に類似し加耶に起源をもつ特色ある石室と考えられている。副葬品のうち木心鉄板張輪鏝は大韓民国慶尚南道陝川郡の玉田古墳群出土品と類似性が指摘されている。新原・奴山1号墳からは武器、武具、工具等とともに鑿、鉄鉗といった鍛冶具が出土している。宮司井手ノ上古墳では初期須恵器が出土し、2号主体部石棺に副葬された三角板革綴短甲の鉄板の分析から鉄原料の原産地が慶尚南道に推定されている。手光波切不動古墳出土の輪鏝は慶尚北道慶州市の雁鴨池に類例が挙げられ、新羅土器も出土しており被葬者と新羅との交流を窺うことができる。宮地嶽古墳出土品には唐草文で装飾された馬具、冠など国際色豊かな優れたものを含む。

このように本古墳群は5世紀から7世紀にかけての対外交流を示す豊富な出土品と調査成果があり、東アジア情勢を理解し、その交流史を解明する上で重要な遺跡である。



手光波切不動古墳出土の新羅土器



宮地嶽古墳出土金銅製壺鏝（國宝）

### (5) 沖ノ島祭祀遺跡との対比

沖ノ島は玄界灘の真っ只中に浮かぶ絶海の孤島である(図-38)。古代における国家的祭祀の遺跡としてよく知られ、豊富で豪華かつ国際交流を示す奉獻品の出土から「海の正倉院」とも称される。記紀では三女神が日本と朝鮮半島を結ぶ海路「海北道中」を守護する神として尊ばれ、地方豪族胸形君によって奉祀されることを伝えている。沖ノ島祭祀遺跡は昭和29年から昭和46年にかけて3次の発掘調査が実施された。4世紀後半～5世紀の岩上祭祀(16、17、18、21号遺跡)に始まり、5世紀後半～7世紀の岩陰祭祀(4、7、8、22号遺跡等)、7世紀後半～8世紀前半の半岩陰・半露天祭祀(5、20号遺跡等)、8世紀～9世紀末の露天祭祀(1号遺跡等)と変遷する遺跡が確認された。

沖ノ島祭祀が開始された同じ4世紀後半に築造された東郷高塚古墳(前方後円墳64.4m)に注目し、対外交渉や朝鮮半島情勢を背景に沖ノ島祭祀を通じてヤマト王権との関わりが強まったとする見解等、ヤマト王権と宗像地域の関係や沖ノ島祭祀を担った勢力の出現と解する向きが大勢であるが、最近では両者の時期に若干の疑問を差し挟む見解も提示されている。

津屋崎古墳群の築造は、岩上祭祀のうち5世紀前半とされる21号遺跡と、次ぎの岩陰祭祀の時期にほぼ対比できる。岩上祭祀期の古墳は、勝浦井ノ浦古墳、勝浦峯ノ畑古墳、新原・奴山22号墳等5世紀前半から中頃の築造と推定される古墳が相当する。勝浦峯ノ畑古墳副葬品の銅鏡8面のうち3面は同型鏡であり、そのうち画文帯同向式神獸鏡は21号遺跡出土鏡と同型とわかった。

岩陰祭祀の時期には5世紀後半以降築造のほとんどの古墳が相当する。手光波切不動古墳と宮地嶽古墳の築造は岩陰祭祀の終り頃にあたると思われる。この時期、津屋崎古墳群の盛行と沖ノ島祭祀の盛行の時期は概ね一致しており、両者の盛行に共通する背景の存在が十分想定される。岩陰祭祀遺跡では、シルクロードを経由して伝来したと考えられる

カットグラス碗等とともに新羅地域の古墳から出土する馬具や金製指輪が出土している。

現状では保存を前提としているため出土品等の情報に制約があることもあり、直接的な共通性は少ないが、手光波切不動古墳では金・銀による装飾を施した馬具や新羅土器とともに、沖ノ島祭祀で遺跡出土品に類似する器台が出土した。

沖ノ島から出土する独特の祭祀土器が本古墳群で出土したことかから、両者に密接な関係があったことを類推できる。

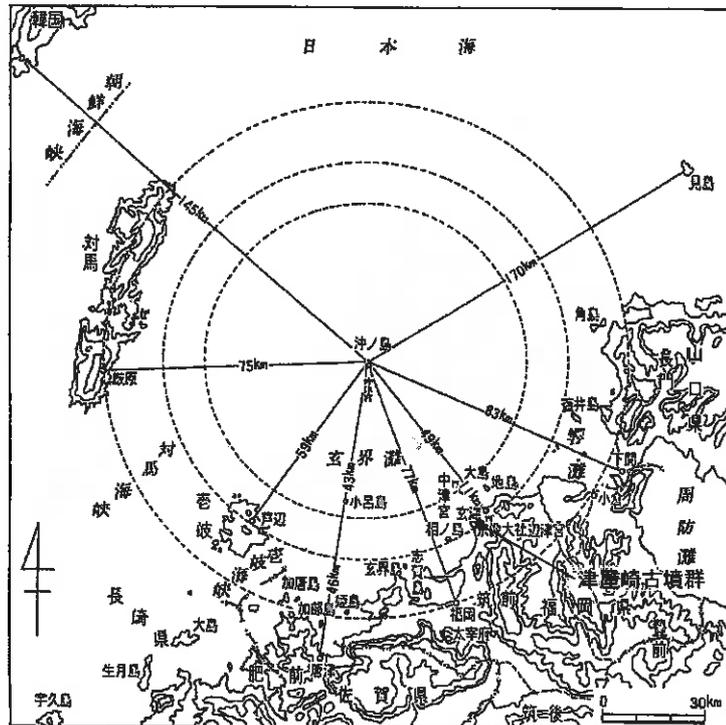


図-38 沖ノ島の位置

## (6) 津屋崎古墳群と古地形

津屋崎海岸部の白石浜と国道 495 号との間に南北に延びる低地はかつて入海で江戸時代には有干潟、桂潟と呼ばれる干潟を形成していた。17 世紀後半の新田・塩田開発以降埋め立てが進み、現在では南部の一部を残すのみである。入海奥地にあたる地点には時期不明だが「舟つなぎ石」と伝わる石柱が立っている。ボーリング調査の結果約 5,000 年前（縄文時代）の海岸線が推定されている（図-40）。推定海岸線は津屋崎海岸から北東の勝浦地区まで 5km 以上も入り込んでいる。水深のある入海が存在し、白石浜は砂州となっていたようである。砂州の土台は古砂丘砂層からなる。玄海灘の古砂丘の形成時期は最終間氷期（12.5 万年）およびそれ以前とされているため、入海の開口部分は南西側だけだったとみられる。縄文時代以降、入海に海岸砂丘からの砂が飛来し、干潟が形成されたようである。貝化石の放射性炭素年代測定によると干潟を形成する時期は約 2,500 年前～3,000 年前（縄文時代晩期頃）と推定されている。

『筑前国統風土記』（江戸時代）には、「荒司村の北、津屋崎の間、むかしはがたなり。これを有干潟と云。」「むかしは津屋崎より勝浦村まで、入海にて潮みち来り、潮干ぬれは、干潟と成しが、寛文十一年（1671 年）がたを新田に開きて八十六町となる。」「海の中道勝浦村と梅津の間の海中の道をいふなり。其の長き事十町許（約 1 km）あり。むかしは勝浦と津屋崎の間は、皆入海なりし故、此所は両方に海有て、海中にある道なれば、海の中道とはいへるなるへし。」と記述がある。また『慶長年間筑前国図』（1605 年）には津屋崎の入海がはっきりと描かれている

（図-39）。同様に宗像市の釣川流域でもボーリング調査によって、入海ないし干潟の存在が推定されている。

『筑前国統風土記拾遺』には「往昔此村（田島村・宗像大社付近）ハ江海（川と海）の浜にして、東南北の三方ハみな潮水たゞへて、田島川の上、土穴・稲本村等辺まで遠く入海なり。」とあり、かつて釣川中流域が内陸奥地まで入海であったと記されている。



図-39 慶長年間筑前国図（江戸時代初頭）  
（『福岡県史資料』第2輯付図（福岡県立図書館蔵））

また『筑前国統風土記』には「江口村（中略）此川口昔は水深くして、船入の港なりしか、其後やうやく川口浅く成て、今は舟をつなくへき所に非ず。」とあり、釣川下流に姿を消した港の存在が窺える。

この地域の集団は対外交流に用いる船舶のために津や港を保有していたと考えられる。その候補地として本古墳群から望む入海と、釣川下流域が挙げられる。

前者は陸地へ大きく入り込み、渡半島で風浪を避けることができる津であったとみられる。入海北東部は干潟であって、船舶停泊の適地は南西部と考えられる。また、在自遺跡群では大型掘立柱建物が確認されており郡津の存在した可能性が指摘されている。後者は宗像大社辺津宮の位置と神湊こうのみなとという地名からすれば港の適地と思えるが、河川的作用によるのか比較的早い時期に入海は姿を消し『慶長年間筑前国図』には描かれていない（図-39）。



図-40 西山断層系の推定位置と縄文時代の海岸線（太線）  
黒点はボーリング資料の得られた位置、A~F、G~Iは下図の断面位置  
（『宗像市史』通史編より）

出典：下山正一（1997）「釣川平野の発達史—縄文の海と古代の海」  
『宗像市史 通史編』第一巻  
自然・考古

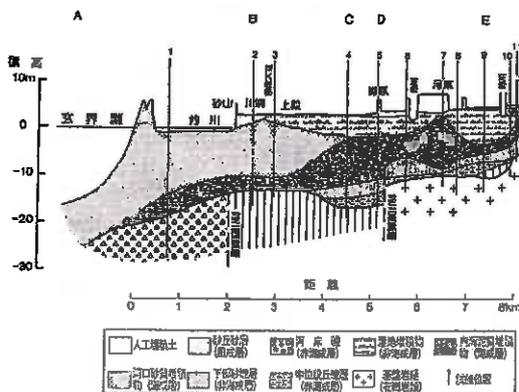


図-41 A~Fに沿った地質断面

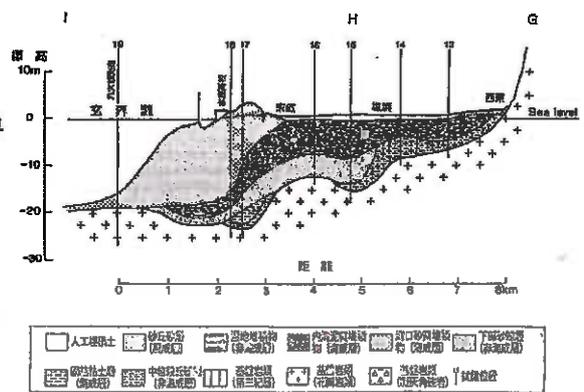


図-42 G~Iに沿った地質断面

## (7) 津屋崎古墳群の歴史的評価

本古墳群は、福岡県北部の玄界灘に面した宗像地域に位置する。この地域は周防灘や瀬戸内海を経て、近畿地方と朝鮮半島を結ぶ海上交通の一要衝を占める。このような我が国の対外交渉の一窓口となる地理的条件を備えていたことが、その歴史形成に大きく影響したとみられる。また、これまでの発掘調査成果から、各時代を通じ中国大陸・朝鮮半島の文物がいち早く伝わった地域であったことが窺える。このような環境にある地域において、5世紀から7世紀にかけて前方後円墳や円墳等が次々と築造される。福津市北部の海岸部に現存するこれら総数60基からなる古墳群を津屋崎古墳群と総称している。その内訳は前方後円墳16基、円墳43基、方墳1基である。同じく北部九州を代表する首長墓群である八女古墳群の前方後円墳が12基であるのに比して集中度は高く、九州では大型である墳長100m前後の前方後円墳を複数含むことから、古墳の重要性や被葬者の優位性が認められる。規模や集中度は北部九州を代表する古墳群である。本古墳群の築造は大型墳に注目すると、5世紀から7世紀にかけて北から南への大勢的推移をみることができる。個々の古墳についてみれば、大型前方後円墳や大型円墳をその主要な古墳に数える一方、新原・奴山古墳群のように中小の規模の古墳を含むことは本古墳群の特色であり、規模や形態の違いは当時の階層性や集団構成を知る上で重要な要素である。

本古墳群のうちこれまで調査された勝浦峯ノ畑古墳や新原・奴山古墳群の一部の古墳では、朝鮮半島の影響を受けた特色ある埋葬施設や豊富な副葬品など、古墳研究上重要な資料が出土している。なかでも宮地嶽古墳は奈良県の石舞台古墳などと並び我が国を代表する巨石を用いた横穴式石室（全長23m・全国第2位）であるとともに、国際色豊かで豪華な副葬品を出土し、国宝に指定されている。

本古墳群の被葬者については、文字史料など物証の出土があるわけではないが、『日本書紀』『古事記』では、日本と朝鮮半島を結ぶ海路を守護する三女神を筑紫の胸形君等が祭るといった内容を記す。また、三女神の一柱を祀る沖ノ島は、古代における国家的祭祀の遺跡としてよく知られる。沖ノ島と本古墳群の出土品を比較した結果、共通性が認識される。

このように本古墳群は、玄界灘に面した宗像地域において沖ノ島祭祀に関わりを持つ地方豪族が築いた首長墓群である可能性が高い。北部九州を代表する規模と集中度を誇り、これまでの調査等でその重要性が認められている。本古墳群は歴史上「倭の五王」の外交に代表される対外交渉が行われた5世紀に出現し、ヤマト王権と関わり大規模な首長墓群を形成している。本古墳群を含む宗像地域の遺跡からは中国・朝鮮半島系の遺物の出土が顕著でありその交流を裏付ける。国際性を物語る副葬品を出土することも含め、本古墳群は、日本古代史のみならず古墳時代における東アジア情勢を理解し、その交流史の解明に繋がる重要性を内包している。以上のように、本古墳群は歴史的に高い価値を有し、我が国にとって掛け替えのない重要な遺跡である。

## 5 津屋崎古墳群の現状

番号	古墳名称
①	勝浦高原古墳群
②	勝浦井ノ浦古墳
③	勝浦峯ノ畑古墳
④	新原・奴山古墳群
⑤	生家大塚古墳
⑥	大石岡ノ谷古墳群
⑦	須多田古墳群
⑧	在自剣塚古墳
⑨	宮地嶽古墳
⑩	宮司井手ノ上古墳
⑪	手光湯ノ浦古墳群
⑫	手光波切不動古墳

●	古墳
○	古墳群

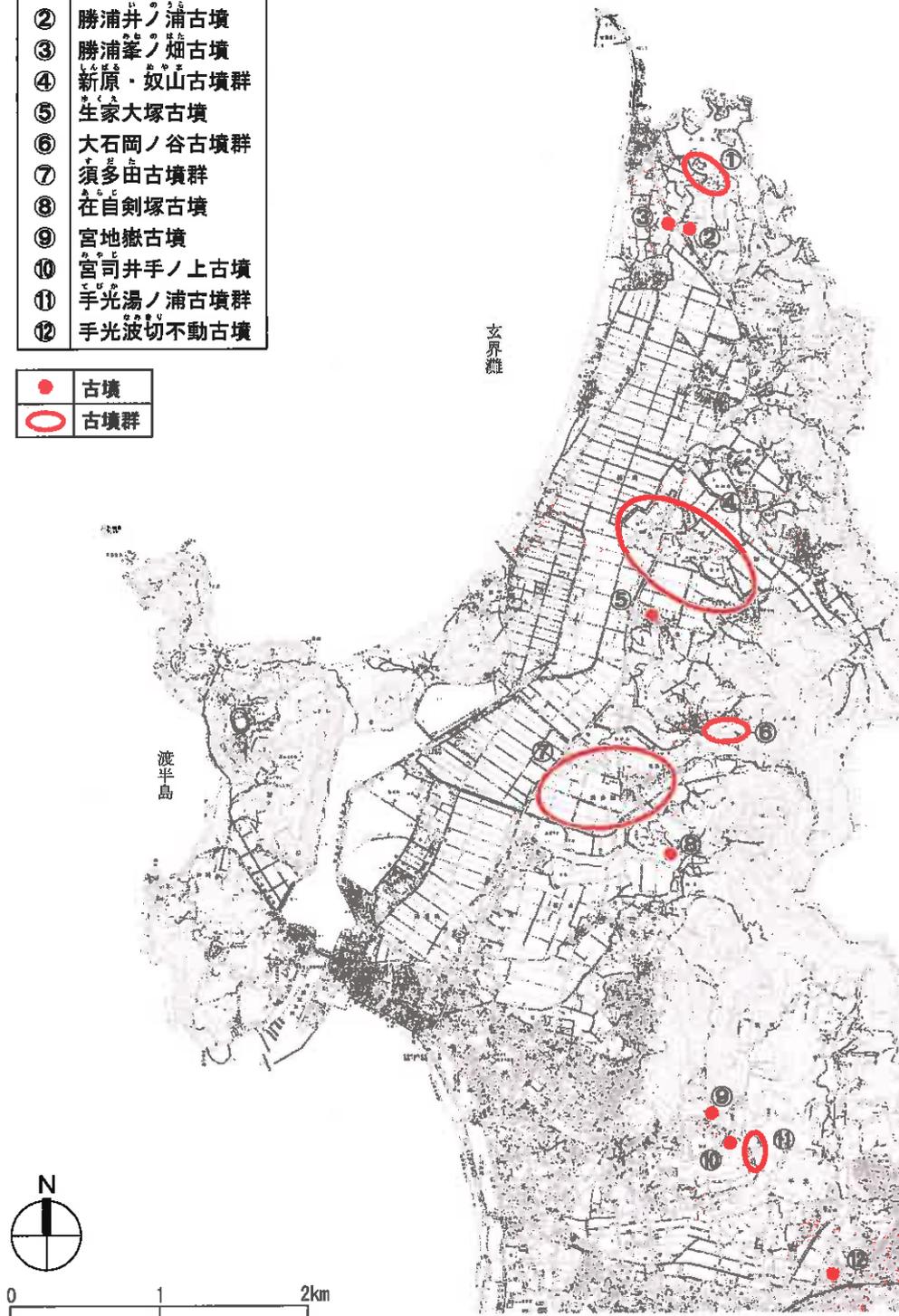


図-43 津屋崎古墳群位置図

(1) 自然環境

①地形・地質

津屋崎地域は江戸時代に干拓が行われるまで、入海が勝浦地区まで入り込んでおり、この入海に並行する形で東側は砂礫台地、丘陵地（大起伏丘陵地、標高 200m以下）の緩傾斜の山地が続いている。津屋崎古墳群の大部分は、この丘陵地付け根から砂礫台地の先端部にかけて造られている。古墳の立地を分類すると、山麓、丘陵地、台地の3つに分類できる。

表-17 古墳の立地による分類

	名称	山麓	丘陵地	台地	備考
①	勝浦高原古墳群		●		標高 19m～35m
②	勝浦井ノ浦古墳		●		標高 20m
③	勝浦峯ノ畑古墳		●		標高 15m
④	新原・奴山古墳群			●	標高 5m～25m 東西 800mの範囲
⑤	生家大塚古墳		●		標高 15m
⑥	大石岡ノ谷古墳群	●			標高 40m～60m
⑦	須多田古墳群		●	●	標高 5m～30m 東西 850m 南北 300mの範囲
⑧	在自剣塚古墳		●		標高 50m
⑨	宮地嶽古墳	●			標高 55m 宮地岳南斜面に立地
⑩	宮司井手ノ上古墳		●		標高 50m 宮地岳から南に延びる丘陵上に立地
⑪	手光湯ノ浦古墳群		●		標高 25～37m
⑫	手光波切不動古墳		●		標高 24～27m 丘陵斜面上に立地



積内池から新原・奴山古墳群と対馬見山方向を望む

## ②植生

津屋崎古墳群を取巻く植生を見ると、常緑照葉樹のヤブニッケイ・タブノキ・モチノキ・マテバシイ・スダジイ・トベラなどが目立つ。落葉樹はアカメガシワ・ヤマザクラ・コナラ・マメガキ等の他、ササ類やツタ類で覆われる所が目立つ。中央部の新原・奴山古墳群は草本類が主体である。植生の特徴で樹林（広葉樹、雑木）、スギ・ヒノキの人工林、竹林、草本類に分類する。

表-18 津屋崎古墳群の植生の特徴による分類

	名称	樹林	人工林	竹林	草本類	備考
①	勝浦高原古墳群	●			●	11号墳：草本類主体で、墳端部にサクラ並木 13号墳：スダジイ、タブ、イヌビワ等
②	勝浦井ノ浦古墳	●			●	イヌビワ、ハゼ、カラスザンショウ
③	勝浦峯ノ畑古墳	●			●	海岸性植物のシャリンバイ、イヌビワ、トベラ、イスノキ、オオイタビカヅラ等が優占
④	新原・奴山古墳群	●	●	●	●	7号墳：草本類 8号墳：草本類 9号墳：カキノキ 10号墳：樹林 11号墳：クズ、センダン 12号墳：草本類 13号墳：カヤ 14号墳：草本類、クズ 22号墳：スギ、ヒノキ、ヒサカキ、タブ 24号墳：草本類、羊歯群落
⑤	生家大塚古墳	●	●	●	●	常緑広葉樹、スギ・ヒノキ、モウソウチク等が密生、ササ、クズ
⑥	大石岡ノ谷古墳群	●	●	●		1号墳：コジイ等の雑林 ヒノキ 2号墳：モウソウチクが密生
⑦	須多田古墳群	●	●	●	●	須多田上ノロ古墳：モウソウチクが密生 須多田天降天神社古墳：常緑クス、モッコク、イヌマキ、スダジイ、ユーカリ等の大木が密生、周溝内にクスノキの巨木(直径1m)、スギ・ヒノキの植林 須多田下ノロ古墳：モチノキ、エノキ等 須多田ミソ塚古墳：クズ、カヤ 須多田ニタ塚古墳：イネ科草本類
⑧	在自剣塚古墳	●	●	●	●	スギ、ヒノキ、マダケ、モウソウチク、果樹、スギ・ヒノキの人工林
⑨	宮地嶽古墳	●				カクレミノ、コナラ、マテバシイ、クス、ネズミモチ、ヒサカキ、ヤマモモ、ケヤキ、セイヨウバクチノキ、トベラ、イロハモミジ等
⑩	官司井手ノ上古墳			●		マダケ密生、クロマツ、ヒサカキ、タブ等
⑪	手光湯ノ浦古墳群	●	●	●		クリ、ヌルデ、アカメガシワ、ハゼ、クス
⑫	手光波切不動古墳	●			●	高木はスダジイ、クロガネモチ、クヌギ、クスの3本のみ。アカメガシワ、タラノキ、クヌギ、ヨウシュヤマゴボウ、アラカン等の薬、実生苗

### ③景観

古墳群は、古墳の形状と現状の植生や土地利用によりそれぞれに特徴的な景観を形成している。古墳及び周囲に形成される景観は、a 樹林主体の景観、b スギ・ヒノキの人工林主体の景観、c 竹林主体の景観、d 草本主体の景観、e 周囲が宅地化した景観などが特徴的な景観として捉えられる。一方、景観には古墳から周辺への眺望も含まれるが、主要なものとして田園、旧入海の平野、山並み、渡半島、神港、海岸線、玄界灘や大島への眺めなどが挙げられる。

表-19 津屋崎古墳群の周辺景観の特性による分類

	名称	a	b	c	d	e	備考
①	勝浦高原古墳群	●			●		・玄界灘や神湊、大島、牟田池を眺望できる
②	勝浦井ノ浦古墳	●					・玄界灘、旧入海の平野を眺望できる
③	勝浦峯ノ畑古墳	●					・玄界灘、旧入海の平野、新原・奴山古墳群の台地を眺望できる
④	新原・奴山古墳群	●			●		・玄界灘、大島、ため池の点在する田園地帯を眺望できる
⑤	生家大塚古墳	●				●	・周囲が宅地化している
⑥	大石岡ノ谷古墳群	●		●			・樹林、竹林に覆われ周囲から視認できない
⑦	須多田古墳群	●	●	●	●		・国道から視認が容易な古墳や背後の山並みと一体となった鎮守の森が見られる
⑧	在自剣塚古墳	●					・旧入海の南部と玄界灘や相島を眺望できる
⑨	宮地嶽古墳	●					・宮地岳山麓にある
⑩	宮司井手ノ上古墳			●			・竹林に覆われている
⑪	手光湯ノ浦古墳群	●					・樹林に覆われ、周囲は田園である
⑫	手光波切不動古墳					●	・周囲が宅地化している



勝浦高原古墳群から望む玄界灘



勝浦峯ノ畑古墳から望む旧入海の平野



玄界灘方向への眺望(あんずの里展望所から西方を望む)



在自剣塚古墳から渡半島と津屋崎港方向への眺望



新原・奴山古墳群周辺に広がる田園



大島から望む津屋崎古墳群方向への眺望（大島御嶽山山頂から）



草本類が主体（新原・奴山 20 号墳）



周囲が宅地化（手光波切不動古墳）



人工林（須多田天降天神社古墳）



山並みと一体となった鎮守の杜（須多田天降天神社古墳付近）



樹林に覆われた古墳（手光湯ノ浦古墳群）

## (2) 社会環境

### ①交通アクセス

古墳群の大部分は、国道 495 号、県道、主要地方道からアクセスしやすい位置にある。一方で古墳（群）のなかには民有地に所在するものもあるため、指定地内に入るには市道や里道、住宅地に接した生活道路を通過するのアクセスも必要となる。下表に交通アクセスの種類により、国道等、市道等、住宅地道路に分類する。

表-20 津屋崎古墳群のアクセスの種類による分類

	名称	国道等	市道等	住宅地道路	備考
①	勝浦高原古墳群		●	●	・国道 495 号より市道を車で 200m 程度入る ・13 号墳のアクセスは踏み分け道
②	勝浦井ノ浦古墳	●			・国道 495 号に接する
③	勝浦峯ノ畑古墳	●			・国道 495 号に接する
④	新原・奴山古墳群	●	●		・国道 495 号、県道、市道に接する
⑤	生家大塚古墳		●	●	・国道 495 号より分岐する市道に隣接 ・民有地を經由
⑥	大石岡ノ谷古墳群		●		・市道、大石区 椎ヶ元観音堂より徒歩 100 m
⑦	須多田古墳群	●	●	●	・市道、里道を經由
⑧	在自剣塚古墳		●		・市道に接する
⑨	宮地嶽古墳			●	・宮地嶽神社社務所付近の駐車スペースから徒歩 300m
⑩	宮司井手ノ上古墳		●		・市道に接する
⑪	手光湯ノ浦古墳群		●		・市道に近接する
⑫	手光波切不動古墳	●		●	・主要地方道福間・宗像・玄海線より 20m 程度北へ入る



国道 495 号に隣接する古墳（勝浦峯ノ畑古墳）



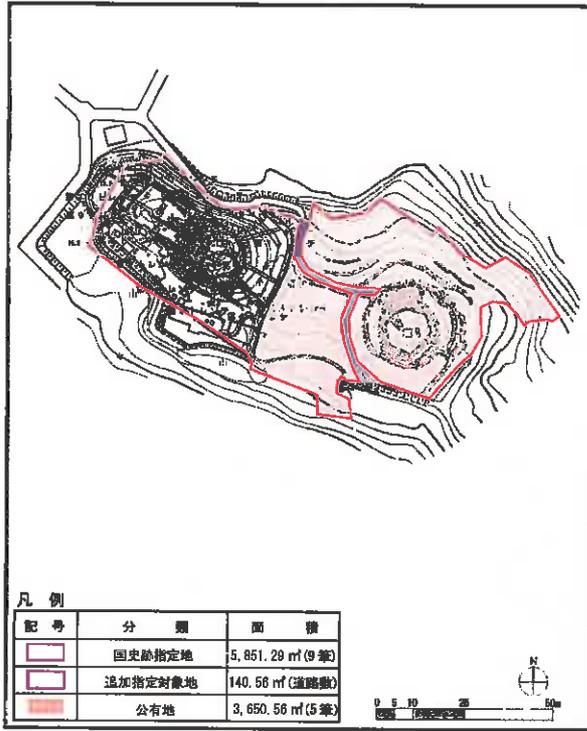
住宅地道路に接する古墳（手光波切不動古墳）

②土地所有

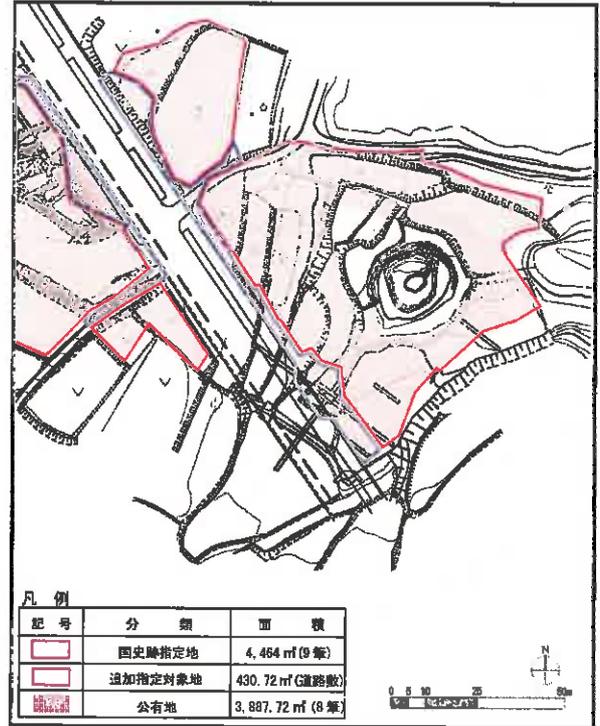
指定地及び追加指定対象地の面積、公有地化している部分の面積を下表に示す。

表-21 公有地化している部分の面積

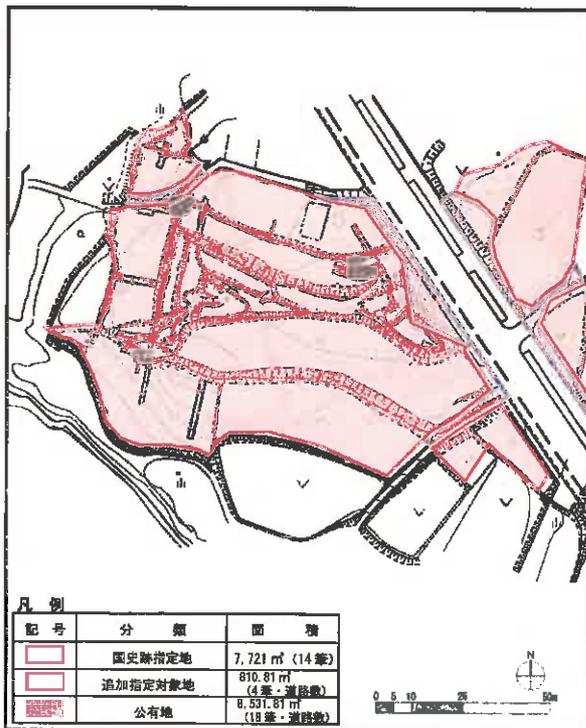
	名 称	面 積 (㎡)			
		国史跡 指定地	追加指定 対象地	公有地	寺社有地
①	勝浦高原古墳群	5,851.29	140.56	3,650.56	0
②	勝浦井ノ浦古墳	4,464.00	430.72	3,887.72	0
③	勝浦峯ノ畑古墳	7,721.00	810.81	8,531.81	0
④	新原・奴山古墳群	81,589.35	71,484.36	102,523.54	4,063.00
⑤	生家大塚古墳	3,525.00	911.40	3,534.18	0
⑥	大石岡ノ谷古墳群	7,402.00	1,515.02	7,179.02	0
⑦-1	須多田上ノ口古墳	3,267.00	1,047.00	3,267.00	0
⑦-2	須多田天降天神社古墳	14,477.00	0	117.00	14,360.00
⑦-3	須多田下ノ口古墳	1,296.00	0	0	1,072.00
⑦-4	須多田ミソ塚古墳	2,337.00	325.00	129.00	0
⑦-5	須多田ニタ塚古墳	6,873.00	0	0	0
⑧	在自剣塚古墳	9,034.00	0	129.00	0
⑨	宮地嶽古墳	586.27	0	0	586.27
⑩	宮司井手ノ上古墳	0	—	0	0
⑪	手光湯ノ浦古墳群	0	3,133.00	0	0
⑫	手光波切不動古墳	0	390.00	0	390.00



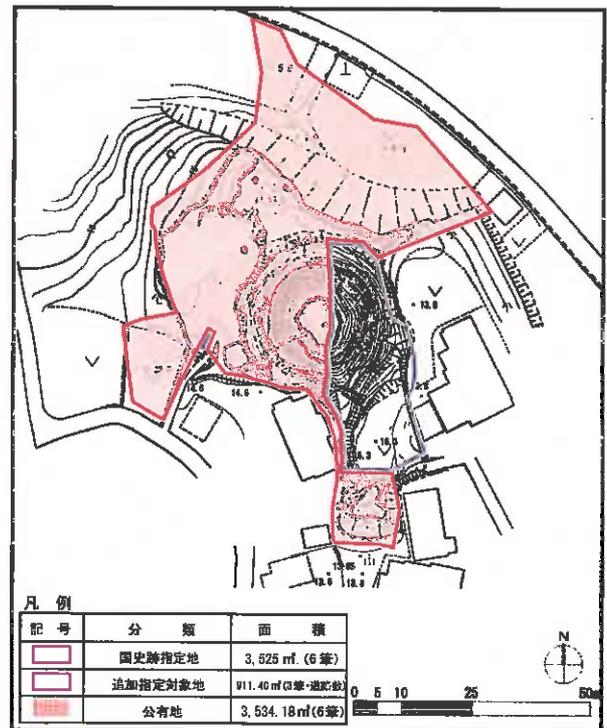
①勝浦高原古墳群



②勝浦井ノ浦古墳

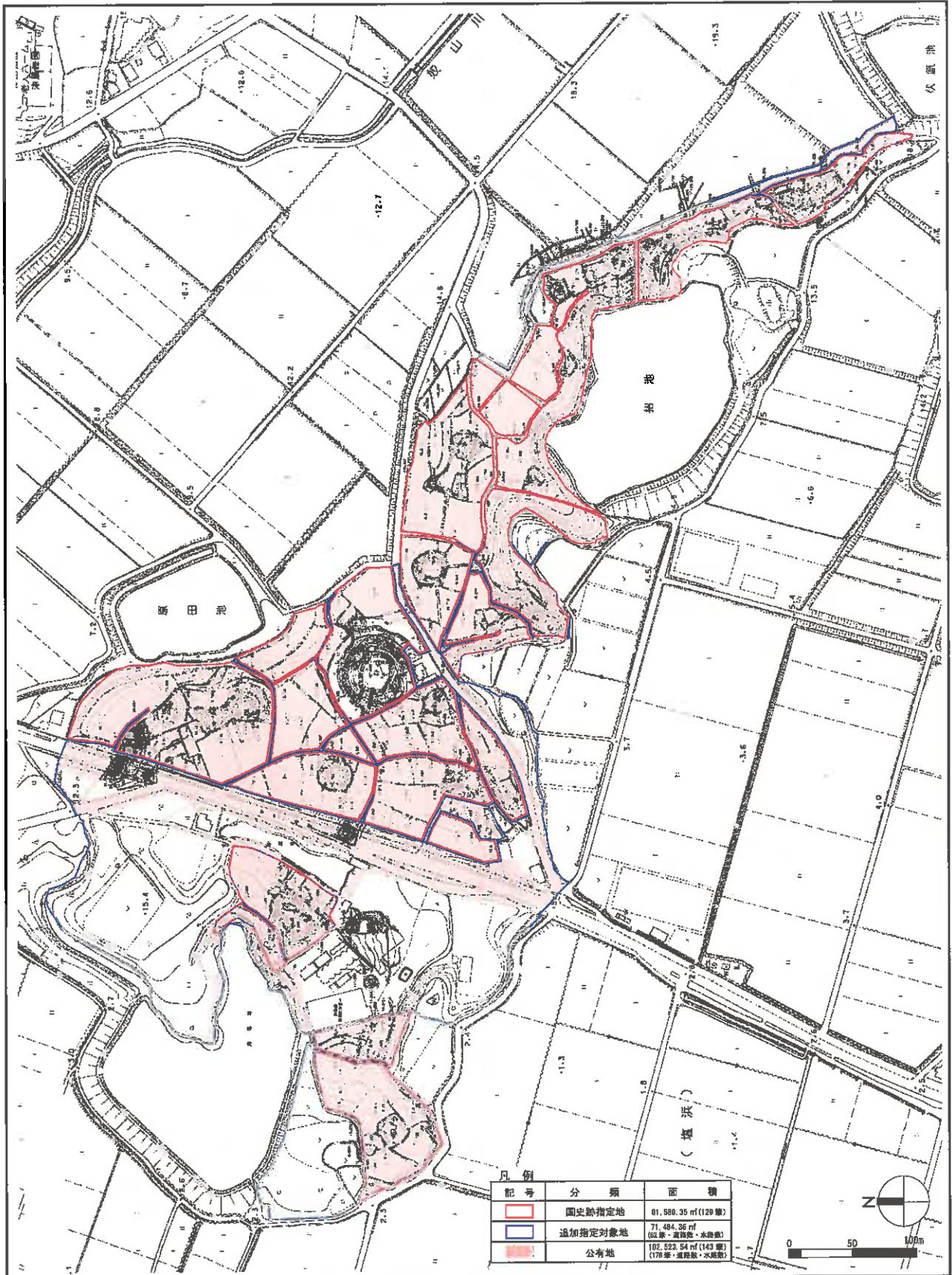


③勝浦臺ノ畑古墳



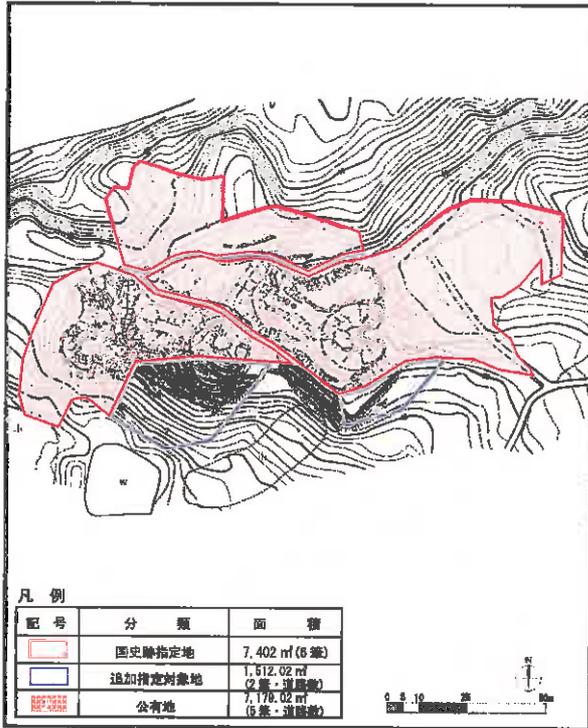
⑤生家大塚古墳

図-44 国史跡指定地と公有地化の状況 (1)

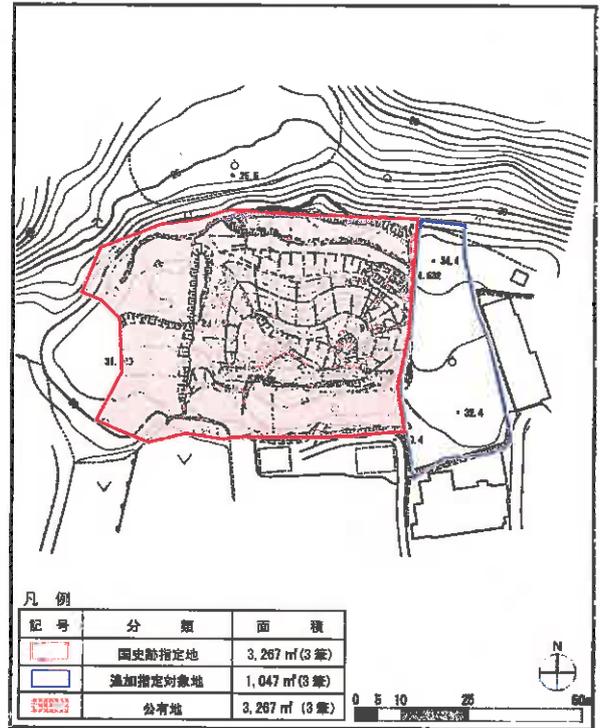


④新原・奴山古墳群

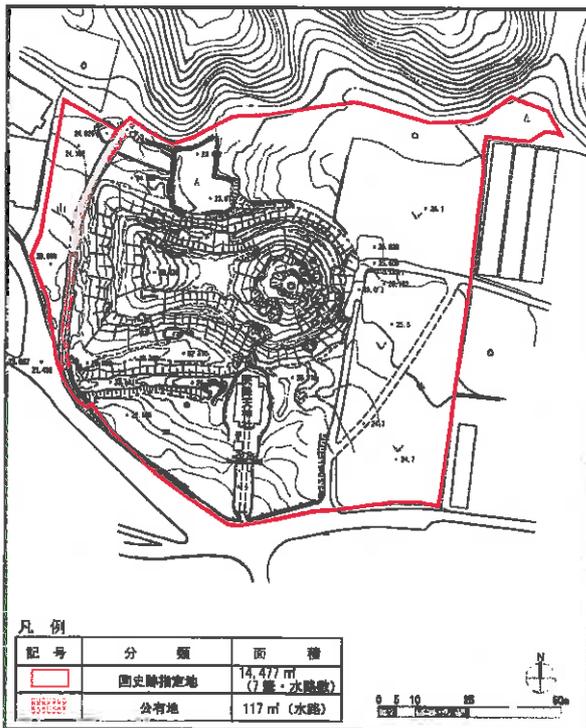
図-45 国史跡指定地と公有地化の状況 (2)



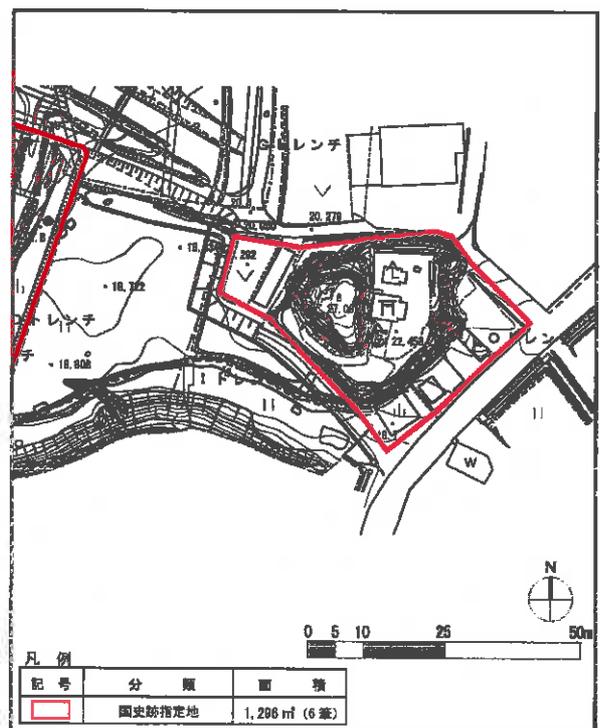
⑥大石岡ノ谷古墳群



⑦-1 須多田上ノ口古墳

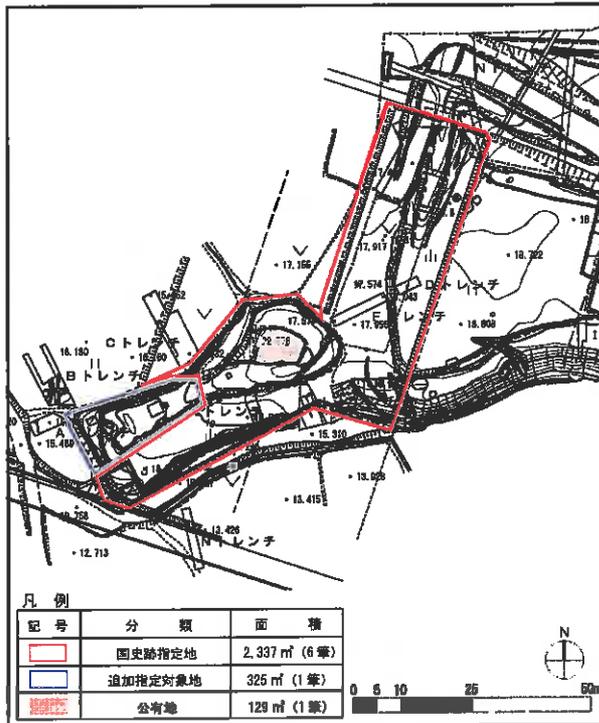


⑦-2 須多田天降天神社古墳

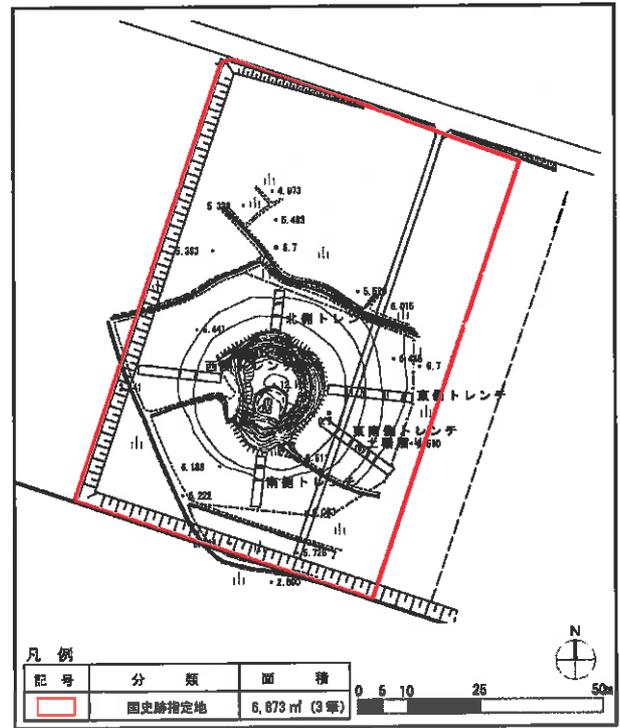


⑦-3 須多田下ノ口古墳

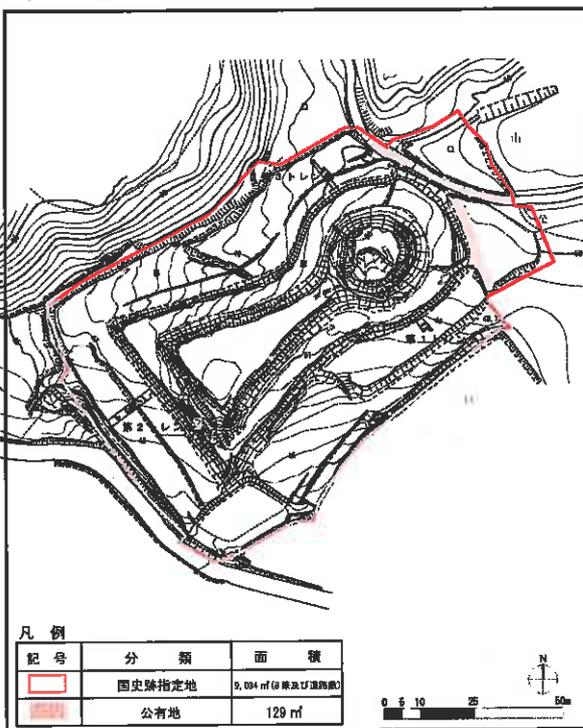
図-46 国史跡指定地と公有地化の状況 (3)



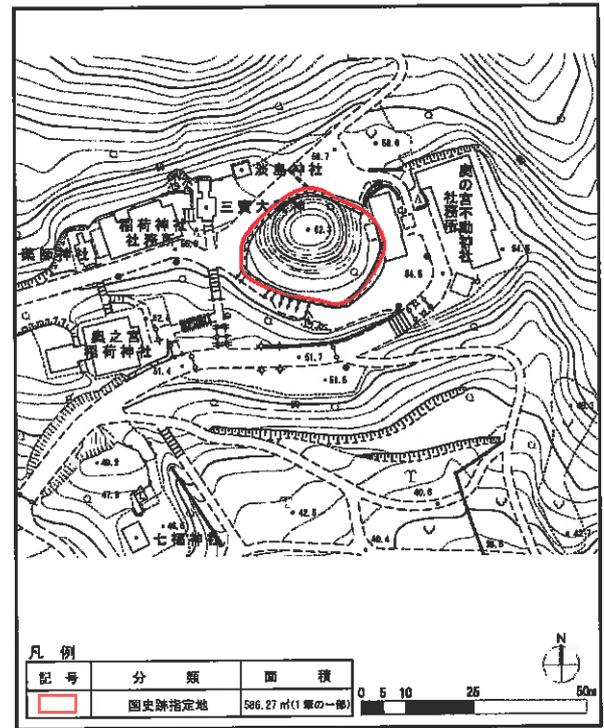
⑦-4 須多田ミソ塚古墳



⑦-5 須多田ニタ塚古墳

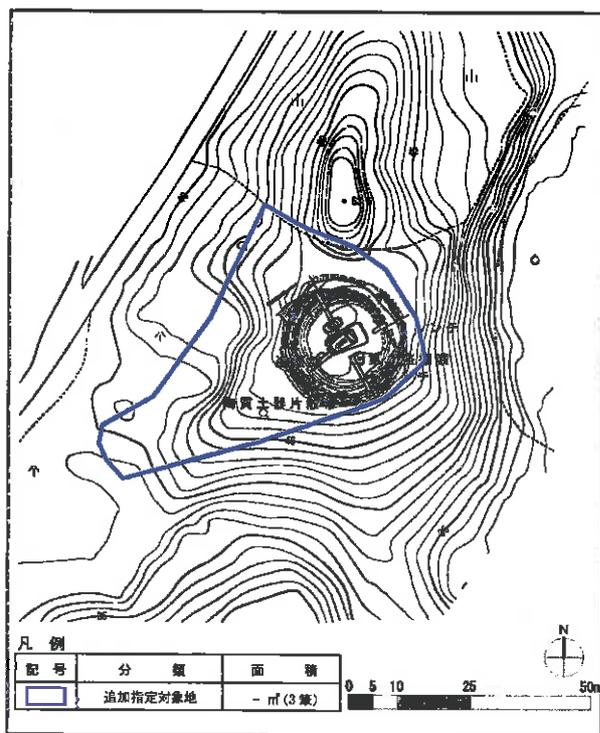


⑧ 在自剣塚古墳

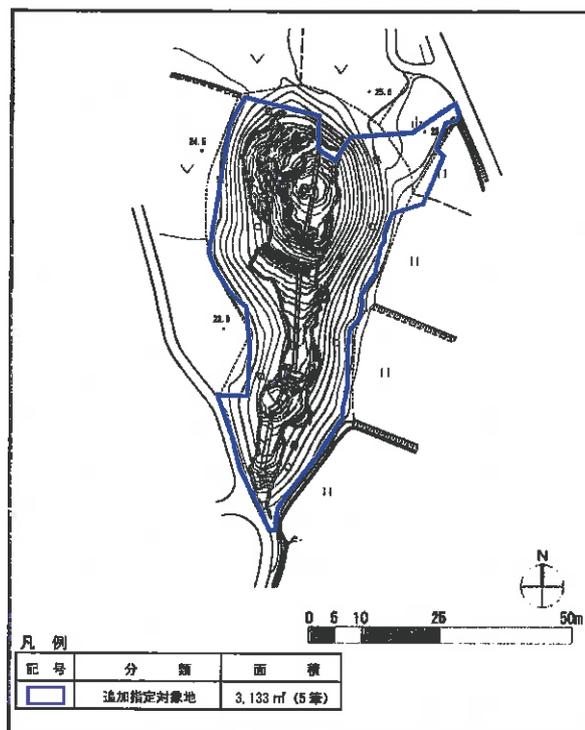


⑨ 宮地嶽古墳

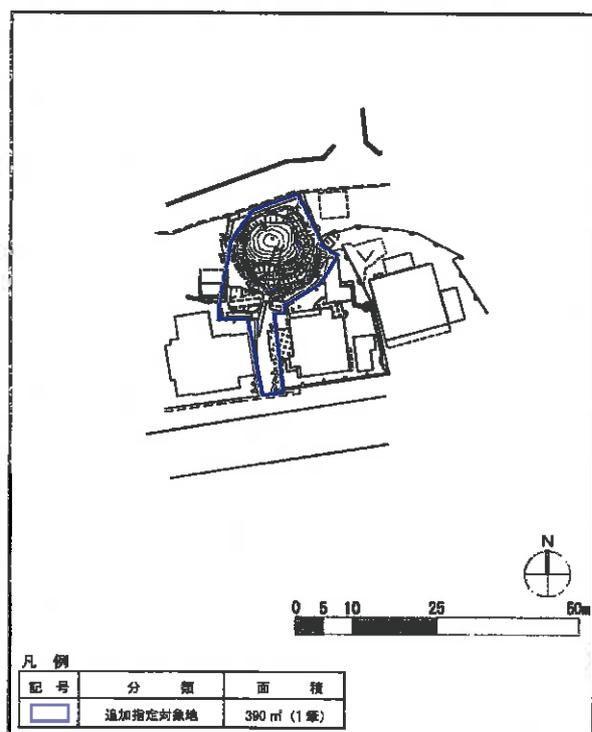
図-47 国史跡指定地と公有地化の状況 (4)



⑩宮司井手ノ上古墳



⑪手光湯ノ浦古墳群



⑫手光波切不動古墳

図-48 国史跡指定地と公有地化の状況 (5)

### ③土地利用規制

津屋崎古墳群の多くは、都市計画区域内の用途白地地域と準都市計画区域にあり、その大半は農業振興地域の整備に関する法律による農用地となっている。

津屋崎地域の海岸および一部山林が玄海国定公園で、宮地嶽古墳は自然公園法第2種特別区域である。この他、法的に下記の土地利用規制を受けている。

ア：都市計画法による準都市計画区域

イ：都市計画法による市街化調整区域

ウ：都市計画法による市街化区域第一種住居地域

エ：都市計画法による用途白地地域

オ：森林法による保安林

カ：農業振興地域の整備に関する法律による農用地

キ：農地法による転用に対する規制

ク：自然公園法による玄海国定公園第2種特別地域

表-22 指定地の関係法令一覧

	名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
①	勝浦高原古墳群	● 全体 及び周辺					● 一部	● 一部	
②	勝浦井ノ浦古墳	● 全体 及び周辺				● 一部		● 一部	
③	勝浦峯ノ畑古墳	● 全体 及び周辺				● 一部		● 一部	
④	新原・奴山古墳群	● 全体 及び周辺					● 一部 及び周辺	● 一部	
⑤	生家大塚古墳				● 全体 及び周辺		周辺	● 一部	
⑥	大石岡ノ谷古墳群				● 全体 及び周辺		● 全体 及び周辺	● 一部	
⑦	須多田古墳群				● 全体及び 周辺		● 一部 及び周辺	● 一部	
⑧	在自剣塚古墳				● 全体 及び周辺		● 全体 及び周辺	● 一部	
⑨	宮地嶽古墳				● 全体 及び周辺				● 全体 及び周辺
⑩	宮司井手ノ上古墳		周辺		● 全体 及び周辺				
⑪	手光湯ノ浦古墳群		● 全体 及び周辺				周辺		
⑫	手光波切不動古墳			● 全体 及び周辺					

ア：都市計画法による準都市計画区域

[趣 旨]	都市計画区域外において、土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域について、準都市計画区域を指定している。
[法に基づく制限]	建築物、工作物を設置する目的で行う開発行為について、良好な宅地水準を確保するため、3,000㎡以上の開発行為について許可が必要になる。ただし、3,000㎡以上の開発行為であっても、農林漁業用倉庫などの建築を目的として行われる開発行為は許可不要とされている。

イ：都市計画法による市街化調整区域

[趣 旨]	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
[法に基づく制限]	「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。」としており、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。ただし、一定規模までの農林水産業施設や、公的な施設、および土地区画整理事業などによる整備等は可能な場合もある。

ウ：都市計画法による市街化区域第一種住居地域

[趣 旨]	市街地における土地利用純化を図るため、その目標に応じて用途地域を12種類に分けて指定し、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度である。
[法に基づく制限]	第一種住居地域は住環境を保護するための地域。3000㎡までの一定条件の店舗・事務所・ホテル等や、環境影響の小さいごく小規模な工場が建てられる。

**エ：都市計画法による用途白地地域**

[趣 旨]	都市計画区域内で、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）及び用途地域の定められていない地域をいい、「区域区分が定められていない都市計画区域」は一般に「非線引き区域」とも呼ばれている。
[法に基づく制限]	「区域区分が定められていない都市計画区域」は市街化の圧力が弱い地域であるので、土地利用に関する規制が市街化区域より緩やかであり、開発許可の規制も緩やかである。開発許可を受けるべき開発の面積は「3,000平方メートル以上」とされている。

**オ：森林法による保安林**

[趣 旨]	<p>公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林であり、農林水産大臣または都道府県知事が森林法第25条に基づき保安林として指定する。この場合、森林とは木竹の生育に供される土地を指し、現時点で生育しているか否かは問われない。</p> <p>目的に合わせて以下の17種の保安林がある。</p> <p>水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、風害防備保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林、風致保安林</p>
[法に基づく制限]	立木の伐採に関しては都道府県知事への届出（一部については許可）が必要となるほか、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取、土地の形質の変更（掘削、盛土等）については都道府県知事の許可が必要である。立木の伐採の強度や伐採後の植栽の方法等に関しては、保安林に指定される際、森林毎に要件が定められる。

**カ：農業振興地域の整備に関する法律による農用地**

[趣 旨]	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
[法に基づく制限]	農用地区域内の土地の開発については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外認められない。なお、農用地区域からの当該土地の除外が必要と認められる場合は、農用地利用計画の変更が必要である。

キ：農地法による転用に対する規制

[趣 旨]	国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするのを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。
[法に基づく制限]	農地の転用については、農地法による転用許可が必要になる。

ク：自然公園法による玄海国定公園 第2種特別地域

[趣 旨]	自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として定められた法律である。特別地域とは、公園の風致を維持するための地域。用途に応じて、第一種から第三種まで区別がある。第二種特別地域は、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域。
[法に基づく制限]	以下の行為には、都道府県知事の許可が必要となる。 工作物の新築・改築、樹木の伐採、鉱物の採取、河川・湖沼の取水・排水、広告の掲示、土地の埋立・開墾、動植物の捕獲・採取、本来の生息地でない動物の放鳥獣、本来の生育地でない植物の植栽、施設の塗装色彩の変更、指定区域内への立入、指定区域内での車の使用など。

- ア：都市計画法による準都市計画区域
- イ：都市計画法による市街化調整区域
- ウ：都市計画法による市街化区域第一種住居地域
- エ：都市計画法による用途白地地域

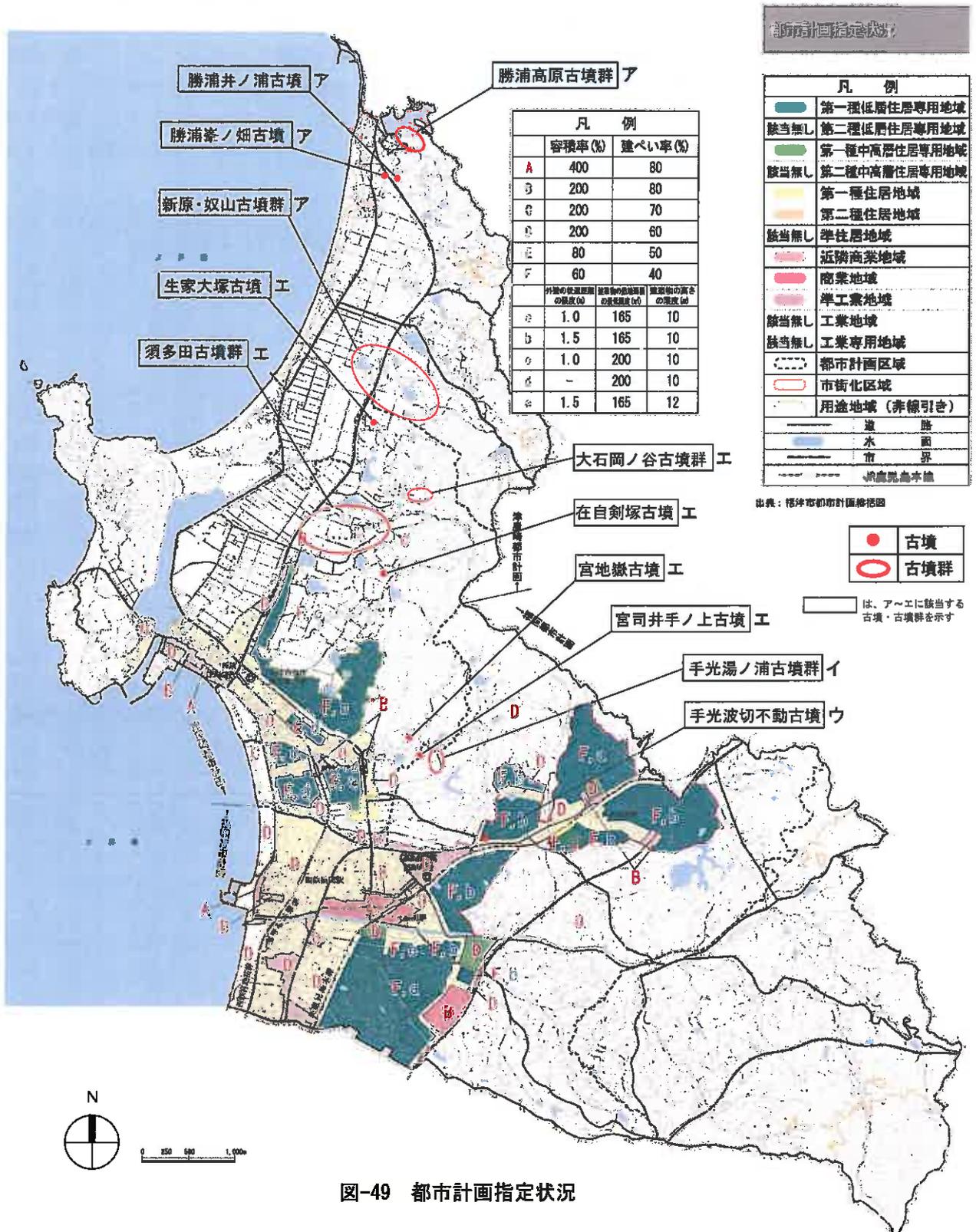


図-49 都市計画指定状況

(福岡市まちづくり構想図 国土利用計画資料集「都市計画指定状況」に加筆)

オ：森林法による保安林

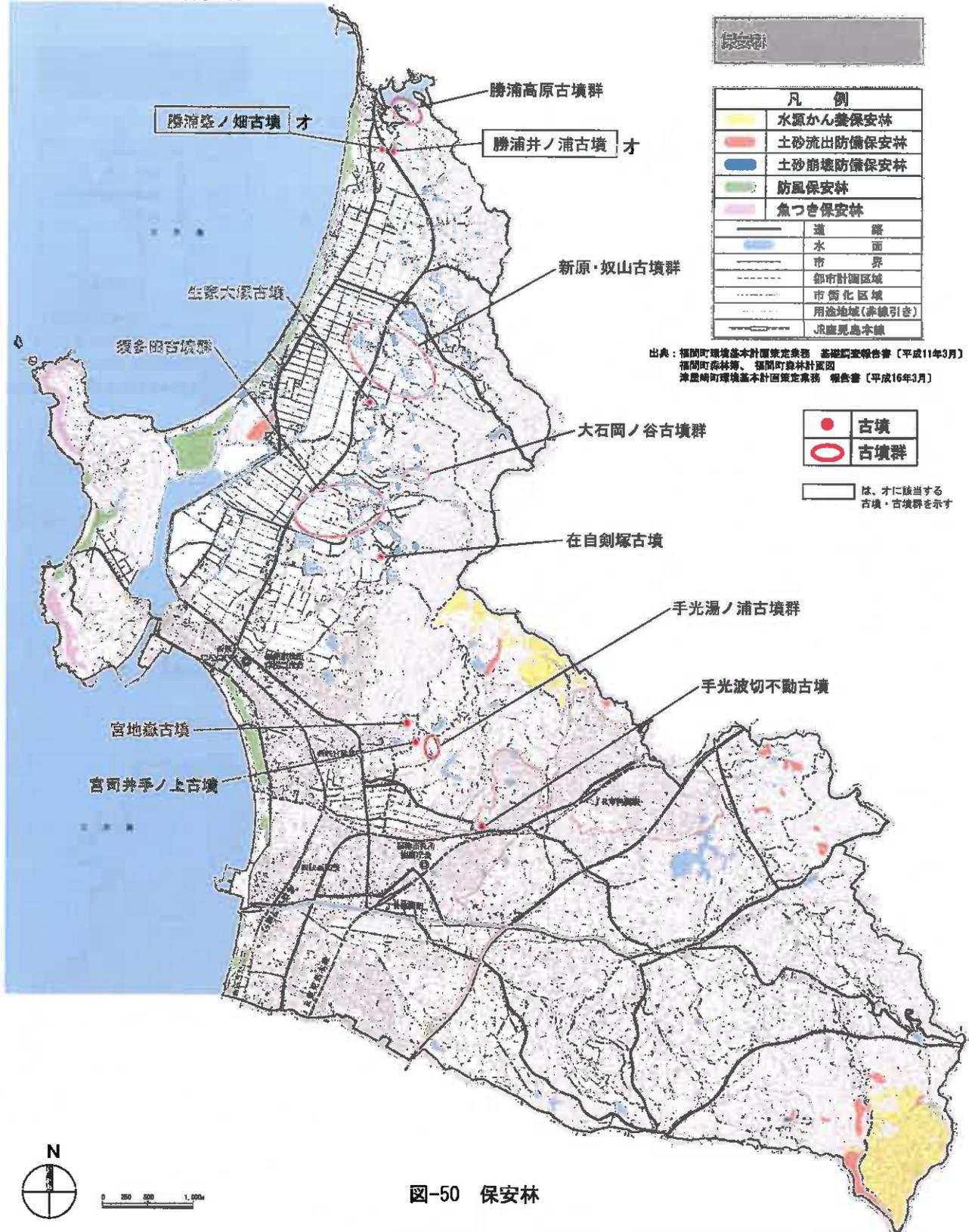


図-50 保安林

(福岡市まちづくり構想図 国土利用計画資料集「保安林」に加筆)

カ：農業振興地域の整備に関する法律による農用地  
 キ：農地法による転用に対する規制

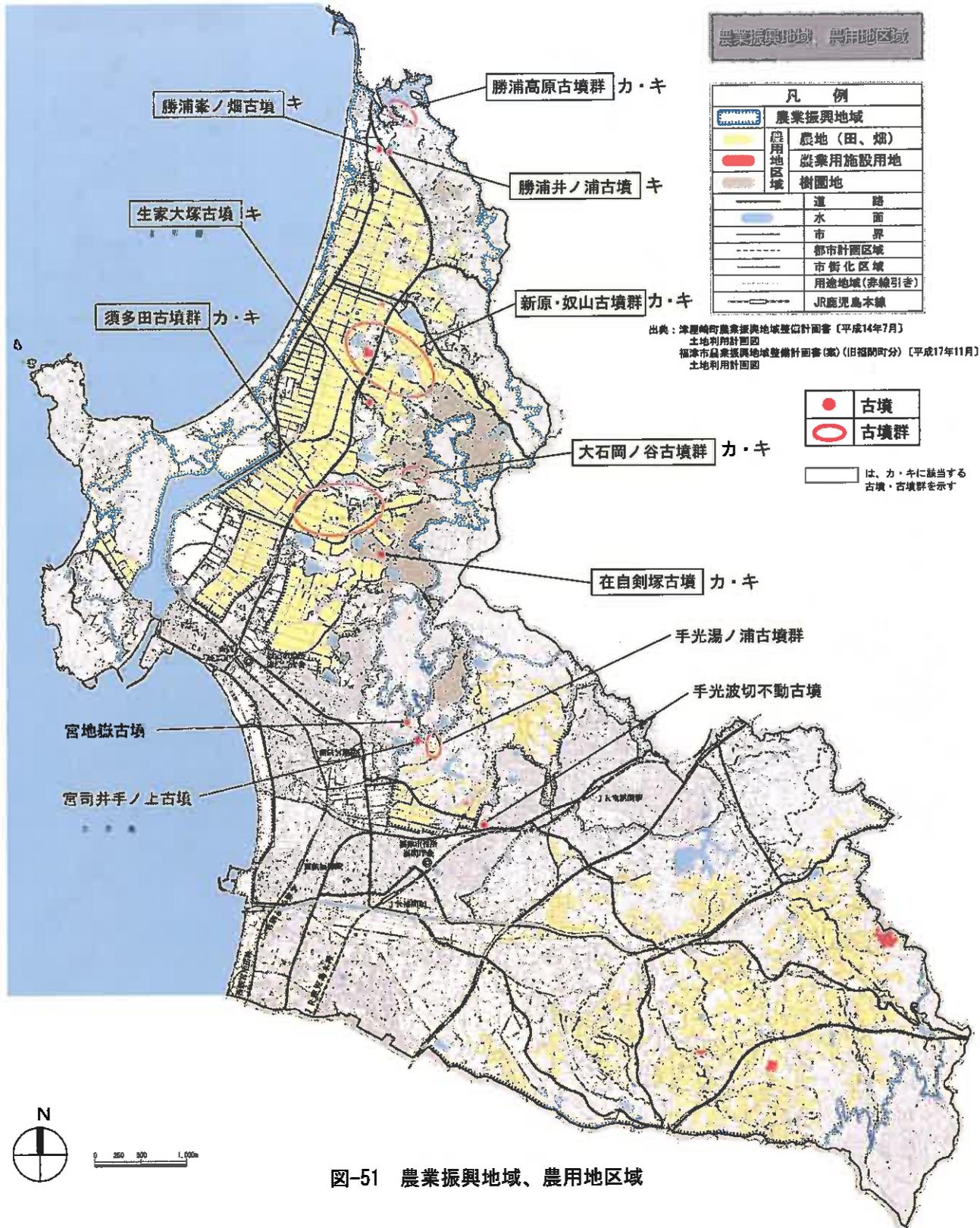


図-51 農業振興地域、農用地区域

（福津市まちづくり構想図 国土利用計画資料集「農業振興地域及び農用地区域」に加筆）

ク：自然公園法による玄海国定公園第2種特別地域

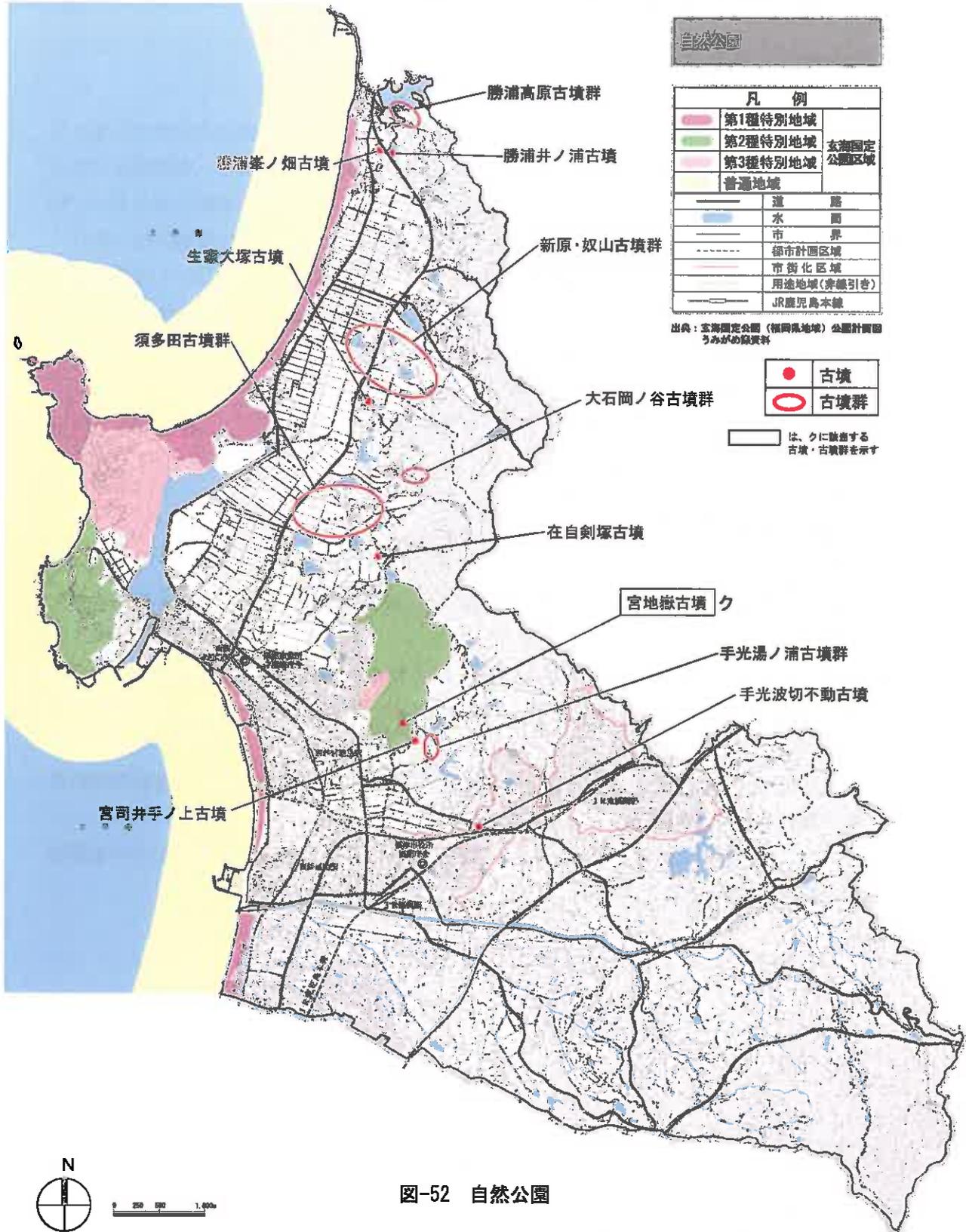


図-52 自然公園

(福津市まちづくり構想図 国土利用計画資料集「国定公園」に加筆)

### 1 保存管理の基本方針

ここまで津屋崎古墳群及び周辺環境の現状把握を進めてきた。史跡地は市北部の広域に分布し、農地、集落に点在または隣接するものがあるほか社寺所有地も含む。史跡地及び周辺には農業用ため池や水路、道路、住宅等の土地利用が見られ、その保存管理には所有者、利用者、地域住民等との協議・調整が欠かせない。また、史跡地は自然豊かな景観の中にあり、津屋崎古墳群築造の歴史的背景は玄界灘沿岸という地理的条件に関わりが深い。史跡地の保存管理のみならず周辺環境の一体的な保全も必要である。史跡指定及び公有地化については、追加指定を予定するとともに順次公有地化を進めている状況にある。史跡整備は『整備基本計画』に基づき今後予定しているが、現在は未整備の現状での公開・活用を行っている。このような津屋崎古墳群の現状を踏まえ、保存管理の基本方針を以下のように定める。

#### 保存管理の基本方針

- 史跡を構成する古墳としての諸要素を明確にし、津屋崎古墳群に適した保存管理の方針と方法を示す。
- 津屋崎古墳群築造の歴史的背景と関わりが深い、海への眺望または海からの眺望を守るため、史跡地のみならず背後の山並みや海岸部を含む周辺環境の一体的な保全に取り組む。
- 整備・活用・公開に関する施策を推進し、生涯学習、観光、環境、農政、道路管理部局等の関係諸機関との連携を図り確実な保存管理を行う。
- 所有者、地域住民と協議・調整を図り、市民組織等と共働で地域に根差した保存管理の取り組みを進める。

## 2 構成要素

### (1) 津屋崎古墳群の特色と本質的価値を構成する諸要素 (図-53～57)

玄界灘と入海を望む本市北部の丘陵や台地上に、5世紀から7世紀にかけての古墳群が南北8km、東西2kmの広域に分布する。これらは北から勝浦高原古墳群、勝浦井ノ浦古墳、勝浦峯ノ畑古墳、新原・奴山古墳群、生家大塚古墳、大石岡ノ谷古墳群、須多田古墳群、在自剣塚古墳、宮地嶽古墳等からなり、津屋崎古墳群と総称している。九州では大型の墳長100m前後の前方後円墳や直径30m前後の円墳を複数含む。一方で新原・奴山古墳群のように中小規模の円墳や方墳が混在し、階層秩序を視覚的に示すかのように分布することも本古墳群の特色である。

本古墳群における古墳の構造は、横穴式石室を築いて埋葬施設とし、土で覆って墳丘を築くものが多いが、竪穴式石室や石棺等も少数確認されている。埋葬施設内には遺骸を副葬品とともに納めている。本古墳群において築造された墳丘の形状は前方後円墳、円墳、方墳の3種がある。また規模の大きな古墳の墳丘法面では段築という有段の法面形状が認められる。大型墳には、墳丘表面には葺石を備えるものや埴輪を樹立するものがある。墳丘や石室付近に供えられた土器が出土することもある。横穴式石室では墓道という通路が石室や羨道に接続するものも多い。各古墳へ向かう通路や葬送儀礼等を行った空間も古墳周辺に存在したはずであるがこれまでの調査では未確認である。墳丘周囲には、周溝、周堤、基壇といった外部施設を築くものもある。基壇は墳丘周囲の盾形の平坦面であり、周溝等と同様に墳丘と周囲を区画する遺構と考えられている。このような墳丘以外の遺構は、埋没や地上部の削平によって現状では視認できない場合が多い。

本古墳群において史跡の本質的価値を構成するのは、土地と一体となった古墳としての遺構・遺物等である。その諸要素には上述のように、墳丘、周溝、周堤、埋葬施設、副葬品、葺石、埴輪等が挙げられるほか、今後の調査によって石室壁画、外護列石、形象埴輪区画、祭壇、埋納坑等現在未確認の要素が加わる可能性がある。

なお、津屋崎古墳群築造の歴史的背景は、玄界灘沿岸に位置する地理的条件に深く関わっている。周辺環境は史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、歴史的、自然的景観としてその価値を一層高める要素と位置付けられる。

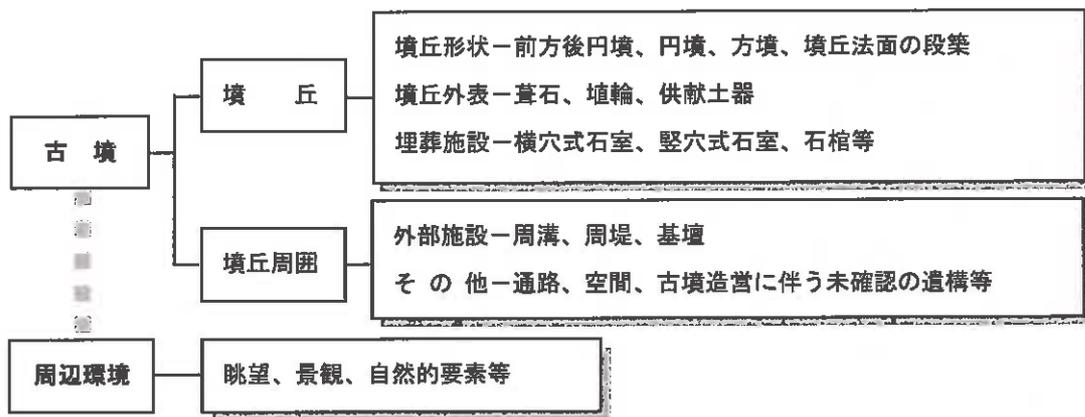


図-53 本質的価値を構成する諸要素

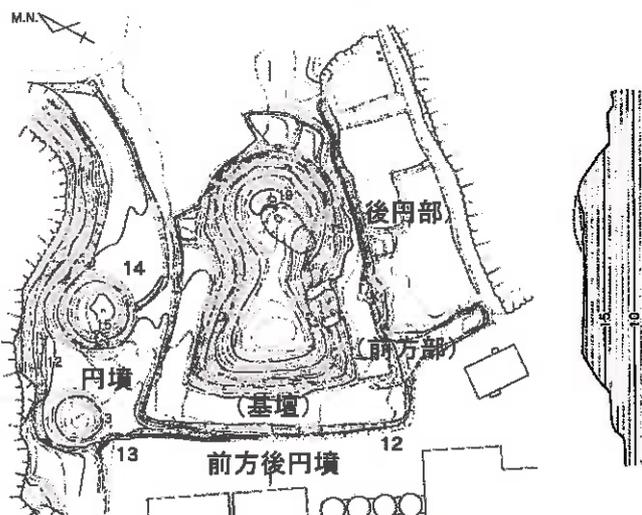


図-54 新原・奴山12号墳、13号墳、14号墳

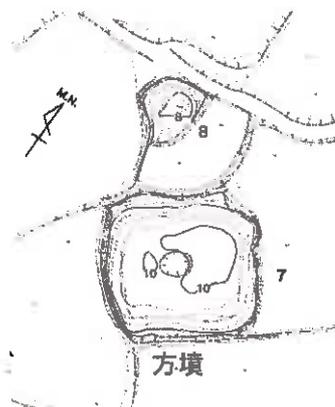


図-55 新原・奴山7号墳、8号墳

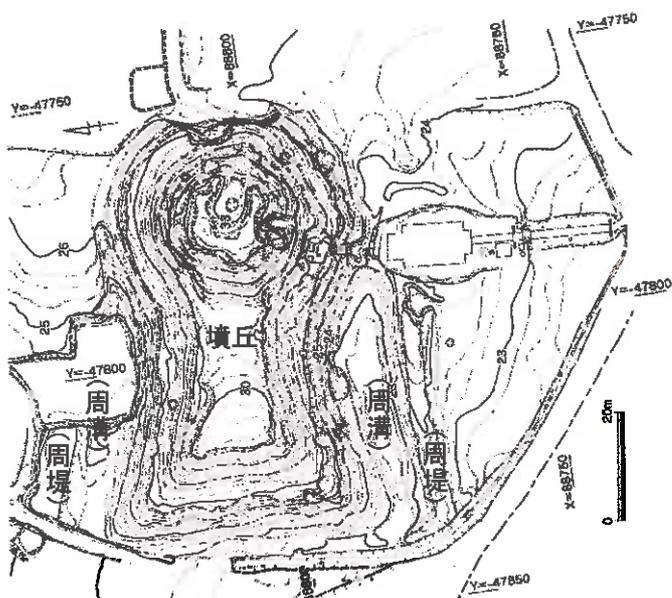


図-56 須多田天降天神社古墳

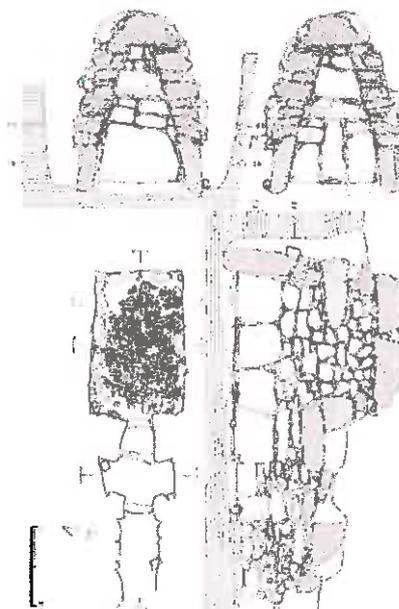


図-57 新原・奴山44号墳

## (2) 構成要素の分類

保存管理の方法を示すため史跡を構成する諸要素の分類を行う。諸要素は本質的価値を構成する要素のほか、指定地内外において本質的価値と直接又は間接的に関わる諸要素で構成される。これらを分類し整理を進めるための考え方を図-58 に示す。

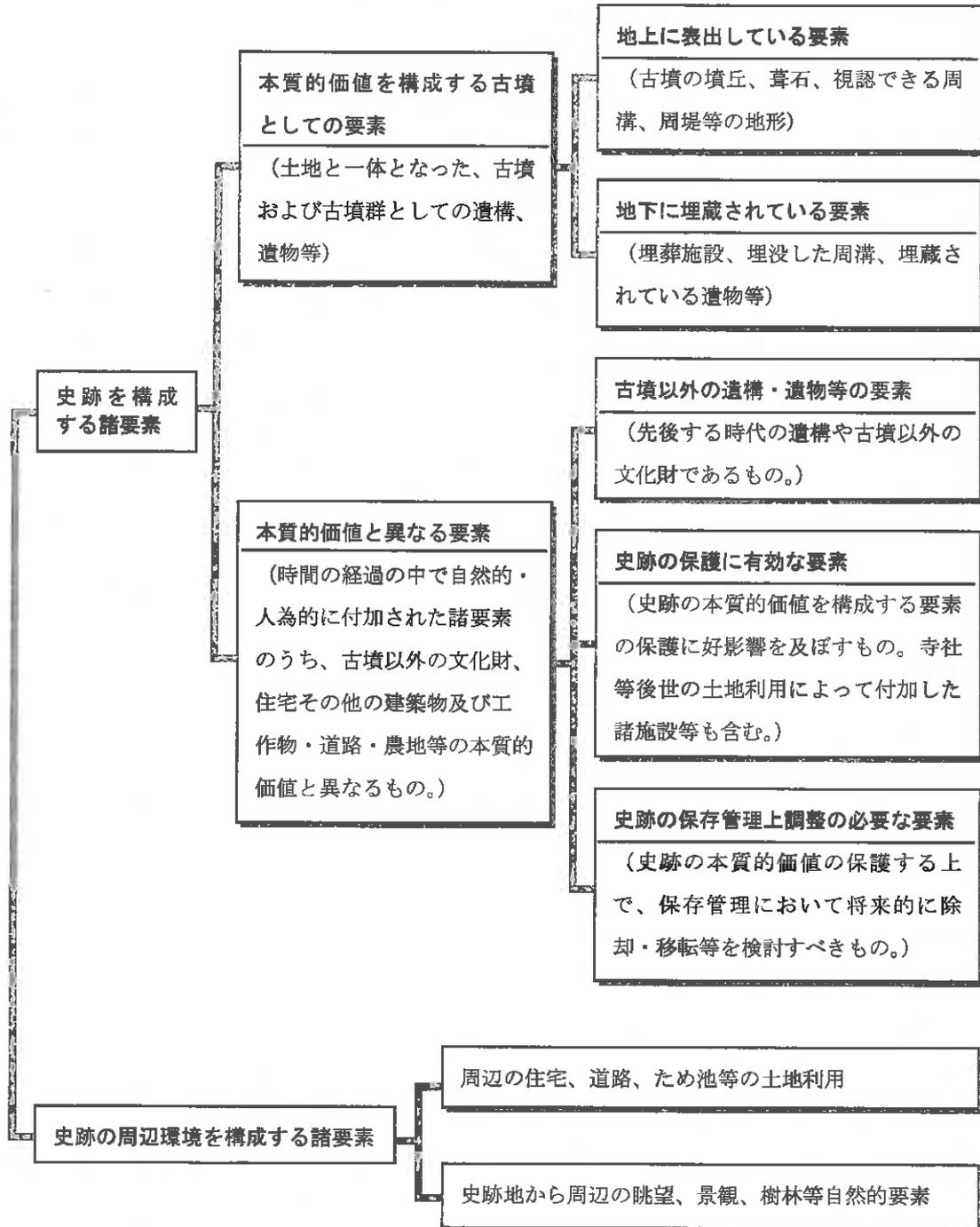


図-58 構成要素の分類

(3) 各古墳の構成要素の把握と整理

次に、構成要素の分類の考え方に沿って各古墳が有する要素を把握し、整理した結果を以下の表に示す。なお、記載する諸要素については現地踏査によって把握した内容であり、資料編・調査カードに各古墳（群）の詳細を整理しているので参照されたい。

表-23 構成要素整理表

分類	史跡を構成する諸要素				史跡の周辺環境を構成する諸要素	
	本質的価値を構成する古墳としての要素	本質的価値を構成する諸要素と異なる要素				
		古墳以外の遺構・遺物等の要素	史跡の保護に有効な要素	史跡の保存管理上調整の必要な要素		
①勝浦高原古墳群	地上	墳丘 葺石		史跡看板	住宅 浄化槽 電柱 通路コンクリート舗装・擁壁 石祠 改葬墓所 改葬墓石の集積 植栽（桜）	玄界灘への眺望 牟田池と樹林 周辺住宅 農地
	地下	埋葬施設 葺石 副葬品	弥生時代の遺構（貯蔵穴）・遺物			
②勝浦井ノ浦古墳	地上	墳丘 葺石		保安林	国道 495 号 市道 里道 前方部保護擁壁	玄界灘への眺望 藤三ヶ浦池 樹林
	地下	埋葬施設 葺石 副葬品	古墳時代の遺構（住居）・遺物			
③勝浦峯ノ畑古墳	地上	墳丘 葺石		保安林	国道 495 号 市道 里道	玄界灘への眺望 樹林 周辺住宅 農地
	地下	埋葬施設 周溝 基壇 葺石 埴輪	中世の遺構・遺物			
④新原・奴山古墳群	地上	墳丘・墳丘群 周溝 周堤 基壇 葺石 石室石材	中世の板碑群（新原の百塔板碑）と玉砂利	解説看板	国道 495 号 大規模農業施設 住宅 産業廃棄物中間処理施設 井戸 市道 里道 水路 月花池の一部 竹林	玄界灘への眺望 原田池 月花池 新原池 招池 樹林 農地
	地下	埋葬施設 周溝 葺石 埴輪 副葬品				

分類	史跡を構成する諸要素				史跡の周辺環境を構成する諸要素	
	本質的価値を構成する古墳としての要素	本質的価値を構成する諸要素と異なる要素				
		古墳以外の遺構・遺物等の要素	史跡の保護に有効な要素	史跡の保存管理上調整の必要な要素		
⑤ 生家大塚古墳	地上	墳丘 周溝			石祠基礎 コンクリート舗装 スギ・ヒノキの人工林 植栽(果樹)	樹林 周辺住宅 農地
	地下	埋葬施設 周溝 葺石 埴輪 副葬品	墳丘盛土に含まれる遺物(土器)			
⑥ 大石岡ノ谷古墳群	地上	墳丘	近世墓 石材		里道 旧果樹園 スギ・ヒノキの人工林	大石区椎ケ元観音堂と付随施設 樹林
	地下	埋葬施設 葺石 副葬品	近世墓			
⑦ 須多田古墳群	地上	墳丘 周溝 周提 葺石 埴輪		解説看板 神社・観音堂等	ごみ集積施設 農業用水路 市道 スギ・ヒノキの人工林 植栽(果樹) 竹林 墓石の集積	入海南部への眺望 樹林 農地 須多田区集落
	地下	埋葬施設 周溝 葺石 埴輪 副葬品	古墳時代の遺構・遺物			
⑧ 在自剣塚古墳	地上	墳丘 葺石 基壇			市道 里道 果樹園 スギ・ヒノキの人工林 竹林	玄界灘への眺望 樹林 農地
	地下	埋葬施設 葺石 副葬品				

分類	史跡を構成する諸要素				史跡の周辺環境を構成する諸要素	
	本質的価値を構成する古墳としての要素	本質的価値を構成する諸要素と異なる要素				
		古墳以外の遺構・遺物等の要素	史跡の保護に有効な要素	史跡の保存管理上調整の必要な要素		
⑨宮地嶽古墳	地上	墳丘		不動神社	墳丘上の樹木 墳丘裾の列石	宮地嶽神社境内 宮地岳 山林 民家村 禊池
	地下	埋葬施設 副葬品				
⑩宮司井手ノ上古墳	地上	墳丘 葺石			市道 里道 竹林	宮地嶽神社境内 宮地岳 山林 民家村 禊池 残土置き場
	地下	埋葬施設 周溝 葺石	中世の遺構（火葬墓）			
⑪手光湯ノ浦古墳群	地上	墳丘			スギ・ヒノキの人工林	御供田池 農地
	地下	埋葬施設 周溝 副葬品	弥生時代及び中世の遺構・遺物			
⑫手光波切不動古墳	地上	墳丘 石室石材	中世の遺物と玉砂利 墳丘裾の列石	解説板 不動尊（石造）	旧仏像覆屋（半壊） 石碑（現代） 墳丘保護擁壁	住宅地（手光区集落、光陽台団地）
	地下	埋葬施設 墓道 副葬品	弥生時代の遺構・遺物			

### 3 保存管理の方針と方法

#### (1) 保存管理の方針

本古墳群の土地利用状況を概観すると、主に道路、農地、宅地、寺社境内地がみられる。また、各古墳（群）を含む周辺環境では、集落、農地、住宅地、樹林等により共通点や類似点がみられる。以下に各古墳（群）及び周辺環境において捉えられた共通点等による分類を行い、その特性に応じた保存管理の方針を定めることとする。

なお、各古墳群の保存管理において、保存整備事業を行うに当たっては発掘調査を実施し、その成果に基づいた適切な措置を執ることとする。

表-24 各古墳群の保存管理の方針

古墳（群）名	共通点等	保存管理の方針
勝浦井ノ浦古墳 勝浦峯ノ畑古墳	・保安林と道路敷（古墳一部を削平）を含む。	・保安林及び道路敷について、関係機関等と連携・調整を行い、適切な保存管理を図る。
新原・奴山古墳群	・道路敷等を含む台地全体を史跡指定する。	・道路敷等を含む台地全体の景観保全とその一層の向上を図る。 ・墳丘法面の安定化を含め、早期の保存整備事業に着手する。
須多田天降天神社古墳 須多田下ノ口古墳 宮地嶽古墳 手光波切不動古墳	・寺社有地（一部民有地）であり、宗教施設としての利用管理が行われている。	・寺社、氏子（地域住民）、所有者と協議・調整を行い、適切な保存管理を図る。
勝浦高原古墳群 生家大塚古墳 須多田上ノ口古墳	・住宅地や集落に隣接し、樹林を含む。	・所有者、地域住民と協議が必要であり、適切な維持管理や見回りによって地域との調和を図る。
大石岡ノ谷古墳群 須多田ミソ塚古墳 須多田ニタ塚古墳 在自剣塚古墳 官司井手ノ上古墳 手光湯ノ浦古墳群	・樹林や竹林に覆われ、農地に点在または隣接する。	・竹林の伐採、草刈り等の適切な管理によって周辺農地との調和を図る。

## (2) 保存管理の方法

前項では、土地利用状況等を踏まえ各古墳群の保存管理の方針を定めた。ここでは史跡を構成する個別の諸要素に対し、構成要素の分類に従い具体的な保存管理の方法を示す。

表-25 保存管理の方法

分類	諸要素	保存管理の方法
史跡を構成する諸要素  本質的価値を構成する古墳としての要素	墳丘・墳丘群、周溝、周堤、 基壇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崩れがないか定期的な巡回と点検を行う。</li> <li>・台風や豪雨の前後は状況確認を行う。</li> <li>・史跡地及び隣接地に崖面が存在する場合は定期的に状態を点検する。</li> <li>・崩れ等の生じるおそれを発見した時は早急に対策を施す。</li> <li>・台地、丘陵縁辺の法面保護、墳丘法面や裾部の崩落防止対策を行う。</li> <li>・墳丘盛土の流出が見られるものは、状態の定期的点検とともに対策を検討する。</li> <li>・木竹の適切な管理を行う。</li> <li>・整備計画に必要な史跡の内容確認等の発掘調査を実施する。</li> <li>・地表で発見した遺物（土器、埴輪等）については、出土状況等を記録し保管する等、適切な措置を執る。</li> </ul>
	埋葬施設 （石室等と副葬された遺物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で保存するが、近年開口し応急的に埋め戻したものと、将来の保存に問題が指摘されているものについては早期に適切な対策を検討する。</li> <li>・崩れや盗掘がないか定期的な巡回と点検を行う。</li> <li>・雨水が墳丘を通じて石室内へ浸水するものは、防止策を検討するとともに、定期的な点検や経過観察を行う。</li> <li>・発掘調査は保存対策を講じるために必要最小限度に留める。</li> </ul>

分類	諸要素	保存管理の方法
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する古墳としての要素	<p>地表に露出した石材 (石室、葺石等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な巡回と点検を行う。</li> <li>・ 崩落等を生じるおそれがある場合は、早急に対応を行う。</li> <li>・ 公開と活用の際には、保存上問題のある場所に来訪者が立ち入らないようにする。</li> </ul>
		<p>通路、空間、古墳造営に伴う遺構等</p> <p>今後調査等によって確認される未確認の遺構等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古墳群との関わりを評価できる遺構は、史跡を構成する要素として適切に取扱う。</li> </ul>
		<p>弥生時代の遺構等</p> <p>古墳時代の古墳以外の遺構等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古墳に先行する時代の遺構など古墳遺構下に埋蔵されるものは現状で保存する。</li> </ul>
史跡を構成する諸要素	古墳以外の遺構・遺物等の要素	<p>中世の板碑、石造物等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古墳と一体的な保護を図る。</li> <li>・ 損傷の有無や状態の変化について、定期的な巡回と点検を行う。</li> </ul>
		<p>近世墓</p> <p>今後調査等によって確認される未確認の遺構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年代や文化財としての評価を行った後、適切に取扱う。</li> </ul>
		<p>史跡の活用のための看板、解説板等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保護を妨げない限り活用する。</li> <li>・ 史跡整備の進捗に伴い改修、移転または撤去する。</li> </ul>
史跡を構成する諸要素	史跡の保護に有効な要素	<p>保安林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な草刈り等の管理を行う。</li> <li>・ 史跡整備に向けて、森林管理担当部局や周辺営農者と協議を行う。</li> </ul>
		<p>寺社施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡保護について所有者の理解を得るとともに、定期的な連絡調整を図る。</li> </ul>

分類		諸要素	保存管理の方法	
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素以外の要素	史跡の保存管理上調整の必要な要素	地盤保護擁壁、石材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡の保護を妨げない限り利用する。</li> <li>・ 将来、史跡地に相応しい工法で改修する。</li> </ul>
			道路敷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路管理者や利用者と協議を行い、保存管理を図る。</li> </ul>
			住宅、付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡保護について所有者の理解を得るとともに、定期的な連絡調整を図る。</li> <li>・ 所有者と協議を行い、将来の移転を働きかける。</li> </ul>
			電柱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況を把握し、将来の移転を検討する。</li> <li>・ 史跡地に相応しい工法による計画的な改修を働きかける。</li> </ul>
			コンクリート舗装、法面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者や利用者と協議を行い、史跡地に相応しい工法で計画的な改修を行う。</li> </ul>
			現代の石祠、石祠基礎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者と協議を行い、将来の移転を働きかける。</li> </ul>
			改葬された墓の石材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者を把握し、将来の移転を働きかける。</li> <li>・ 所有者が不明なものは移転又は撤去し、草刈り等日常管理の安全面の向上を図る。</li> </ul>
			大規模農業施設、ゴミ集積施設、産業廃棄物中間処理施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者や利用者と協議を行い、将来の移転等を働きかける。</li> </ul>
			鑑賞樹、果樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な伐採を行う。</li> </ul>
農業用ため池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農政部局及び利用者と史跡保護に係る協議を行い、遺構保存に必要な措置を執る。</li> </ul>			

分類		諸要素	保存管理の方法	
史跡を構成する諸要素	本質的価値を構成する諸要素以外の要素	史跡の保存管理上調整の必要な要素	農業用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡保護について利用者の理解を得るとともに、遺構に影響を与えない工法で補修や改修等を行う。</li> <li>・ 利用状況等を把握し、将来の振り替えや廃止を検討する。</li> </ul>
			利用されていない寺社施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者と協議を行い、撤去を働きかける。</li> </ul>
			井戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者を把握し、構造物の撤去を行う。</li> <li>・ 安全管理に必要な措置を執る。</li> </ul>
			現代設置の石碑等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者を把握し、移転等を働きかける。</li> </ul>
			竹林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な伐採を行う。</li> </ul>
			スギ・ヒノキの人工林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段階的に伐採し、管理する。</li> </ul>

## 4 現状変更等の取扱い

### (1) 現状変更等の許可制度について

史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第二百五条及び第六十八条に基づき文化庁長官の許可又は同意を得なければならない。また、地方分権法の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等による改正後の文化財保護法等の施行に伴い、文化財保護法施行令第五条第四項第一号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務については、都道府県又は市の教育委員会が行うこととなっている。市の教育委員会が行う許可の事務は、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」に定められている(資料編:関係法令等参照)。

表-26 史跡等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可制度

現 状 変 更 等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状変更等（文化財保護法施行令第五条第四項第一号に掲げる史跡等の現状変更等を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法施行令第五条第四項第一号に掲げる史跡等の現状変更等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持の措置（現状変更等の許可申請等に関する規則第四条）</li> <li>・ 非常災害のために必要な応急措置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化庁長官による許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の教育委員会による許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可不要（法第二百五条第一項ただし書）</li> </ul>

### (2) 現状変更等の取扱いについて

- ① 史跡地の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。
- ② 農地の耕作や作物の栽培等通常の農作業、森林の日常管理等については、現状変更等の許可を必要としない。
- ③ 現状変更等については、その規模に関わらず、事前に市教育委員会に連絡し協議すること。
- ④ 追加指定対象地（未指定地）については、文化財保護法第93条・94条の規定により取り扱う。
- ⑤ 市等の行政機関が行う発掘調査、防災、保存修理、史跡整備等及び博物館、大学等の研究機関が行う発掘調査等についても現状変更の行為となるため、文化庁長官の許可を得る必要がある。

### (3) 現状変更等の取扱い方針

現状変更等の取扱い基準を定めるに当たり、各古墳（群）及び周辺環境において捉えられた共通点等による分類に基づき、以下に各古墳群の現状変更等の取扱い方針を示す。

表-27 現状変更等の取扱い方針

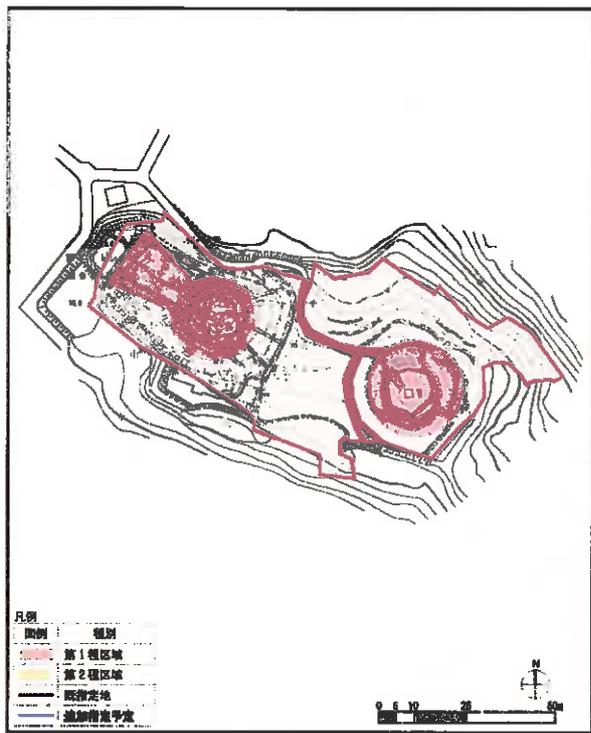
古墳（群）名	共通点等	現状変更等の取扱い方針
勝浦井ノ浦古墳 勝浦峯ノ畑古墳	・保安林と道路敷（古墳一部を削平）を含む。	・遺構及び景観に影響を与える現状変更等は認めない。 ・道路の維持や改修に伴う現状変更等は、遺構に影響のない場合は、既存の道路敷の範囲で認める。
新原・奴山古墳群	・道路敷等を含む台地全体を史跡指定する。	・台地を分断する道路敷を含め、遺構及び景観に影響を与える現状変更等は認めない。
須多田天降天神社古墳 須多田下ノ口古墳 宮地嶽古墳 手光波切不動古墳	・寺社有地（一部民有地）であり、宗教施設としての利用管理が行われている。	・遺構及び景観に影響を与える現状変更等は認めない。 ・寺社有地における既存施設の改修や宗教活動に伴う現状変更等は、遺構に影響のない場合は、既存の施設等の範囲で認める。
勝浦高原古墳群 生家大塚古墳 須多田上ノ口古墳	・住宅地や集落に隣接し、樹林を含む。	・遺構及びに景観に影響を与える現状変更等は認めない。 ・地域住民の日常生活に関わる施設等において必要な現状変更等は、遺構に影響のない範囲で認める。
大石岡ノ谷古墳群 須多田ミソ塚古墳 須多田ニタ塚古墳 在自剣塚古墳 官司井手ノ上古墳 手光湯ノ浦古墳群	・樹林や竹林に覆われ、農地に点在または隣接する。	・遺構及び景観に影響を与える現状変更等は認めない。 ・営農及び農地や森林等の管理に必要な現状変更等は、遺構に影響のない範囲で認める。

#### (4) 区域の種別

前項では現状変更等の取扱い方針を定めた。次に具体的な現状変更等の取扱い基準を定めるため、史跡の本質的価値に基づいた区域を設定する。以下に史跡地における区域の種別を示す（図-59～65 に対応）。

表-28 史跡地における区域の種別

区域の種別	分類	古墳としての遺構	備考
第1種区域	本質的価値を構成する古墳としての要素が存在する、若しくはその存在が推定できる範囲	墳丘、周溝、周堤、基壇、葺石、埋葬施設、墓道等	—
第2種区域	現時点で上記の要素は確認されていないが古墳の保護に必要な範囲	—	今後の調査等によって遺構が確認された場合、古墳群との関わりが評価できる遺構が存在する範囲は第1種区域に変更する。



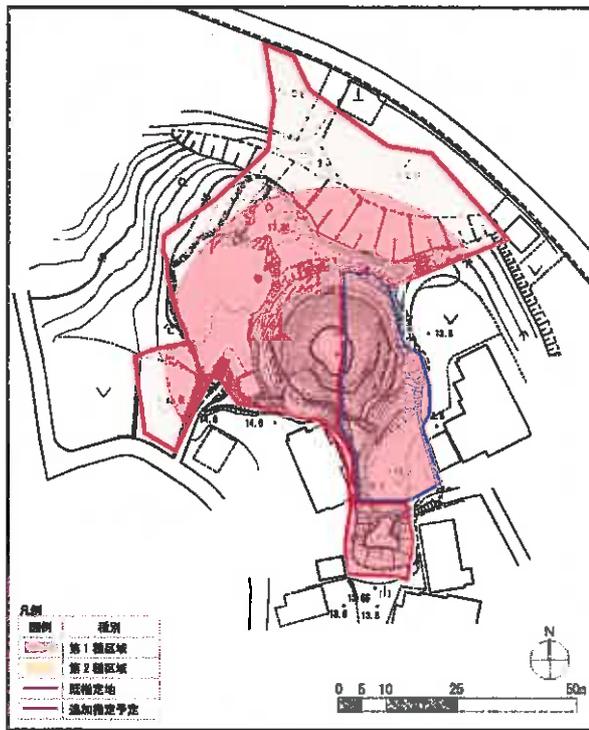
①勝浦高原古墳群



②勝浦井ノ浦古墳

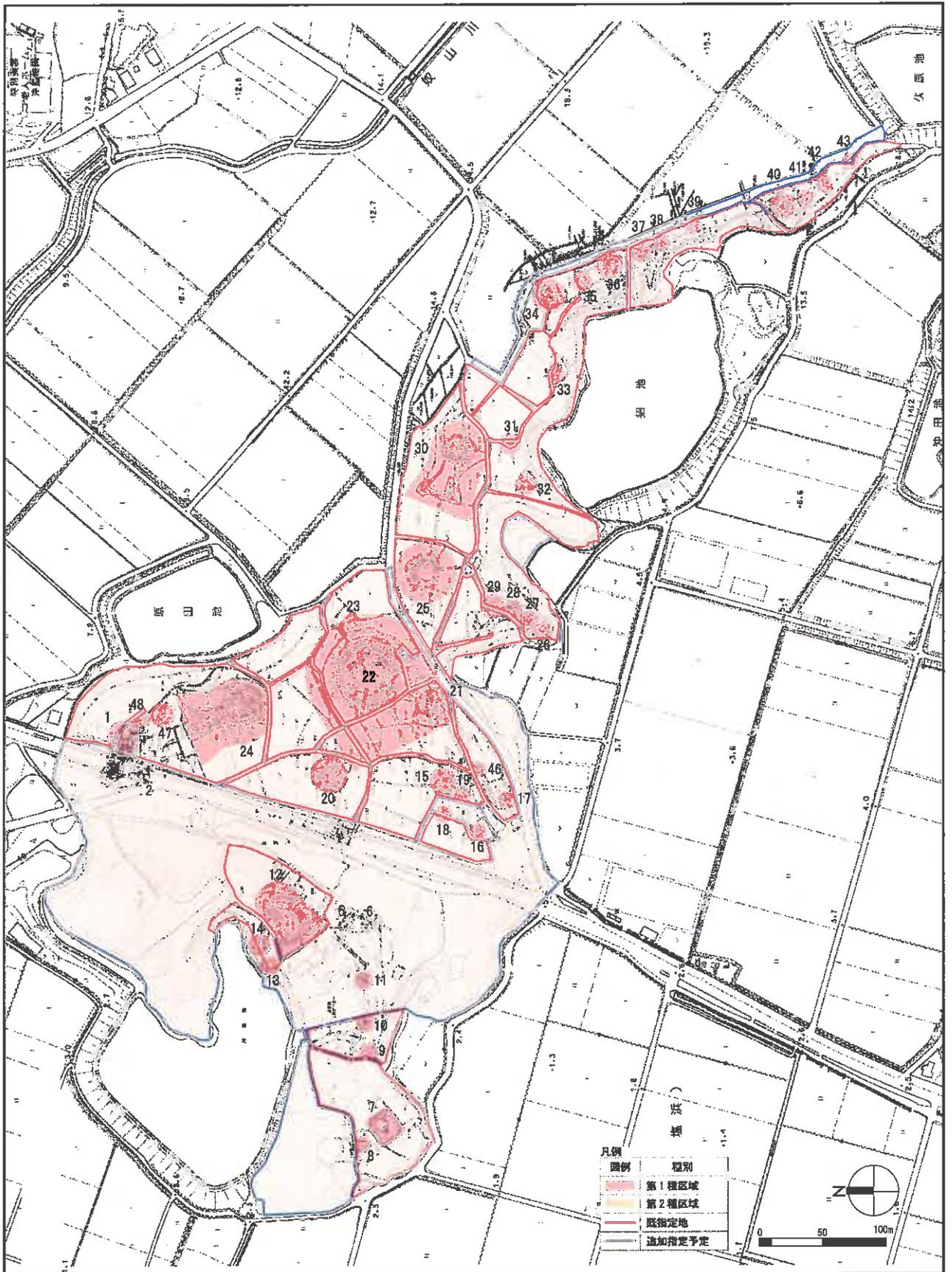


③勝浦峯ノ畑古墳



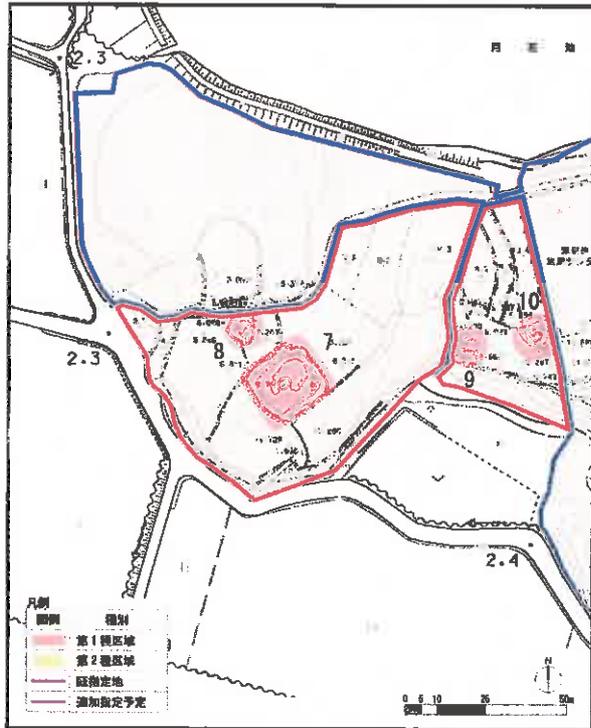
⑤生家大塚古墳

図-59 区域の種別図 (1)

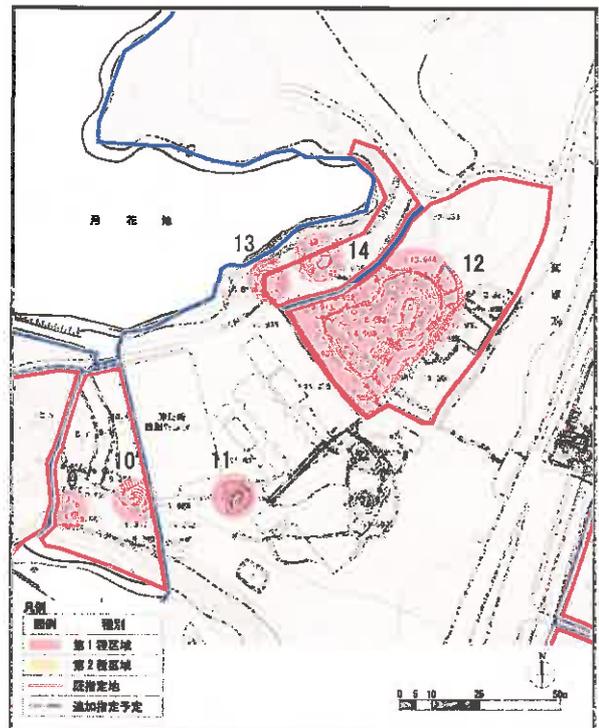


④新原・奴山古墳群

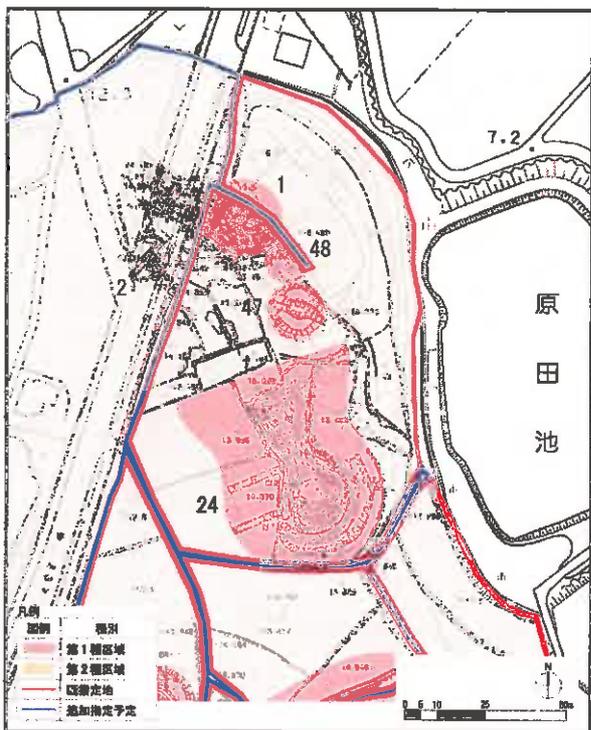
図-60 区域の種別図 (2)



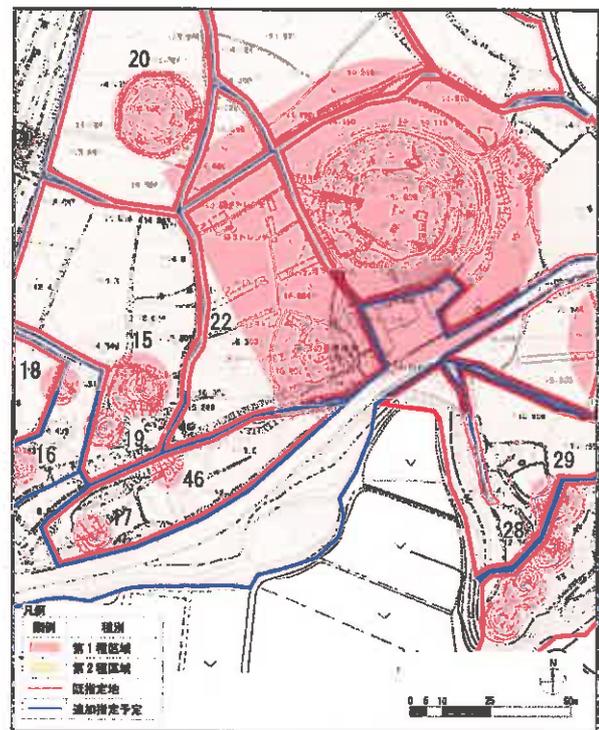
④-1 新原・奴山古墳群



④-2 新原・奴山古墳群

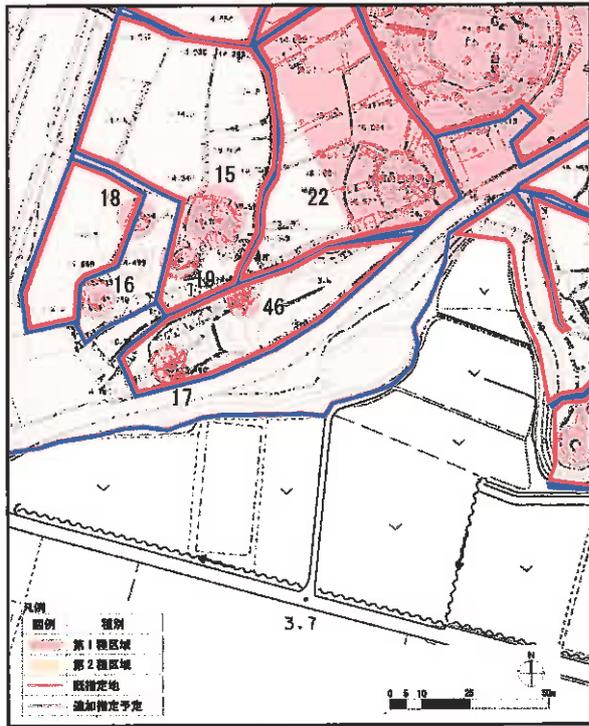


④-3 新原・奴山古墳群

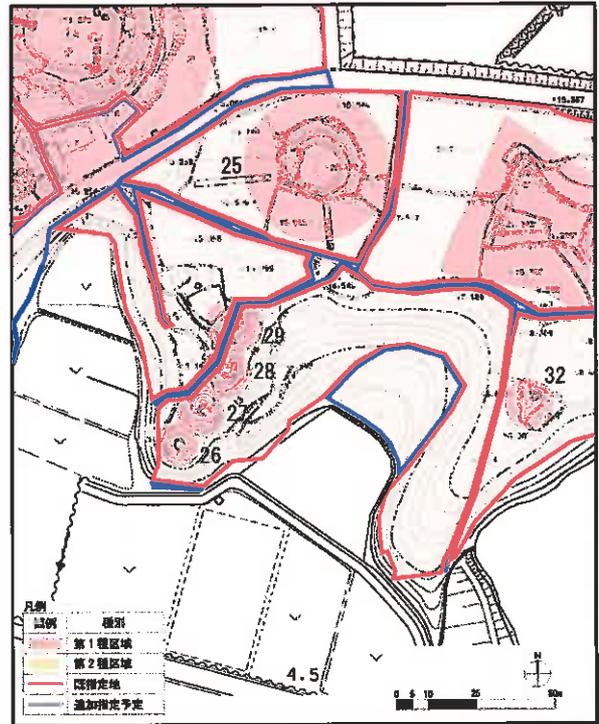


④-4 新原・奴山古墳群

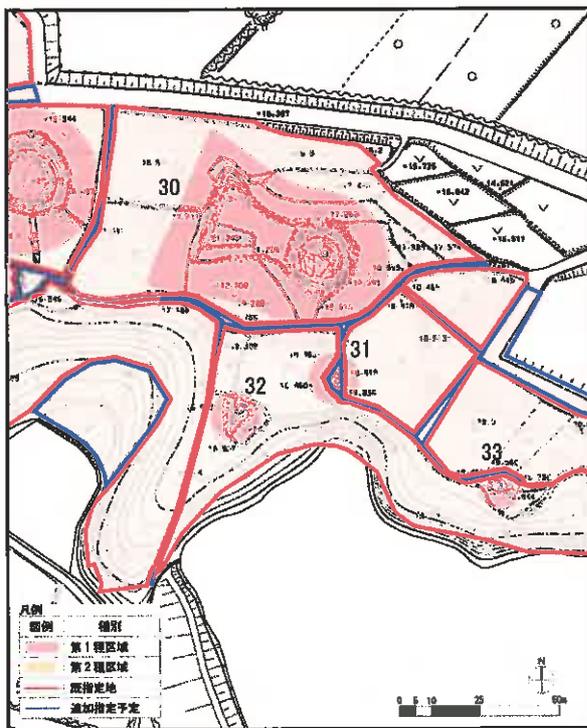
図-61 区域の種別図 (3)



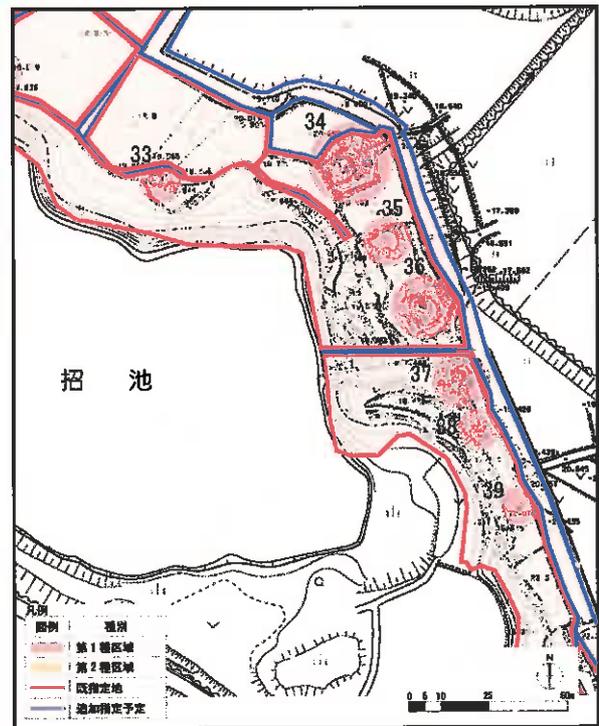
④-5 新原・奴山古墳群



④-6 新原・奴山古墳群

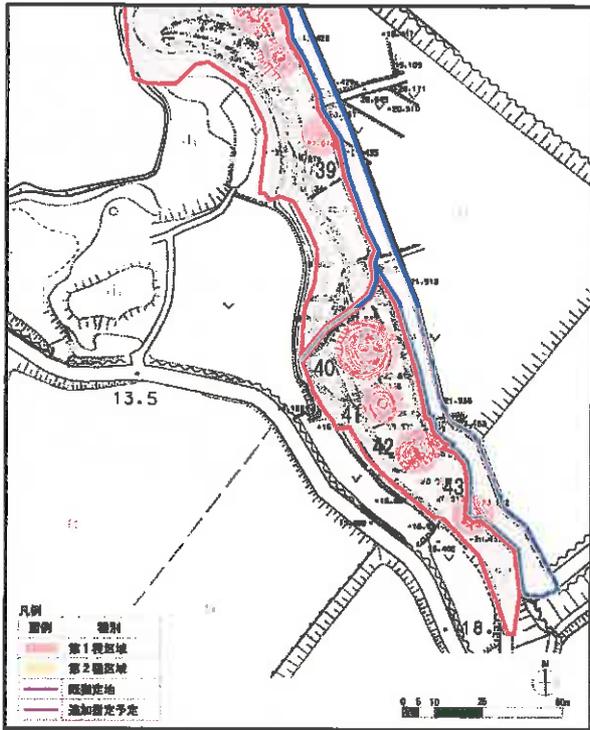


④-7 新原・奴山古墳群

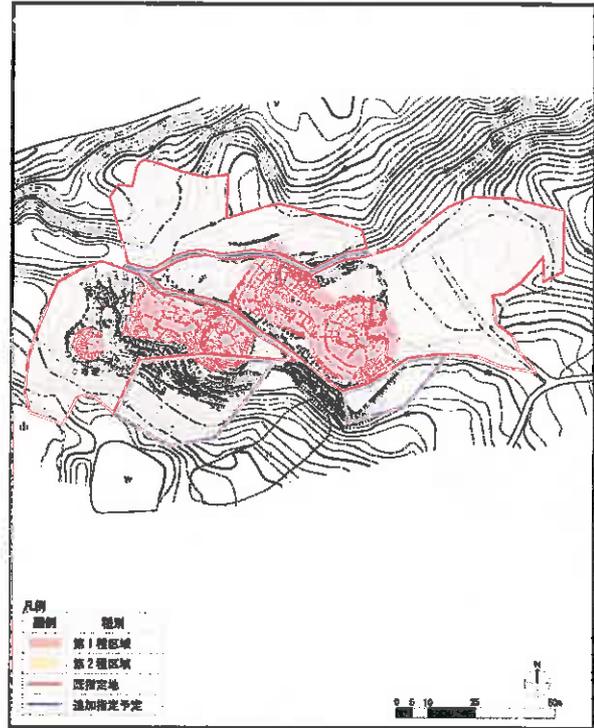


④-8 新原・奴山古墳群

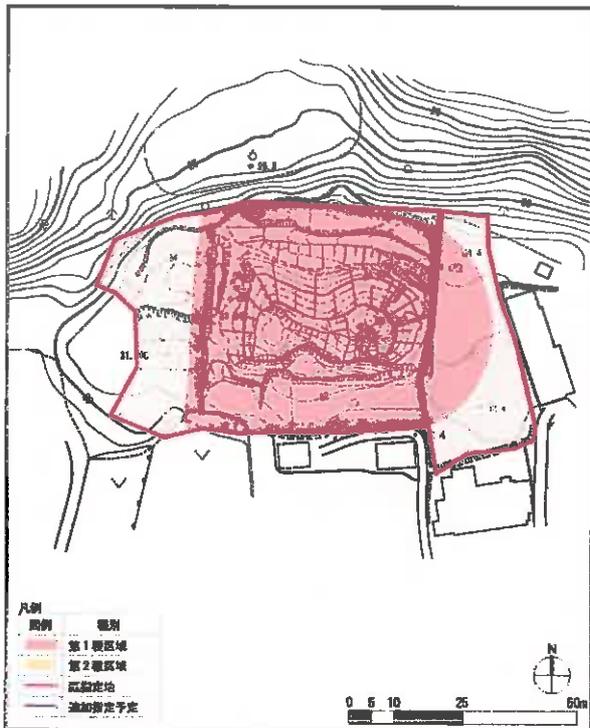
図-62 区域の種別図 (4)



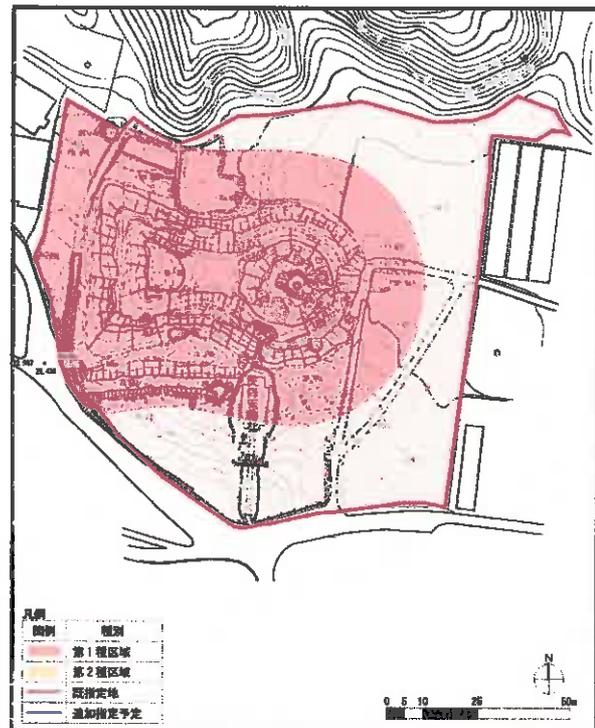
④-9 新原・奴山古墳群



⑥大石岡ノ谷古墳群



⑦-1 須多田上ノ口古墳

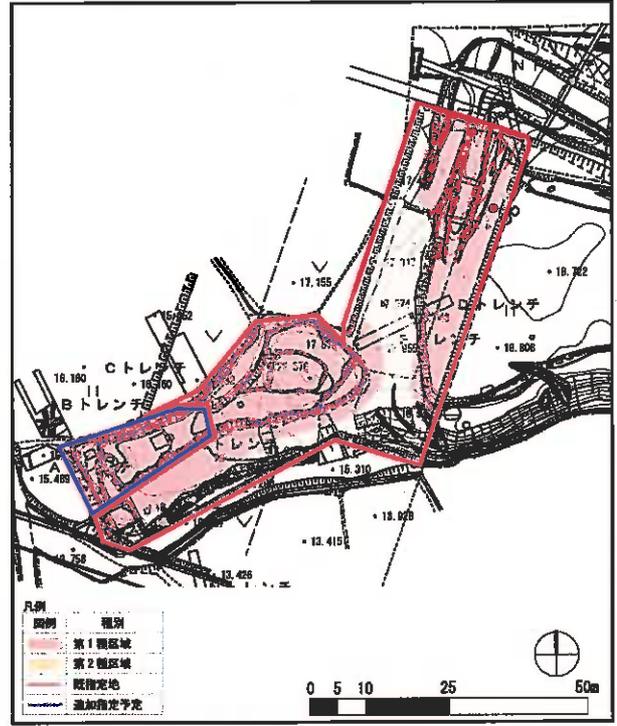


⑦-2 須多田天降天神社古墳

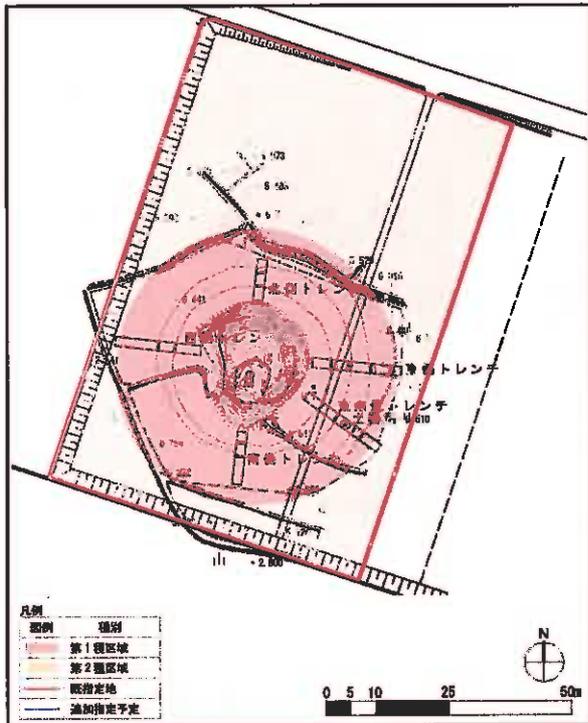
図-63 区域の種別図 (5)



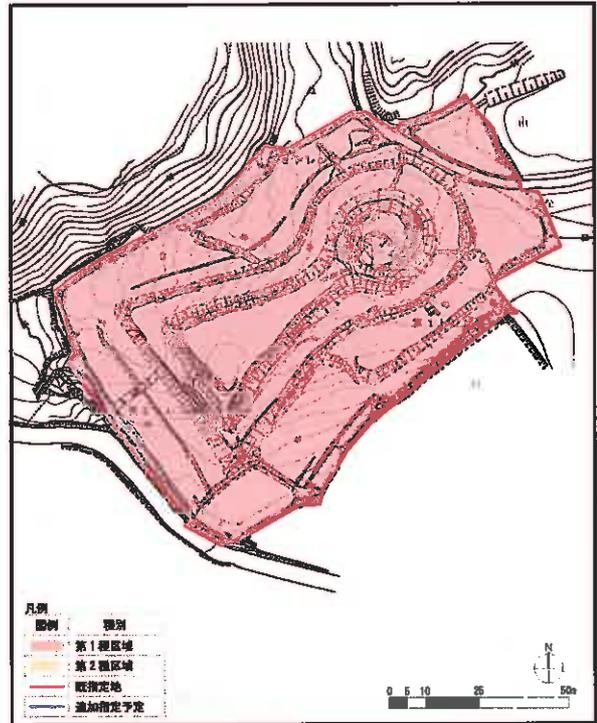
⑦-3 須多田下ノ口古墳



⑦-4 須多田ミソ塚古墳

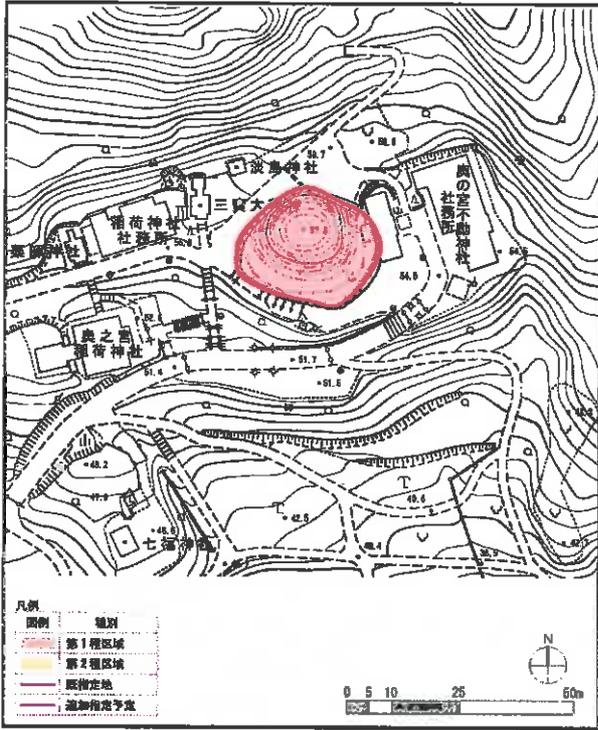


⑦-5 須多田ニタ塚古墳

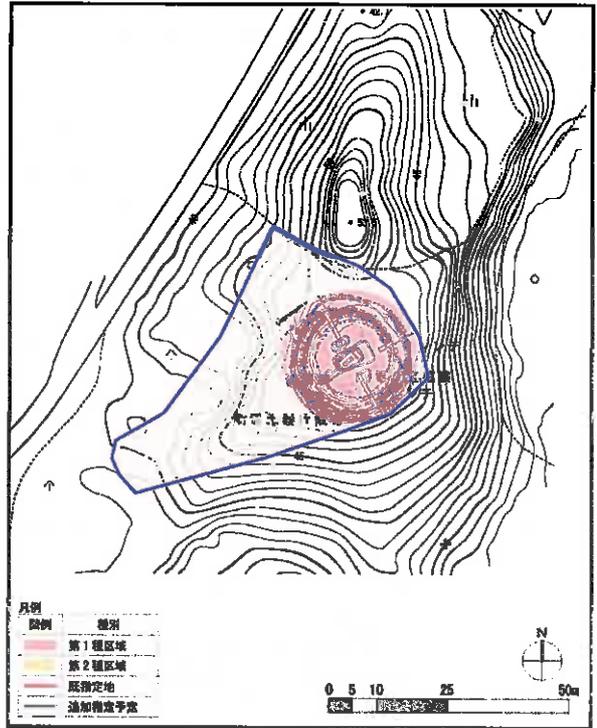


⑧ 在自剣塚古墳

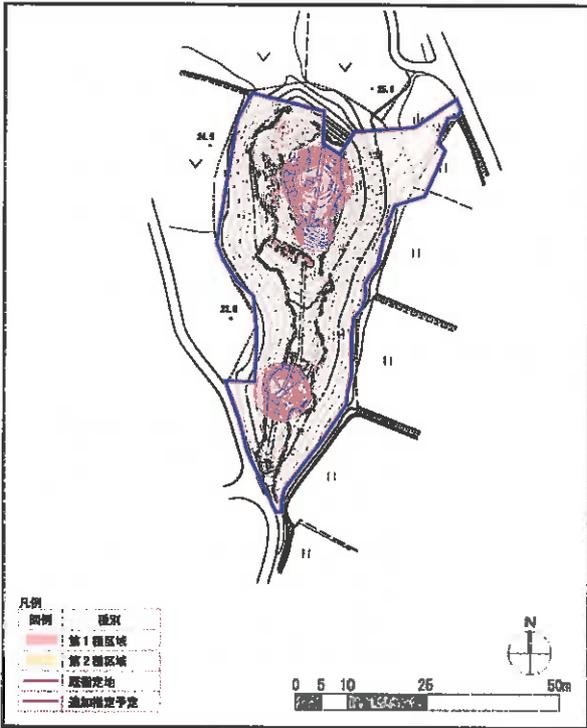
図-64 区域の種別図(6)



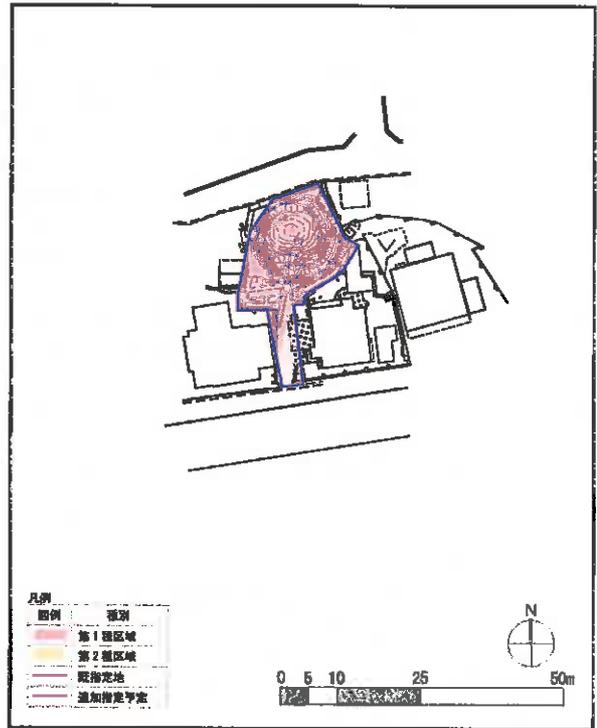
⑨宮地嶽古墳



⑩宮司井手ノ上古墳



⑪手光湯ノ浦古墳群



⑫手光波切不動古墳

図-65 区域の種別図 (7)

(5) 現状変更等の取扱い基準

IV-3-(2)に示した保存管理の方法に基づき、史跡地で予想される各種の現状変更等に対して具体的な取扱い基準を示す。但し、表-29に合致しない特殊な事例が生じた際は、表-27「現状変更等の取扱い方針」を参考に適切な取扱いを古墳(群)ごとに判断する。なお、現状変更等の許可に係る事務については、文化財保護法施行令第五条第四項第一号及びその処理基準による区分に基づき適切に行うこととする。(資料編：関係法令等参照)

表-29 現状変更等の取扱い基準

現状変更等の種類		取扱い基準	
		第1種区域	第2種区域
住宅 (寺社を含む)	建築物(外構等付属施設を含む)の新築	認めない。	原則認めないが、遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	建築物(外構等付属施設を含む)の増築、改築	原則認めないが、遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	建築物の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	電柱(鉄塔)の新設	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の改修	第1種区域外への移設を前提とするため、原則認めない。但し、電柱本体の軽微な修理については認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	電線、ガス管、水管又は下水道管の新規埋設、改修、除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
道路	道路新設	認めない。	原則認めないが、史跡の保存活用に資する場合については認める。
	既設の未舗装の道路の舗装	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものあって、史跡の保存活用に資する場合は認める。
	既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	

現状変更等の種類		取扱い基準	
		第1種区域	第2種区域
道 路	電柱（鉄塔）の新設	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の改修	第1種区域外への移設を前提とするため、原則認めないが、周辺の状況等を鑑みてやむを得ないと判断される場合は遺構への影響を与えない範囲において認めることがある。但し、電柱本体の軽微な修理については認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	電線、ガス管、水管又は下水道管の新規埋設	原則認めないが、遺構に影響を与えないものについては認める。	遺構に影響を与えないものについては認める。
	埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修、除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	信号機、ガードレール、標識などの新設	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	信号機、ガードレール、標識などの改修	第1種区域外への移設を前提とするため、原則認めないが、周辺の状況等を鑑みてやむを得ないと判断される場合は遺構への影響を与えない範囲において認めることがある。但し、電柱本体の軽微な修理については認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	信号機、ガードレール、標識などの除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
その他 構造物	史跡の保存活用において必要となる施設（園路、東屋、便所等）	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	
	史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さく等の設置、改修、又は除却	文化財保護法第115条第1項に記される内容について、遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で設置する標識等については認める。	

現状変更等の種類		取扱い基準	
		第1種区域	第2種区域
その他 構造物	電柱（鉄塔）の新設	認めない。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の改修	第1種区域外への移設を前提とするため、原則認めないが、周辺状況等を鑑みてやむを得ないと判断される場合は遺構への影響を与えない範囲において認めることがある。但し、電柱本体の軽微な修理については認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の電柱の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	水路、ため池の改修	遺構に影響を与えないものについては認める。	
	墓石、石祠等の設置	原則認めないが、遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。
	既設の墓石、石祠等の改修	遺構に影響を与えないもの及び史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	
	既設の墓石、石祠等の除却	遺構に影響を与えないものについては認める。	
木竹の 伐採等	伐採	史跡景観を向上させるもの又は史跡景観に与える影響が軽微なものについては認める。	
	抜根	史跡保存に資するなど特別な場合を除き、遺構に影響を与える可能性がある場合は認めない。	
	植栽	原則認めないが、保安林の維持に必要なものは認めることがある。	原則認めないが、史跡の保存活用に資する場合及び保安林の維持に必要なものについては認めることがある。

#### (6) 現状変更許可申請の必要のない行為

現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない（法第百二十五条第一項ただし書）とされている。ここでは史跡地で予想される現状変更許可申請の必要のない行為について以下に示す。なお、維持の措置の範囲は文部科学省令で定められているため、その内容に関わらず事前に市教育委員会に連絡し了承を得ること。

- 既存の農地の耕作。
- 草刈り。
- 枯損木の伐採。
- 史跡地内の通行等の安全管理のための枝の除伐。
- 樹林の日常管理における枝の除伐。
- テント等、掲示物等の史跡地活用を目的とした短期間の仮設物の設置。但し、遺構への影響を与えないものに限る。
- その他。

## 5 周辺環境の保全

### (1) 周辺環境保全の考え方

津屋崎古墳群は自然豊かな景観の中に広域に分布し、その築造の歴史的背景は地理的条件や玄界灘に関わりが深い。古墳群を取り巻く周辺環境の保全は、史跡の適切な保存管理と深く関連していることから、その保全についても本計画の検討する範囲である。

史跡地の保全は文化財保護法に基づいて行われるものであるが、史跡地外の一体的な保全を図る方策については、都市計画法、景観法、農地法、自然公園法、森林法といった様々な個別法令等に基づく規制によって対応することとなる(図-66)。津屋崎古墳群においては、農振農用地に隣接するものも多く、一部に国立公園や保安林の指定区域、あるいは市街化調整区域がみられる。また、市都市計画では世界遺産登録に向けた資産の緩衝地帯(バッファゾーン) 保全のため、景観計画に基づく景観条例を定め、建築物、工作物、開発等に係る制限を設けている。

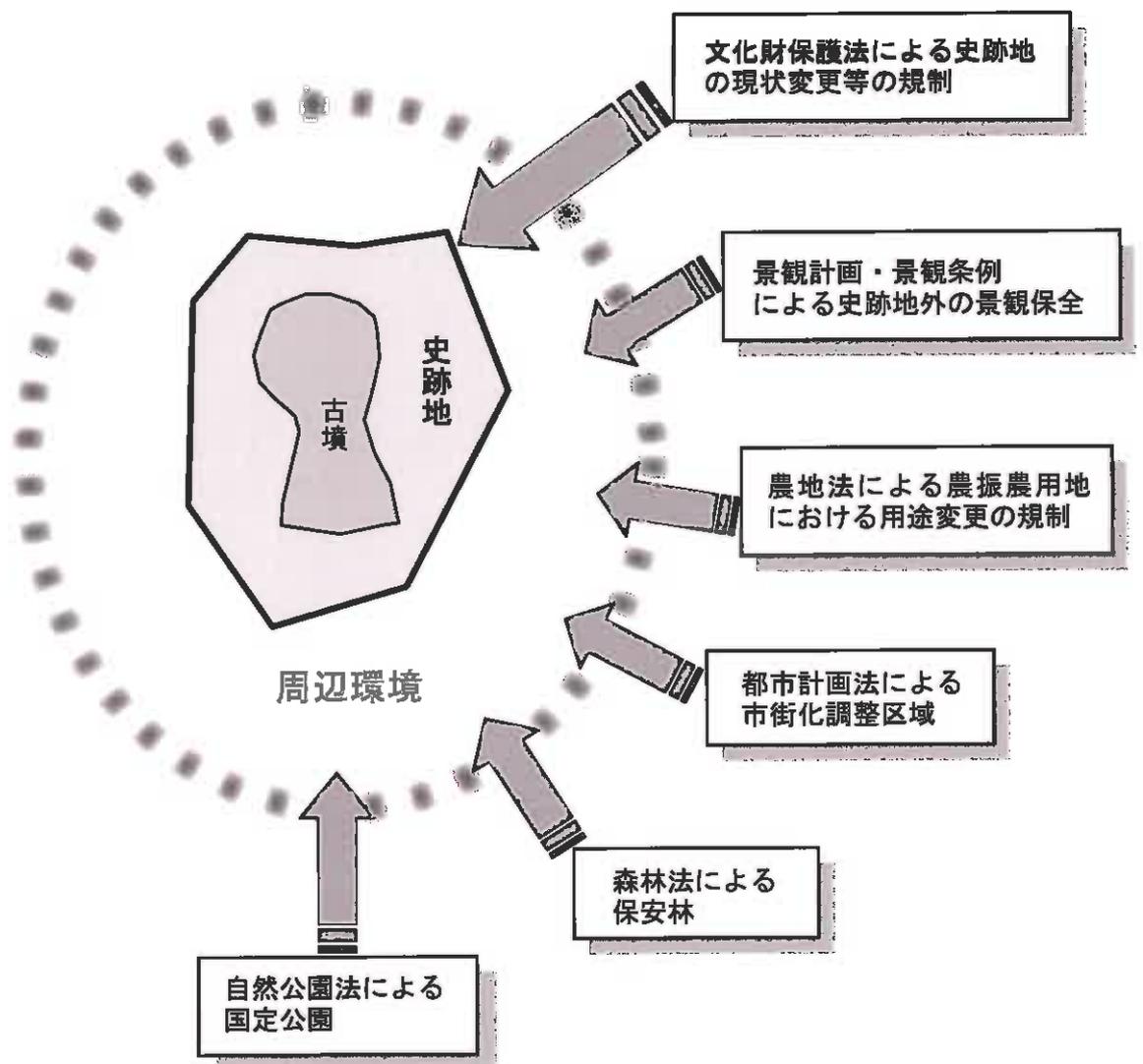


図-66 史跡地及び周辺環境における法令等

## 6 災害発生時の対応と予防措置

### (1) 災害発生時の対応

史跡が見舞われる災害には、風水害、地震等の自然現象の異常によるものと、放火等による火災、破壊行為等の人為的原因によるものがある。災害の発生を確認した場合、人身の安全を第一としつつも史跡の価値の十分な保護に配慮して、緊急的・応急的措置を講じることとする。被害の発生について、関係機関に連絡するとともに、緊急・応急の対応方針等について早急に相談・協議することが必要となる。緊急的・応急的措置を行った部分については随時観察を継続して安全等の確認をしつつ、本格的な復旧について検討を進める。また、二次的災害の発生を防止することのほか応急措置のために必要な土嚢・防水シート・木杭・立ち入り防止柵等の資材についても準備・保管しておく。

特に台風等の来襲時には、暴風、豪雨の予兆が見られる段階と、これらが収まってきた段階において巡回・点検により状況を確認するとともに、被害の拡大及び二次的災害の防止、及び緊急的・応急的措置の必要性について確認・検討する。

これらの発生に先立って、災害発生時の対応を円滑に実施できる十分な体制を整えておく必要がある。この体制整備においては、文化財担当部局を中心とする緊急時の対応体制を整えておくとともに、普段から庁内組織・関係機関との間の情報収集・伝達体制を確立し、防災・事故防止に対する意識啓発を行うほか、災害・事故等が発生した場合の対応及び史跡における復旧の考え方・方法等について意識を共有しておく必要がある。災害発生に備え、庁内組織・関係機関と緊密な意思疎通と十分な合意形成に努める。本市においては統合型GISを活用し、津屋崎古墳群の史跡地及び追加指定予定地等に係る地番情報のレイヤを新設し各部局間での情報共有を図ることとする。

### (2) 災害に対する予防措置

古墳の墳丘や台地及び丘陵縁辺は、永年の営みにより削平を受け急勾配となり、土砂崩落の発生が懸念される箇所が少なくない。適切に法面緑化や崩落防止処置を施す等、斜面を保全する対策の検討が必要である。また、倒壊の危険のある構造物や樹木等については、点検のうえ倒伏防止のための補強を必要に応じて施すこととする。これらの防災のための措置を施す場合においても、史跡の景観に与える影響については十分考慮する必要がある。整備した崖面・法面等については随時点検を行い必要に応じて補強又は再整備を検討することが必要となる場合も考えられる。

人的原因による災害の防止については、定期的な巡回・点検を行うとともに、市民・地域住民と連携・協力した取り組みにより史跡の保護に取り組むことで対応する。

## 1 『整備基本計画』（平成23年3月策定）の概要

平成20年3月に策定した『国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本構想（以下、『整備基本構想』という。）』では保存整備の基本理念を「古代から未来へ、貴重な文化遺産である津屋崎古墳群を保全し、福津市の象徴として市民に親しまれる整備を目指す」と定めた。『整備基本構想』では「古墳群の整備は保存と調査を前提とする」、「損傷を受けている古墳は、修復を行う」、「古墳群の価値や特性を体系的に展示・案内・収蔵する施設の整備を行う」、「文化遺産の保存・活用の拠点、市民の歴史活動の拠点施設とする」といった方向性を示した。

『整備基本構想』を具体化することを目的として、平成23年3月『国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本計画（以下、『整備基本計画』という。）』を策定し、今後の整備に向けた保存活用の方針として「全てを公開対象とする“まるごと公開遺跡（仮称）”と位置付ける」、「“保存管理計画”を策定し、これに基づいた保存を進める」、「景観の保全と一層の向上に市民と共働で取り組む」と定めた。保存においては「保存は緊急性や社会情勢の変化を鑑みながら段階的な対応を行う」、「当面、遺構の保存のための木竹の整理を行う」、「主要な古墳は調査結果に基づき順次修復する」、「古墳群の成立と関係の深い周辺環境も保全する」と方針を定めた（図-67 墳丘の修復）。

また、整備においては、古墳群全体を4つのゾーンに大別し、各ゾーンの史跡地外に案内・便益施設を整備するほか、うち1カ所については拠点施設とし、拠点施設とゾーン毎の案内・便益施設を整備し、古墳群探訪の利便性を図ることとした。（図-68 全体計画概要図）

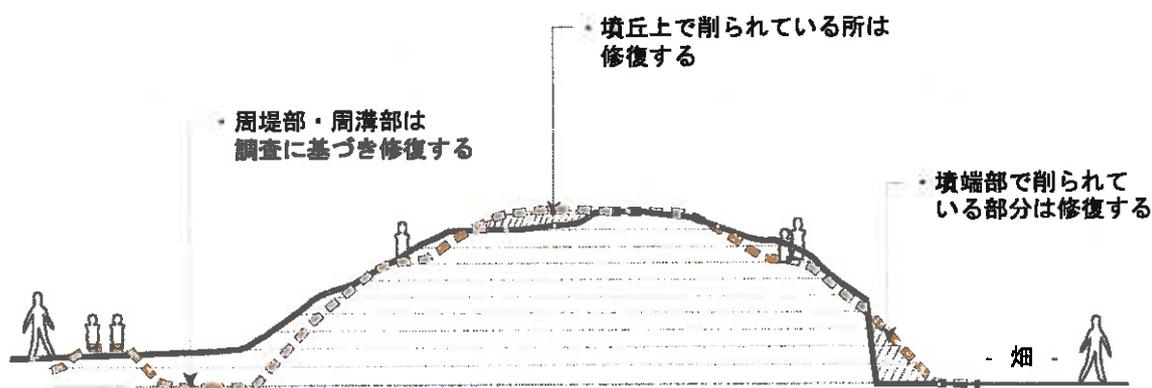


図-67 墳丘の修復

海への展望と海からの眺望に優れた古墳群として特性を活かした整備を行い、古墳および周辺を「まるごと公開遺跡（仮称）」と位置付ける。古墳は基本的に原状の姿への修復を順次進め、周辺環境は古墳を保存するための緩衝帯であり、かつ多目的な活用が可能な空間として整備する。

(1) 短期の保存活用と整備

- ア. 墳丘上の木竹整理を段階的に行い、墳丘表面の養生を併せて行うなど古墳群の見通しをよくし、保存に努める。
- イ. 各ゾーンの特徴ある古墳を優先的に保存活用と整備公開をする。
- ウ. 各ゾーンに古墳探訪の拠点となる拠点施設とサブ拠点施設の整備を行う。
- エ. 史跡追加指定並びに公有地化を進める。

(2) 中期の保存活用と整備

- ア. 主要な古墳の修復、復元を行う。
- イ. 動線が不十分な部分は整備する。
- ウ. 史跡追加指定並びに公有地化を進める。

(3) 長期の保存活用と整備

- ア. 国道495号の振り替えを検討する。
- イ. 農協施設などの移転を働きかける。



図-68 全体計画概要図（『整備基本計画』より転載）

## 2 市の関連計画での位置付け

### ●福津市総合計画 2007—2016（平成 19 年 3 月策定、平成 24 年 12 月改定）

18 の基本方針では「03 地域を知り、郷土を愛する環境をつくる」、50 の施策展開の方針では「7 歴史・文化を後世に伝えるための環境を整える」とし、その主な施策として「津屋崎古墳群のうち、国の指定を受けている部分に、見学のための施設をつくるなど、古墳公園として整備します。」と定めている。また、50 の施策展開の方針「35 自然や歴史を生かし、魅力ある景観形成に取り組む」といった景観形成に関わる方針や施策に津屋崎古墳群の整備活用、周辺環境の保全などの取り組みに関連を持つ。

### ●福津市都市計画マスタープラン 2008—2017（平成 20 年 3 月策定）

基本方針②「田園地域などを“自然と歴史の福津ブランド”として守り、活用します」として、市の自然、田園、史跡などを守り活用する方向性を示している。

### ●福津市景観マスタープラン 2008—2017（平成 20 年 3 月策定）

景観資源間のアクセス性を高め、回遊できるよう結ぶ景観軸上に位置付けられた「ふくつ風景街道」などの整備、津屋崎古墳群を含む「福津三十六景」における重点的な景観向上を図ることを景観まちづくりの基本方針としている。

### ●福津市田園環境マスタープラン（平成 21 年 3 月策定）

田園環境の保全や環境配慮のあり方は、津屋崎古墳群を含む文化財については、貴重な歴史的遺産として保存・保護するとともに、歴史と親しめる場として活用に取り組む方針としている。

### ●福津市観光基本計画（平成 22 年 3 月策定）

基本方針 2 「もてなし力の開発」の施策として、「地域の歴史・文化、自然、産業を生かしたさらなる魅力の開発」や津屋崎古墳群を含む観光資源の「広域周遊ルートの開発」を展開することとしている。

### ●福津市景観計画（平成 26 年 3 月策定）

「福津市景観マスタープラン」等を踏まえ、景観まちづくりや景観関連施策等に反映する内容を設定する。世界遺産候補「宗像・沖ノ島と関連遺産群」のバッファゾーンとして史跡地外の景観保全を検討しているため津屋崎古墳群の保存管理に関わりが深い。

### 3 整備活用の方針

#### (1) 既存の整備計画における方針と取り組み

津屋崎古墳群の整備活用については、既に策定された『整備基本構想』及び『整備基本計画』において、基本理念及び保存活用の方針を定めるとともに、古墳群の分布状況や特性を踏まえた望ましい整備のあり方を方向づけている。

その概要は既にV-1において述べたところであるが、保存活用においては、史跡整備に伴う発掘調査状況や修復作業あるいは周辺環境の整備を含めた事業全体を「まるごと公開遺跡（仮称）」として公開対象とする予定である。今後の史跡整備については、「国指定史跡津屋崎古墳群整備指導委員会」の指導の下、土地の公有化等条件の整った部分から「基本設計」、「実施設計」を経て順次実施する予定である。なお、周辺環境は古墳を保存するための緩衝地帯であり、長期的にその保全と修景に取り組むこととしている。

また、広域に分布する津屋崎古墳群全体を4つのゾーンに分け、各ゾーンの史跡地外に案内・便益施設（休憩・便所・駐車場）を整備するほか、うち1ヵ所については調査研究・展示公開・整備・活用・管理といった多機能な用途に対応できる拠点施設と位置付けている。拠点施設においては、資産および地域の歴史を情報発信、普及啓発し、ボランティア・市民・地域住民の活動・交流拠点として効果的な活用の取り組みを行う予定である。

#### (2) 新原・奴山古墳群の整備活用

『整備基本計画』策定の後、津屋崎古墳群のうち新原・奴山古墳群は古墳群の分布する地形の重要性に鑑み台地全体の保護を図る方針となった。その結果、史跡指定対象地は道路敷や宗像農業協同組合津屋崎カントリーエレベーター（以下、「カントリーエレベーター」という。）敷地等を含む台地全体へ範囲を拡大し、整備計画検討の前提条件に大きな変更が生じている。また津屋崎古墳群のうち新原・奴山古墳群は、世界遺産候補「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産としてその価値を正しく伝える必要があり、一方で価値を損なうことなく世界遺産として相応しい整備手法が求められる。これについては、「世界遺産条約履行のための作業指針」及び「考古学的遺産の管理・運営に関する国際憲章」に基づく保存管理が必要であり、その定めるところでは発掘調査や復元による整備手法は慎重に行われるべきとされている【資料1・2】。

上記を踏まえ世界遺産としての観点からは、新原・奴山古墳群は全体として保存状態が良い古墳群であり、現状の維持を基本とすることが適当と考えられる。しかし、保存するための整備は必要であり、墳丘が崩落している古墳については、調査・検討を行いながら墳丘法面の安定化を進める。また、削平などにより墳丘が崩落する危険性のある古墳については、崩落予防のための保護措置を検討していく。既に削平された周溝や墳丘の整備、墳丘上の葺石の整備などについては、十分な調査・研究を踏まえて実施する必要がある。なお、資産の価値を理解する上で必要な散策路やサイン、遺構範囲表示等の整備は、来訪者の安全面及び資産保護の観点からも積極的に進める必要がある。

『整備基本計画』では新原・奴山古墳群の整備活用の方針として、「最も古墳の密集度が高く、様々な活用が可能な場所と考えられる。古墳の規模・形状が様々あり比較できる

ため、一部の古墳では墳丘や葺石の復元を試み、全体像や整備手法の違いが分かるように整備を行う。」としている。新原・奴山古墳群の整備活用に当たっては、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産であることも新たに整備方針に付加し、慎重に整備手法を選択していく必要がある。修復にあたっては、史跡の本質的価値を損なわない工法を検討している。また、樹林については、古墳への影響を判断した上で、在来種を活かす自然の生態に近い形とし、潜在自然植生を意識した植生の育成や管理について市民の協力を得て取り組んでいく。

#### 4 公開・活用の進め方

公開・活用については、その保存にもたらす影響を認識した上で、どこまで公開・活用が可能か慎重な検討を要す。現在、福津市の観光入込客数は年間 500 万人である。社寺参拝・史跡見学の目的別では約 300 万人を数え、内訳は主に宮地嶽神社参拝客数である。津屋崎古墳群では未整備の現状で公開・活用しているため来訪者数の把握はないが、今後の史跡整備に伴いその増加が見込まれる。既に述べたが計画では、案内・便益施設（休憩・便所・駐車場）といった古墳群探訪の利便性を図る施設整備を予定している。

『整備基本計画』では九州の先行する史跡整備事例を参考に整備後年間 3～5 万人の来訪者を試算している。今後、整備活用が積極的に推進され来訪者の増加が予想される状況においては、史跡の保存と公開・活用の調和への配慮が必要となる。特に新原・奴山古墳群においては、世界遺産登録による来訪者数増加を起因とし、地表面に露出する石材等が崩落するといった損壊を生じるおそれが想定される。今後、見学路を整備し保存上問題のある場所については立ち入らないように誘導することで保護するとともに、定期的な巡回・点検を行い管理する。また、サインによって来訪者を適切に誘導するなど、周辺農地や集落に十分な配慮を施し、住民生活への負荷を低減する。

また、津屋崎古墳群への来訪者の現行の移動手段は、主に自家用車やバスである。今後の来訪者増加に対しては、主要な交通機関の情報提供等の利便性の向上に取り組む。

今後の公開・活用においては、まちづくりの方向性及び都市計画との整合を図り、他部局が所管する事業との有機的な連携も必要となる。市では市域の自転車ネットワークの育成に向けて、電動アシスト付自転車の貸出事業を実施しており、今後は市内の観光資源や歴史資産の相互のつながりに十分配慮した動線及び景観整備の在り方を検討する。また、ボランティアガイド養成や郷育カレッジ講座と連携する等、ボランティア等を含む幅広い人材の養成と活動の場の提供や参画のしくみの構築に取り組む。加えて市内外の小中学校等の学習など学校教育及び生涯学習に資する場を提供する。

そのほか、健康増進事業との効果的な連携により市民の関わる多様な公開・活用の在り方や史跡を生かした地域づくりといった多角的な観点での取り組みも推進する。

## 世界遺産条約履行のための作業指針（抜粋）

## II. E 完全性及び/又は真正性

## 真正性

82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。

- ・形状、意匠
- ・材料、材質
- ・用途、機能
- ・伝統、技能、管理体制
- ・位置、セッティング
- ・言語その他の無形遺産
- ・精神、感性
- ・その他の内部要素、外部要素

86. 真正性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史的地区を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合のみ許容され得るものであり、憶測の余地があってはならない。

（文化庁「文化遺産オンライン」より転載）

## 「考古学的遺産の管理運営に関する国際憲章」（抜粋）

## 第5条 調査（部分）

考古学的遺産についての情報の収集は、調査における保護や学術的な目的で必要とされる以上は一切考古学的な証拠を破壊しないことを優先原則にしなければならない。従って、可能な場面ではできるだけ、全面的な発掘よりも非破壊的な技術や空中及び地上調査、サンプリングを奨励すべきである。

発掘とはつねに、その他の情報を失ったり、時には記念建造物の完全な破壊という犠牲を払ってまで、記録や保存をすべき証拠を選択することを必然的に伴うのだから、発掘を行うという決定は十分な考慮をめぐらせた上でのみ、下されるべきである。

## 第7条 公開、情報、復元（部分）

復元は2つの重要な機能を果たす：すなわち実験的な研究と解釈である。しかし、それらは残存する考古学的な証拠を乱すことを避けるためきわめて慎重に行うべきであり、オーセンティシティを達成するためにあらゆる源泉から得られる証拠を考慮に入れるべきである。実行可能で適切であるならば、復元は考古学的遺構面上に直接行うべきではなく、また復元であることが見てわかるようにすべきである。

（日本イコモス国内委員会 訳、『史跡等整備のてびき』文化庁文化財部記念物課監修より転載）

## 5 史跡追加指定

津屋崎古墳群には現在、史跡指定を受けた範囲と追加指定を予定している範囲がある。勝浦高原古墳群、勝浦井ノ浦古墳、勝浦峯ノ畑古墳、新原・奴山古墳群、生家大塚古墳、大石岡ノ谷古墳、須多田上ノ口古墳は土地や道などの一部が未指定である。また、宮司井手ノ上古墳、手光湯ノ浦古墳群、手光波切不動古墳については未指定である。今後、条件の整ったものから史跡追加指定を予定している。

史跡指定の現状は、ほとんどの古墳（群）において墳丘や周溝などの遺構の残存が確認されている部分を当面の保護の必要な範囲として史跡指定しているが、古墳の推定規模から指定地の隣接地に遺構が広がる可能性のある古墳もみられ、条件が整い次第範囲確認調査に取り組む必要がある。範囲確認調査によって遺構が確認された場合、史跡追加指定に向けて必要な作業を進めることとなる。

また、本市では平成24年度から28年度の5か年計画で、市全域の遺跡詳細分布調査を実施中である。この結果、新たに前方後円墳や重要古墳が発見された場合、津屋崎古墳群との関わりを評価した上で史跡追加指定を検討する必要性が生じる。

## 6 公有地化

本古墳群の現在の土地所有状況はⅢ－5において整理したが、土地所有には公有地、民有地、寺社有地がある。将来は大部分の公有地に約2haの寺社有地及び一部民有地が存在する状況を想定している。公開・活用事業を確実に進め、維持管理等に十分対応するために、民有地は史跡指定の後、全て公有地化する方向性を持っている。公有地化は、土地利用の現況、整備の優先順位等の諸条件を踏まえて計画的に進める。とりわけ新原・奴山古墳群については、世界遺産登録に向けて今後の史跡整備が必要であり史跡地の公有地化が急務である。

## 7 発掘調査

史跡指定地内での発掘調査は、墳丘や石室の修復を行うなど適切な保存活用を図るための史跡整備に伴う調査がある。また、自然災害による損壊の保存整備に伴う調査がある。このほか古墳の規模形状の確認調査や遺構の範囲確認調査等がある。このような調査を行うにあたっては、必要最小限の発掘を周到かつ綿密な計画の下に進めることとする。

## 1 管理・運営

### (1) 保存管理体制について

保存管理は、国、県の協力を受けて市が行うものとする。現状では市と土地所有者で連携し、適切な管理を行うこととするが、史跡指定の完了と同時に市が文化財保護法に基づく「管理団体」となり、史跡の管理に必要な標識、説明版、境界標等の施設を設置するとともに、地番、地目、又は地積に異動があったときの届出、現状変更等の行政事務等を適切に行うこととする。史跡指定地の災害時の復旧についても土地所有者と協議の上、福津市が主体となって行うものとする。

また、津屋崎古墳群は広域に分布し史跡地も広大であるため、その管理に当たっては都市計画や農林水産、道路等維持管理の関係部局、地域との連携や調整を図り取り組みを進めていく。

### (2) 市民参加の運営管理について

市では、津屋崎古墳群の所在する各地域において地元有志からなる清掃団体を組織し定期的な草刈管理を実施している。また、市内には8つの「郷づくり地域」が定められ、各地域において組織された「郷づくり推進協議会」によって地域自治のまちづくりを進めている。そのうち、勝浦、津屋崎、官司、神輿の4地域に津屋崎古墳群が所在し、これらの地域では文化財や環境の保全に積極的に取り組んでいる。今後は史跡地に関わる市民組織と共働により巡回・点検、除草、清掃等を行うとともに、管理・運営への地域住民の参画を促進する。

また、学校教育及び生涯学習に関する各種事業の一環として史跡の公開・活用及び管理・運営の取り組みを進めるほか、説明ボランティア、愛護団体、市民団体との協力の下に、体験学習等をはじめとする各種の企画を行うなど、多彩な活用の取り組みを進める。

## 2 体制整備

本計画に基づき保存管理、整備活用・公開に向けた取り組みの確実な実施にあたっては、史跡の維持管理や復旧、指定地の追加指定と公有地化等の様々な事業が伴うため、その推進には体制の整備を要する。特に津屋崎古墳群は広域に分布し史跡地も広大であり、市で保存管理を行うためには、大規模な国指定史跡に相応しい体制を検討する必要がある。また、市民参加の運営・管理を推進するためには、市内各郷づくり推進協議会との連携やボランティア団体、及び愛護団体、市民団体の育成は不可欠である。なお、津屋崎古墳群の保存管理については、史跡の保存管理計画および整備基本計画を策定した文化財担当部局が行うが、新原・奴山古墳群については世界遺産候補構成資産であるため、世界遺産担当部局と連携し世界遺産としての顕著な普遍的価値が守られるように資産の保存・整備活用・公開を進める。

国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画の策定は、新原・奴山古墳群を構成資産とする世界遺産候補「宗像・沖ノ島と関連遺産群」包括的保存管理計画と並行して検討している。両計画は内容の整合を図り策定する。ここでは本計画策定に当たり今後の課題となっている事項についてまとめる。

### 1 既存の整備計画の位置付け

『整備基本計画』（平成23年3月策定）では、津屋崎古墳群全体の世界遺産登録を視野に古墳群の分布状況や特性を踏まえた望ましい整備の在り方を検討している。一方、その後構成資産に絞り込まれた新原・奴山古墳群について「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際専門家会議等（以下、「専門家会議等」という。）で検討された整備方針は、保存を第一とするとともに、来訪者増加による遺構の損壊など世界遺産で近年憂慮される問題等に対する具体的対策を求めるものであった。この様な経緯から、今後の整備を進めるに当たっては、既存の整備計画に世界遺産の構成資産として新たな整備方針を加えることとし、その内容は、「国指定史跡津屋崎古墳群整備指導委員会」に諮り適切な方針を定め、基本設計段階で整備内容を整えていくものとする。

### 2 新原・奴山古墳群における史跡地の一体的な保護

新原・奴山古墳群の保存管理に関しては、専門家会議等において道路やカントリーエレベーター等を含めた史跡地の一体的な保護に具体的な対応を求められている。『整備基本計画』策定後、新原・奴山古墳群は構成資産の絞り込みを経て新たな史跡保護概念の検討に基づき台地全体へ保護の範囲を拡大し、史跡指定対象地に道路敷やカントリーエレベーター敷地等を含むこととなった。この様な状況を踏まえ新原・奴山古墳群については、台地上の史跡地の一体性を確保しつつ、将来にわたって道路敷等の在り方について検討していくこととする。

### 3 周辺景観の調和に留意した史跡整備の検討

「考古学的遺産の管理・運営に関する国際憲章」等に基づく新原・奴山古墳群の望ましい整備については、樹木の皆伐、墳丘復元、張芝、葺石復元といった従来の史跡整備とは異なる。また、古墳群だけではなく周辺景観との調和に配慮した整備が求められている。樹木の伐採やガイダンス施設等の位置については、この様な観点に十分配慮する必要がある。特に眺望点からの見え方には資産の価値を損なわないための留意が求められる。関連して、眺望点は史跡の公開活用に密接に関わるため、史跡地と一体的な整備の検討を進める。

## ■ 資料編（調査カード）

- ① 勝浦高原古墳群
- ② 勝浦井ノ浦古墳
- ③ 勝浦峯ノ畑古墳
- ④ 新原・奴山古墳群
- ⑤ 生家大塚古墳
- ⑥ 大石岡ノ谷古墳群
- ⑦ 須多田古墳群
- ⑧ 在自剣塚古墳
- ⑨ 宮地嶽古墳
- ⑩ 宮司井手ノ上古墳
- ⑪ 手光湯ノ浦古墳群
- ⑫ 手光波切不動古墳



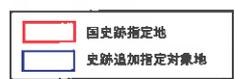
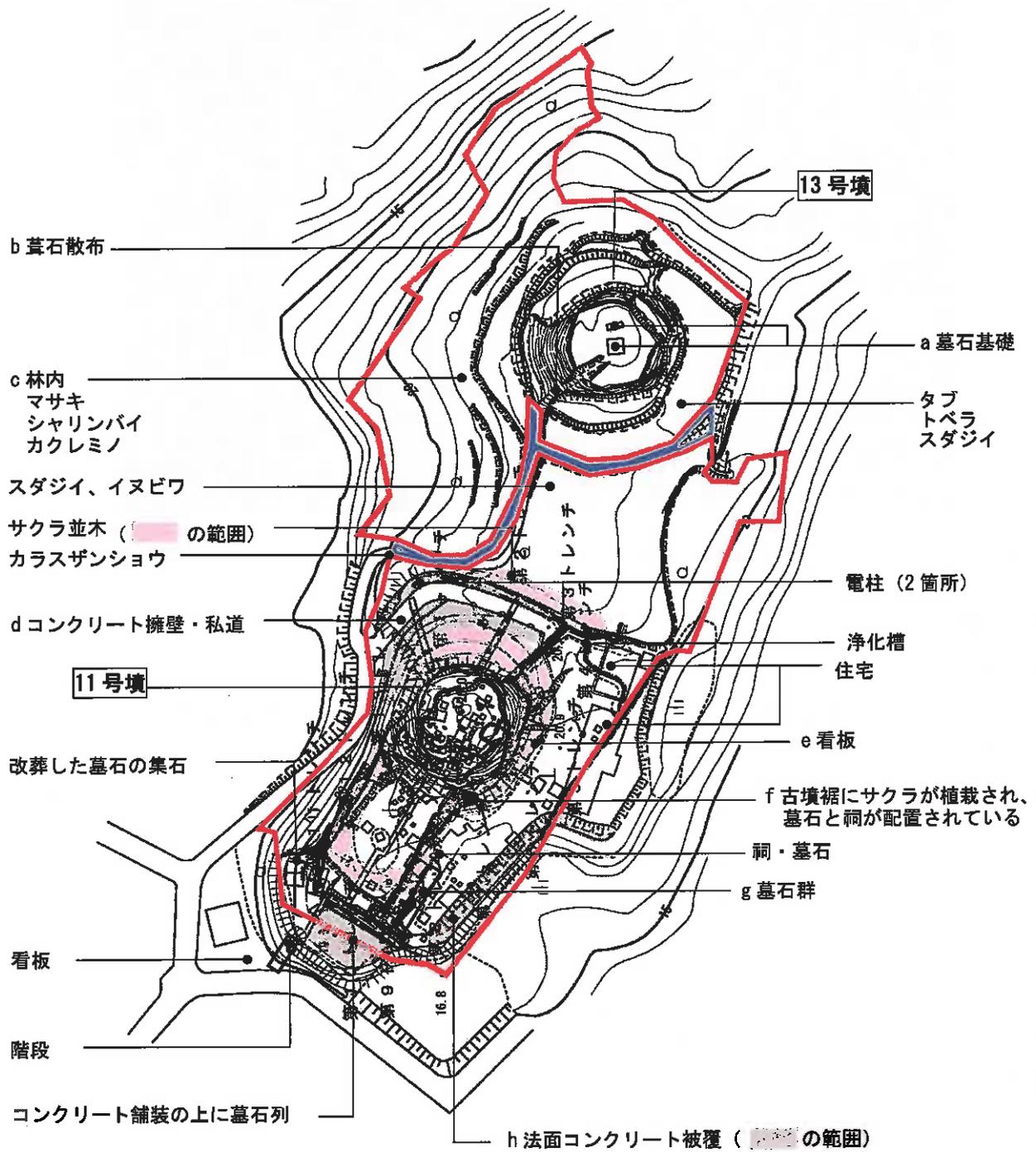
①

## 勝浦高原古墳群



地形・航空写真重ね図

遺跡概要	古墳構成と総数	前方後円墳：1基（11号墳） 円墳：12基（現存10基）
	築造時期	6世紀後半
	古墳の規模と構造	11号墳：前方後円墳 墳長49m 後円部径26m 前方部長23m 13号墳：円墳 推定径31m
	出土遺物	11号墳：須恵器
	特記事項	墳丘規模確認トレンチで弥生時代中期の貯蔵穴を検出 銅鐸鋳型未製品出土
自然環境	立地	11号墳：丘陵先端部標高20mに位置する 13号墳：11号墳の東、標高23mに位置する
	植生	11号墳：草本類主体で、墳端部にサクラ並木 13号墳：スダジイ、タブ、イヌビロ等
	動物	・イノシシ、タヌキ
社会環境	土地利用	・墓地、宅地、祠 11号墳：一部に宅地造成がみられる 古墳外周にサクラが植栽されている 一部墓地として利用されている 13号墳：墳頂部は墓地造成に伴う削平が見られる 私道路沿いにサクラが植栽されている
	土地所有	・市有地、民有地
	土地利用規制	・都市計画法による準都市計画区域（全体及び周辺） ・農業振興地域の整備に関する法律による農用地（一部） ・農地法による転用に対する規制（一部）
	交通アクセス	・国道495号より市道を車で200m程度入る ・13号墳のアクセスは踏み分け道（市道、里道）
その他	調査歴	・1994年 ゴルフ場造成に伴って2・3号墳を発掘調査 ・1998年 墓地改葬に伴って、11号墳の範囲確認調査
	文献	・安武千里編『勝浦北部丘陵遺跡群』津屋崎町文化財調査報告書第13集 津屋崎町教育委員会 1998年 ・池ノ上宏編『津屋崎町内遺跡』津屋崎町文化財調査報告書第19集 津屋崎町教育委員会 2002年



※記号 a~h は写真に対応

①

勝浦高原古墳群

13号墳



a 墓石基礎



b 墓石散布



c 林内



d コンクリート擁壁・私道

11号墳



e 看板



f 古墳裾にサクラが植栽され、墓石と祠が配置されている

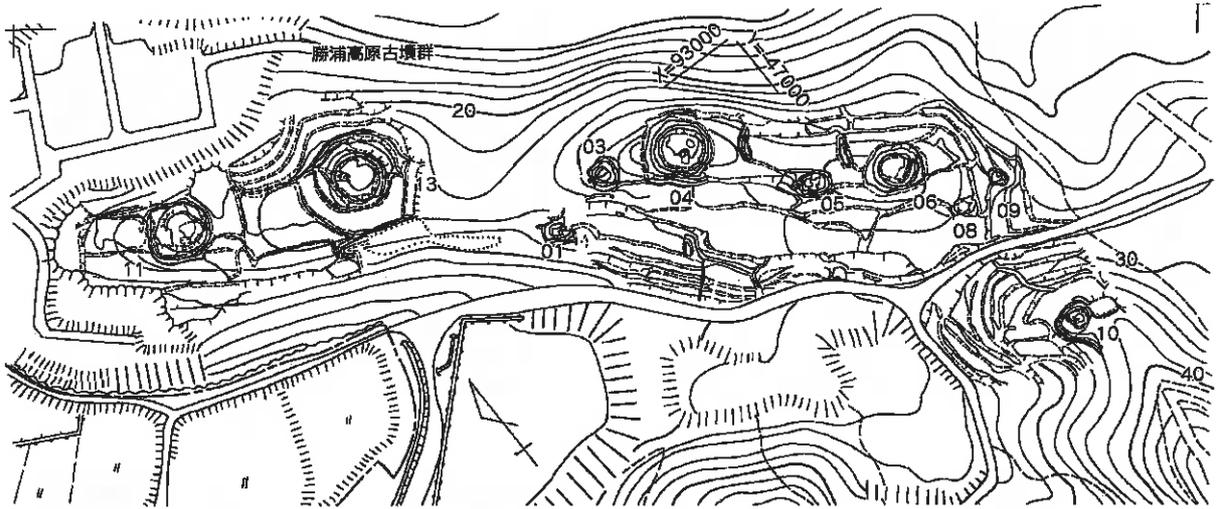


g 墓石群

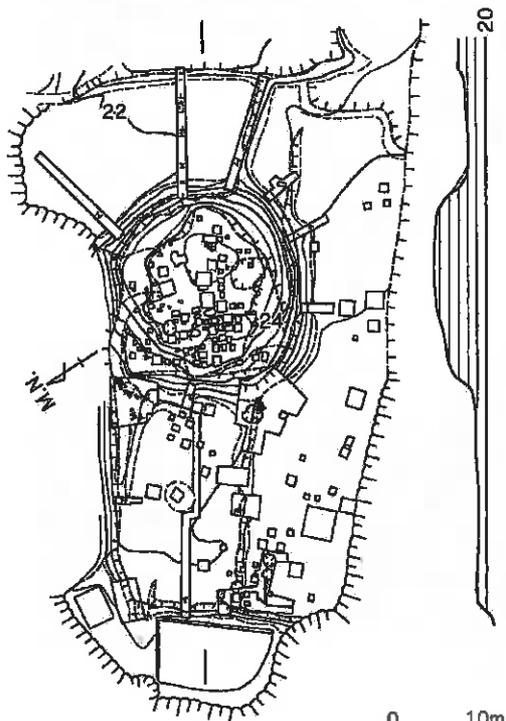


h 法面コンクリート被覆

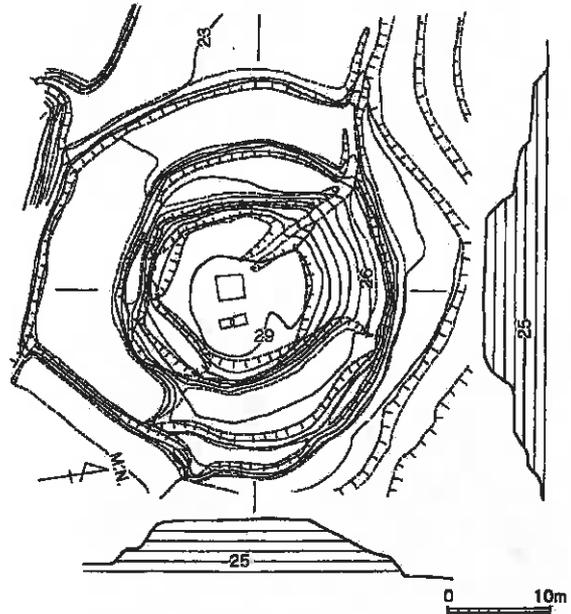
勝浦高原古墳群



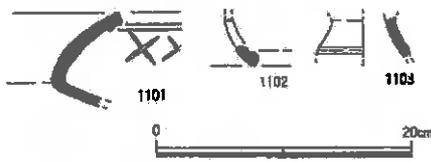
勝浦高原古墳群



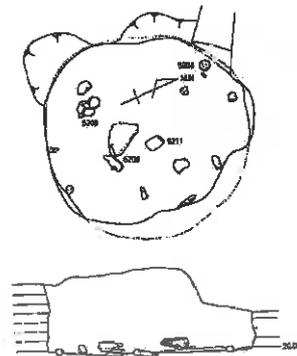
11号墳丘測量図



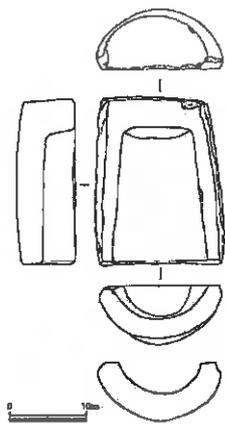
13号墳丘測量図



11号墳 出土須恵器実測図



11号墳古墳下貯蔵穴

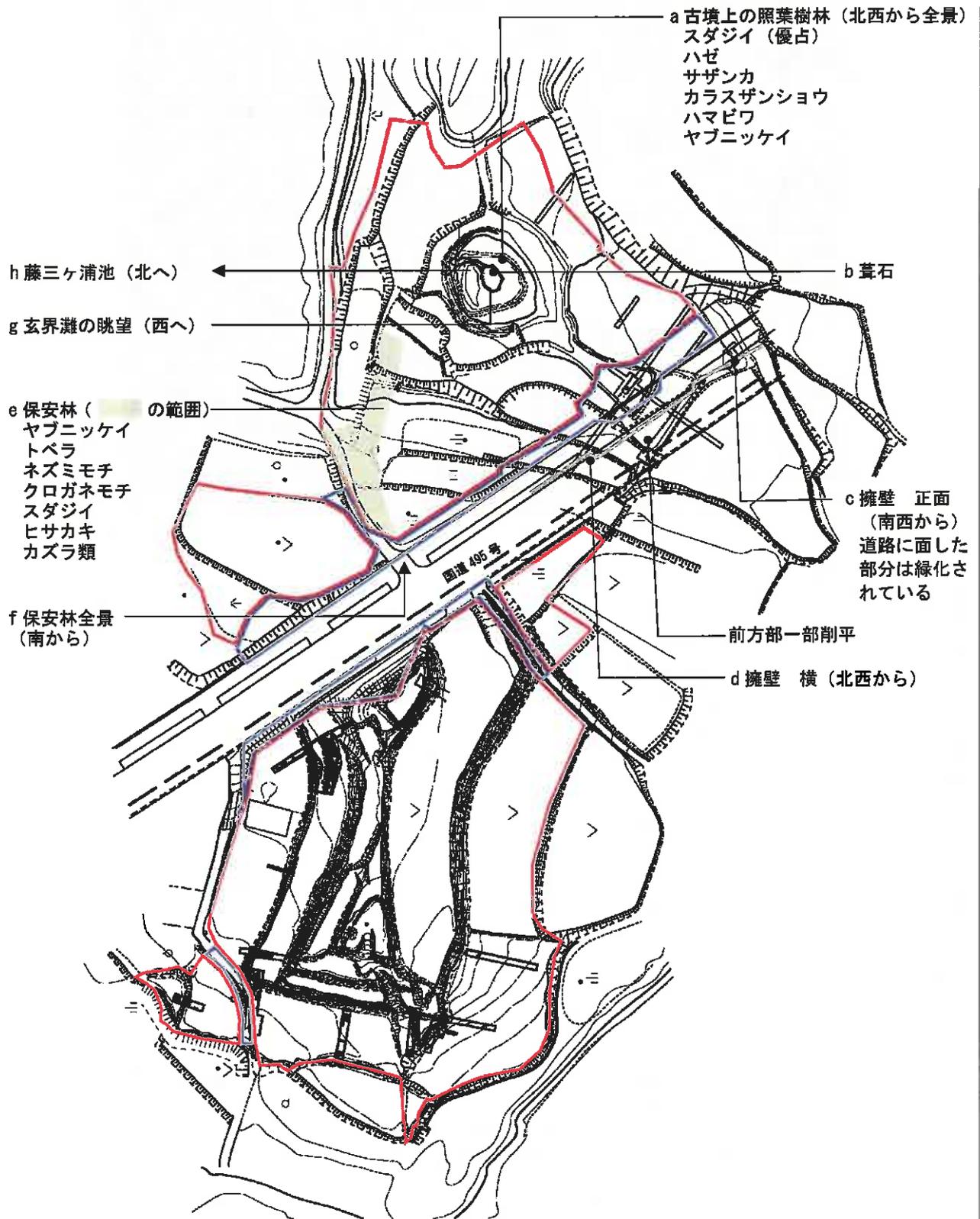


銅鐸鑄型未製品



地形・航空写真重ね図

遺跡概要	古墳構成と総数	前方後円墳：1基
	築造時期	5世紀前半～中頃
	古墳の規模と構造	墳長70m 円部径37m、前方部長37m 前方部に竪穴系横口式石室(4.2×1.34m)
	出土遺物	埴輪、武器、武具、工具、馬具、鎧、装身具等
	特記事項	現状で葺石が多く露出している
自然環境	立地	・山地から西方に延びる丘陵 縁辺部の標高20m
	植生	・照葉樹林(スダジイ等)が生育している ・イヌビワ、ハゼ、カラスザンショウ等
	動物	・イノシシ、タヌキ
社会環境	土地利用	・農地、国道495号 ・道路建設に伴う擁壁
	土地所有	・市有地、民有地
	土地利用規制	・都市計画法による準都市計画区域(全体及び周辺) ・森林法による保安林(一部) ・農地法による転用に対する規制(一部)
	交通アクセス	・国道495号に接する
その他	調査歴	1975年 県道(現在の国道495号)の工事に伴い、県教委による発掘調査 前方部を一部削るが、石室は残る
	文献	・川述昭人編「1.第10号墳」『新原・奴山古墳群』福岡県文化財調査報告書第54集 1997年 ・橋口達也編「3.周辺大形古墳との関係-特に勝浦古墳群との時間的対比」『新原・奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第6集 1989年 ・高久健二編「津屋崎10号墳(勝浦12号墳)」『前方後円墳集成 九州編』山川出版 1992年 ・佐田茂編「勝浦井ノ浦古墳」『津屋崎町史 通史編』津屋崎町 1999年 ・石山勲編「IV結語」『新原・奴山古墳群』福岡県文化財調査報告書第54集 1977年



a 古墳上の照葉樹林 (北西から全景)  
 スダジイ (優占)  
 ハゼ  
 サザンカ  
 カラスザンショウ  
 ハマビワ  
 ヤブニッケイ

h 藤三ヶ浦池 (北へ)

b 葦石

g 玄界灘の眺望 (西へ)

e 保安林 (の範囲)  
 ヤブニッケイ  
 トベラ  
 ネズミモチ  
 クロガネモチ  
 スダジイ  
 ヒサカキ  
 カズラ類

c 擁壁 正面  
 (南西から)  
 道路に面した  
 部分は緑化さ  
 れている

f 保安林全景  
 (南から)

前方部一部削平

d 擁壁 横 (北西から)



国史跡指定地  
 史跡追加指定対象地



※記号 a~h は写真に対応



a 古墳上の照葉樹林（北西から全景）



b 葺石



c 擁壁 正面（南西から）



d 擁壁 横（北西から）



e 保安林



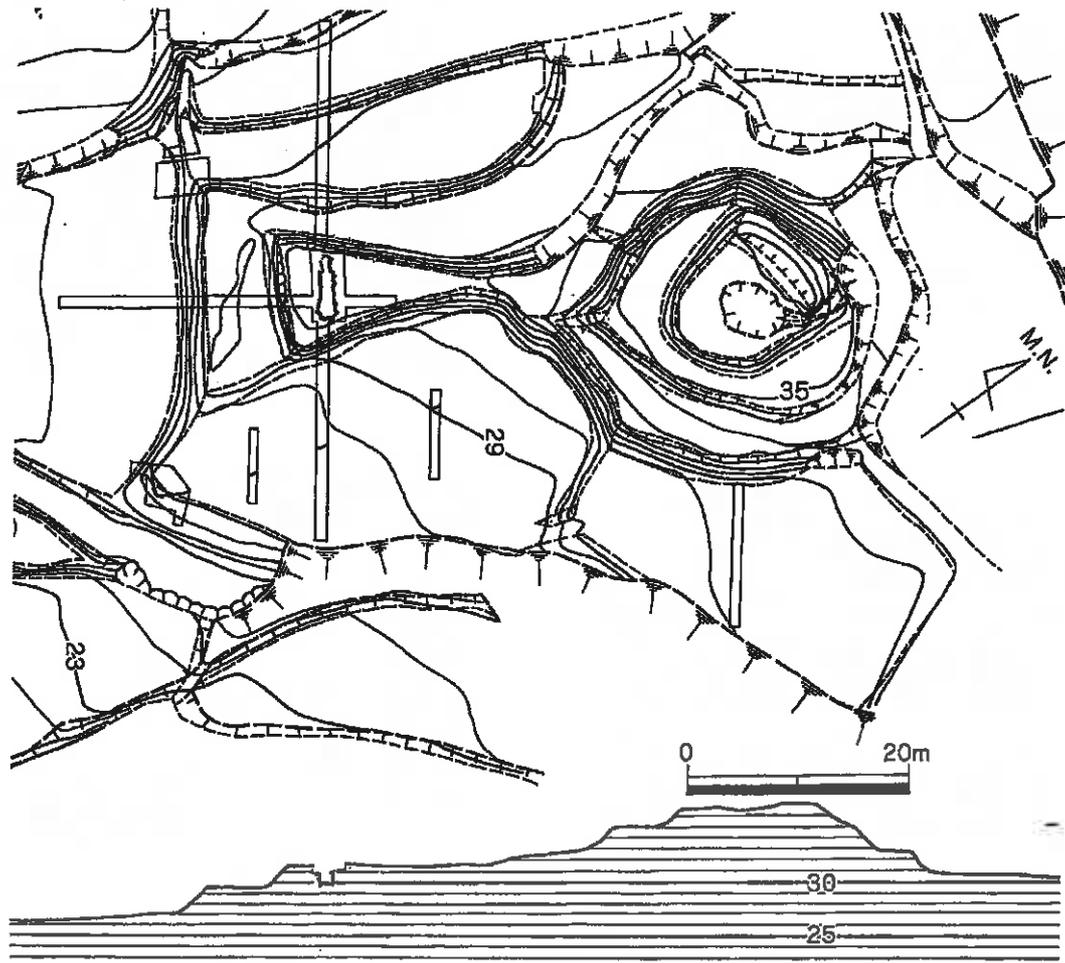
f 保安林全景（南から）



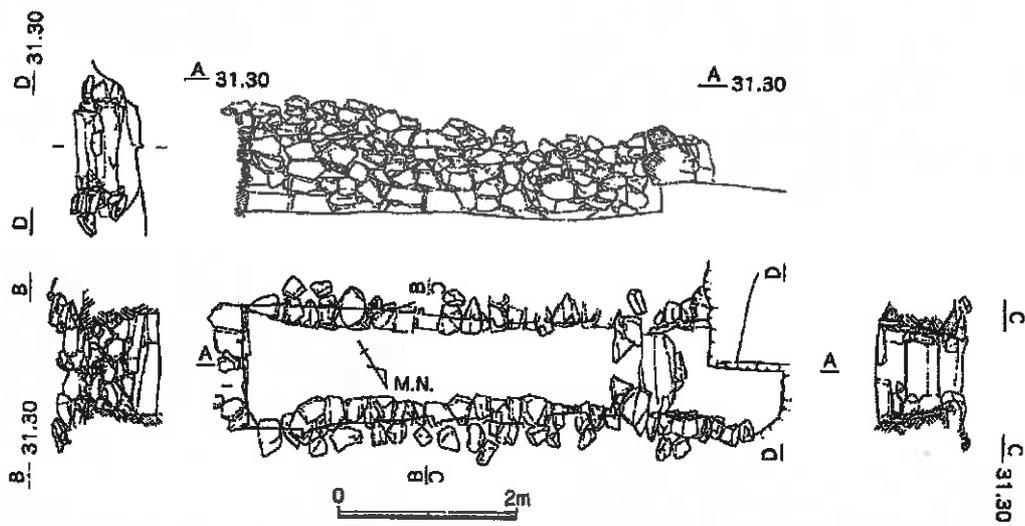
g 玄界灘の眺望（西へ）



h 藤三ヶ浦池（北へ）



墳丘測量図



石室実測図

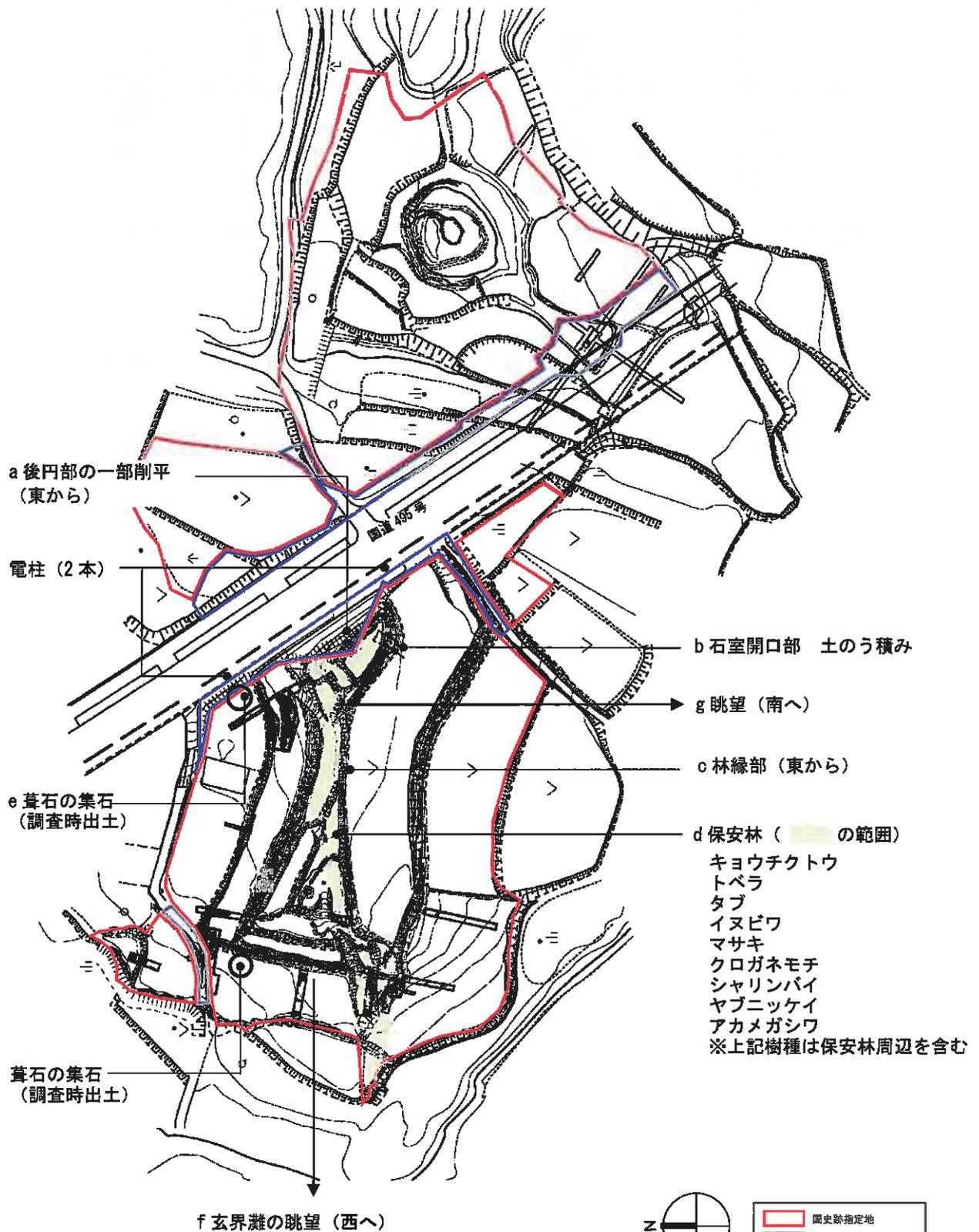
③

## 勝浦峯ノ畑古墳



地形・航空写真重ね図

遺跡概要	古墳構成と総数	前方後円墳：1基
	築造時期	5世紀前半～中頃
	古墳の規模と構造	墳長100m 後円部径48m、前方部長57m 後円部に横穴式石室(4.3m×2.5m) 国内で唯一石室を三等分するように2本の石柱を持つ。
	出土遺物	埴輪、鏡、武器、武具、短甲、工具、装身具
	特記事項	葺石あり、中世の陶磁器出土
自然環境	立地	・山地から西方に延びる丘陵上標高15m
	植生	・カラスザンショウ、タブ等が優占している ・海岸性植物のシャリンバイ、イヌビワ、トベラ、イスノキ、オオイタビカズラ等が優占
	動物	・イノシシ、タヌキ
社会環境	土地利用	・農地、国道495号 ・道路建設で切土法面が露出している ・後円部の一部が、道路建設に伴い削平されている ・南側は畑地で削り込まれている
	土地所有	・市有地
	土地利用規制	・都市計画法による準都市計画区域(全体及び周辺) ・森林法による保安林(一部) ・農地法による転用に対する規制(一部)
	交通アクセス	・国道495号に接する
その他	調査歴	1975年 県道(現在の国道495号)の工事に伴い、県教委による発掘調査 後円部を一部削るが、石室は残る
	文献	・川述昭人編「1.第41号墳」『新原・奴山古墳群』福岡県文化財調査報告書第54集 1997年 ・橋口達也編「3.周辺大形古墳との関係-特に勝浦古墳群との時間的対比」『新原・奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第6集 1989年 ・高久健二編「津屋崎41号墳(勝浦14号墳)」『前方後円墳集成 九州編』山川出版 1992年 ・佐田茂編「勝浦峯ノ畑古墳」『津屋崎町史 通史編』津屋崎町 1999年 ・『津屋崎古墳群Ⅱ』福津市文化財調査報告書第4集 福津市教育委員会 2011年



※記号 a~g は写真に対応



a 後円部の一部削平（東から）



b 石室開口部 土のう積み



c 林縁部（東から）



d 保安林



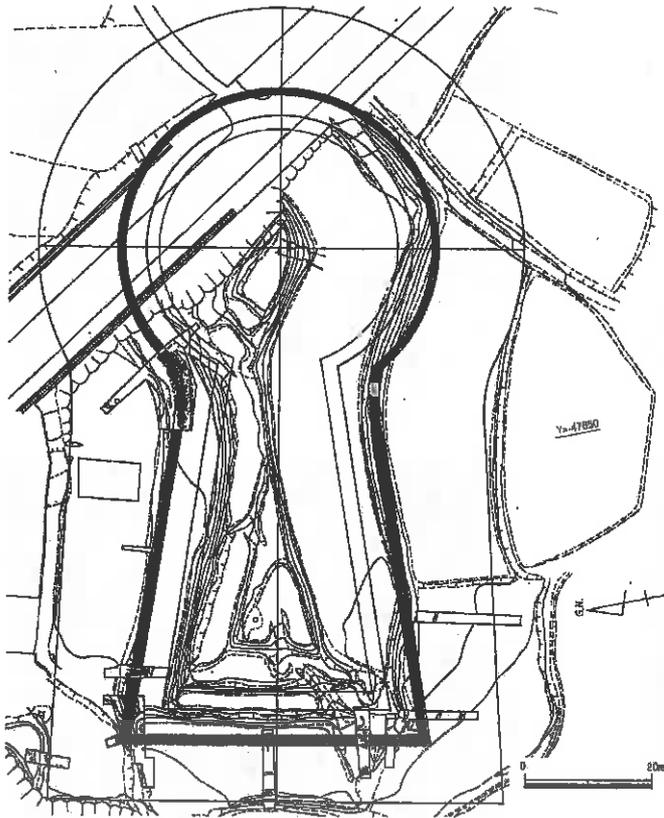
e 葺石の集石（調査時出土）



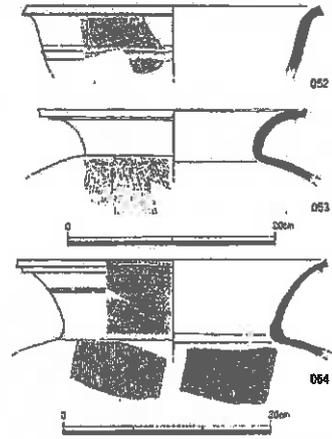
f 玄界灘の眺望（西へ）



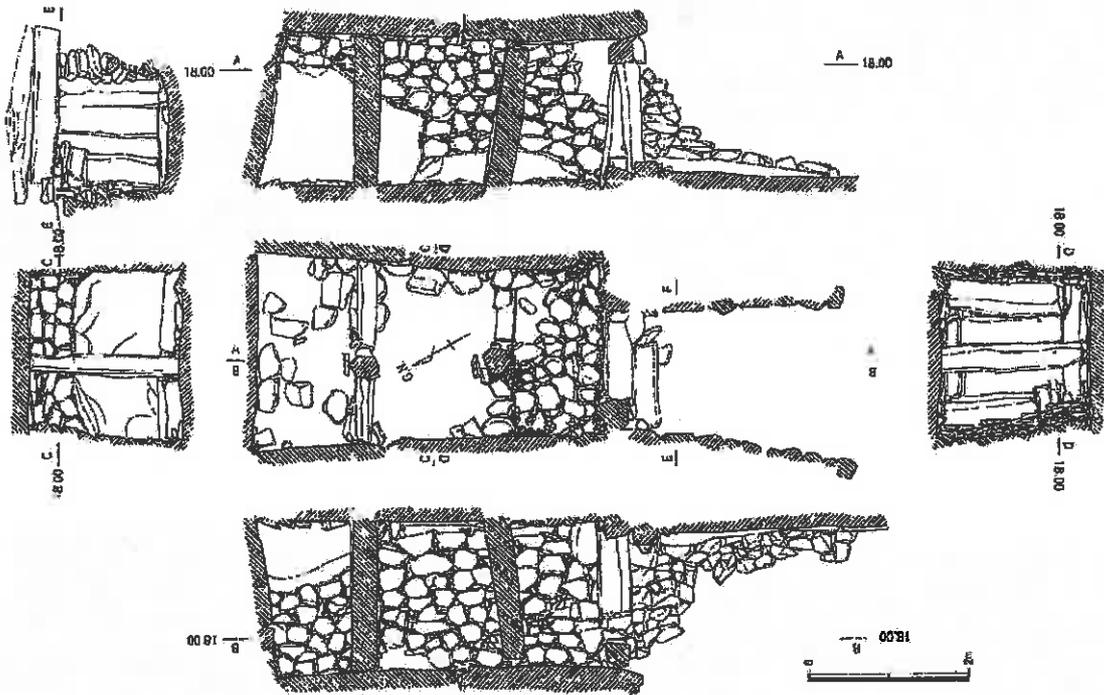
g 眺望（南へ）



墳丘復元図



出土遺物実測図



石室実測図

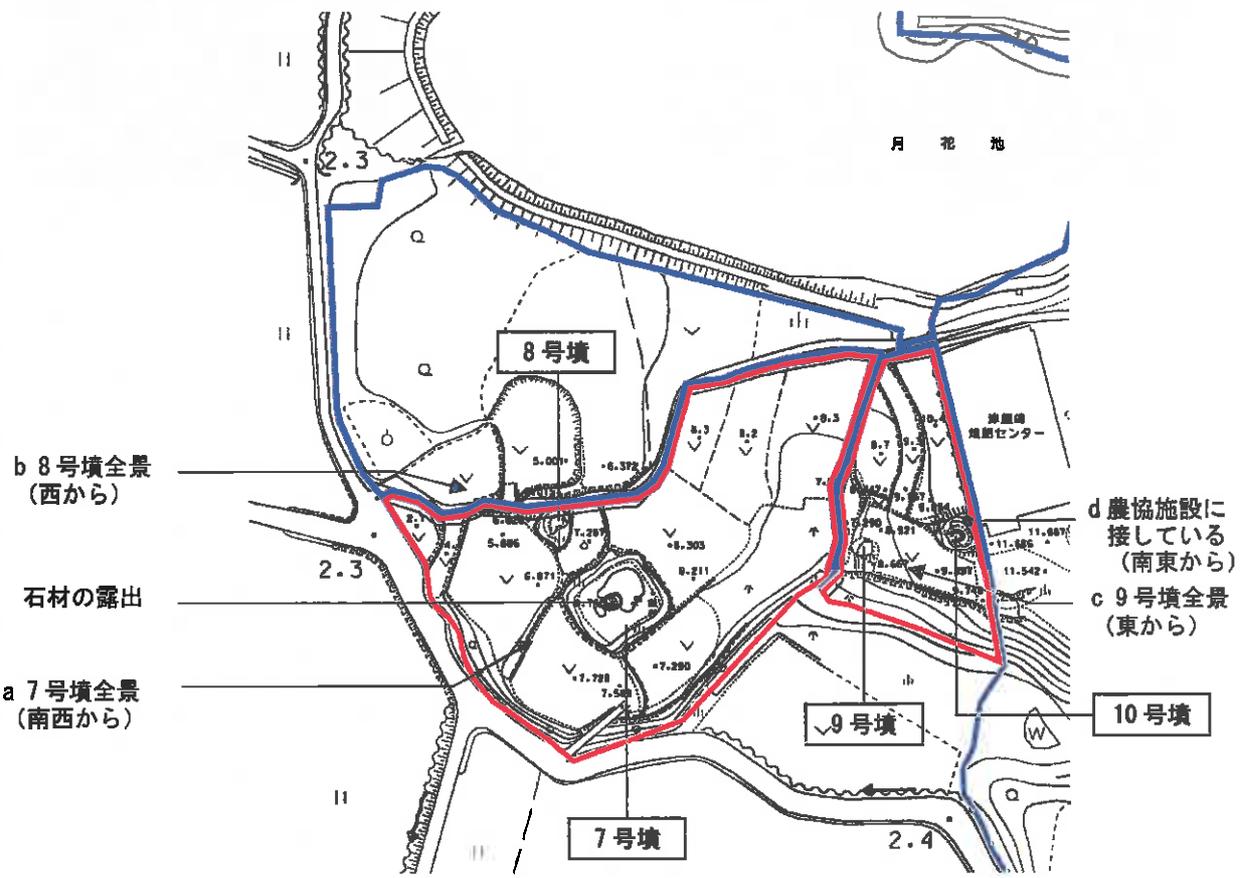
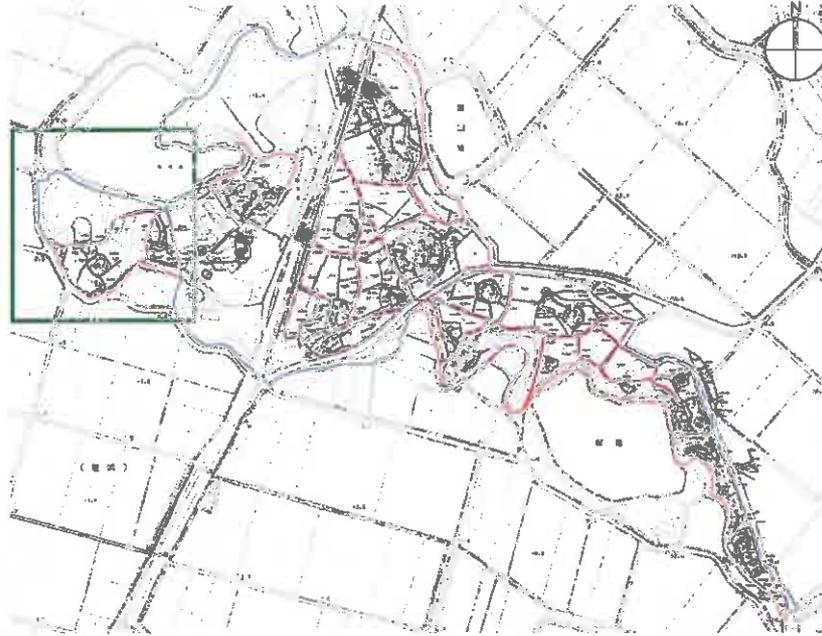


地形・航空写真重ね図

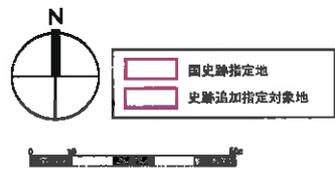


④	新原・奴山古墳群	
古墳構成と総数	前方後円墳：5基 円墳53基（現存35基） 方墳：1基	
築造時期	5世紀前半から後半の前方後円墳（1号墳、12号墳、22号墳、24号墳、30号墳）・円墳（21号墳、20号墳、25号墳）、6世紀中頃から後半の円墳群、5世紀前半の方墳（7号墳）	
遺跡概要	<p>古墳の規模と構造 出土遺物</p> <p>1号墳：全長約50mの前方後円墳。葺石を確認。横穴式石室から武器、武具、馬具、工具等出土。羨道から鍛冶工具出土。現存（調査後前方部削平）。2号墳：径13.3mの円墳。浅い周溝あり。横穴式石室から鉄鏃と装身具が出土。記録保存後消滅。3号墳：推定径13.5mの円墳。横穴式石室から武器、装身具が出土。羨道から須恵器が出土。記録保存後消滅。4号墳：径15.3mの円墳。浅い周溝あり。横穴式石室から武器、工具、馬具、装身具などが出土。記録保存後消滅。5号墳：径13mの円墳。横穴式石室から刀子、須恵器が出土。墳丘から古墳築造に伴う祭祀土器群が出土。記録保存後消滅。6号墳：径10.6mの円墳。横穴式石室から武器、工具、装身具などが出土。記録保存後消滅。7号墳：一辺約24mの方墳。墳丘上に玉砂利が敷かれ初期須恵器片、鉄斧、琥珀原石などが出土。祭壇を兼ねた古墳の可能性ある。現存。8号墳：現状で径10mの円墳。現存。9号墳：径未詳、円墳。墳丘の大部分削平。現存。10号墳：現状で径12mの円墳。現存。11号墳：現状で径12～13.5mの円墳。現存。12号墳：現状で全長43mの前方後円墳。現存。13号墳：現状で径14mの円墳。現存。14号墳：現状で径14mの円墳。現存。15号墳：現状で径20mの円墳。現存。16号墳：現状で径未詳の円墳。現存。17号墳：現状で径11mの円墳。現存。18号墳：現状で径10mの円墳。現存。19号墳：現状で径9.5～11.5mの円墳。現存。20号墳：現状で径29mの円墳。葺石を確認。墳丘から須恵器出土。現存。21号墳：径16～17mの円墳。墳丘上には県指定文化財である「新原の百塔板碑」がある。現存。22号墳：推定全長75～80mの前方後円墳。周溝あり。埴輪片を採集。現存。23号墳：現状で径12mの円墳。現存。24号墳：現状で全長53.5mの前方後円墳。周溝、周堤あり。須恵器採集。現存。25号墳：推定径35～36mの円墳。墳丘は2段に築成。須恵器を採集。現存。26号墳：現状で径14.5～17mの円墳。現存。27号墳：現状で径11.5～15.5mの円墳。現存。28号墳：現状で径12.5～15mの円墳。現存。29号墳：現状で径10.5～12mの円墳。現存。30号墳：現状で全長54mの前方後円墳。現存。31号墳：現状で径未詳の円墳。現存。32号墳：円墳と推定。径未詳。石材あり。現存。33号墳：現状で径8mの円墳。石材一部露出。現存。34号墳：現状で径24mの円墳。横穴式石室。須恵器を採集。現存。35号墳：現状で径13mの円墳。須恵器を採集。現存。36号墳：現状で径16～17mの円墳。横穴式石室。須恵器、土師器採集。現存。37号墳：現状で径13～14mの円墳。須恵器、土師器採集。現存。38号墳：現状で径9mの円墳。須恵器を採集。現存。39号墳：墳丘消失。横穴式石室残存。現存。40号墳：現状で径16～17mの円墳。墳丘で須恵器を採集。現存。41号墳：現状で径10mの円墳。墳丘で須恵器を採集。現存。42号墳：現状で径11.5mの円墳。墳丘で須恵器を採集。現存。43号墳：径及び墳形不明。石室周辺部残存。現存。44号墳：径15mの円墳。横穴式石室。鋸、ヤスなど出土。記録保存後消滅。45号墳：径不明、円墳。記録保存後消滅。46号墳：径不明、円墳。現存。47号墳：現状で径17～19mの円墳。現存。48号墳：現状で径9.5mの円墳。現存。49号墳：径12mの円墳。横穴式石室、周溝。三連ハソウ出土。記録保存後消滅。50号墳：径4.2mの円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。51号墳：径不明、円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。52号墳：径12mの円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。53号墳：径12mの円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。54号墳：径9mの円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。55号墳：径不明、円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。56号墳：径不明、円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。57号墳：径不明、円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。58号墳：径不明、円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。59号墳：径不明、円墳。周溝のみ。記録保存後消滅。</p>	

自然環境	立地	東西に延びる約800mの台地上標高5~25mに分布
	植生	1号墳:クズが侵入している 7号墳:草本類で覆われている 8号墳:イネ科草本類 9号墳:古墳上にカキノキが大きく成長している 10号墳:古墳上に高木が生育している 11号墳:草本類で覆われている クズもみられる センダンの苗木が生育している 12号墳:イネ科を主体とする草本類 付近にはスギの人工林、ネズミモチ、コナラ、エノキ、スダジイ、アカメガシワ等の高木、地表はクズが優占している 13号墳:草本類で覆われている クズが優占しつつある 14号墳:草本類で覆われている クズが優占しつつある 22号墳:スギ、ヒノキ、ヒサカキ、タブが生育している スギ林は管理が放棄されており荒廃している サクラには夥しいテングス病が発生しており、衰弱傾向にある 樹林は同方向に幹が傾斜しているエリアがあり、風倒被害と考えられる 24号墳:草本類で覆われている、羊歯群落 47・48号墳:草本類で覆われている 26・27・28・29号墳付近:現地発生チップが敷設されている 草本類はエノコログサ、オヒシバ、オオバコ、クズ、セイタカアワダチソウ、ヨウシュヤマゴボウ、ツユクサ、アメリカセンダングサ等、高木はアカメガシワ、スギ、ヒノキ、タラノキ、モウソウチク、スダジイ、アラカシ、シラカシ、クヌギ、トベラ、クス、タブ、クリ、カキ等が見られる 31号墳付近:タブ、コナラ、トベラ、カラスザンショウ等の高木が見られ、地表はクズが優占している 34~43号墳:草本類
	動物	・猛禽類、タヌキ
社会環境	土地利用	・農地、旧社殿、旧火葬場、国道495号、農協施設、宅地
	土地所有	・市有地、民有地、神社有地、国有地
	土地利用規制	・都市計画法による準都市計画区域(全体及び周辺) ・農業振興地域の整備に関する法律による農用地(一部及び周辺) ・農地法による転用に対する規制(一部)
	交通アクセス	・国道495号、県道、市道
その他	調査歴	第1次調査(1976~1977年) 県道(現国道495号)の改良工事に伴う調査。1号墳から4号墳を調査。 第2次調査(1980年) 農協施設建設に伴う調査。5号墳と6号墳を調査。5号墳は墳丘から皮袋形土器が出土。 第3次調査(1985年) 古墳公園構想の基礎資料作りのために4ヵ年かけ古墳群の測量調査を実施。21号~23号墳の雑木伐採と墳丘測量調査、21号、22号墳で規模確認のためのトレンチ調査。 第4次調査(1986年) 22号墳の墳丘測量調査と前方部を確認のためトレンチ調査、25~31号墳、33~43号墳の墳丘測量、25号墳で規模確認のためトレンチ調査。 第5次調査(1987年) 15~20号墳、24号墳、32号墳、46~48号墳の雑木伐採と墳丘測量調査、20号墳と24号墳で規模確認のためトレンチ調査。 第6次調査(1988年) 7号~14号墳の雑木伐採と墳丘測量、7号墳で規模確認のためのトレンチ調査。 第7次調査(1995年) 圃場整備に伴う調査。49~59号墳を発掘調査、49号墳から須恵器の三連ハソウが出土。 第8次調査(1995年) 圃場整備に伴う調査。44号墳、45号墳を発掘調査、44号墳から鋸やヤス等の鉄器が出土。
	文献	・石山勲編『新原・奴山古墳群』福岡県文化財調査報告書第54集 福岡県教育委員会 1997年 ・児玉真一編『奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第3集 津屋崎町教育委員会 1981年 ・橋口達也編『新原・奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第5集 津屋崎町教育委員会 1987年 ・橋口達也編『新原・奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第6集 津屋崎町教育委員会 1989年 ・池ノ上宏編『新原・奴山古墳群Ⅱ』津屋崎町文化財調査報告書第17集 津屋崎町教育委員会 2001年



※記号a~dは写真に対応





a 7号墳全景（南西から）



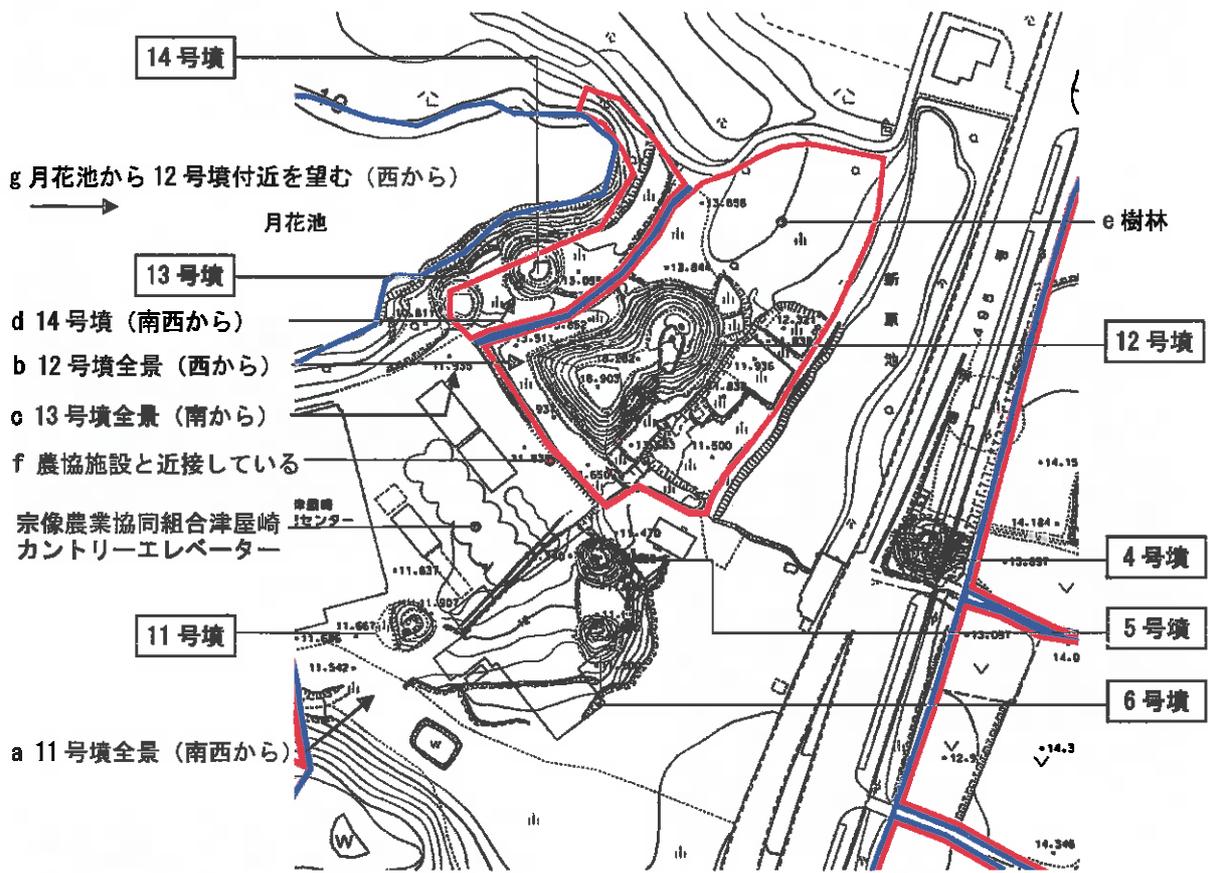
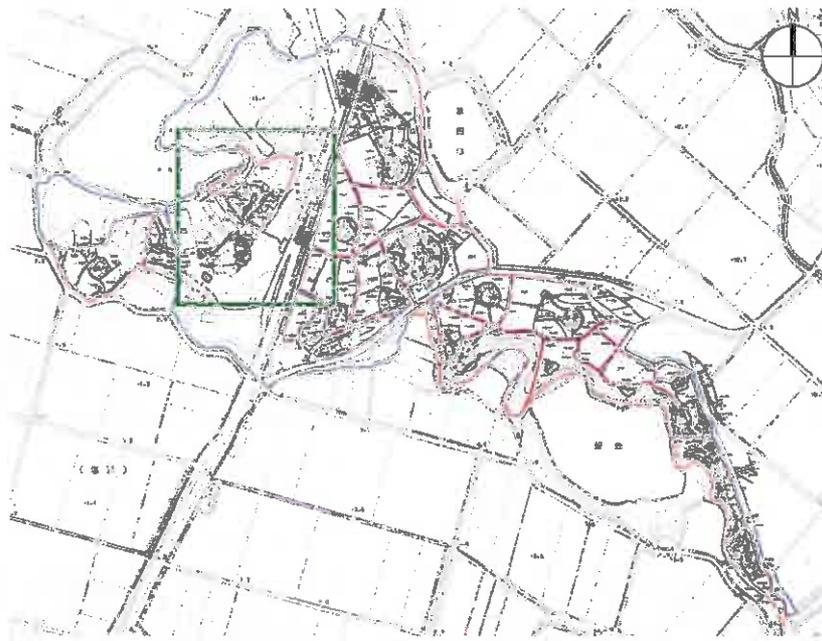
b 8号墳全景（西から）



c 9号墳全景（東から）



d 農協施設に接している10号墳（南東から）



※記号 a~g は写真に対応





a 11号墳全景（南西から）



b 12号墳全景（西から）



c 13号墳全景（南から）



d 14号墳（南西から）



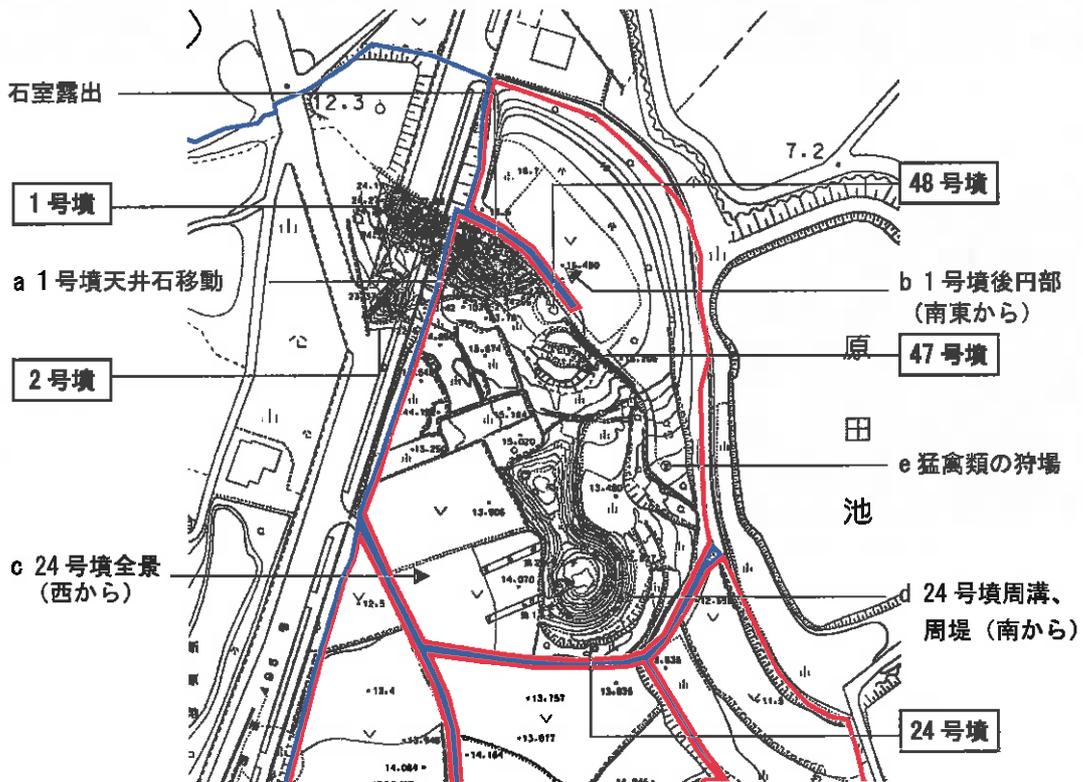
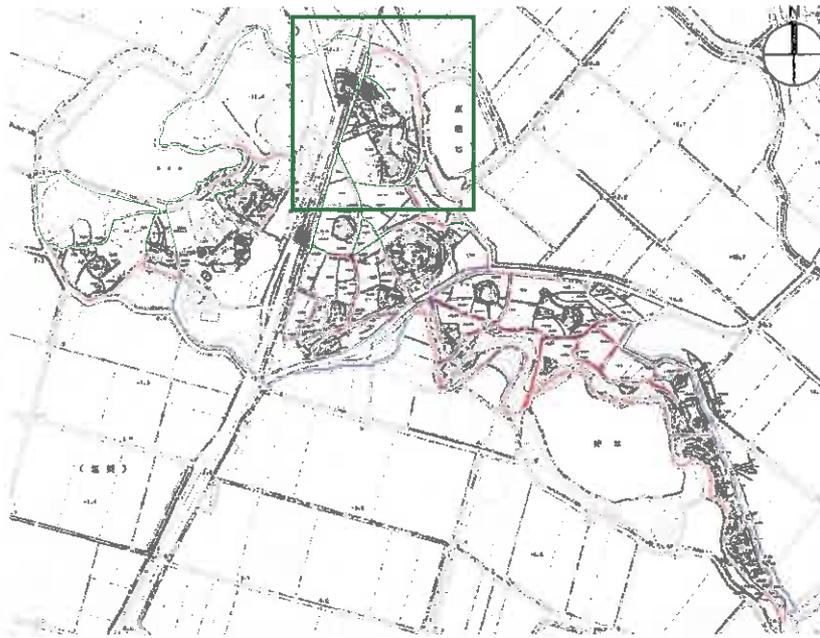
e 樹林



f 農協施設と近接している



g 月花池から12号墳付近を望む（西から）



※記号 a~e は写真に対応





a 1号墳天井石移動



b 1号墳後円部 (南東から)



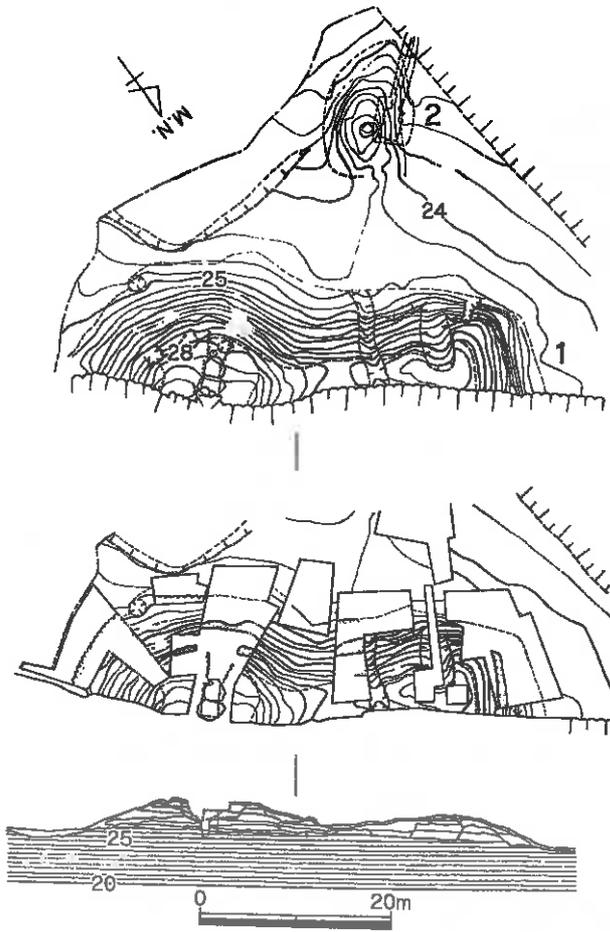
c 24号墳全景 (西から)



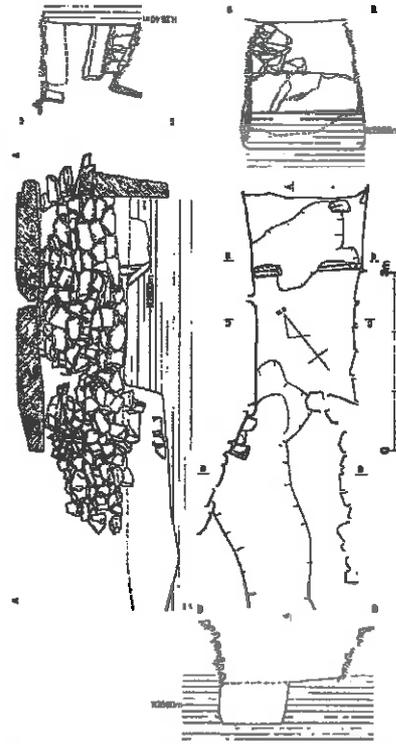
d 24号墳周溝、周堤 (南から)



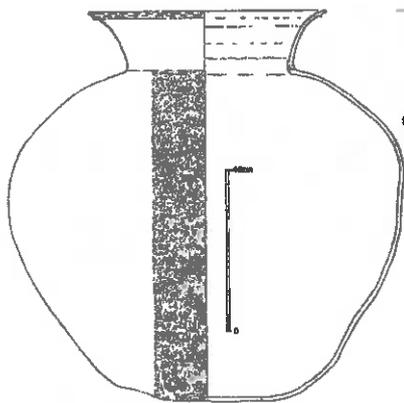
e 猛禽類の狩場



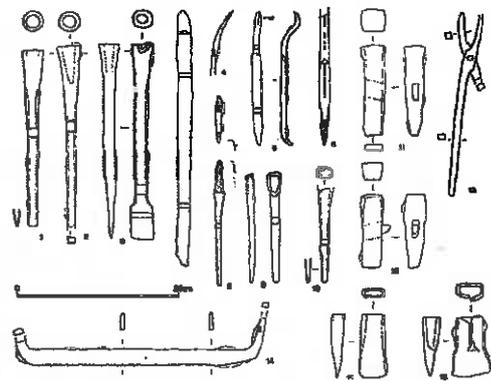
墳丘測量図



石室測量図

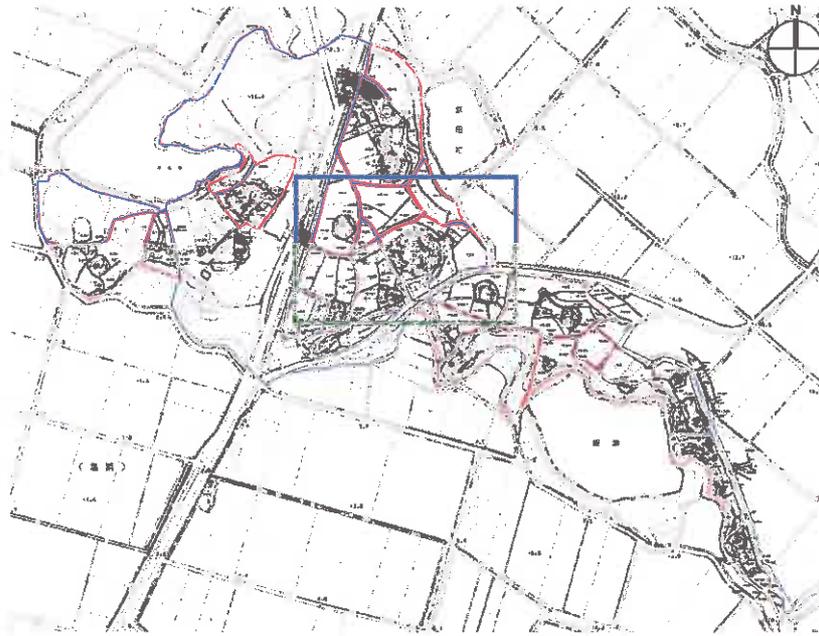


墳丘出土須恵器



出土鉄器



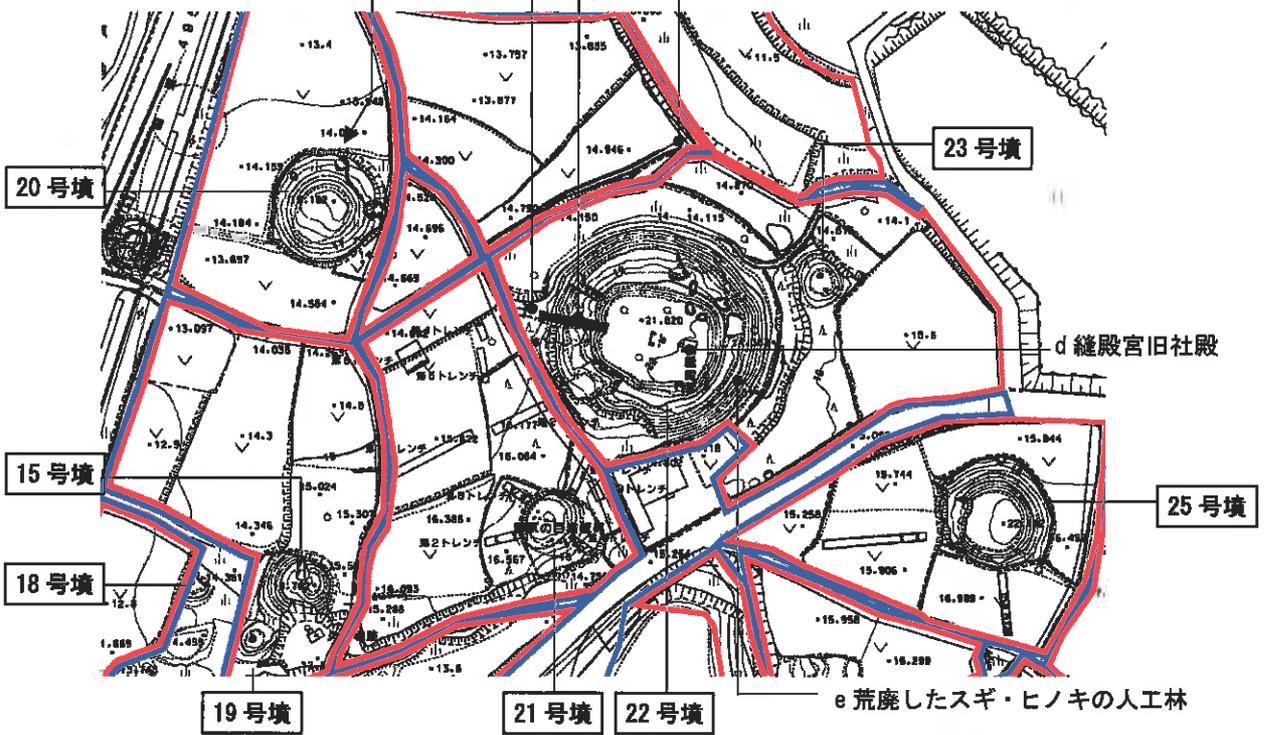


a 鳥居

b 階段 (途中崩れかけている)

f 20号墳全景 (北東から)

c 井戸



※記号 a~f は写真に対応



国史跡指定地  
 史跡追加指定対象地

0 10 50m



a 鳥居



b 階段（途中崩れかけている）



c 井戸



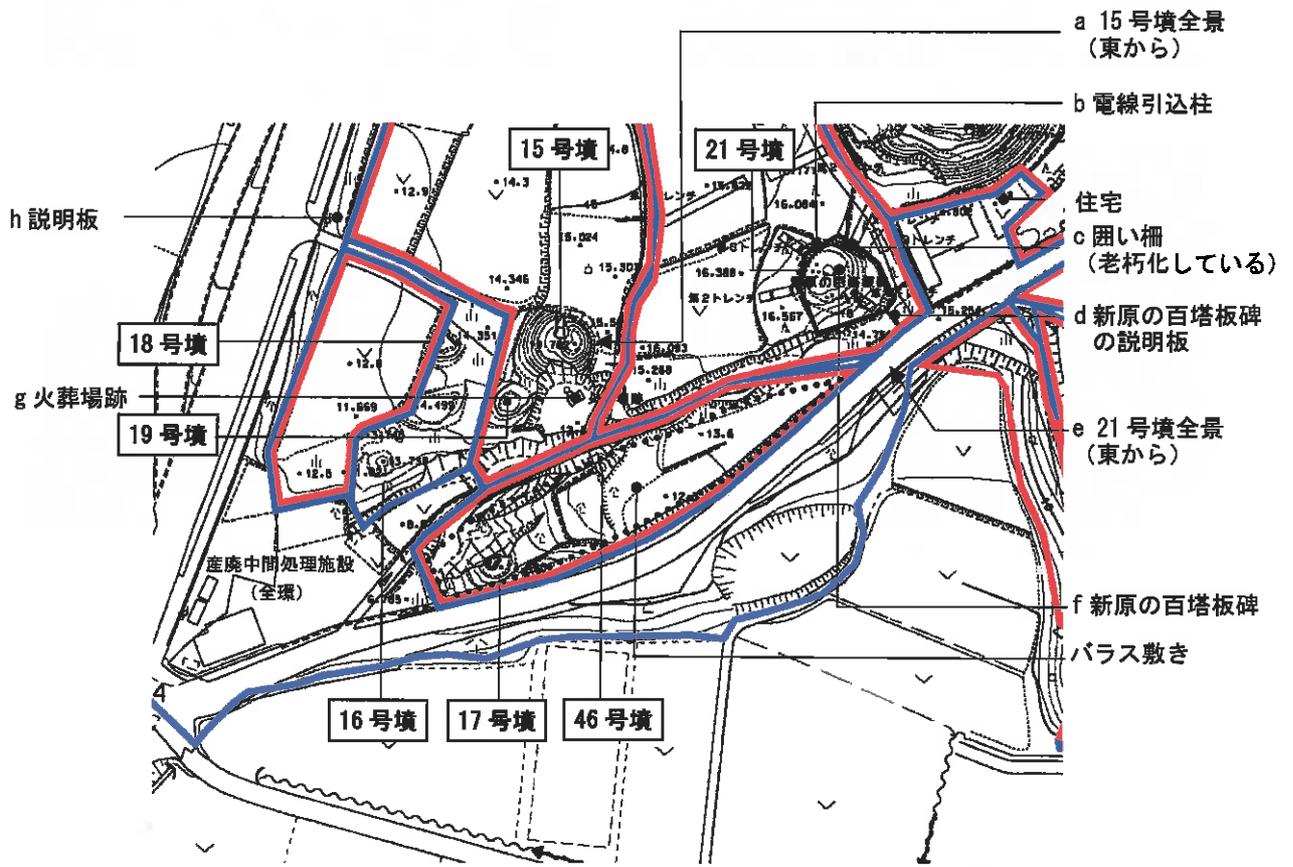
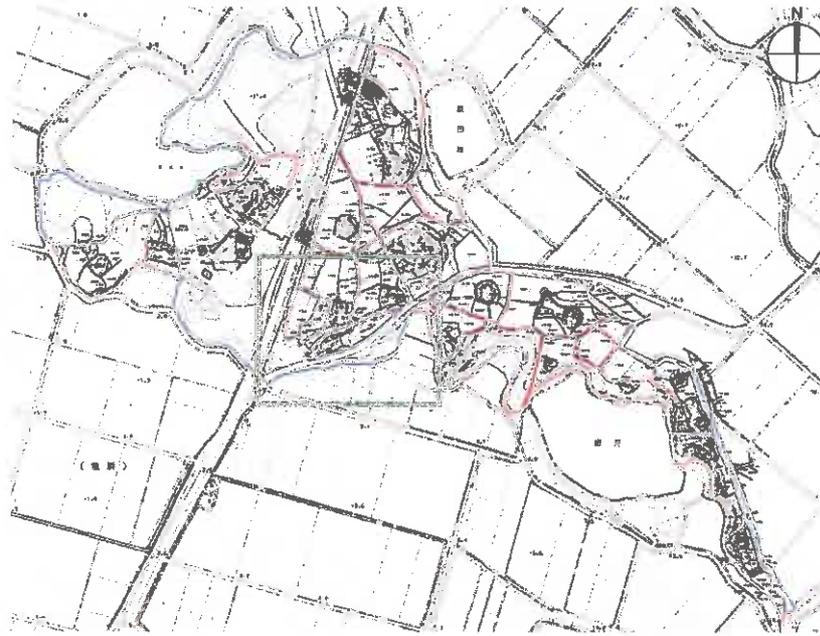
d 縫殿宮旧社殿



e 荒廃したスギ・ヒノキの人工林



f 20号墳全景（北東から）



※記号 a~h は写真に対応





a 15号墳全景（東から）



b 電線引込柱



c 囲い柵（老朽化している）



d 新原の百塔板碑の説明板



e 21号墳全景（東から）



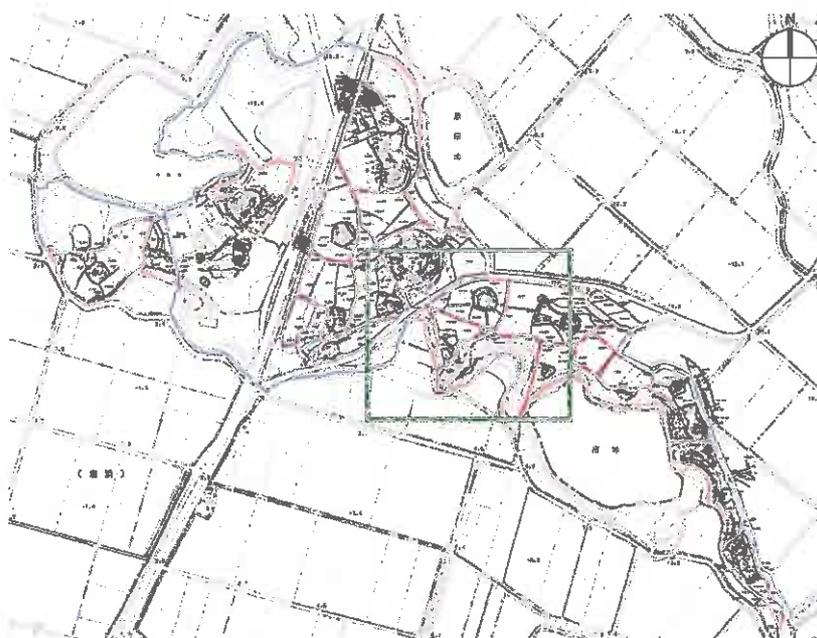
f 新原の百塔板碑



g 火葬場跡



h 説明板

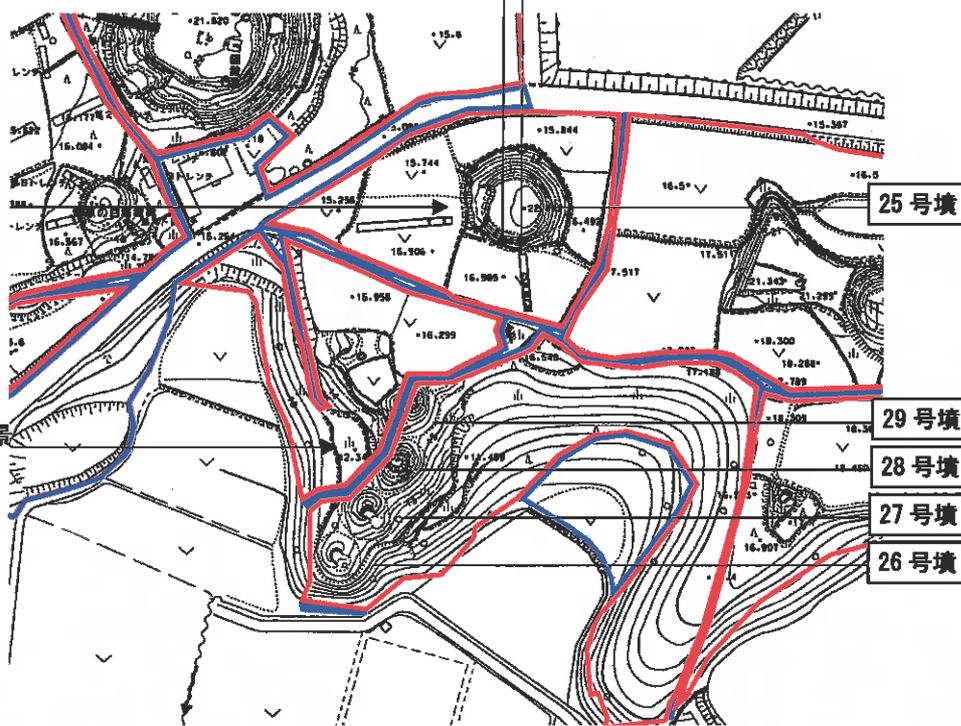


陥没、墓石露出

b 墳丘法面崩落 (南から)

a 25号墳全景 (西から)

c 26~29号墳全景 (西から)



※記号 a~c は写真に対応



a 25号墳全景（西から）



b 墳丘法面崩落（南から）



c 26~29号墳全景（西から）





a 30号墳全景（北西から）



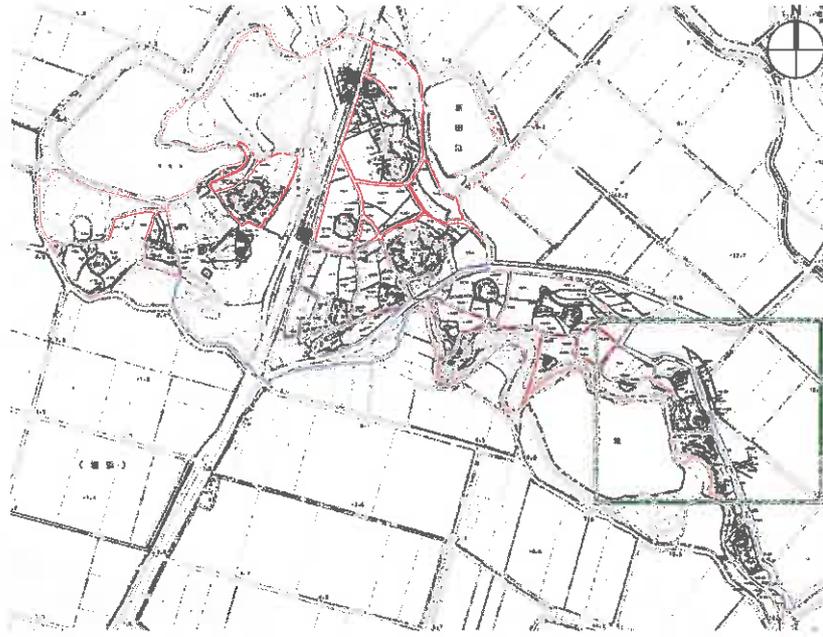
b 30号墳後円部墳頂陥没（直径2m）



c 30号墳後円部復旧痕

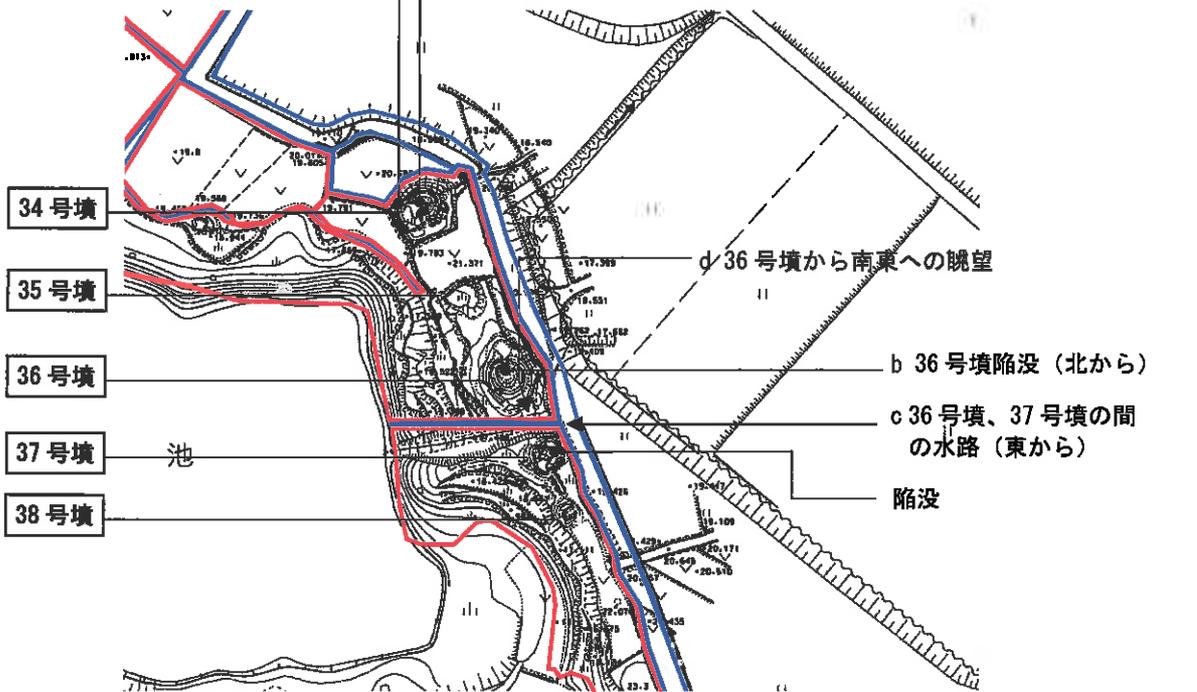


d 31号墳、32号墳全景（北東から）



崩れ (土のうで応急措置)

a 34号墳陥没 (南から)



※記号 a~d は写真に対応



国史跡指定地  
 史跡追加指定対象地





a 34号墳陥没（南から）



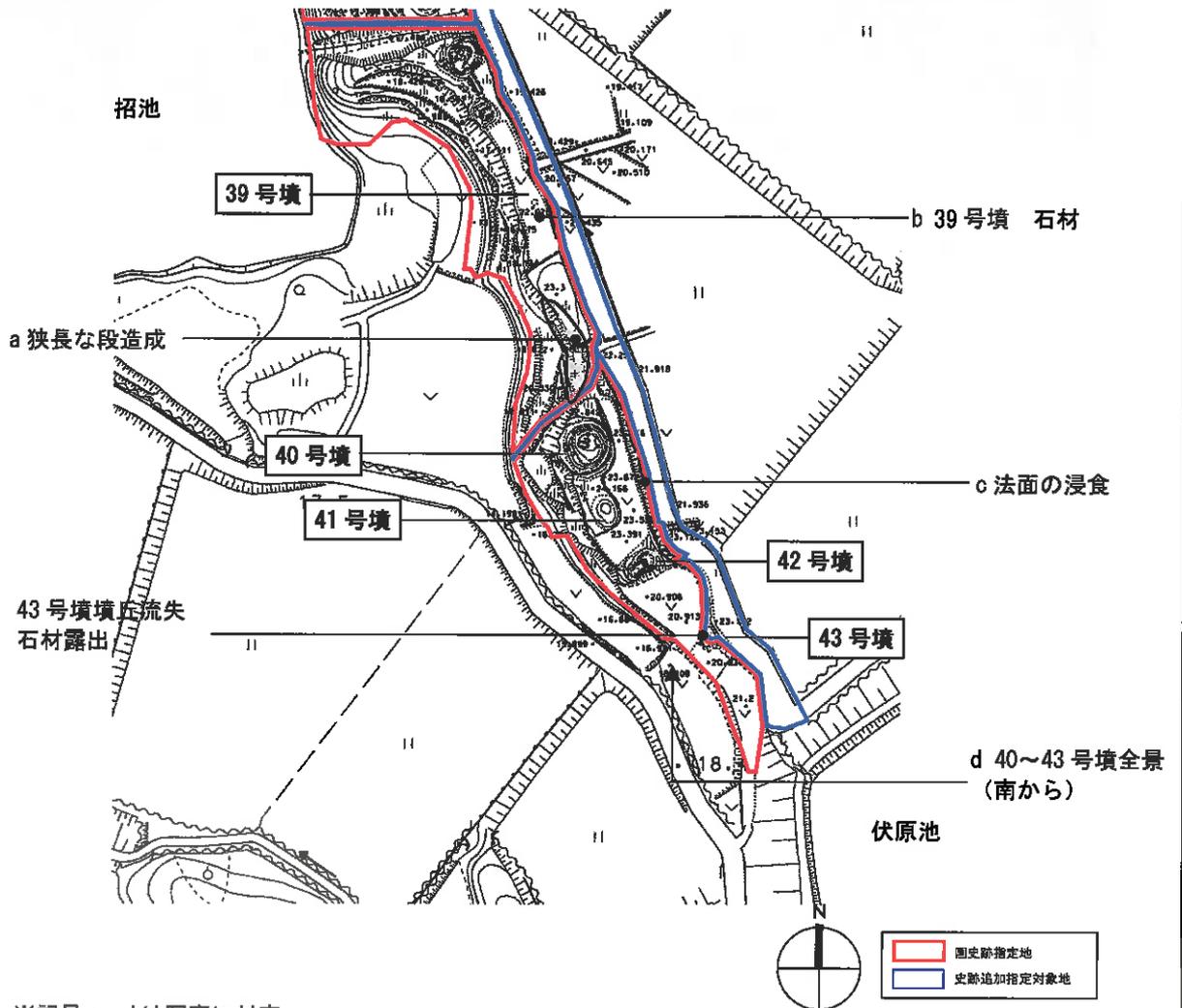
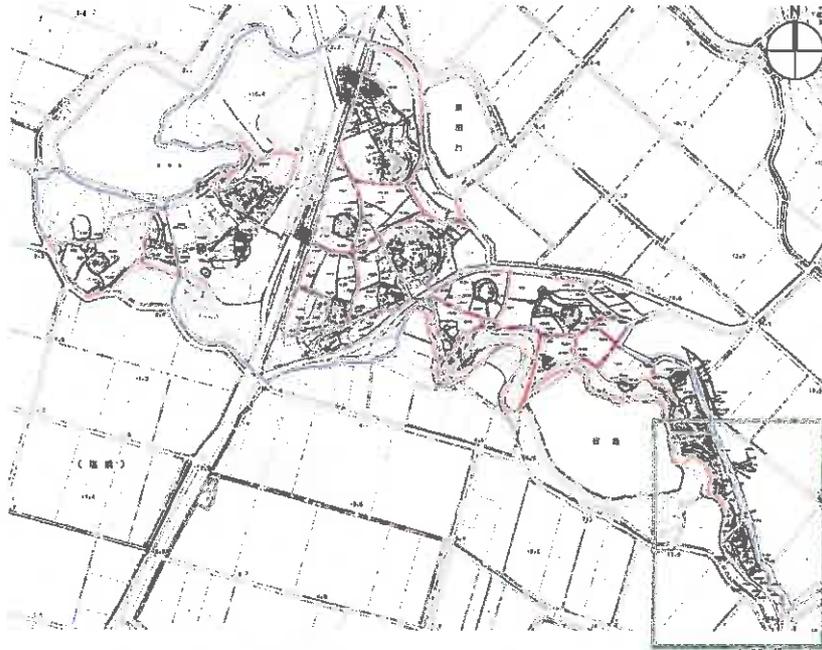
b 36号墳陥没（北から）



c 36号墳、37号墳間の水路（東から）



d 36号墳から南東への眺望



※記号 a~d は写真に対応



a 狭長な段造成



b 39号墳 石材



c 法面の浸食



d 40~43号墳全景(南から)

⑤

## 生家大塚古墳



地形・航空写真重ね図

遺跡概要	古墳構成と総数	前方後円墳：1基
	築造時期	5世紀後半
	古墳の規模と構造	墳長73m、後円部径28.5m 後円部北側で一部周溝（幅9.5m）と周堤（幅7～10m）を確認、埋葬施設未調査
	出土遺物	円筒埴輪、須恵器
	特記事項	墓石あり 北に400m隔てた台地上に新原・奴山古墳群が分布
自然環境	立地	大石山から西方に派生する丘陵上の標高15mに位置
	植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前方部はクズが繁茂している</li> <li>・常緑広葉樹、スギ・ヒノキ ササ</li> <li>・後円部のモウソウチク林は密生し荒廃している</li> <li>・後円部の人工林は枝打ちや間伐で管理されている</li> <li>・林床にはササ、ツワブキ、テイカカズラ、サルトリイバラ、カラスウリ、ヤブラン等が生育している</li> </ul>
社会環境	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地 前方部上に祠跡 植林</li> <li>・北側は耕作地等で大きく削られている</li> <li>・前方部は宅地により大きく削平されている</li> </ul>
	土地所有	・市有地、民有地
	土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法による用途白地地域（全体及び周辺）</li> <li>・農地法による転用に対する規制（一部）</li> </ul>
	交通アクセス	・国道495号より市道を車で200m程度入る
その他	調査歴	2003年 範囲確認調査（墳丘測量）
	文献	池ノ上宏・田上浩司編『津屋崎古墳群Ⅰ』津屋崎町文化財調査報告書第20集 2004年

a モウソウチクが密生している

b 後円部北側崖面

d ため池跡

c スギ・ヒノキの人工林

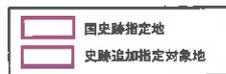
e 前方部東法面

g 後円部全景 (南から)

f コンクリート舗装通路

h 旧祠基礎

※記号 a~h は写真に対応





a モウソウチクが密生している



b 後円部北側崖面



c スギ・ヒノキの人工林



d ため池跡



e 前方部東斜面



f コンクリート舗装通路



g 後円部全景（南から）



h 旧祠基礎



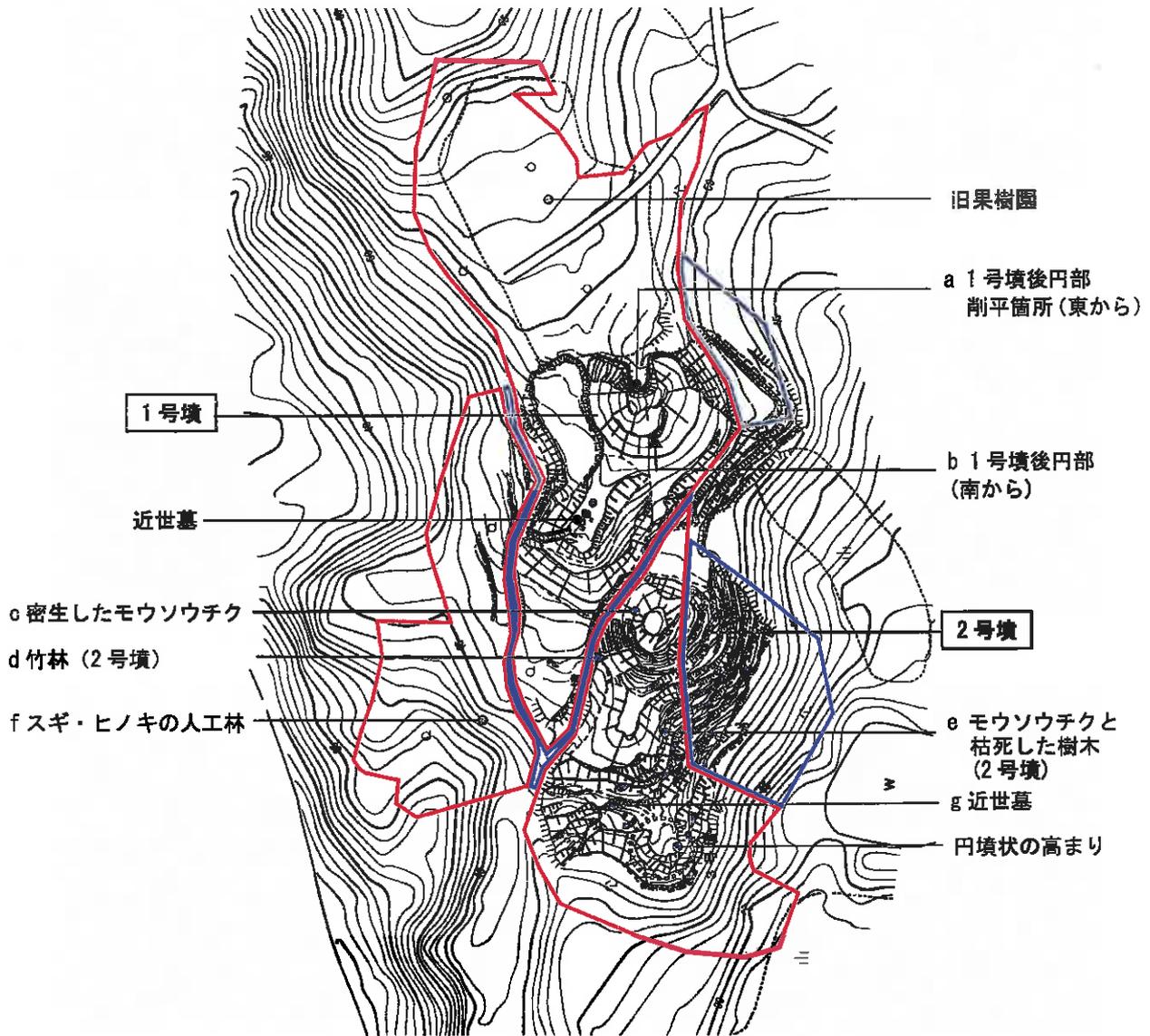
⑥

## 大石岡ノ谷古墳群

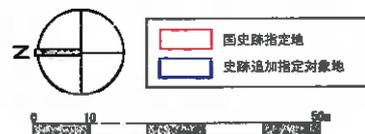


地形・航空写真重ね図

遺跡概要	古墳構成と総数	前方後円墳：2基
	築造時期	6世紀後半
	古墳の規模と構造	1号墳：前方後円墳 墳長 55m、後円部径 31.5m 前方部 幅 22m 2号墳：前方後円墳 墳長 43m、後円部径 26.5m 前方部 幅 15m
	出土遺物	須恵器、桂甲小札、長頸鎌、金銅製馬具など
自然環境	立地	大石山麓から西に向かって派生する尾根上標高 40m～60m
	植生	1号墳：コジイ等の雑林 ヒノキの人工林 林内は暗く、林床植生は殆ど見当たらない 2号墳：モウソウチクが樹林に侵入して樹木を被圧し、枯死に至らしめている モウソウチク林の荒廃も目立つ
	動物	・イノシシ
社会環境	土地利用	・植林 ・1号墳 後円部が果樹園造成により削られ大きく土取りされている ・2号墳 墳丘に段切り造成がある
	土地所有	私有地
	土地利用規制	・都市計画法による用途白地地域（全体及び周辺） ・農業振興地域の整備に関する法律による農用地（全体及び周辺） ・農地法による転用に対する規制（一部）
	交通アクセス	・市道、里道 大石区 椎ヶ元観音堂より徒歩 100m
その他	調査歴	2003年 範囲確認調査（墳丘測量）
	文献	池ノ上宏・田上浩司編『津屋崎古墳群Ⅰ』津屋崎町文化財調査報告書第20集 2004年



※記号 a~g は写真に対応





a 1号墳後円部削平箇所（東から）



b 1号墳後円部（南から）



c 密生したモウソウチク



d 竹林（2号墳）



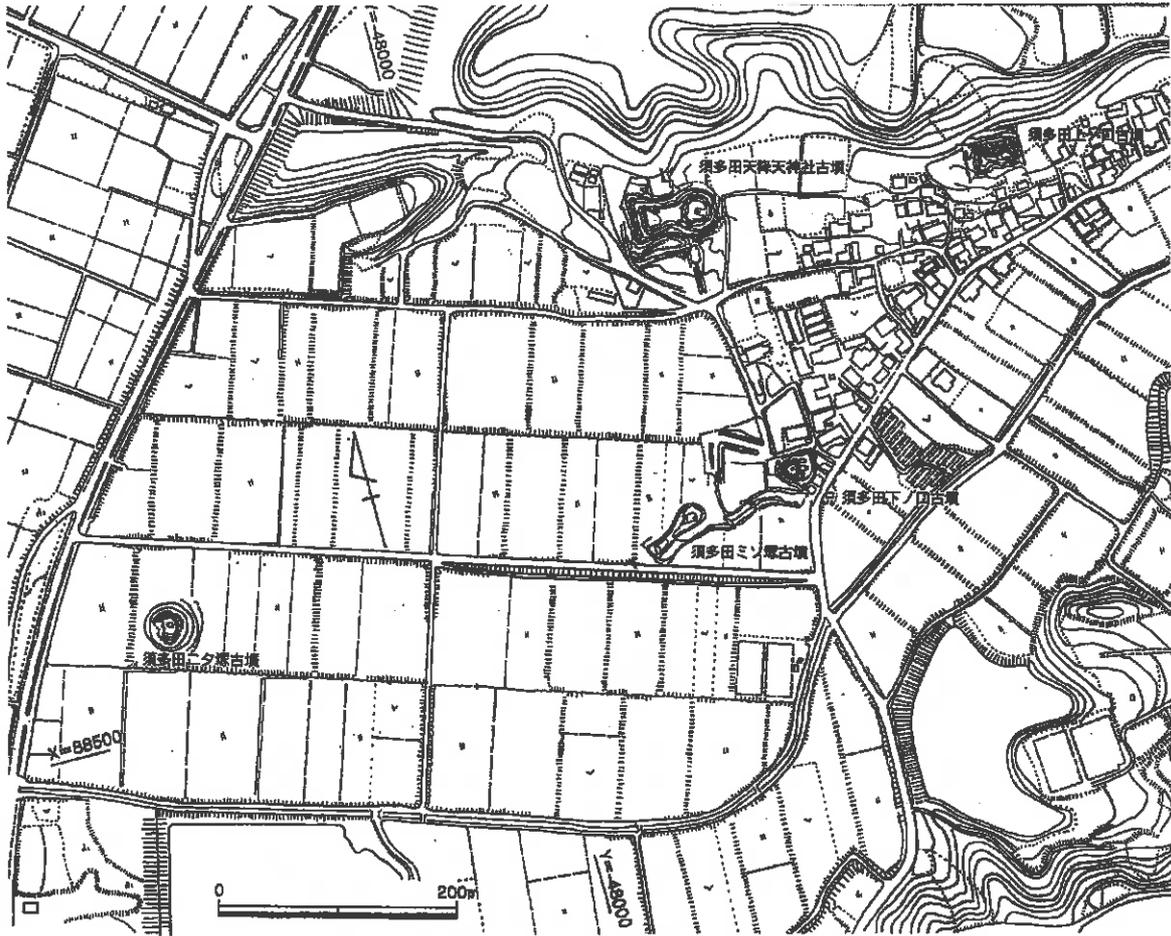
e モウソウチクと枯死した樹木（2号墳）



f スギ・ヒノキの人工林



g 近世墓



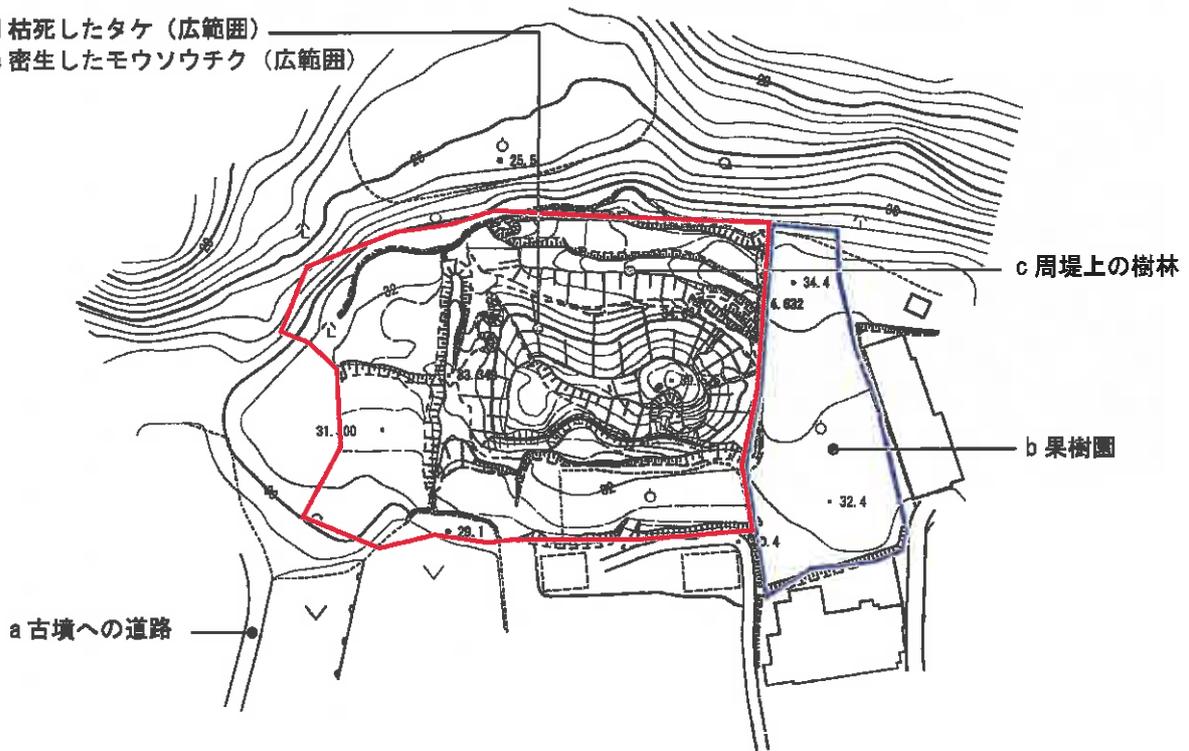
遺跡概要	古墳構成と総数	前方後円墳：4基 円墳：1基
	築造時期	5世紀中頃～6世紀末
	古墳の規模と構造	<p>須多田上ノ口古墳：墳長43m、後円部径22m、前方部幅23.5m、2段築成、前方部は近世墓で削平 前方部南部で横穴式石室 2重の周溝を一部確認 葺石</p> <p>須多田天降天神社古墳：墳長80m、後円部径48m、前方部幅54m 2段築成 幅10mの周溝と幅10mの周堤が巡る 葺石</p> <p>須多田下ノ口古墳：前方後円墳 墳長82.8m、後円部径30m、前方部幅60m くびれ部幅25m 幅5mの周溝と7mほどの周堤を確認 後円部の現況 南北20m、東西15m高さ4.5mほどの残丘を留めている</p> <p>須多田ミソ塚古墳：前方後円墳 全長67m</p> <p>須多田ニタ塚古墳：円墳 径33.5m 墳丘高さ6.6m、周溝 幅4.4m、深さ0.4m 玄室長3.0m 幅1.6mを確認</p>
出土遺物	<p>須多田上ノ口古墳：－</p> <p>須多田天降天神社古墳：須恵器（器台、高坏）、埴輪</p> <p>須多田下ノ口古墳：須恵器（大甕）</p> <p>須多田ミソ塚古墳：須恵器（大甕片、脚付壺、脚付甕）</p> <p>須多田ニタ塚古墳：土師器（甕）、須恵器</p>	
自然環境	立地	<p>須多田上ノ口古墳：台地縁辺部の標高30mに位置、北側は谷、比較差20m</p> <p>須多田天降天神社古墳：台地縁辺部の標高25mに位置</p> <p>須多田下ノ口古墳：台地上の標高19mに位置</p> <p>須多田ミソ塚古墳：台地南側の標高16mに位置</p> <p>須多田ニタ塚古墳：台地西端部の標高6mに位置、西方100m旧入海</p>

自然環境	植 生	<p>須多田上ノ口古墳：モウソウチクが密生して荒廃している 一部果樹園</p> <p>須多田天降天神社古墳：常緑樹のクス、モッコク、イヌマキ、スダシイ、ユーカリ等の大木が密生 周溝内にクスノキの巨木 表面にモウソウチクが密生 株立ち状のスダジイ等が見られる 荒廃したスギ・ヒノキの人工林</p> <p>須多田下ノ口古墳：モチノキ、エノキ等の大木が生い茂る、農地側は竹藪となっている</p> <p>須多田ミソ塚古墳：カヤ、クズが優占している</p> <p>須多田ニタ塚古墳：イネ科草本類が優占している</p>
	動 物	—
社会環境	土地利用	<p>須多田上ノ口古墳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹林、農地、果樹園</li> <li>・墳丘の南側が削られている</li> </ul> <p>須多田天降天神社古墳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後円部の東側が部分的に削平されている</li> <li>・神社が建立されている</li> </ul> <p>須多田下ノ口古墳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺は耕作地になっている</li> <li>・後円部が大きく削平され、観音堂等がある</li> <li>・前方部は土取りにより削平されていて前方部西側の周溝のみが残る</li> </ul> <p>須多田ミソ塚古墳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲が圃場整備されている</li> <li>・墳丘裾は全体的に削られている</li> <li>・墓石が積み上げられている</li> <li>・崩落した部分が板柵で修復されている</li> </ul> <p>須多田ニタ塚古墳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲は耕作地になっている</li> <li>・墳丘裾が耕作地によって削られている</li> <li>・墳丘裾が侵食されている</li> </ul>
	土地所有	・民有地、神社有地、市有地
	土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法による用途白地地域（全体及び周辺）</li> <li>・農業振興地域の整備に関する法律による農用地（一部及び周辺）</li> <li>・農地法による転用に対する規制（一部）</li> </ul>
	交通アクセス	<p>須多田上ノ口古墳：市道、里道を経由する</p> <p>須多田天降天神社古墳：市道</p> <p>須多田下ノ口古墳：市道に隣接する</p> <p>須多田ミソ塚古墳：市道に接続している</p> <p>須多田ニタ塚古墳：国道 495 号も近く、かつ市道と隣接している</p>
	調査歴	<p>1989 年 圃場整備に伴い事前確認調査（須多田ニタ塚古墳・須多田ミソ塚古墳）</p> <p>1990 年 圃場整備に伴い事前確認調査（須多田ニタ塚古墳・須多田ミソ塚古墳）</p> <p>1990 年 圃場整備に伴う事前確認調査と水路部分と圃場部分の本調査（須多田ミソ塚古墳・須多田ニタ塚古墳・須多田宮ノ下古墳・須多田下ノ口古墳）</p> <p>1992 年 圃場整備に伴い圃場部分の本調査（須多田下ノ口古墳）</p> <p>1993 年 風倒木による墳丘測量調査（須多田天降天神社古墳）</p> <p>1995 年 墳丘測量調査（須多田上ノ口古墳）</p>
その他	文 献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池ノ上宏・安武千里編『須多田古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第 12 集 津屋崎教育委員会 1996 年</li> <li>・埋蔵文化財研究会福岡世話人会『第 43 回 埋蔵文化財研究集会 前方後円墳の終焉 福岡県版』1998 年</li> <li>・近藤義郎編『前方後円墳集成 補遺編』山川出版 2000 年</li> <li>・近藤義郎編『前方後円墳集成』山川出版 1992 年</li> </ul>



地形・航空写真重ね図

- d 枯死したタケ (広範囲)
- e 密生したモウソウチク (広範囲)



※記号 a~e は写真に対応



a 古墳への道路



b 果樹園



c 周堤上の樹林



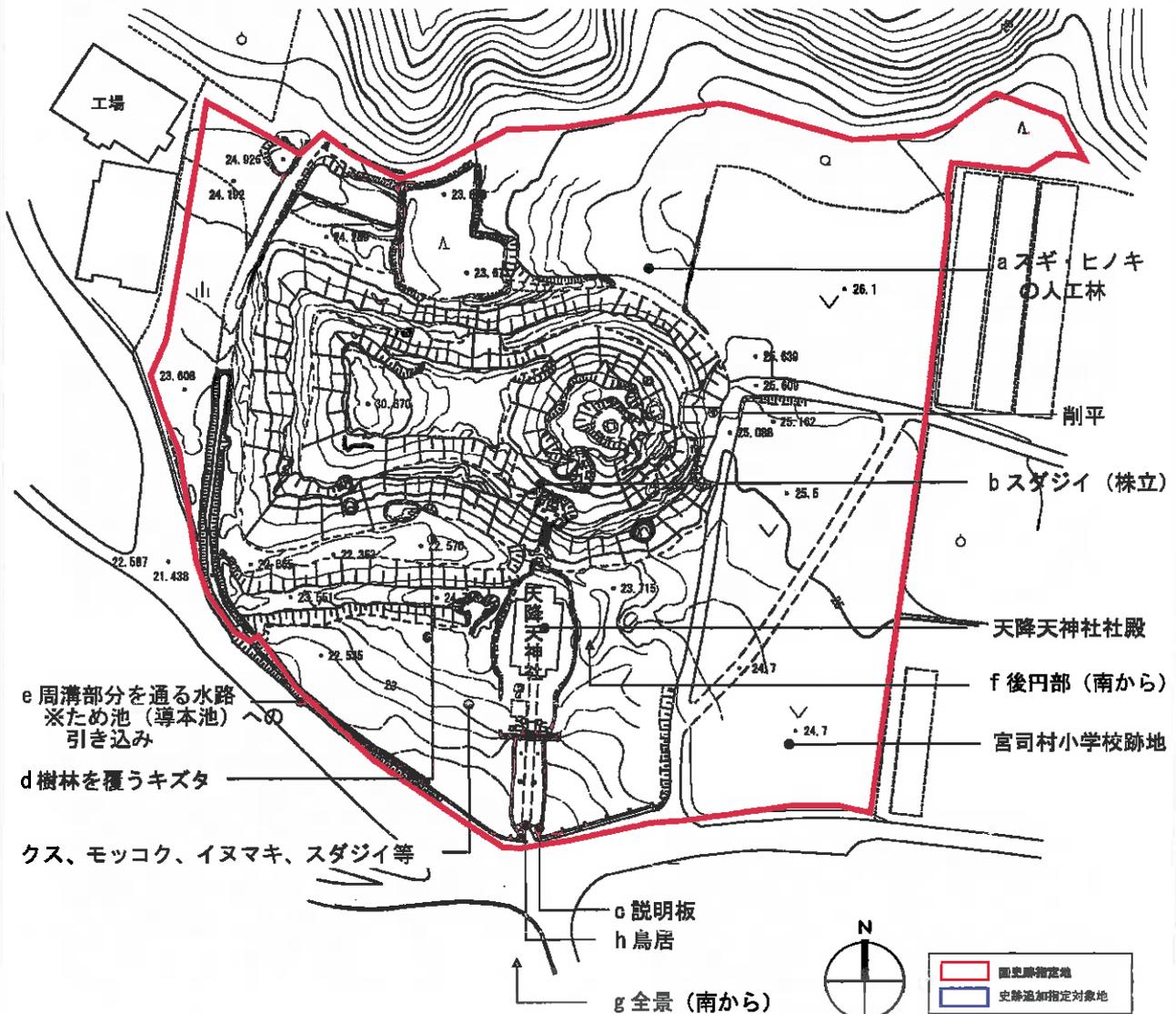
d 枯死したタケ (広範囲)



e 密生したモウソウチク (広範囲)



地形・航空写真重ね図



※記号 a~h は写真に対応



a スギ・ヒノキの人工林



b スダジイ (株立)



c 説明板



d 樹林を覆うキズタ



e 周溝部分を通る水路 ※ため池（導本池）への引き込み



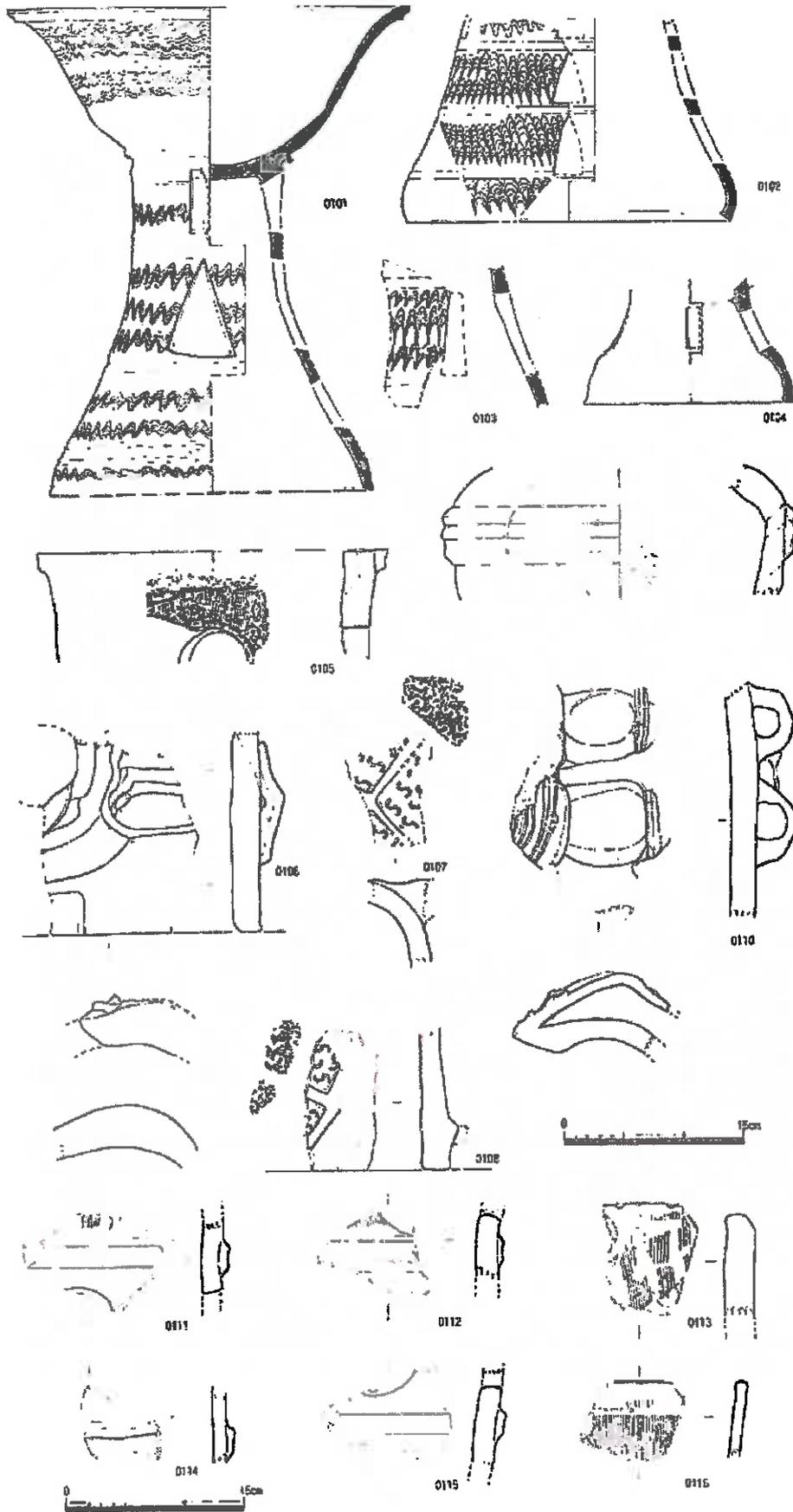
f 後円部 (南から)



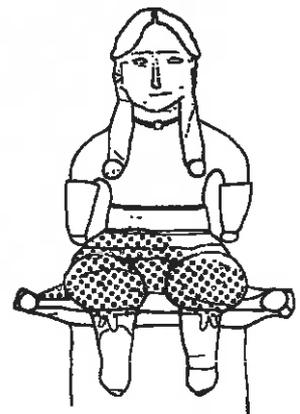
g 全景 (南から)



h 鳥居



須恵器・埴輪実測図

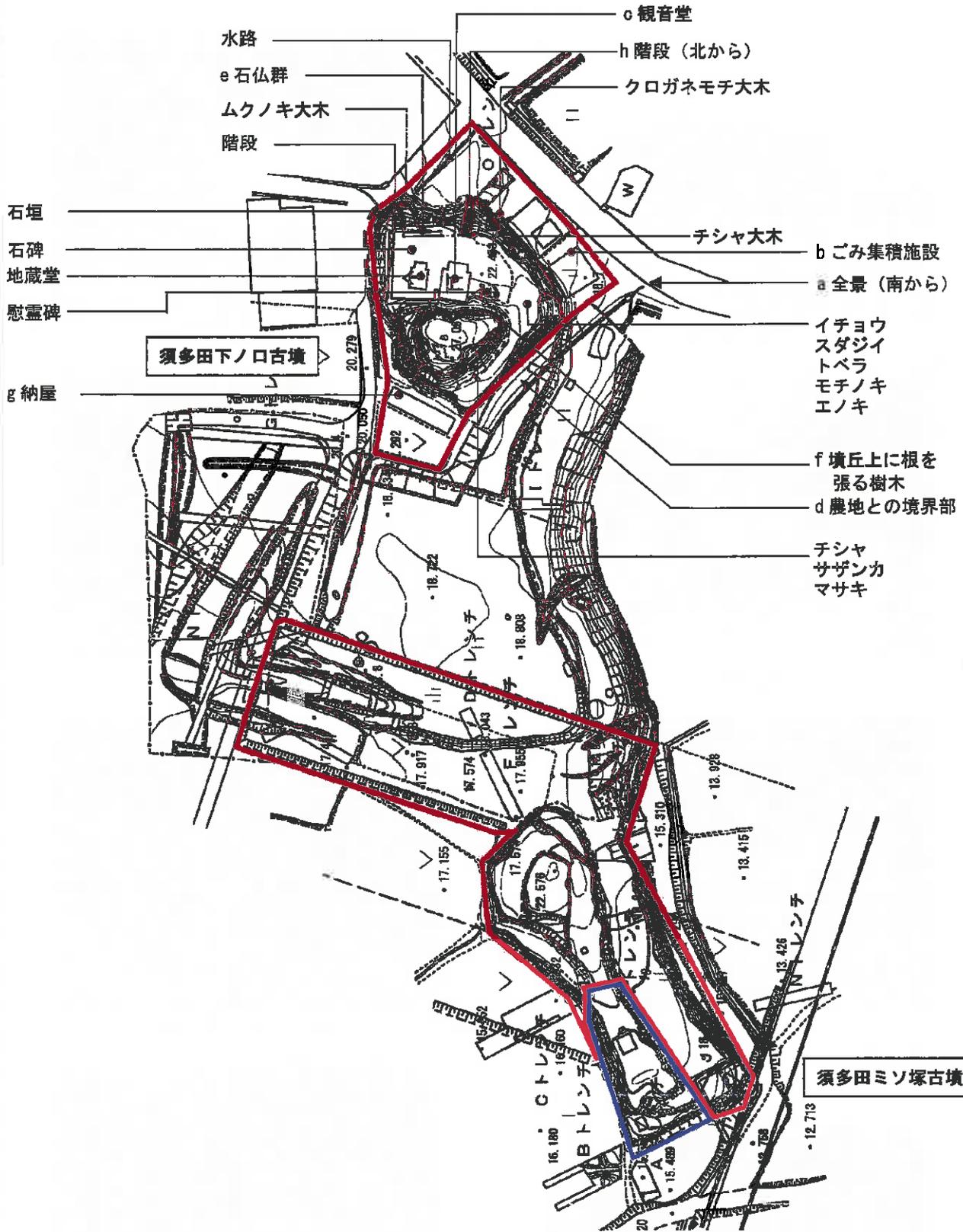


埴輪 (O110) 全体想像図

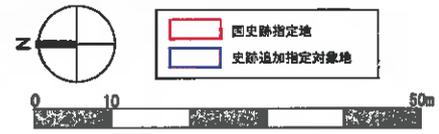


地形・航空写真重ね図

須多田下ノ口古墳



※記号 a~h は写真に対応





a 全景（南から）



b ごみ集積施設



c 観音堂



d 農地との境界部



e 石仏群



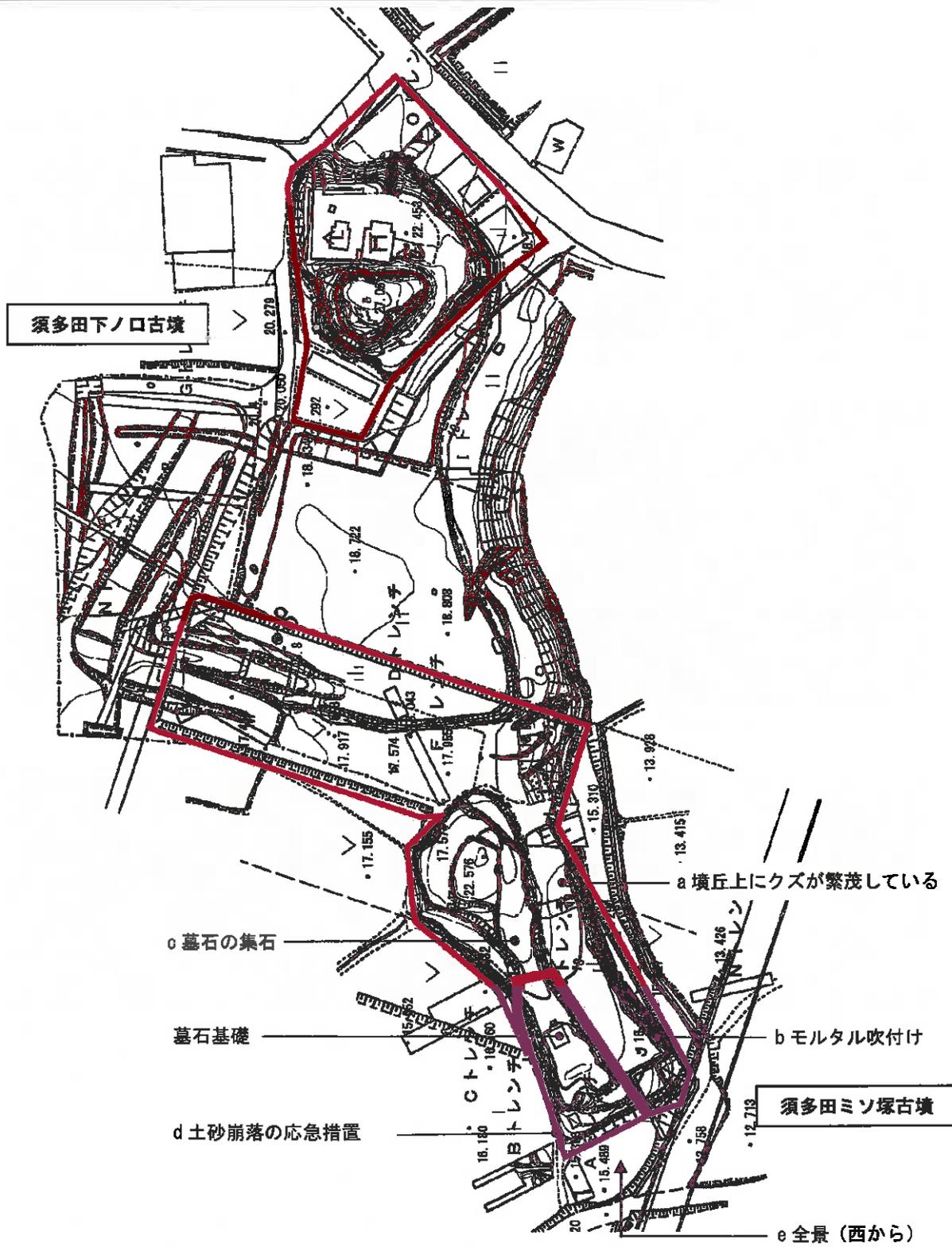
f 墳丘上に根を張る樹木



g 納屋



h 階段（北から）



須多田下ノ口古墳

須多田ミソ塚古墳

c 墓石の集石

墓石基礎

d 土砂崩落の応急措置

a 墳丘上にクズが繁茂している

b モルタル吹付け

e 全景 (西から)

※記号 a~e は写真に対応





a 墳丘上にクズが繁茂している



b モルタル吹付け



c 墓石の集石



d 土砂崩落の応急措置



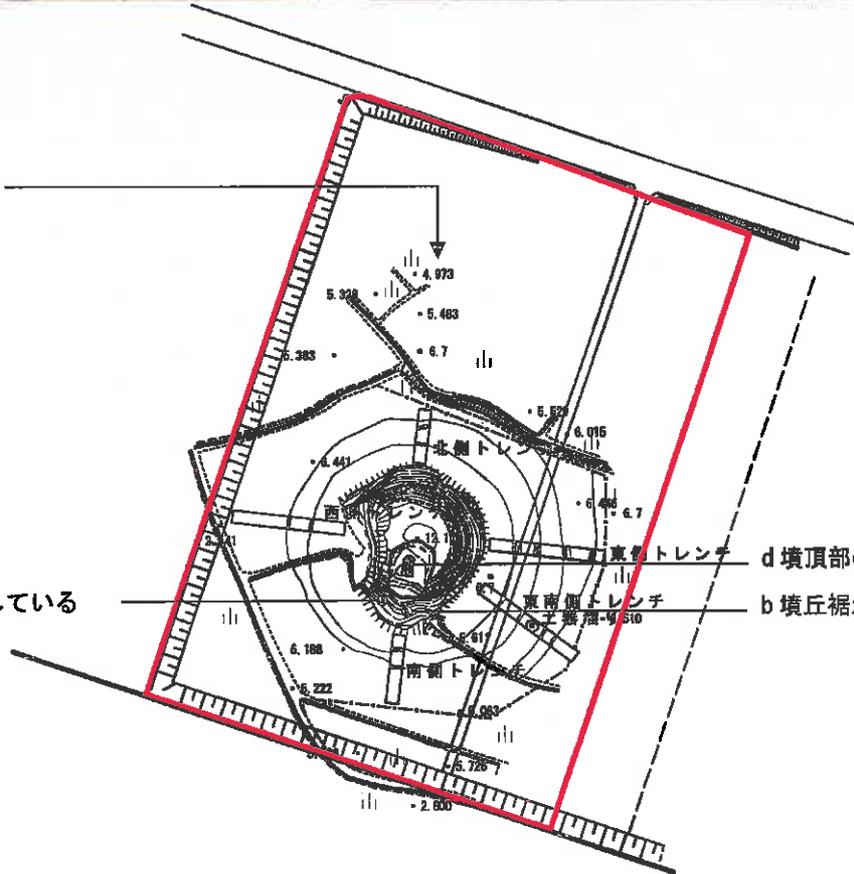
e 全景（西から）



地形・航空写真重ね図

a 全景（北から）

c 石が多く露出している



d 墳頂部の陥没

b 墳丘裾が浸食されている

※記号 a~d は写真に対応



a 全景（北から）



b 墳丘裾が浸食されている



c 石が多く露出している

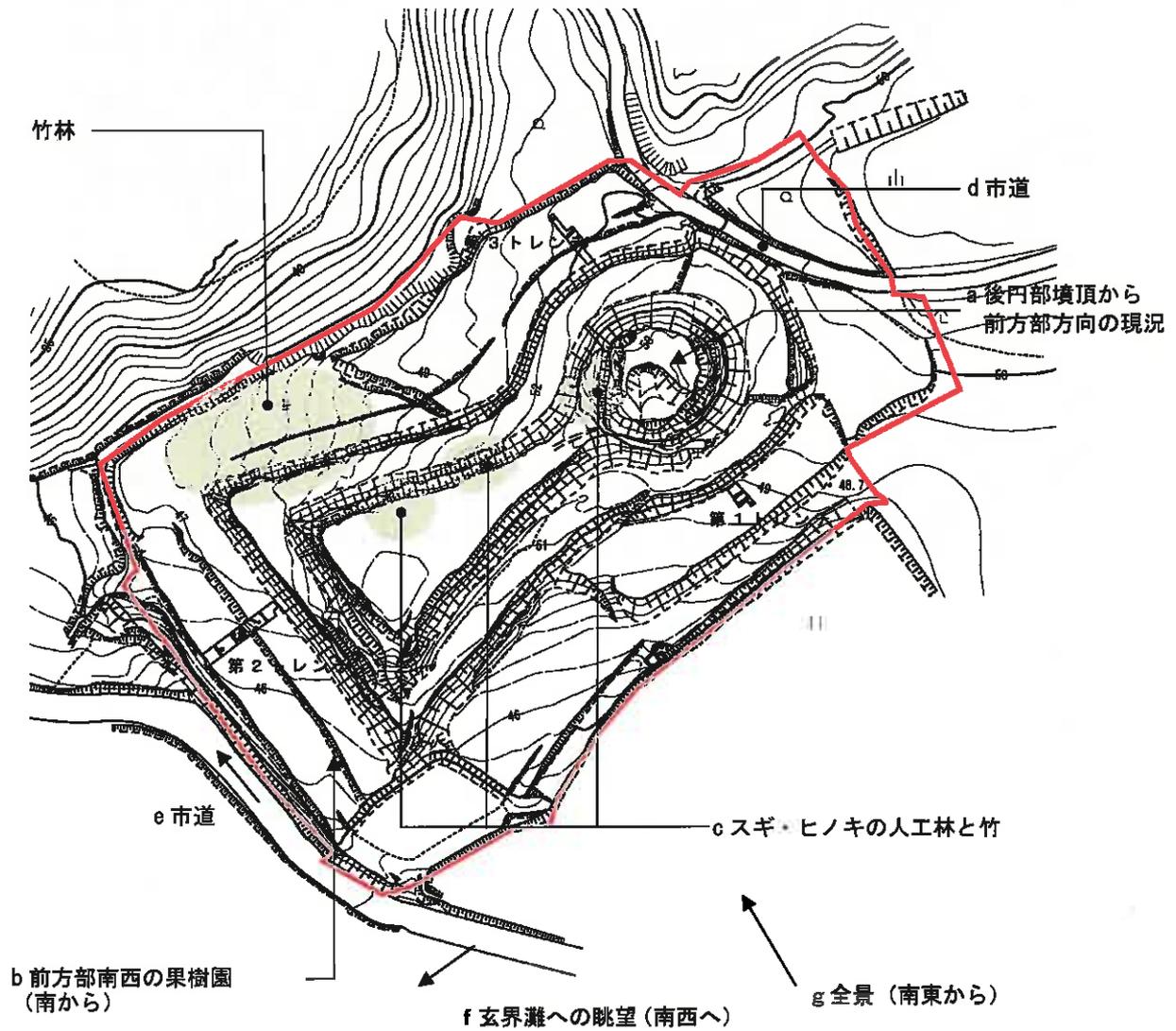


d 墳頂部の陥没

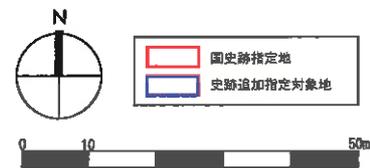


地形・航空写真重ね図

遺跡概要	古墳構成と総数	前方後円墳：1基
	築造時期	6世紀末
	古墳の規模と構造	墳長 101.7m、後円部径 49m、前方部幅 64m 葺石あり
	出土遺物	須恵器
自然環境	立地	水落山から西に広がる台地、標高 50m に位置する
	植生	・道路に面した前方部の南西はイチョウ（銀杏）、ウメ、クリ等の果樹園となっている ・スギ・ヒノキの人工林にマダケ、モウソウチクが侵入して拡大している
	動物	・イノシシ
社会環境	土地利用	・植林 ・果樹園 ・通路（市道）
	土地所有	・市有地、民有地
	土地利用規制	・都市計画法による用途白地地域（全体及び周辺） ・農業振興地域の整備に関する法律による農用地（全体及び周辺） ・農地法による転用に対する規制（一部）
	交通アクセス	・市道に接する
その他	調査歴	2002年 範囲確認調査（墳丘測量、トレンチ）
	文献	・池ノ上宏編『津屋崎古墳群Ⅰ』津屋崎町文化財調査報告書第20集 津屋崎町教育委員会 2004年



※記号 a~g は写真に対応





a 後円部墳頂から前方部方向の現況



b 前方部南西の果樹園（南から）



c スギ・ヒノキの人工林と竹



d 市道



e 市道



f 玄界灘への眺望（南西へ）



g 全景（南東から）



地形・航空写真重ね図

遺跡概要	古墳構成と総数	円墳：1基
	築造時期	7世紀前半～中頃
	古墳の規模と構造	東西径35m、南北径27mの楕円形状（石室は無袖の横穴式石室 全長23.5～24m、側壁に龕状の割り込みを持つ）
	出土遺物	金銅鞍金具、金銅壺鏡、金銅鏡板付轡、金銅杏葉、銅鎖、金銅装頭椎大刀、金銅透彫冠、金環、緑瑠璃丸玉、蓋付銅鉢、銅盤、緑瑠璃板
自然環境	立地	宮地岳南山麓標高55mに立地
	植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林床は暗く、草本類は少ない</li> <li>・ヒノキが植林されている</li> <li>・カクレミノ、コナラ、マテバシイ、クス、ネズミモチ、ヒサカキ、ヤマモモ、ケヤキ、セイヨウバクチノキ、トベラ、イロハモミジ等の高木、林床にはジャノヒゲ、ミツバアケビ、ヤブラン、テイカカズラ、フジ、林縁にはグミ、ヤブコウジ、サルトリイバラ、サツキ等が見られる</li> </ul>
	動物	—
社会環境	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動神社神殿</li> <li>・植林</li> </ul>
	土地所有	・神社有地
	土地利用規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法による用途白地地域（全体及び周辺）</li> <li>・自然公園法による玄海国定公園第2種特別地域（全体及び周辺）</li> </ul>
	交通アクセス	・宮地嶽神社社務所横の駐車スペースから徒歩300m
その他	調査歴	—
	文献	・池ノ上宏・花田勝広編「筑紫・宮地嶽古墳の再検討」『考古学雑誌』第85巻第1号 日本考古学協会 1999年



国史跡指定地  
 史跡追加指定対象地



※記号 a~f は写真に対応



a 植林したヒノキ



b 林縁にはテイカカズラ、グミ等が生育



c 枯れ死したサクラに腐朽菌がみられる



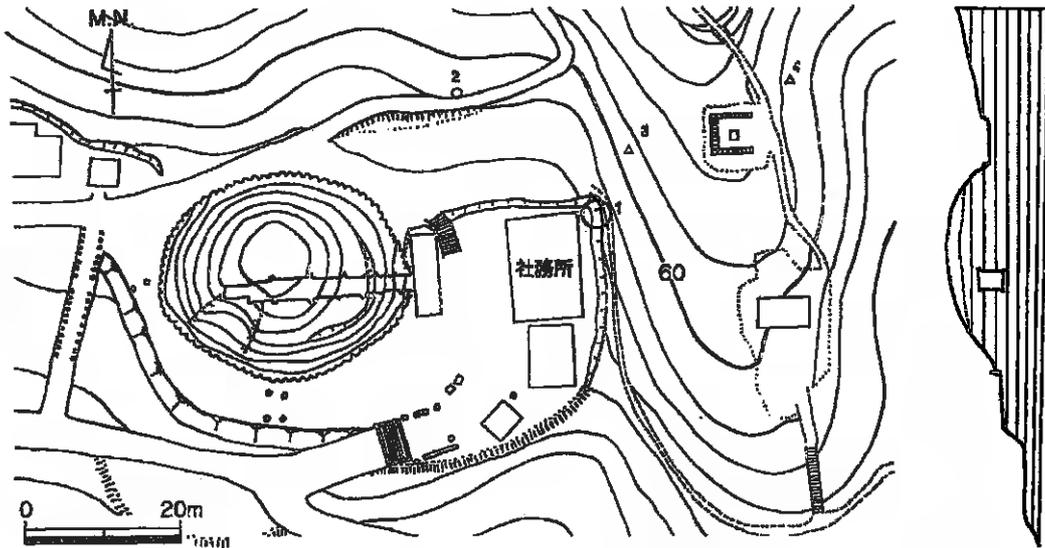
d 防水シート（雨水浸入防止）



e 墳丘裾の列石

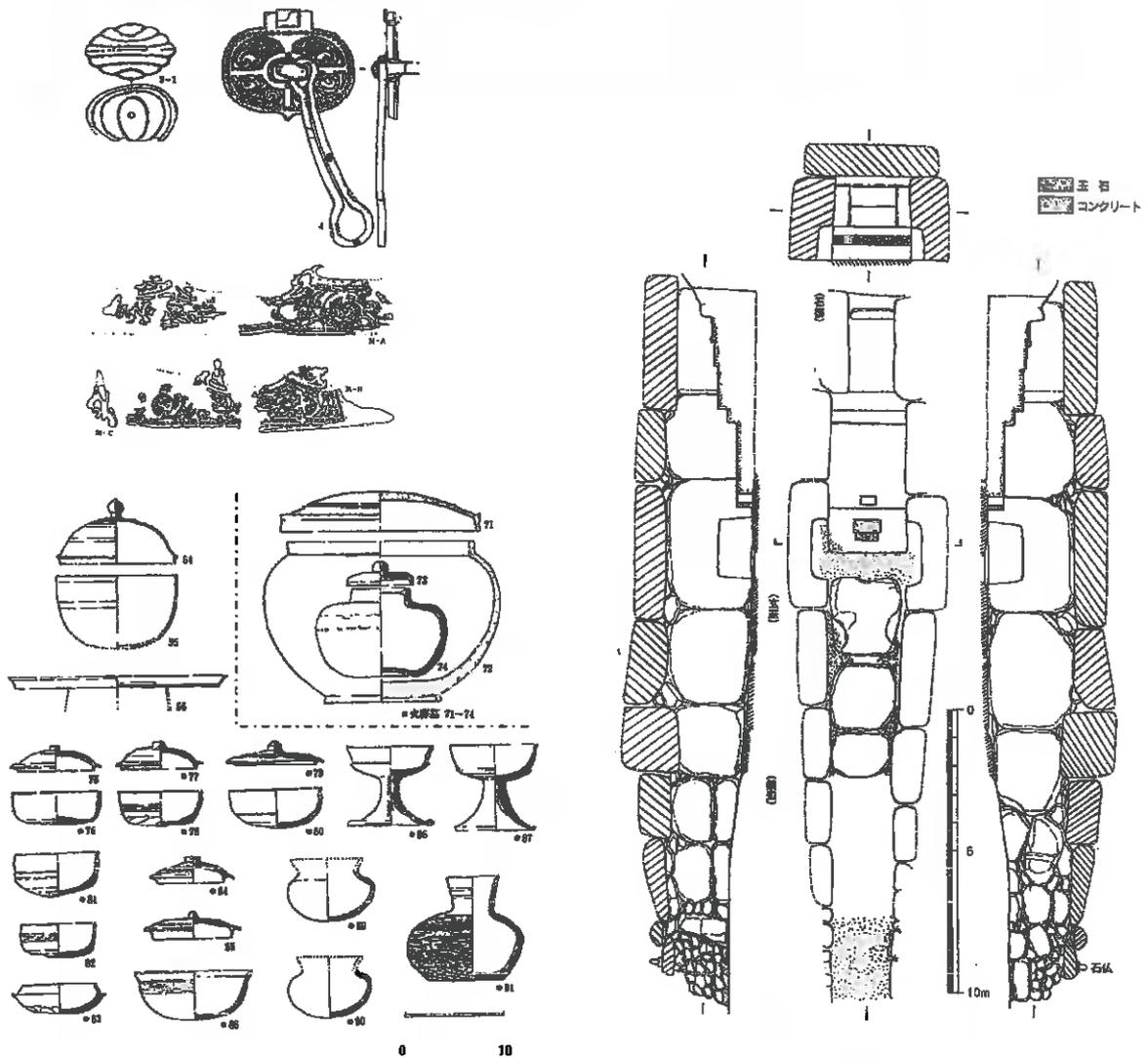


f 不動神社拝殿



古墳及び周辺地形図

遺物出土地：1. 馬具類 2. 冠 3. 火葬墓 4. 土器



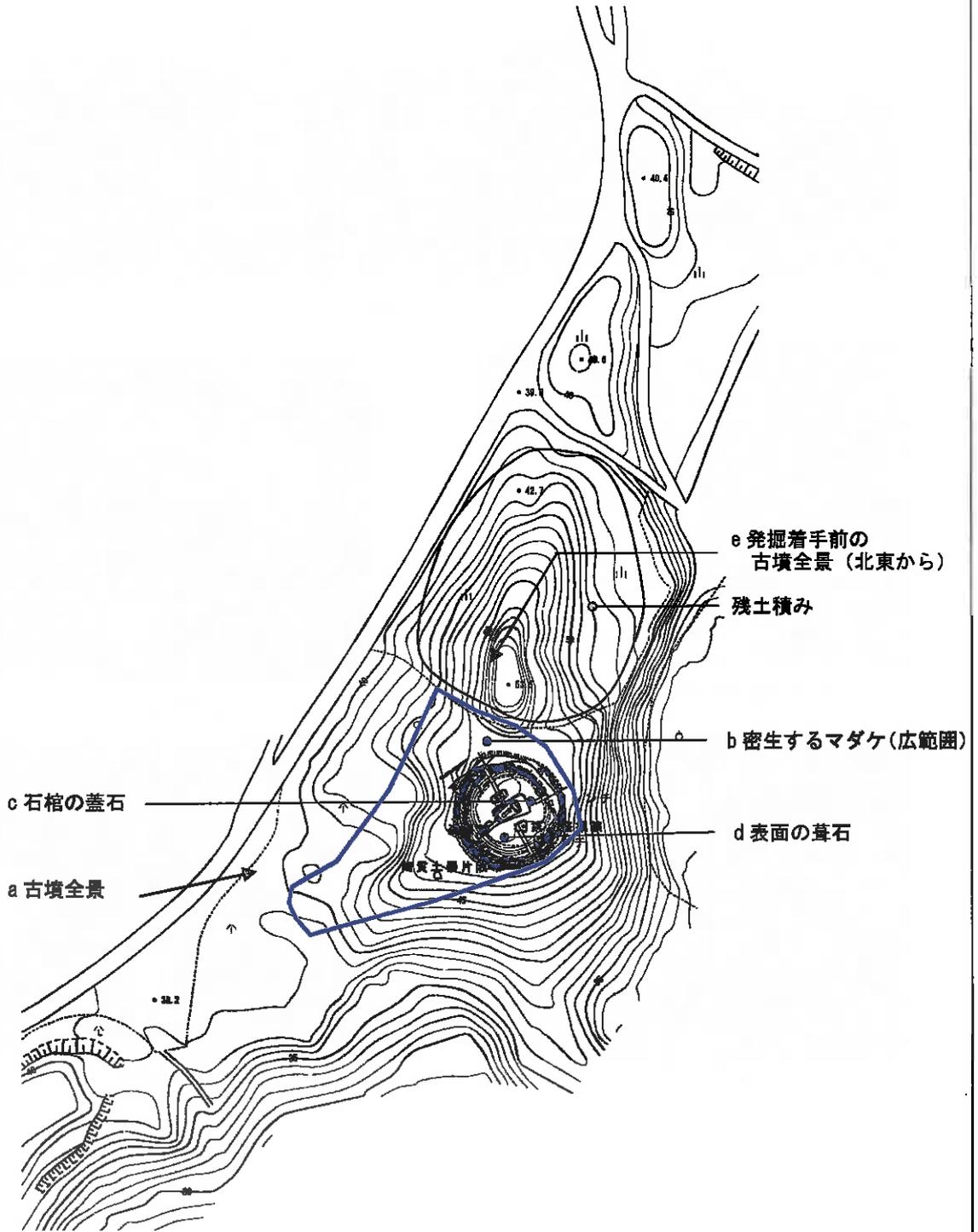
古墳及び周辺出土遺物実測図

石室実測図



地形・航空写真重ね図

遺跡概要	古墳構成と総数	円墳：1基
	築造時期	5世紀前半
	古墳の規模と構造	径26m、竪穴式石室と箱式石棺、石蓋土壌墓と3つの埋葬施設を持つ葺石あり
	出土遺物	竪穴式石室（1号主体部）：金銅製鈴、ガラス小玉、鉄刀、鉄斧など 箱式石棺（2号主体部）：三角板革綴短甲、刀、剣、矛、鉄鏃、鉄柄手斧など 石蓋土壌（3号主体部）：刀、矛、鎌、鉄鏃、鉄鋌、碧玉、製管玉など
自然環境	立地	宮地岳から南に延びる丘陵上 標高50m
	植生	・マダケが密生しており、クロマツ等は被圧されて枯死している ・林床は暗く、竹の葉が厚く堆積しており植生は見当たらない ・クロマツ、ヒサカキ、タブ、マダケ等が生育している
	動物	—
社会環境	土地利用	・土取り
	土地所有	・民有地
	土地利用規制	・都市計画法による用途白地地域（全体及び周辺）
	交通アクセス	・市道に接している
その他	調査歴	1989年土取りに伴い発掘調査を行う。調査後、墓壇を砂で埋め戻して現状保存される。
	文献	・橋口達也編『宮司井手ノ上古墳』津屋崎町文化財調査報告書第7集 津屋崎町教育委員会 1991年



	国史跡指定地
	史跡追加指定対象地



※記号 a~e は写真に対応



a 古墳全景



b 密生するマダケ（広範囲）



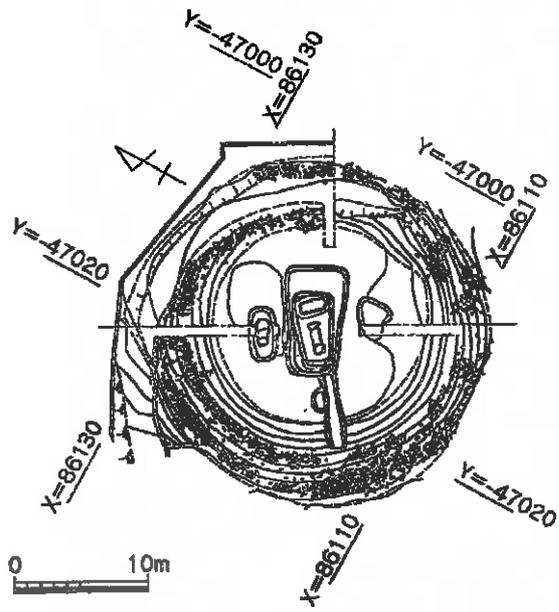
c 石棺の蓋石



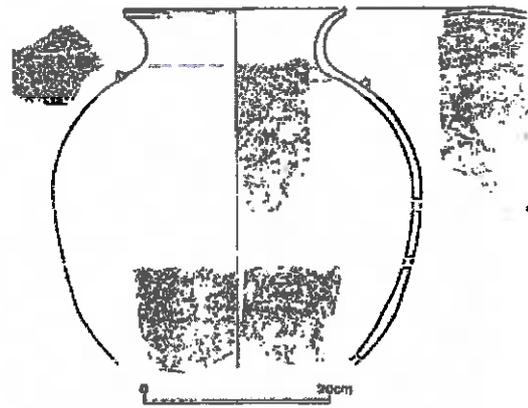
d 表面の葺石



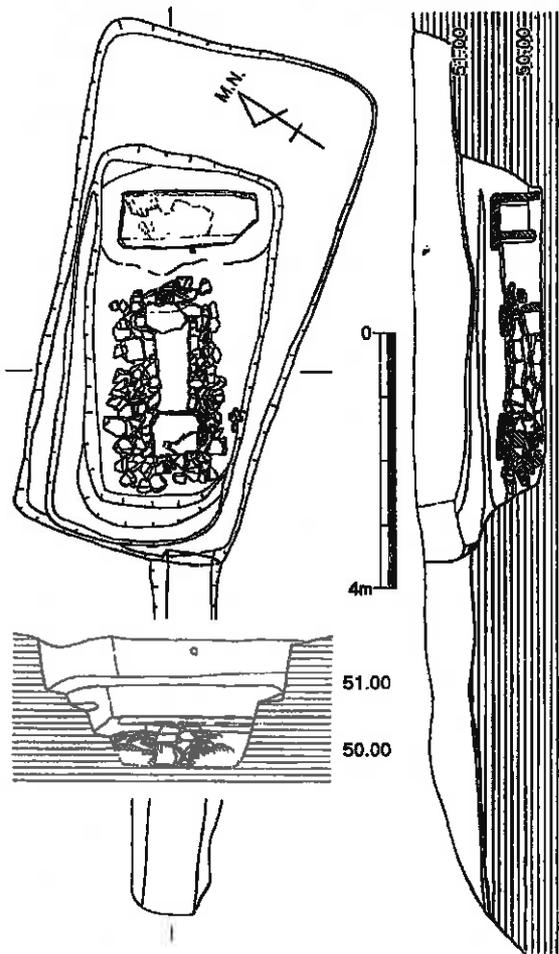
e 発掘着手前の古墳全景（北東から）



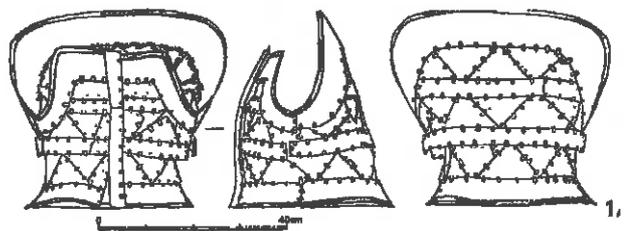
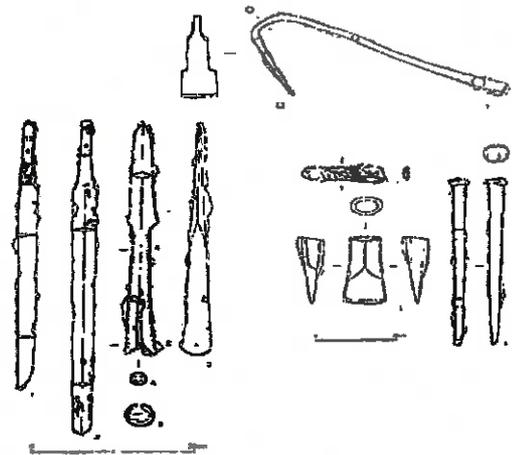
墳丘測量図



墳裾部出土陶質実測図



1・2号主体部出土実測図



2号主体部出土品実測図



地形・航空写真重ね図

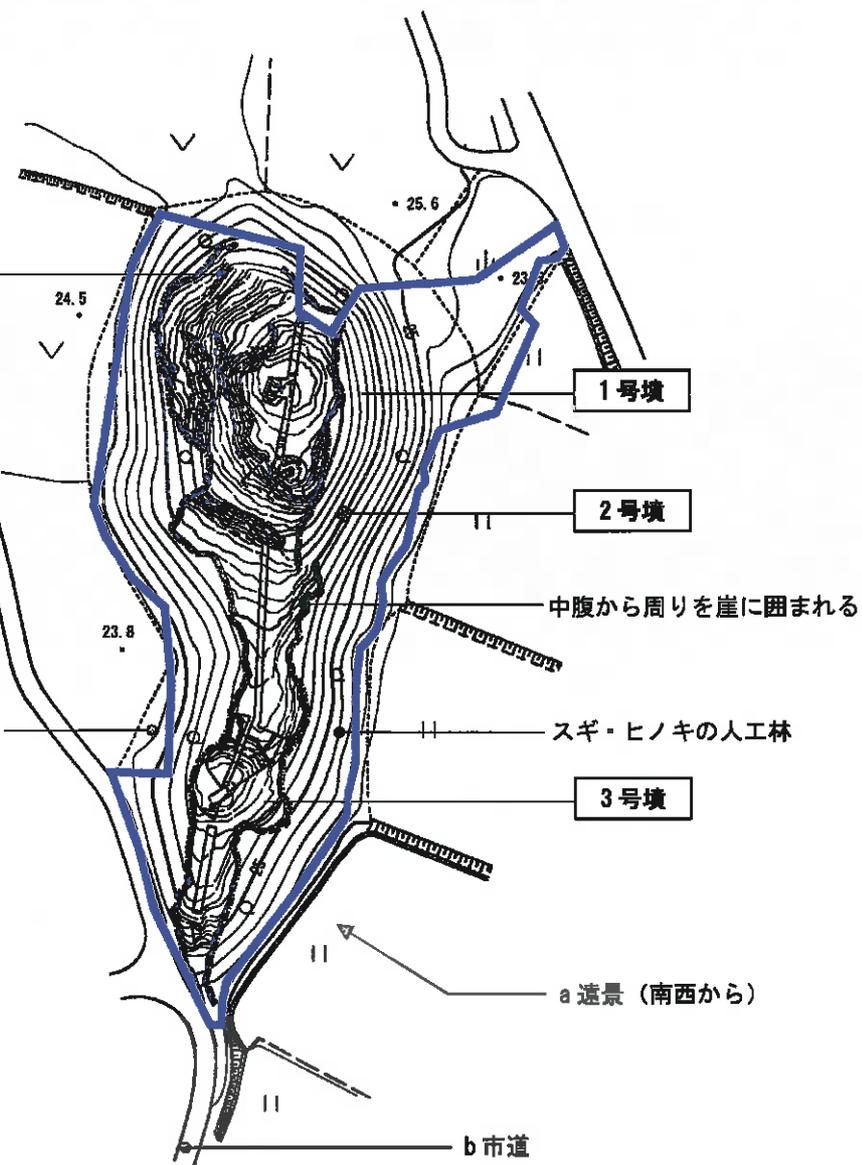
遺跡概要	古墳構成と総数	円墳：3基
	築造時期	5世紀前半から6世紀前半
	古墳の規模と構造	1号墳：周溝内径15m 石棺 2号墳：直径8m 竪穴系横口式石室 3号墳：直径10m 横穴式石室
	出土遺物	1号墳：— 2号墳：— 3号墳：鉄鎌、大刀、須恵器、ガラス玉、土師器、青磁、石錐、弥生土器など
自然環境	立地	宮地岳から南に派生する丘陵上標高25～37m
	植生	1号墳：樹木は照葉樹が優占している（クリ、ヌルデ、アカメガシワ、ハゼ、クス等） 3号墳：スギ・ヒノキの人工林
	動物	・イノシシ、タヌキ
社会環境	土地利用	・植林
	土地所有	・民有地
	土地利用規制	・都市計画法による市街化調整区域（全体及び周辺）
	交通アクセス	・市道に近接する
その他	調査歴	2000年 清掃工場建設に伴う試掘確認調査 2012年 範囲確認調査
	文献	・井浦一編『津屋崎古墳群Ⅲ』福津市文化財調査報告書第7集 福津市教育委員会 2013年

c 樹林

- スダジイ
- カラスザンショウ
- クス
- サクラ
- アラカシ
- カクレミノ
- マサキ
- ヤマモモ
- ハゼ
- クリ
- シノダケの密生

※平成 11 年度の調査で  
尾根上を皆伐してお  
り、若木が多い

d 丘陵周囲が削られている



1号墳

2号墳

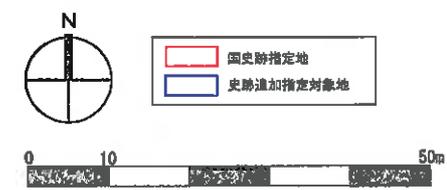
3号墳

中腹から周りを崖に囲まれる

スギ・ヒノキの人工林

a 遠景 (南西から)

b 市道



※記号 a~d は写真に対応



a 遠景（南西から）



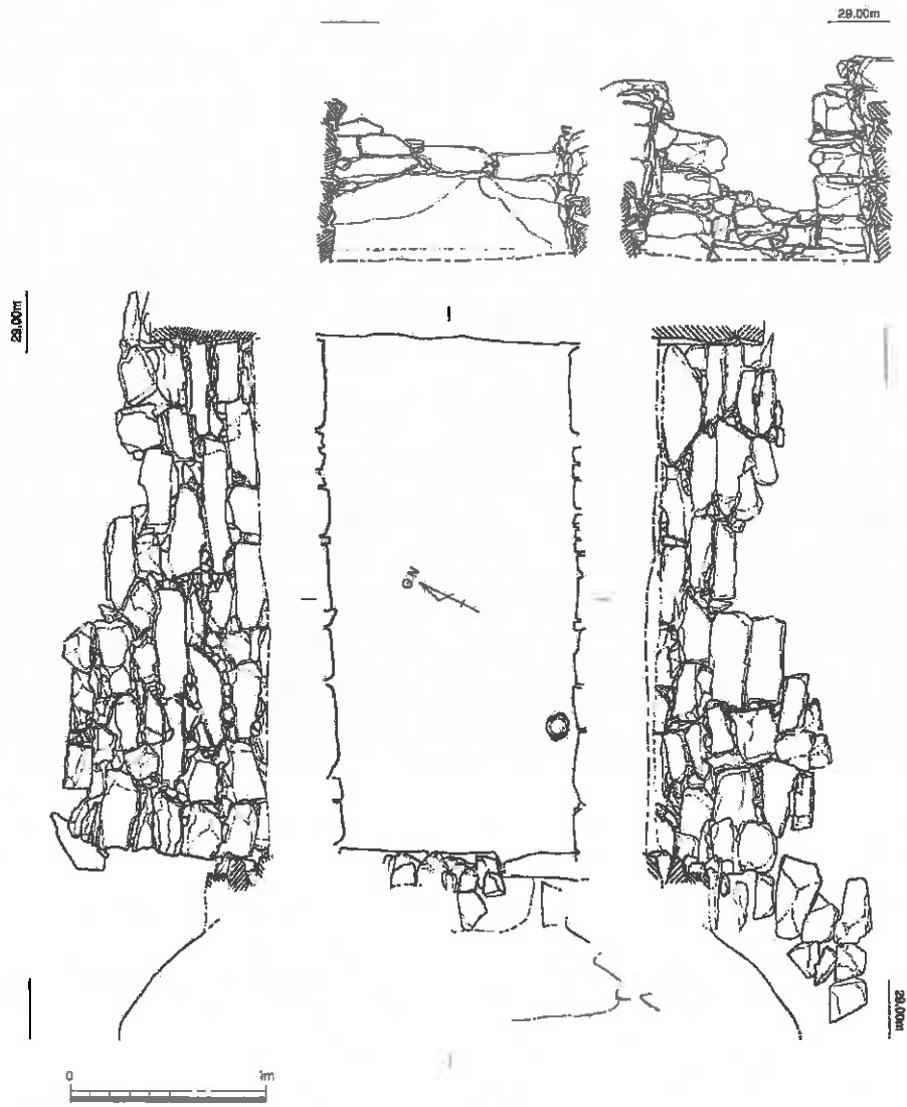
b 市道



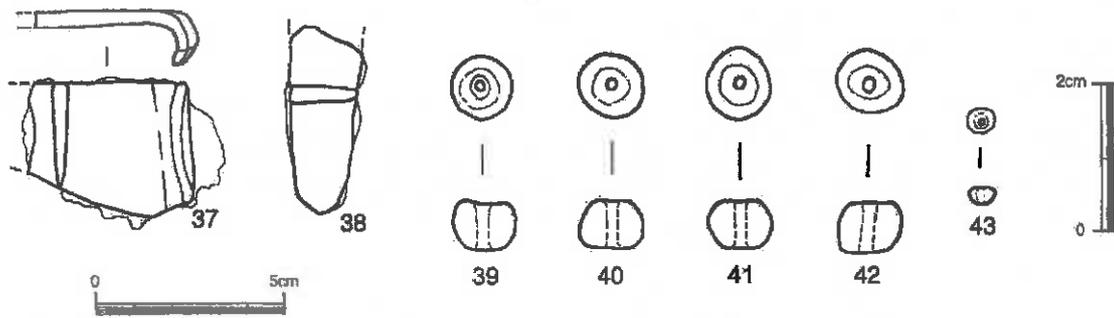
c 樹林



d 丘陵周囲が削られている



3号墳石室実測図

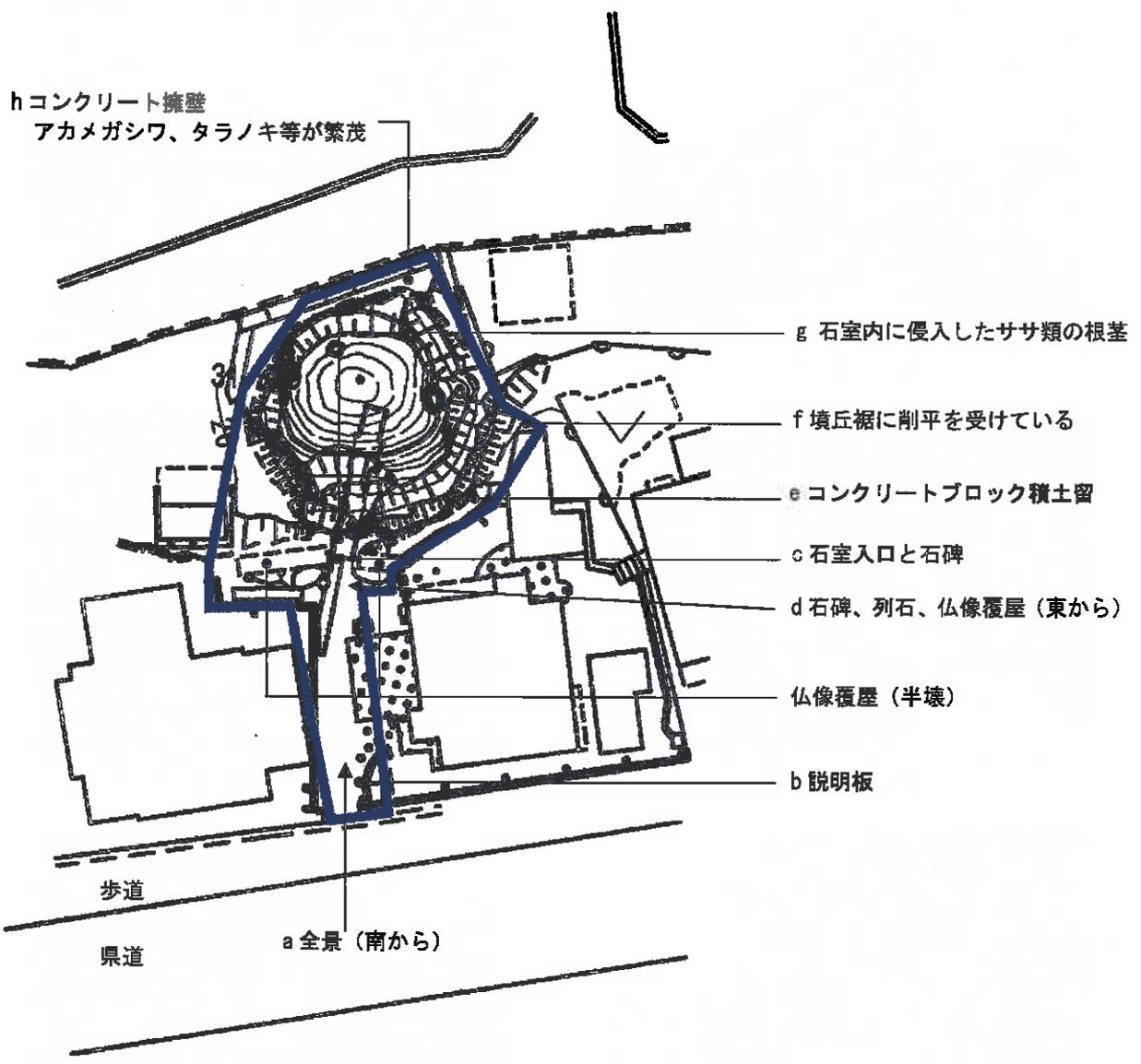


3号墳出土遺物実測図

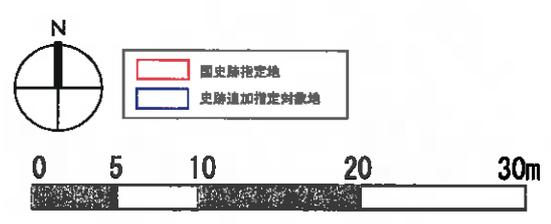


地形・航空写真重ね図

遺構概要	古墳構成と総数	円墳：1基
	築造時期	7世紀前半
	古墳の規模と構造	残存径約20m、墳丘残存高約9m 現状では直径25m前後の円墳と推定 石室は全長10.8mの横穴式石室
	出土遺物	輪鏡、辻金具、金銅板、銅紙、鉄釘、鏝、須恵器（高坏蓋、無蓋高坏、有孔器台）、新羅土器など
自然環境	立地	丘陵斜面上に立地 標高24～27m
	植生	<ul style="list-style-type: none"> <li>古墳上の樹木は3本（スダジイ、クロガネモチ、クヌギ）を残して皆伐されている</li> <li>伐採後にアカメガシワ、タラノキ、ヨウシュヤマゴボウ、アラカシ等の藪、実生苗が生育している</li> <li>石室内にササ類の根茎が侵入している</li> </ul>
	動物	—
社会環境	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>石室内に不動尊を祀る</li> <li>周囲が宅地化している</li> </ul>
	土地所有	・寺有地
	土地利用規制	・都市計画法による市街化区域第1種住居地域（全体及び周辺）
	交通アクセス	・主要地方道福間・宗像・玄海線より20m程度北へ入る
その他	調査歴	1992年 石室実測図作成 2011年 墳丘測量調査 2012年 範囲確認調査
	文献	<ul style="list-style-type: none"> <li>福間町史編纂委員会『福間町史』通史編 2000年</li> <li>宗像市史編纂委員会編『宗像市史』通史編 第一巻 考古1997年</li> <li>井浦一編『津屋崎古墳群Ⅲ』福津市文化財調査報告書第7集 福津市教育委員会 2013年</li> </ul>



※記号 a~h は写真に対応





a 全景（南から）



b 説明板



c 石室入口と石碑



d 石碑、列石、仏像覆屋（東から）



e コンクリートブロック積土留

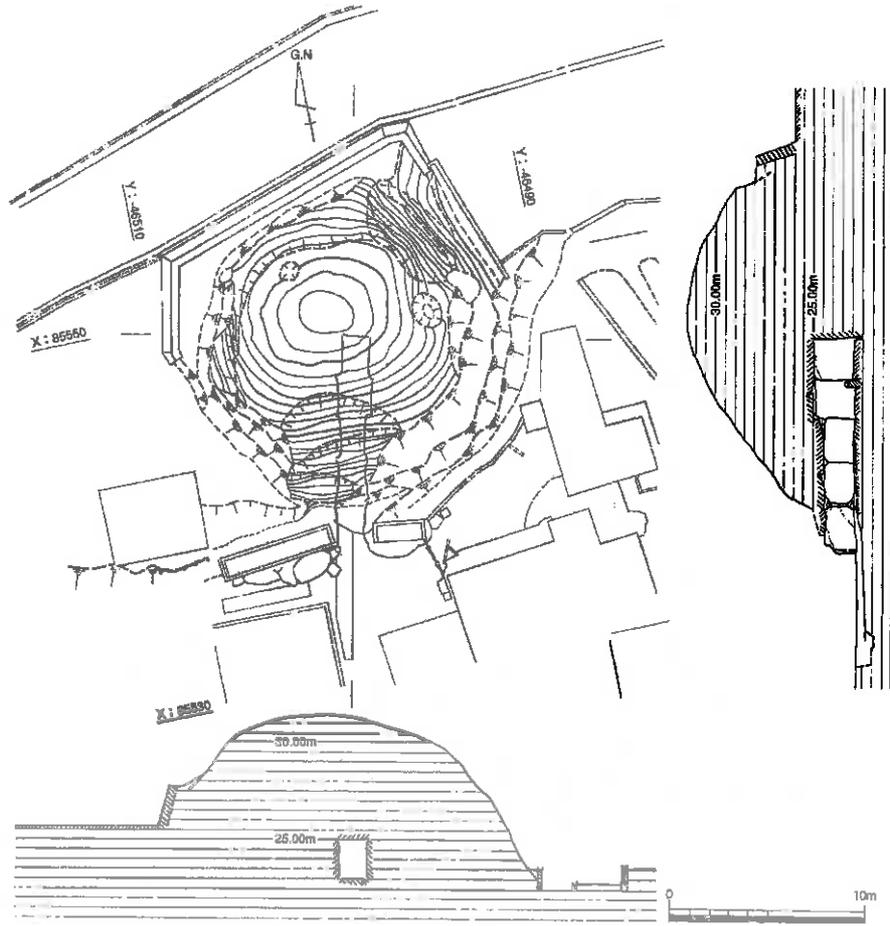


f 墳丘裾に削平を受けている

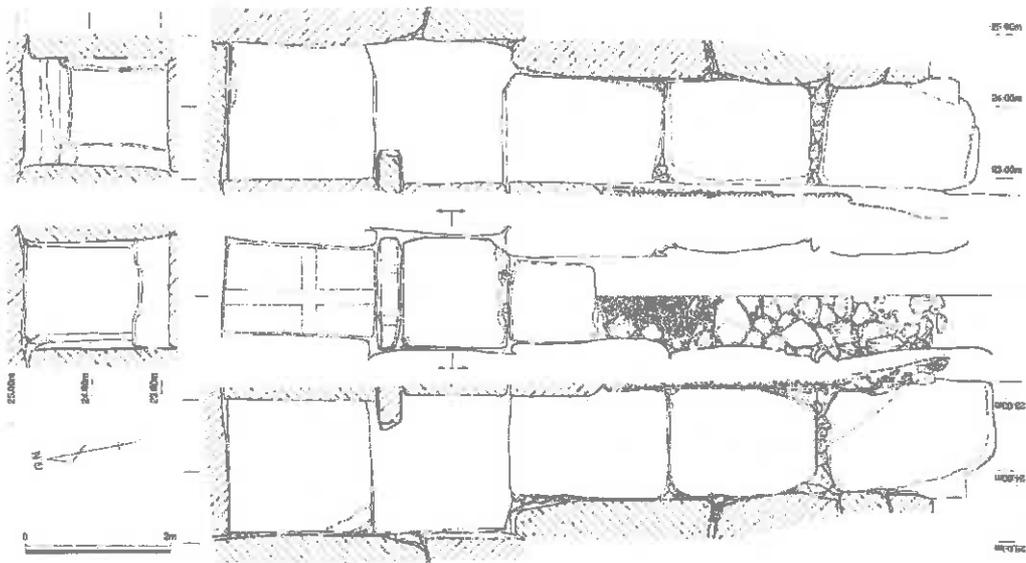


g 石室内に侵入したササ類の根茎

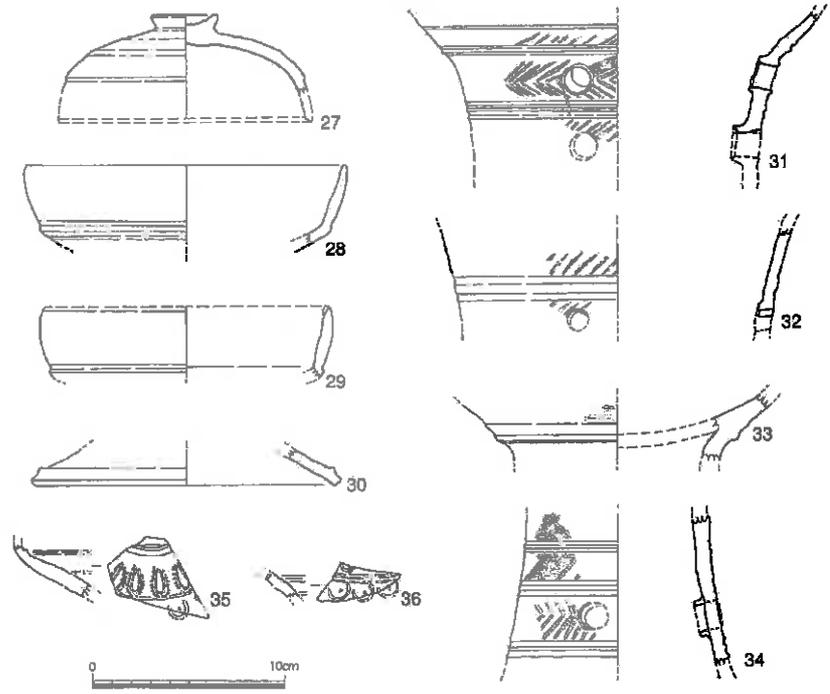
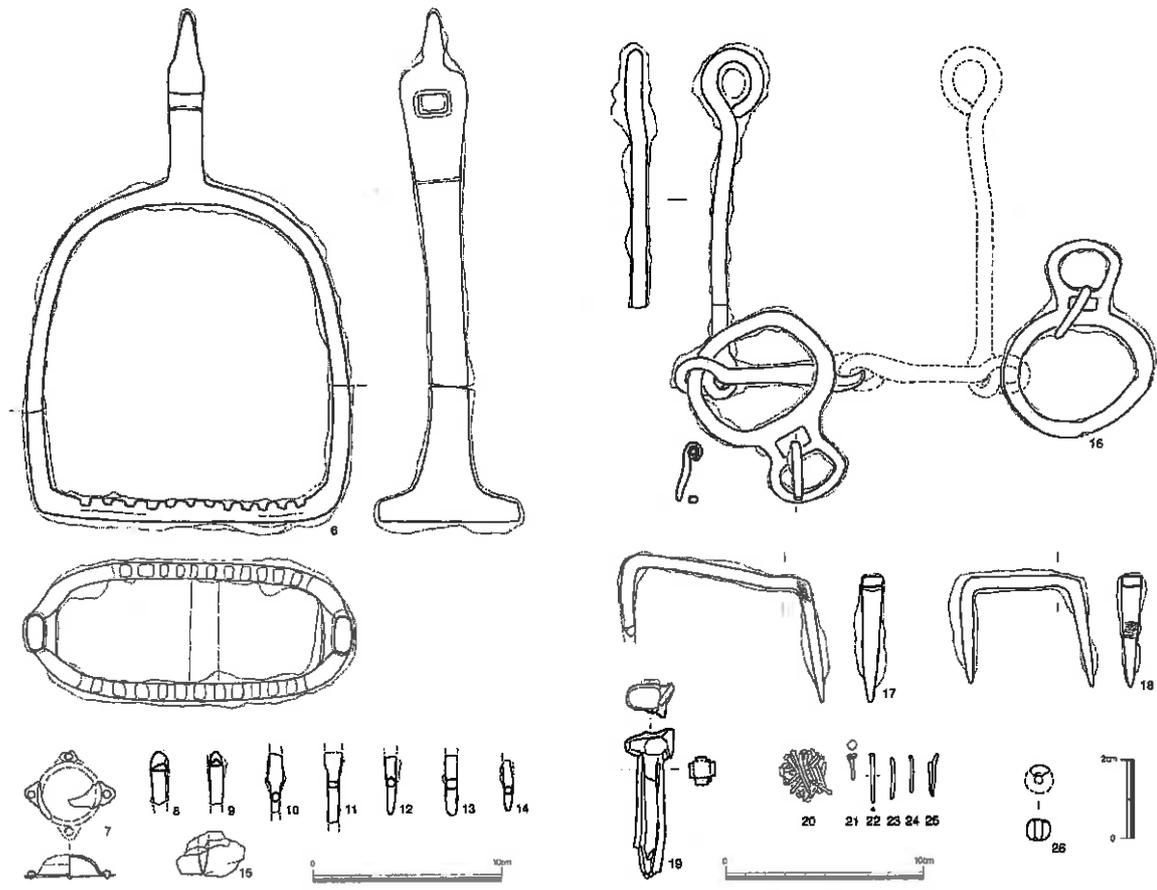
h コンクリート擁壁  
アカメガシワ、タラノキ等が繁茂



墳丘測量図



石室実測図



出土遺物実測図

## [参考文献・引用文献]

### ○保存管理計画書

- 『史跡肥前陶器窯跡保存管理計画書』唐津市教育委員会 2009年  
『国指定史跡求菩提山保存管理計画書』豊前市教育委員会 2010年  
『おつぼ山神籠石保存計画書』武雄市教育委員会 2011年  
『史跡牛頸須恵器窯跡保存管理計画書』大野城市教育委員会 2012年  
『国史跡福岡城跡保存管理計画』福岡市教育委員会 2012年

### ○文化財調査報告書

- 『新原・奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第6集 津屋崎町教育委員会 1989年  
『勝浦北部丘陵遺跡群』津屋崎町文化財調査報告書第13集 津屋崎町教育委員会 1998年  
『新原・奴山古墳群Ⅱ』津屋崎町文化財調査報告書第17集 津屋崎町教育委員会 2001年  
『津屋崎古墳群Ⅰ』津屋崎町文化財調査報告書第20集 津屋崎町教育委員会 2004年  
『津屋崎古墳群Ⅱ』福津市文化財調査報告書第4集 福津市教育委員会 2011年  
『津屋崎古墳群Ⅲ』福津市文化財調査報告書第7集 福津市教育委員会 2013年

### ○市史・町史

- 『宗像市史 通史編』第一巻自然・考古 宗像市市史編纂委員会 1997年  
『宗像市史 通史編』第二巻古代・中世・近世 宗像市市史編纂委員会 1999年  
『津屋崎町史』通史編 津屋崎町史編纂委員会 1999年

### ○計画書等

- 『福岡県地域防災計画』地震・津波対策編 福岡県防災会議 2012年  
『地震に関する防災アセスメント調査報告書』福岡県 2012年  
『福岡県地域防災計画』風水害対策編 福岡県防災会議 2010年  
『福津市総合計画【2007-2016】』福津市 2007年  
『福津市環境基本計画【平成19年-平成28年】』福津市 2007年  
『福津市都市計画マスタープラン【2008-2017】』福津市 2008年  
『福津市景観マスタープラン【2008-2017】』福津市 2008年  
『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本構想』福津市教育委員会 2008年  
『福津市田園環境マスタープラン』福津市 2009年  
『福津市観光基本計画』福津市 2010年  
『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本計画』福津市教育委員会 2010年  
『福津市地域防災計画』福津市防災会議 2013年

### ○その他

- 『つやざき 明治百年記念発刊』津屋崎町教育委員会編 1973年  
『宗像 沖ノ島』宗像大社復興期成会 1979年  
『増補 筑前國續風土記』貝原益軒編 伊藤尾四郎校訂 第二版 文献出版 1988年  
『宗像郡誌綜覧』中村正夫編校訂 文献出版 1997年  
『つやざき八景』津屋崎町観光協会 津屋崎町役場まちづくり推進課 1996年  
「筑紫・宮地嶽古墳の再検討」『考古学雑誌』第85巻第1号 池ノ上宏・花田勝広 1999年  
『発掘調査のてびき』各種遺跡調査編 文化庁文化財部記念物課 2013年  
『文化財保護提要』文化庁監修 第一法規



## ■ 資料編（関係法令等）

- 文化財保護法（抜粋）
- 文化財保護法施行令（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）
- 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）
- 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）



## ○文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日 法律第二百十四号）

### 第一章 総則

（この法律の目的）

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

**第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下、「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号）、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

**第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(現状変更等の制限)

**第四十三条** 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

**第九十二条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

**第九十四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

## 第七章 史跡名勝天然記念物

### （指定）

**第百九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下、「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

### （所有権等の尊重及び他の公益との調整）

**第百十一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

### （管理団体による管理及び復旧）

**第百十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物施設の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者

の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十五条** 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

**第百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

（所有者による管理及び復旧）

**第百十九条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

**第百二十一条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

**第百二十二条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、

その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第二百五条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

**第二十七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

## 第十二章 補則

### 第二節 国に関する特例

**第六十八条** 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二十

五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

## ○文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和五十年九月九日 政令第二百六十七号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

### 第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、増建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していないものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第五十条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

○国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和二十六年五月十日 文化財保護委員会告示第二号）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国の文化の象徴たるもの

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年三月八日 文化財保護委員会規則第八号）

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

**第六条** 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
  - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
  - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
  - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
  - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
  - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

## ○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抜粋）

（昭和二十九年六月二十九日 文化財保護委員会規則第七号）

### （標識）

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

### （説明板）

**第二条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

### （標柱及び注意札）

**第三条** 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

### （境界標）

**第四条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

### （標識等の形状等）

**第五条** 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

**第六条** 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和二十六年七月十三日 文化財保護委員会規則第十号）

（許可の申請）

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号 及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号 の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

**第二条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

**第三条** 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

**第四条** 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

**第五条** 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）

（平成十二年四月二十八日 庁保記第二二六号 各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第八十七号）による改正後の文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第四十二号）による改正後の文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）の施行に伴い、平成十二年四月一日から、令第五条第四項第一号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が行うこととなりました。

については、「文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」が別紙のとおり定められましたので、十分に御了知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。また、域内の市の教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

**（別紙）**

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成十二年四月二十八日 文部大臣裁定）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

**I 共通事項**

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
  - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
  - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
  - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
  - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八十条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現

状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

## II 個別事項

### 1 令第五条第四項第一号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
  - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
  - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

### 2 令第五条第四項第一号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）

### 3 令第五条第四項第一号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
  - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
  - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
  - ③ 小規模な観測・測定機器
  - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

#### 4 令第五条第四項第一号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七十二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

#### 5 令第五条第四項第一号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

#### 6 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第八十条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

#### 7 令第五条第四項第一号ト関係

- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
  - ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (6) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

## 8 令第五条第四項第一号子関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により登録を受けた博物館、同法第二十九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
- (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
- (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八十条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

## 9 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イ～ヌおよびその処理基準のうち、史跡津屋崎古墳群に該当する内容について以下の表に示す。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号およびその処理基準（抜粋）

<p>○文化財保護法施行令 第五条第四項第一号 (該当部分抜粋)</p>	<p>○文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝 天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準</p>							
	<p><b>Ⅱ 個別事項（該当部分抜粋）</b></p>							
<p>イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいても同じ。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築、又は除却</p>	<p>令 第五 条第 四項 第一 号イ 関係</p>	<p>(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。</p> <table border="1" data-bbox="620 577 1398 1010"> <tr> <td data-bbox="620 577 831 674"></td> <td data-bbox="831 577 1398 674"> <p>① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 674 831 824"></td> <td data-bbox="831 674 1398 824"> <p>② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 824 831 1010"></td> <td data-bbox="831 824 1398 1010"> <p>③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 本号による許可の事務の範囲に含まれない。</p> <p>(3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第二百二十五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く）。</p> <p>(4) 新築、増築、改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。</p>		<p>① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合</p>		<p>② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合</p>		<p>③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合</p>
	<p>① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合</p>							
	<p>② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合</p>							
	<p>③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合</p>							
<p>ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p>	<p>令 第五 条第 四項 第一 号ハ 関係</p>	<table border="1" data-bbox="620 1346 1398 1682"> <tr> <td data-bbox="620 1346 831 1682" rowspan="4"> <p>(1) 「工作物」には、次のものを含む。</p> </td> <td data-bbox="831 1346 1398 1429"> <p>① 小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1429 1398 1512"> <p>② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1512 1398 1594"> <p>③ 小規模な観測・測定器</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1594 1398 1682"> <p>④ 木道</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 「道路」には、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の付属物で当該道路に付属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。</p> <p>(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。</p> <p>(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。</p>	<p>(1) 「工作物」には、次のものを含む。</p>	<p>① 小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀</p>	<p>② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール</p>	<p>③ 小規模な観測・測定器</p>	<p>④ 木道</p>	
<p>(1) 「工作物」には、次のものを含む。</p>	<p>① 小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀</p>							
	<p>② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール</p>							
	<p>③ 小規模な観測・測定器</p>							
	<p>④ 木道</p>							

	令第五條第四項第一号ハ關係	<p>(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。</p> <p>(6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五條第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五條第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第二百五條第一項ただし書の維持の措置である場合を除く）。</p>
<p>ニ 法第一百五條第一項（法第二百十條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修、又は除却</p>	令第五條第四項第一号ニ關係	<p>(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第一百五條第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。</p> <p>(2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。</p> <p>(3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。</p>
<p>ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</p>	令第五條第四項第一号ホ關係	<p>(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。</p> <p>(2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。</p>
<p>ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）</p>	令第五條第四項第一号ヘ關係	<p>(1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。</p> <p>(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。</p> <p>(3) 木竹の伐採が、法第二百五條第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。</p>



国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画

平成 26 年 3 月

発 行	福津市教育委員会 〒 811-3293 福岡県福津市中央 1-1-1 TEL 0940-42-1111
製作協力	株式会社アーバンデザインコンサルタント 〒 812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-12-26 TEL 092-482-8001
印刷製本	石川特殊特急製本株式会社 〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 3-9-28 TEL 092-471-8175

